

昭和50年12月17日開会
昭和50年12月23日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和50年12月17日(水曜日)第1日

○ 出席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	1 頁
○ 議事日程	4 頁
○ 開会宣告(午前10時15分)	6 頁
○ 会議録署名議員の氏名(池辺秀夫君、三井正光君、中塚辰之助君)	6 頁
○ 市長開会あいさつ	6 頁
○ 会期決定(12月17日～12月23日)	8 頁
○ 日程第1 議席の指定について	8 頁
○ 日程第2 常任委員会の選任について	9 頁
○ 日程第3 開発事業対策委員会委員の辞職について	9 頁
○ 日程第4 開発事業対策委員会委員の選任について	9 頁
○ 日程第5 和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	9 頁
○ 日程第6 昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算委員長報告)	11 頁
○ 日程第7 昭和49年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算委員長報告)	14 頁
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和50年8月分)	15 頁
○ 日程第9 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和50年8月分)	
○ 日程第10 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和50年8月分)	一
○ 日程第11 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和50年9月分)	
○ 日程第12 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和50年9月分)	括
○ 日程第13 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和50年9月分)	上
○ 日程第14 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和50年10月分)	程
○ 日程第15 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和50年10月分)	
○ 日程第16 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和50年10月分)	
○ 日程第17 定期監査結果報告	133 頁
○ 日程第18 専決処分の承認を求めることについて(和泉市国民健康保険条例の一部)	

改正する条例	134頁
○ 日程第19 専決処分の承認を求めることについて（昭和50年度和泉市病院事業 会計補正予算（第2号））	138頁
○ 日程第20 昭和49年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について	140頁
○ 日程第21 市道の路線認定について（幸泉大津上線）	170頁
○ 日程第22 工事請負契約締結について（都市計画街路和泉中央線舗装新設工事）	273頁
○ 日程第23 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	276頁
○ 日程第24 和泉市交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	285頁
○ 日程第25 昭和50年12月和泉市議会議員に支給する期末手当の額の特例に 関する条例制定について	289頁
○ 日程第26 人権擁護委員候補者を推せんするにつき意見を求めることについて	295頁
○ 散会宣告（午後2時33分）	

昭和50年12月19日（金曜日）第2日

○ 出席議員	299頁
○ 議事説明員その他	299頁
○ 開会宣告（午前10時15分）	302頁
○ 一般質問	
1番に25番 藤原要馬君	302頁
2番に27番 成田秀益君	313頁
3番に7番 田中包治君	315頁
4番に28番 坂上国治君	328頁
5番に20番 寺田 茂君	340頁
○ 散会宣告（午後4時50分）	352頁

昭和50年12月22日（月曜日）第3日

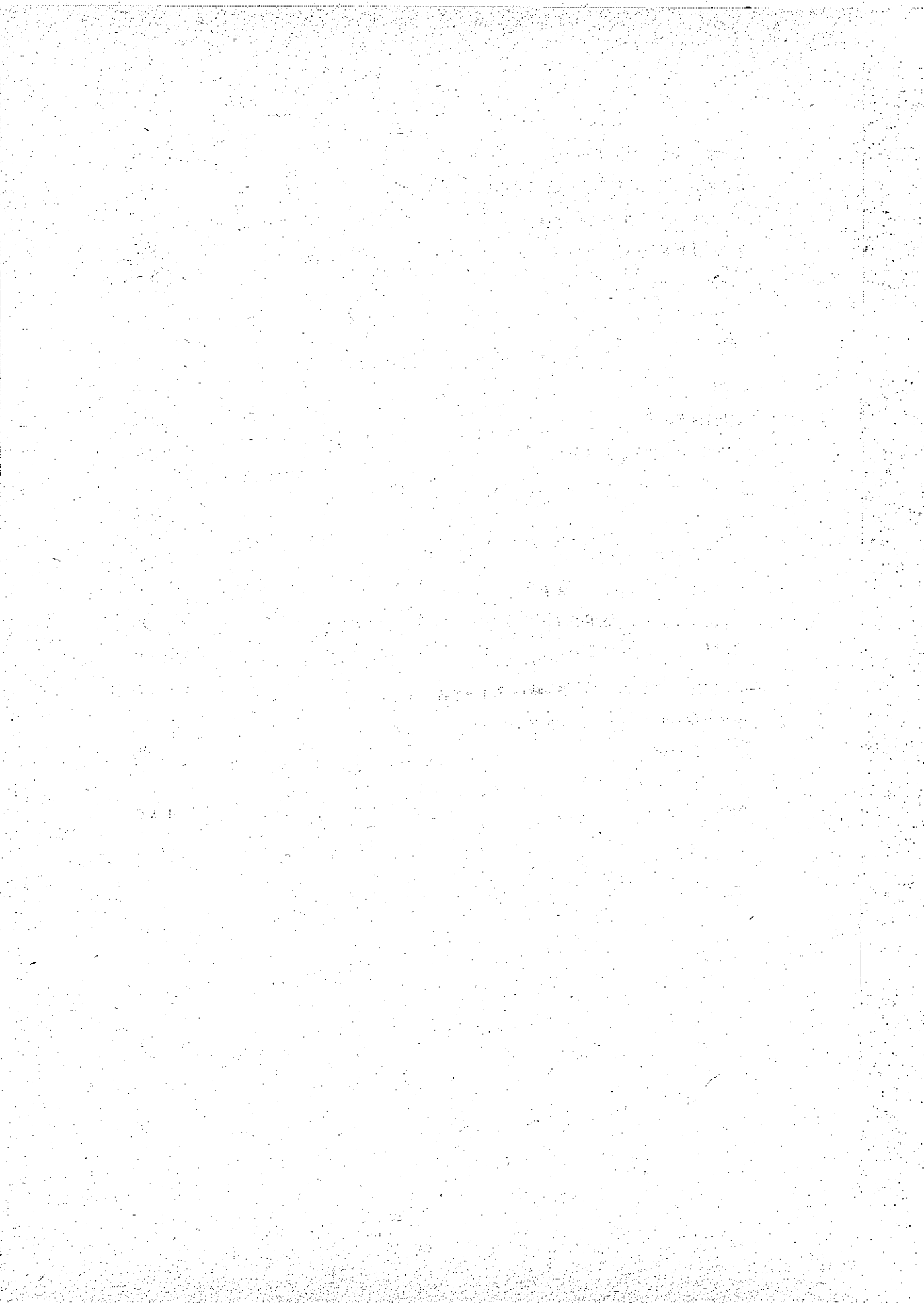
○ 出席議員	353頁
○ 議事説明員その他	353頁
○ 開会宣告（午前10時25分）	356頁
○ 一般質問	
1番に26番 天堀 博君	356頁

2 番に 6 番 柏 音三郎君	370 頁
3 番に 18 番 直村 静二君	378 頁
4 番に 17 番 山田 清二君	396 頁
5 番に 29 番 竹内 修一君	404 頁

○ 散会宣告 (午後4時28分)	409 頁
------------------	-------

昭和50年12月23日(火曜日)第4日

○ 出席議員	411 頁
○ 議事説明員その他	411 頁
○ 開会宣告 (午前11時5分)	415 頁
○ 一般質問	
1 番に 10 番 池辺 秀夫君	415 頁
2 番に 12 番 木下甲子三君	419 頁
3 番に 15 番 上代卯之松君	423 頁
○ 日程1 (追加) 市立病院建設特別委員会設置並びに委員の選任について	426 頁
○ 日程2 (追加) 財団法人和泉市商工業振興会設立について	428 頁
○ 市長閉会あいさつ	443 頁
○ 議長閉会あいさつ	444 頁
○ 閉会宣告 (午後3時)	444 頁



第 1 日

E

I

昭和50年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	天堀博君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	企画課長	大塚孝之
収入役	橋本炳	人事課長補佐	河原茂隆
重要施策推進室 開放センター 推進担当	小林一三	財政課長	麻生和義
〃	富田宏之	管財課長	中尾宏
〃	高三一行	資産税課長	中川鉄也
総務部長兼重要 施策推進室担当	坂口礼之助	市民税課長	吉田種義
総務部理事	西川喜久	納税課長補佐	信田種行
総務部次長 兼秘書課長	杉本弘文	同和对策部長	佐原行雄
広報公聴課長	竹田明郎	同和对策部次長 兼総合調整課長	生田 稔

職 名	氏 名	職 名	氏 名
連絡指導課長	向井 洋	計画課長	山崎 琢磨
隣保館長	萩本 啓介	建築課長	中上好美
市民部長	内田 繁	区画整理課参事	山本 義
市民部次長兼福祉課長	高橋 新平	開免課長	前田 守正
市民課長	明坂 貞士	下水道課長	大浦 行男
住民情報室長兼社会課長	明坂 文嘉	管理課長	堀 宏行
保険年金課長	逢野 博之	建設部次長兼地区改良事務所長	逢野 一郎
福祉課長	西岡 正志	(地区改良事務所) 工事課長	笠木 恒忠
福祉課参事(老人解放センター所長)	香 味 年 寛	(地区改良事務所) 改良総務課長	吉田 日出夫
産業衛生部長	宇 沢 清	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
産業衛生部次長	山本 俊兼	選挙管理委員会事務局長	青木 孝之
商工課長	岩井 益一	監査委員	堀田 徳治
農林課長	角谷 泰夫	公平委員会事務局長兼監査事務局長	山本 亮夫
農林課参事	佐藤 貞夫	農業委員会農事局長	杉本 忠彦
交通公管課長	梶木 岑雄	教育委員会	堀内 由延
予防衛生課長	神 藤 恒治	教 育 長	葛城 宗一
予防衛生課参事(診療所担当)	農 端 小 一	教育次長兼教育管理部長	阪 東 重 信
環境整備課長	吉田 利秀	指導部長	乾 武俊
環境整備課参事	山村 昇	管理部次長	広岡 史郎
建設部長	中塚 白	総務課長	松村 吉堯
建設部理事	林 徳次	学校教育課長	本木 伴則
建設部次長兼土木課長	森 保	同和指導室長	未田 英一郎
建設部次長兼区画整理課長	中西 淳富	指導課長	高橋 貞良

職名	氏名	職名	氏名
社会教育課長	坂口雄一	経理課長	守田勇
水道部長	田中稔	消防長	和田増義
水道部次長 兼工務課長	福本喬久	消防署長	南口主雄
総務課長	中辻寿夫	用地担当理事兼 事務局長	西川武雄
営業課長	原美助	用地担当理事兼 事務局長	橋本昭夫
浄水課長	岸本孝二	用地担当理事兼 総務課長	藤原永一
病院長代行	岩見洋	用地担当理事兼 用地一課長	岸田秀仁
病院事務局長	平野誠蔵	用地二課長	西口喜矩治
病院事務局次長 兼庶務課長	藤原光夫	用地担当理事兼 事業課長	松林保
業務課長	大宅清臣	会計課長	北野敦雄

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野 丈 夫
次長	吉岡 昭 男
議事・調査係長	西垣 宏 高
調 査 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○
 本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		議席の指定について	
2		常任委員会の選任について	
3		開発事業対策委員会委員の辞職について	
4		開発事業対策委員会委員の選任について	
5	議会議案第1号	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	
6	認定第1号	昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算委員長報告)	
7	認定第2号	昭和49年度和泉市病院事業会計決算認定について(決算委員長報告)	
8	監査報告第34号	例月出納検査(収入役扱昭和50年8月分)	P. 1
9	" 第35号	例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年8月分)	P. 6
10	" 第36号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年8月分)	P. 12
11	" 第37号	例月出納検査(収入役扱昭和50年9月分)	P. 17
12	" 第38号	例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年9月分)	P. 22
13	" 第39号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年9月分)	P. 28
14	" 第40号	例月出納検査(収入役扱、昭和50年10月分)	P. 33
15	" 第41号	例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年10月分)	P. 38
16	" 第42号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年10月分)	P. 44
17	" 第43号	定期監査結果報告	P. 49
18	報告第18号	専決処分承認を求めることについて(和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	P. 2

日程	種別及び番号	件名	摘要
19	報告第19号	専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号))	P. 8
20	認定第3号	昭和49年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
21	議案第53号	市道の路線認定について(幸泉大津上線)	P. 12
22	議案第54号	工事請負契約締結について(都市計画街路和泉中央線舗装新設工事)	P. 16
23	議案第55号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 18
24	議案第56号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 23
25	議案第57号	昭和50年12月に和泉市議会議員に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 27
26	諮問第2号	人権擁護委員候補者を推せんするにつき意見を求めることについて	P. 10

(午前10時15分開議)

○議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには年末何かと御繁多にもかかわりませず、多数御出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

これより昭和50年第4回定例会を開会いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

ただいま御出席の議員さんは15名でございます。出原議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、何となくお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

○議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(貝淵博治君) 会議録の署名議員を10番・池辺秀夫君、11番・三井正光君、12番中塚辰之助君、以上3名をお願いいたします。

本日の議場に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつ並びに所信表明を願います。

(市長あいさつ・所信表明)

○市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつ申し上げます。このたび、前藤木市長の任期満了による御退任に伴い市長選挙が執行されましたが、各位の絶大なる御支援をいただき、おかげをもちまして市長に選ばれ、市政を担当できますことは、私の終生忘れることのできない光栄であり、まずもって、ここに衷心より深く御礼申し上げる次第であります。本当にありがとうございます。ありがとうございました。

今日は、本年最後の定例会を開催いたしましたところ、議員皆さん方には年末何かと御多忙の折にもかかわりませず、御出席賜りましたことを心より厚く御礼申し上げます。御提案申し上げます議案は、昭和49年度歳入歳出決算認定ほか8件でございます。慎重御審議賜り、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、貴重なお時間を拝借いたし申しわけございませんが、この席をお借りいたしまして、私の市政担当に当たっての所信の一端を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じ

ます。

和泉市政もここに20年、幾多の試練に遭遇しながらもよく克服し近代都市へと成長、今日の発展を見るに至りましたことは、これひとえに歴代市長、歴代議員各位を初め、市民各位の愛市愛郷の尊い御精神のたまものと衷心より感謝と敬意を表するものであります。このとうとい歴史と伝統ある和泉市政を受け継ぐことは私の最も光栄とするところであり、かつ、今後の市政運営について、一そうその責任の重大さを痛感いたしております。

現下、不況とインフレの中で、市民生活とともに市財政も特に厳しく、まさに地方自治の危機であり、市政運営の前途はきわめて多難であろうことは明らかであります。しかしながら、この危局を克服し、より豊かな市政を建設することが私に課せられた主要な課題であり、私はこれに向かって最大の努力を尽くしてまいれる覚悟でございます。

以下、各般にわたり所信を簡単に申し述べたいと存じます。まず、福祉行政でございます。恵まれぬ人、弱い人に日の当たる市政を推進してまいりたい。その施策として、老人、身体障害者等多くのハンディキャップを持った人々に対し、極力社会福祉の充実を図ってまいりたいと存じます。特にいま、最も市民の要望の強いものに乳幼児の保育対策がございます。でき得る限り、希望者が入所できる保育所の実現を目標とし、鋭意努力を重ねてまいります。

次に、市民がいつも安心して生活ができる上において最も必要なものは、医療体制の確立でございます。懸案の市立病院増設事業につきましても、その具体化に向けて取り組むとともに、医師会等関係機関とも連携を密にいたしまして、救急医療、休日診療等の確立も期してまいりたいと存じております。

次に、生活環境の整備でございます。美しい空と緑と清らかな水に恵まれたこの和泉市を公害から守り、秩序ある町づくりを進めてまいらねばなりません。そのためには下水道の整備でございます。本件につきましては、南大阪湾岸流域下水事業が推進されておりますが、海を持たない本市にとりましては、関係各市と相協調して事業を図り、積極的に取り組む考えてございます。

上水道事業につきましては、豊かな水を全市に供給することを基本理念とし、未給水地域の事業促進につきましても推進いたしてまいれる所存でございますが、いずれにいたしましても、水道事業の財政の安定を図りつつ、計画の遂行に当たってまいりたいと存じます。

産業の振興でございますが、御承知のように、本市の代表的産業であります繊維関連産業並びに人造真珠等は、家内工業的零細企業が中心であります。これら地場産業の基盤の強化を進め、不況に負けない産業基盤の確立を図ってまいりたい。また、農林業の育成強化につきましても、農業関係諸団体と相携しながら近代農業促進を強化してまいります。

教育行政につきましては、青少年に夢をはぐくむ内容豊かな教育を目標に、教育委員会及び関係諸団体と関係を密にしながら、義務教育施設の整備充実はもちろん、幼児教育につきましても真剣に対処してまいりたい考えであります。社会教育の充実につきましても、図書館の設置、市民グラウンドの高度利用等により、だれもが参加できる社会教育を進めたいと存じます。

同和行政については、市民合意の明るい同和行政をモットーとしております。この世に人間としてのいかなる差別もあってはなりません。差別の歴史、実態をお互いに正しく理解し、公正な同和行政を積極的に推進してまいりたい所存でございます。

かく申し上げてまいりましたが、これら施策を遂行していく上において欠くべからざるものは財政でございます。すでに御承知のように、市財政はまことに底の浅いものであり、寸分の予算も許されない現状を十分配慮しながら、自主財源の拡大を国、府に求め、超過負担の見直し、冗費の節減等積極的な取り組みにより、全職員と力を結集し難局に対処してまいっている覚悟でございます。

以上、簡単ですが、私の市政担当の所信の一端を申し述べましたが、議会の御意見を尊重し、山積する諸問題を一つずつ解決し、明るい暮しよめ明日の和泉市を築き、あたたかい心の追った市政、市政、市民直結の民主市政の確立のため、市政の原点に立って最大の努力を傾注してまいっている覚悟でございます。若輩、微力な私でございますが、何とぞ今後、皆様方のより深い御理解と御協力、御支援をお寄せ賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

○

○議長（貝淵博治君） 市長のあいさつ並びに所信表明は終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月23日までの7日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日より12月23日までの7日間と決定いたします。

○

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「議席の指定について」を行います。今回、御当選になりました天堀博君の議席は、会議規則第3条第3項の規定により、議長において議席番号26番に指定いたします。天堀博君は、直ちに新議席にお着き願います。天堀君を御紹介いたします。

○26番（天堀博君） よろしくお願ひいたします。

○

○議長（貝淵博治君） 次に、日程第2「常任委員会の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、常任委員会委員を補充選任するものでありまして、十分御了解をいただいておりますと存じますので、私より選任させていただきます。天堀博君を建設常任委員会委員に選任いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、選任することに決めます。

○
次に、日程第3「開発事業対策委員会委員の辞職について」を議題といたします。

本件につきましては、直村静二君より去る12月2日、新しく議員となられた天堀博君と交代したいから辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。直村静二君の申し出のとおり、辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、開発事業対策委員会委員の辞職についてを許可することに決めます。

○
次に、日程第4「開発事業対策委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、ただいま辞職されました直村静二君の後任に、天堀博君を委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって開発事業対策委員会委員に選任することに決めます。

○
○議長（貝淵博治君） 次に、日程第5「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する
条例制定について

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年12月17日提出

和泉市議会議員

柏 音三郎

吉川 伊与一

池辺 秀夫

竹下 義章

松尾 千代一

関 戸 正 一

田中 包治

直村 静二

木下 甲子三

出原 武司

竹内 修一

和泉市条例第 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会委員会条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「建設委員会(7名)」を「建設水道委員会(7名)」に改め、

同項第4号中「産業衛生委員会(7名)」を「産業衛生病院委員会(7名)」に

「イ、農業委員会の所管に属する事項」

を
「イ、農業委員会の所管に属する事項」
に改める。

ウ、市立病院の所管に属する事項」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○市会事務局長（北野丈夫君） 議会議案でございますので、私から提案理由を申し上げたいと存じます。

本案につきましては、委員会条例第2条第2項第3号の建設委員会の所管に水道部に属する事項が入っているため、建設水道委員会に改めては、との御意見があり、11月18日の議員総会の席上で御了解を願っているものと、同日の臨時会におきまして、和泉市立病院特別委員会が廃止されたのに伴いまして、委員会条例の一部を改正する必要が生じてまいったわけでありまして、したがって、同条同項第4号の「産業衛生委員会」を「産業衛生病院委員会」に改め、その所屬に「ウ、市立病院の所管に属する事項」を加えようとするものでございます。よろしく御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（貝淵博治君） 本案について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第1号を原案どおり可決決定いたします。

○

○議長（貝淵博治君） 日程第6「昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第7「昭和49年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る9月開会の第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、一括議題といたします。

本件につきましては、審議の結果を決算委員長より報告をお願いいたします。

（決算審査特別委員長報告）

○決算審査特別委員長（藤原要馬君） 去る9月に開会されました第3回定例会において、昭和49年度和泉市水道事業決算並びに昭和49年度和泉市病院事業決算認定について上程され、その審査については、決算特別委員会を設置して付託となり、12月11日、委員会が招集され、不肖私が委員長に、柳瀬議員が副委員長に選任されたのであります。

当日は正副委員長選任後、直ちに市長初め関係部課長及び関係職員の出席を求めて慎重審議を行いました。質疑の概要、経過並びに結果について、取りまとめて御報告申し上げます。

まず、水道決算より申し上げます。第1点に、父鬼地区での地元町会に対する解決金は、決算のどの科目に計上されているか。

第2点目は、当初収入見込みを補正減にしてあり、さらに、この決算では145万円減となっているが、その原因について説明願いたい。

第3点目として、借入金の利息であるが、新しく借るほど金利が高くなっている。公営企業だけに安い金利に切りかえるべき努力のほどを説明願いたい。

第4点は、高料金として他会計からの補助であるが、決算では1億円余の赤字が出ているが、他会計からの補助依存はこの程度でよいのか。

との質問に対し、第1点目の父鬼地区に対する補償金は、町民会館建設補助として支出しているが、予算措置していなかった関係で、昭和49年度は仮払い金として措置した。

第2点目の収入減については、企業不況により操短並びに節水PR等により、前年度に比較して約6.7%の伸びにとどまったのと、予定給水量100万トンが予定より少なかったのが原因である。

第3点目の利息関係は、その発行した月日により公定歩合の関係で決定されるもので、その改定により12月1日より大蔵省は7.5%、交付資金は7.7%で0.5%の減額となっている。50年度起債額については、その利率で発行される予定である。

なお、大蔵省の資金ワクがない場合、各銀行の縁故債ということで振り分けられ、その場合の利息は9.7%と高額になってくるわけであり、この縁故債等は時期を見はからって長期債に切りかえるよう大蔵省に要望する。

なお、低利債は、非常に限られたワクでなかなかむずかしいが、鋭意努力し、借りかえていくよう努力するとの説明がありました。

第4点目、他会計からの補助については、国の施策の高料金補助として、自治省より特別交付税ということで含まれて交付される関係で、水道の分は幾らと金額の提示がない。したがって、市と種々協議して、昭和49年度は1千万円の補助を受けているとの答弁がありました。

次に、受水量、自己水源が減っている理由と、給水戸数が現在とどれだけ差があるのか。また、ポンプでくみ上げている分がだんだん減っていると思うが、現在、光明池からの受水量に限度がある。この場合の原価的にはどちらが安くなるのか。「その質問に対し、第1点目の、自己水源の減った理由は、池上の方で深井戸の取水量として4千トンあるが、年々水量が減ってきて、現在、1日の水量が半減している。その関係で昭和49年度は54万6,000円の減となっている。

次に、戸数は約700戸。光明池からの受水原価ですが、深井戸用の場合は、電気代が相当

高くなっており1トン当たり8円ぐらいつく、光明池の場合は、漂流水の関係で吸い上げる高さも低いので電気代も3円ぐらい、薬品代で比較すると、地下水は1トン当たり約4円30銭、光明池の場合約2円50銭という単価が出ている。したがって、薬品、電力を比較しても、地下水の方が約倍の割り高になるとの答弁があった。

次に、昭和49年度予算編成時に企業債23億という借入金を低利で、しかも長期借入れに切りかえるよう指摘されたが、大蔵省のように継続したところの借入れはあっても新規に切りかえていない。水道の事業そのものは当年度で実施しなければならない。それに対する借入金の元金、利子等を返済するためには極力低利で、しかも長期借入れに乗りかえていくよう努力しなければならないのに、それが認められない。どのように努力したか、説明されたい。

との質問に対し、金利の高いものを安いものに借りかえるよう鋭意努力してまいりたい。政府では低利債といっているが、このワケは非常に少なく、過去に何回か運動して借りかえたことがある。しかし、49年度は残念ながら認可が得られなかった。今後、このような問題を十分検討し、強力な運動を展開してまいる。との回答がありました。

このほか、今後、インフレ、物価高が続く中で、水道企業会計上破綻が起きるのではないか。策として、人口急増地帯という点での政府の低利債切りかえに力を入れること。また、恐らく料金改正の問題も出てくると思われるが、そのとき上に厚く下に薄く考えていく中でこの問題を処理していくよう、ただ、そのパーセンテージを見ても、工場関係のパーセンテージが少なく、それがすべてに影響することはぐあい悪いと思う。その点で、将来値上げについての恐れから本決算を認めるわけにはいかないと反対意見があったので、本決算認定について採決の決果、賛成多数で認定することに決しました。

引き続きまして、病院決算について申し上げます。まず、第1点、病院1日の収入は推計約170万円、支出は1日推計約227万円となって、1日約57万円の赤字で、1年で約2億8000万円という計算となる。これを年間の赤字として計上されてくると、この補てんを本会計でやらざるを得ないことになる。この累積赤字は、長期に切りかえて年賦返済していくことの宿命となっている。しかし、病院は赤字を覚悟の上で住民の医療のために努力してきたと思う。したがって、そういう赤字の補てんの腹がまえをこれからどのようにするのか。

第2点目として、赤字の増大をどう防ぐのか、との質問に対し、赤字対策、すなわち赤字の補てん策は、卒直に言ってみずかしい。一般会計の方も財政窮乏の折、無制限に許されない。一方、肝心の診療報酬の改定は期待できないが、各自治体とも共通しているのは、病院自体の企業の経営合理化がむずかしくても、診療報酬の適切な改正等に尽きると思う。いずれにしても、むずかしい問題であるが、病院は病院ながら、なお一そう真剣に経営の合理化に努力して

いく、との回答がありました。

第2点目、市の未収金はどうなっているか。また、退職金の過年度未払いというのは何か、との質問に対し、第1点、未収金の件については、看護婦宿舍分担金で、49年度時点では残念ながら収入に至らなかったが、現時点では、すでに収入してある。

第2点目の過年度未払い金については、47年度に退職した準看護婦の退職金であり、この人の転出先が転々として行くえがわからず、はがき等も戻ってくる始末で、高槻の親元へも連絡しても手紙は戻ってきている。全然連絡の方法がなく未払いということになっているとの回答があった。

このほか、一般会計からの決まった補助は、この年度間に処理しないと病院の方も運営上困るので、今後は、速やかに支出するよう、との意見があり、終わりました。

本決算を認定すべくお諮りしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第でございます。何とぞ速やかに本水道決算及び病院決算を認定せられんことをお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細なる報告がありましたので、本報告に対する質疑討論を省略の上直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

○20番（寺田茂君） ただいま委員長から詳しい報告をいただきましたが、水道、病院の決算認定の中で、いつの場合でも、特に水道事業の問題で健全財政を望みながら絶えず審議をしていったわけですが、今回の報告の中でも、ややわれわれは12万市民の皆さんに報告できないような、また、料金改定の問題も出されてるように思うわけなんです。最近のことですが、新規加入金として5万円、特に和泉市は水道料金が高いということで批判もかなり出てきております。これにつきましては、先ほどの新市長の所信表明にもございましたように、冗費を省きながら12万市民に負担をかけない、このことを基本に水道事業の健全な財政を望んでいきたい、また、望まないかと考えております。

また、病院問題についても種々説明がりましたが、特に大きな赤字が、病院だからいいということではない。第1回定例会だったと思いますが、病院の薬品の問題で質問したときに、各社からかなり乱れた薬品の購入があって、患者さんには飲めないほど薬品がどんどん届いているような状態もありまして、病院の方につきましては、できるだけ冗費を省くという形で進んでいていただきたいということから一応、発言させていただきました。水道につきましては、そういうことで反対いたします。

○議長（貝淵博治君） 他に御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

反対の意見が出ておりますので、お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数でありますので、認定第1号及び第2号を認定することに決めます。委員の皆さんには御審議まことにありがとうございました。

○議長(貝淵博治君) 日程第8より第17までは、いずれも例月出納検査の結果報告及び定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

例月出納検査・定期監査結果報告書

監査報告第34号	例月出納検査	収入役扱	昭和50年	8月分	P. 1
"	第35号	"	水道部企業出納員扱	"	P. 6
"	第36号	"	市立病院企業出納員扱	"	P. 12
"	第37号	"	収入役扱	9月分	P. 17
"	第38号	"	水道部企業出納員扱	"	P. 22
"	第39号	"	市立病院企業出納員扱	"	P. 28
"	第40号	"	収入役扱	10月分	P. 33
"	第41号	"	水道部企業出納員扱	"	P. 38
"	第42号	"	市立病院企業出納員扱	"	P. 44
"	第43号	"	定期監査結果報告	"	P. 49

監査報告第 34 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 8 月分収入役
扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 10 月 6 日

監査委員 堀 田 徳 浩
同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 10 月 6 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 8 月分の出納状況
- 3 検査の結果

8 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証
拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分	收 入 支 出					
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	2,588,957,685	△1,576,934 614,083,805	3,201,464,556	3,481,215,394	△2,051,811 740,706,218	
歳入歳出外現金	75,308,864	781,500	76,090,364	48,515,937	3,049,696	
特別歳入歳出外現金	562,326,357	566,145,157	1,128,471,514	414,799,812	676,182,312	
府 税	139,512,500	88,812,612	228,325,112	87,080,693	98,080,363	
特 別 会 計	国民健康保険	601,986,106	△300,947 43,293,656	644,983,815	328,370,892	△404,231 136,083,308
	土地区画整理事業	0	0	0	11,537,943	0
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	3,968,091,512	△1,877,881 1,313,121,730	5,279,335,361	4,371,520,671	△2,456,042 1,654,101,897	
基 金	用品調達	9,409,953	393,063	9,803,016	7,072,057	156,131
	同資和更貸生付	52,235,547	0	52,235,547	300,000	1,800,000
	財政調整					
	土地開発	7,603,754	0	7,603,754	0	0
合 計	69,249,254	393,063	69,642,317	7,372,057	1,956,131	

算 書

昭和50年8月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
4,219,869,801	△1,018,405,245	1,370,000,000 △225,000,000	138,462,057	265,056,812	
51,565,633	24,524,731			24,524,731	
1,090,982,124	37,489,390			37,489,390	
185,161,056	43,164,056			43,164,056	
464,049,969	180,933,846	23,000,000	△150,000,000	53,933,846	
11,537,943	△11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
6,023,166,526	△743,831,165	1,168,000,000		424,168,835	
7,228,188	2,574,828			2,574,828	
2,100,000	50,135,547			50,135,547	
0	7,603,754			7,603,754	
9,328,188	60,314,129			60,314,129	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	265,056,812	183,713,812		
特別会計	国保事業	53,933,846	53,933,846	
	土地区画整理事業	0		
	公共用地先行取得事業	0		
基金	用品調達	2,574,828	1,963,852	610,976
	同資和更生貸付	50,135,547	50,135,547	
	財政調整	0	0	
	土地開発	7,603,754	7,603,754	
特別歳入歳出外現金	99,227,782	37,489,390		
歳入歳出外現金	24,524,731	24,524,731		
府 税	43,164,056	43,164,056		
住 宅 敷 金	7,215,532	2,584,194		4,631,338
合 計	553,486,888	405,113,182	610,976	4,631,338

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	3,594,048,000	994,814,030	△ 1,527,109 403,794,875
地 方 譲 与 税	35,700,000	0	0
自 動 車 取 得 税 交 付 税 金	88,100,000	0	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	19,584,000	0	0
地 方 交 付 税	2,439,288,000	1,028,262,000	0
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	13,000,000	0	0
分 担 金 及 負 担 金	101,758,000	17,668,305	△ 32,000 8,392,500
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	26,729,174	△ 17,720 5,155,310
国 庫 支 出 金	3,273,048,000	350,011,000	47,450,000
府 支 出 金	3,331,848,000	24,849,027	25,669,978
財 産 収 入	41,619,000	161,790	0
寄 附 金	41,000,000	0	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	912,468,000	122,542,097	△ 105 21,545,142
市 債	7,971,369,000	0	0
繰 越 金	202,076,000	23,920,262	102,076,000
合 計	22,152,618,000	2,588,957,685	△ 1,576,934 614,088,805

議

書

昭和50年8月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,397,081,796		2,196,961,204	38.87
0		35,700,000	
0		88,100,000	
0		19,534,000	
1,028,262,000		1,411,026,000	42.15
0		13,000,000	
26,028,805		75,729,195	25.57
31,866,764		55,810,236	36.34
397,461,000		2,875,587,000	12.14
50,519,005		3,281,323,995	1.51
161,790		41,457,210	0.38
0		41,000,000	
0		100,000	
144,087,134		768,375,866	15.79
0		7,971,369,000	
125,996,262		76,079,738	62.35
3,201,464,556		18,951,153,444	14.45

歳 出

科 目	予 算 額	支
		前 月 末 累 計
議 会 費	141,172,000	51,387,228
総 務 費	3,615,782,000	528,456,631
民 生 費	3,882,631,000	1,028,779,497
衛 生 費	770,526,000	431,241,985
労 働 費	66,512,000	16,806,743
農 林 水 産 業 費	146,433,000	23,419,104
商 工 費	215,115,000	61,165,123
土 木 費	4,775,304,000	324,474,744
消 防 費	324,584,000	104,378,151
教 育 費	6,939,189,000	562,867,997
公 債 費	1,155,970,000	264,632,377
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814
災 害 復 旧 費		
予 備 費	30,000,000	0
合 計	22,152,618,000	3,481,215,394

調 査

昭和50年8月30日現在

出 済 額		予 算 残 額	予 算 対 対 する 支 出 割 合
本 月 分	計		
8,440,691	59,827,919	81,344,081	42.37
△23,266 68,527,312	596,960,677	3,018,821,323	16.50
△525,968 272,086,414	1,300,339,943	2,582,291,057	33.49
△678,750 67,324,189	497,887,424	272,638,576	64.61
△49,263 3,982,715	25,740,195	40,771,805	38.70
△50,000 4,862,052	28,231,156	118,201,844	19.27
19,637,474	80,802,597	134,312,403	37.56
△250 52,688,279	377,162,773	4,398,141,227	7.89
△4 17,898,281	122,276,428	202,307,572	37.67
△723,920 192,895,596	755,039,673	6,184,149,327	10.88
△390 27,363,215	291,995,202	863,974,798	25.25
0	83,605,814	5,794,186	93.51
0	0	30,000,000	
△2,051,811 740,706,218	4,219,869,801	17,932,748,199	19.04

監査報告第 35 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 8 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 10 月 6 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 10 月 6 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 8 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 8 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月分月次合計残高試算表

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 5 0 年 8 月 3 1 日 現 在

残	借 高 合 計		方 本 月 計		勘 定 科 目	貸 本 月 計		方 残 高
119,570,953		119,570,953			資 産 の 部			
111,692,469		111,692,469			土 地			
1,795,944,520		1,795,944,520			建 物			
198,000,574		198,000,574			構 築 物			
65,100,608		65,100,608		1,037,040	機 械 及 装 置			
11,183,758		11,183,753			水 器			
20,147,707		20,147,707			車 輜 及 運 搬 具			
889,794,106		889,794,106		18,031,555	工 具 器 具 及 備 品			
460,000		460,000			建 設 仮 勘 定			
41,200		41,200			水 利 権			
210,000		210,000			電 話 加 入 権			
88,096,639		1,039,936,146		104,272,663	現 金			
86,482,044		940,533,191		80,826,028	普 通 預 金	80,826,028	951,849,507	
52,092,272		297,985,047		54,411,508	当 座 預 金	80,826,028	940,533,191	
180,000		108,669,933		4,291,980	未 収 品	67,775,507	211,513,003	
25,000		15,019,000			貯 蔵 品	8,339,569	56,577,661	
1,800,000		180,000			仮 払 金		15,019,000	
		25,000			借 地 権			
		1,800,000			投 資 有 価 証 券			
		160,000,000			保 管 有 価 証 券			
		71,703,046		1,425,380	短 期 貸 付 金		160,000,000	
		420,000,000			負 債 の 部			
		10,741,000			未 払 金	4,057,980	83,182,046	11,479,000
		24,496,183		4,428,452	未 払 費 用			
				1,168,000	一 時 借 入 金		707,000,000	287,000,000
				4,428,452	前 受 金	905,000	32,816,730	22,075,730
					預 り 金	30,428,452	53,424,673	23,923,460

					預り担保有価証券			1,800,000	1,800,000
					減価償却引当金			320,614,252	320,614,252
					退職給与引当金			612,385	612,385
					資本の部				
					自己資本			119,803,235	119,803,235
					借入資本			1,859,610,237	1,859,610,237
					資本剰余金		75,000	865,447,083	865,447,083
					利益剰余金				
					費用の部				
					原水及浄水費			900	900
					配水及給水費				
					受託工事費			95,400	95,400
					業務費			94,055	94,055
					総係費		27,520		
					減価償却費				
					資産減耗費				
					支利息企業取扱諸費				
					雑支				
					その他の営業費用		234,000	234,000	234,000
					過年度損益修正				
					収益の部				
					給水収益		54,331,213	227,162,606	227,030,186
					雑債				
					受託工事収益		106,560	9,548,063	9,548,063
					その他の営業収益		6,324,905	58,306,105	57,938,105
					受取利息		402,341	2,715,082	2,715,082
					雑収		109,800	1,094,975	1,094,975
					固定資産売却益				
					過年度損益修正				
					加入		2,580,000	7,630,000	7,630,000
					合計		337,413,903	6,686,624,179	3,817,308,483
3,817,308,483							6,686,624,179		

8月分予算執行報告書

昭和50年8月31日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	63,363,089	305,956,411	485,581,589
1 営業収益	701,538,000	60,270,948	294,516,354	407,021,646
1 給水収益	608,198,000	54,207,483	227,030,186	381,167,814
2 受託工事収益	200,000,000	106,560	9,548,063	10,451,937
3 その他の営業収益	73,340,000	5,956,905	57,938,105	15,401,895
2 営業外収益	90,000,000	3,092,141	11,440,057	78,559,943
1 受取利息	2,000,000	402,341	2,715,082	△715,082
2 雑収益	3,000,000	109,800	1,094,975	1,905,025
3 加 入 金	85,000,000	2,580,000	7,630,000	77,370,000

① 資本的収入	677,500,000	75,000	69,312,500	608,187,500
1 企業債	510,000,000	0	26,000,000	484,000,000
1 企業債	510,000,000	0	26,000,000	484,000,000
2 負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
1 他会計負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負担金	160,000,000	75,000	48,312,500	116,687,500
1 工事負担金	160,000,000	75,000	48,312,500	116,687,500
収入合計	1,469,038,000	68,438,089	375,268,911	1,093,769,089

8 月分子算執行報告書乙

昭和50年8月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	60,795,157	297,847,997	599,599,008
1 營業費用	742,430,000	50,864,276	278,750,764	463,679,236
1. 原水及浄水費	314,626,000	26,201,899	121,049,159	193,576,841
2. 配水及給水費	120,460,000	8,431,091	42,317,207	78,142,793
3. 受託工事費	20,000,000	1,065,660	9,967,460	1,032,540
4. 業務費	89,705,000	5,954,314	34,250,202	55,454,798
5. 総保費	63,165,000	4,496,447	24,217,591	38,947,409
6. 減価償却費	63,864,000	0	0	63,864,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の營業費用	70,000,000	5,673,965	46,949,145	23,050,855
2 營業外費用	154,017,000	9,930,881	19,097,233	134,919,767
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	153,967,000	9,930,881	19,097,233	134,869,767
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本の支出					
1	建設改良費	814,167,286	25,011,925	180,401,874		633,765,412
1	建設改良費	765,020,286	19,068,595	174,458,544		590,561,742
1	事務費	12,200,000	1,013,210	4,796,979		7,403,021
2	拡張工事費	55,462,728	14,993,000	122,441,992		432,185,294
3	改良工事費	100,000,000	2,025,345	12,228,423		87,771,577
4	配水管整備事業費	20,135,000	0	0		20,135,000
5	光明台水道施設建設費	60,000,000	0	29,284,500		30,715,500
6	営業設備費	18,058,000	1,037,040	5,706,650		12,351,350
2	企業償還金	49,147,000	5,943,330	5,943,330		43,203,670
1	企業償還金	49,147,000	5,943,330	5,943,330		43,203,670
	支出合計	1,711,614,286	35,807,082	478,249,871		1,233,364,415

和泉市水道事業損益計算書（8月分）

（昭和50年8月1日より昭和50年8月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	54,207,483円	
(2) 受託工事収益	1,065,600円	
(3) その他の営業収益	5,956,905円	60,270,948円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	26,201,899円	
(2) 配水及給水費	8,431,091円	
(3) 受託工事費	1,065,600円	
(4) 業務費	5,954,314円	
(5) 総係費	4,496,447円	
(6) その他の営業費用	5,673,965円	50,864,276円

営業利益 9,406,672円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	402,341円	
(2) 雑収益	109,800円	
(3) 加入金	2,580,000円	3,092,141円

当月分総利益 12,498,813円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業 使取扱諸費	9,930,881円	9,930,881円
----------------------	------------	------------

当月分純利益 2,567,932円

賃 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和50年9月10日

科 目	月 次		8月執行済額	9月予定額	10月予定額	11月予定額
	前	月				
收	前月繰越金		64,850,004	88,297	18,706	17,550
	営業収益		73,439,212	65,000	58,000	57,000
	営業外収益		3,089,141	2,200	2,200	2,200
	前年度未収金		200,290	2,500	900	600
入	企業債		0	0	0	0
	工事負担金		75,000	35,000	30,000	30,000
	一時借入金		0	0	0	0
	預り金		26,520,000	500	500	500
入	前年度繰越金		0	0	0	0
	前受金		905,000	500	500	500
	計		104,228,643	105,700	92,100	90,800

營業費用	43,795,747	52,000	49,000	48,000
營業外費用	9,930,881	51,008	0	0
前年度未私費用及未私金	0	0	0	0
建設改良費	18,031,555	35,500	28,000	29,000
貯藏品	1,425,380	17,887	15,256	14,520
企業債償還金	5,943,330	17,896	0	0
一時借入金返還	0	0	0	0
預り金返還	824,000	500	500	500
前受金	831,115	500	500	500
計	80,782,008	175,291	93,256	92,520
收支差引額	88,296,639	18,706	17,550	15,830

監査報告第 36 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 8 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 10 月 6 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 10 月 6 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 8 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 8 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月分月次合計残高試算表

	308,034		固定負債			20,330,243	20,022,209
			公立病院特例債			364,400,000	364,400,000
	55,874,105	445,000	過年度未払金			55,894,146	20,040
			資本の部				
			自己資本			179,754,371	179,754,371
	6,696,956	778,407	借入資本			198,059,264	191,862,308
	589,348,893		繰越欠損金				
			資本剰余金			1,118,000	1,118,000
			収益の部				
	133,408	89,625	入院収益		30,852,030	153,091,086	152,957,678
	54,747	19,862	外来収益		23,445,391	120,094,825	120,040,078
	600		その他医薬収益		1,140,863	6,010,017	6,009,417
			受取利息配当金		591,194	819,160	819,160
			他会計補助金			16,094,000	16,094,000
			患者外給金収益		499,616	1,917,030	1,917,030
			その他医薬外収益		89,721	344,895	344,895
			費用の部				
			給与				
	203,017,742	31,905,887	料				
	111,889,541	26,397,716	経				
	29,184,273	6,451,341	減価償却費				
			資産減耗費				
	1,397,940	710,980	研究研修費				
	19,491,098	5,504,170	建利徳及企業取組費				
	2,612,111	502,536	患者外給食材料費				
	18,994,840	398,680	建設仮勘定				
	1,562,475,347	380,366,821	合計		380,366,821	3,761,548,612	1,562,475,347

8 月分予算執行報告書

昭和50年8月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
病院事業収益	646,499,000	56,508,827	298,182,258	348,316,742
1 医 業 收 益	620,012,000	55,328,297	279,007,173	341,004,827
1. 入 院 收 益	327,134,000	30,762,405	152,957,678	1,74,176,322
2. 外 来 收 益	277,518,000	23,425,529	120,040,078	157,477,922
3. その他医業収益	15,360,000	1,140,363	6,009,417	9,350,583
2 医 業 外 收 益	26,487,000	1,180,530	19,175,085	7,811,915
1. 受取利息配当金	800,000	591,194	819,160	△19,160
2. 他会計補助金	16,094,000		16,094,000	0
3. 患者外給会収益	5,472,000	499,615	1,917,030	3,554,970
4. その他医業外収益	934,000	89,721	344,895	589,105
5. 国庫補助金	3,187,000			3,187,000
病院事業費用	915,520,000	70,442,630	367,592,705	547,927,295
1 医 業 費 用	808,501,000	64,435,924	345,489,496	463,011,504
1. 給 与 費	499,994,000	31,905,887	203,017,742	296,978,258
2. 材 料 費	219,025,000	25,367,716	111,889,541	107,135,459
3. 経 費	68,136,000	6,451,341	29,184,273	38,951,727

4. 減 價 償 却 費	17,383,000				17,383,000
5. 資 產 減 耗 費	1,000				1,000
6. 研 究 研 修 費	3,365,000	710,980		1,397,940	2,567,060
2 醫 藥 外 費 用	106,719,000	6,006,706		22,103,209	84,615,791
1 支 弘 利 息 及 以 下 企 業 債 取 投 諸 費	100,441,000	5,604,170		19,491,098	80,949,902
2 患 者 外 給 食 材 料 費	6,278,000	502,536		2,612,111	3,665,889
3 予 備 費	300,000				300,000
期 間 外 收 益	40,480,000				40,480,000
資 本 的 收 入	878,000,000			21,000,000	857,000,000
1 他 會 計 出 資 金	21,000,000			21,000,000	0
2 企 業 債	857,000,000				857,000,000
資 本 的 支 出	918,679,000	4,020,587		12,230,050	906,448,950
1 建 設 改 良 費	864,733,000	3,242,180		5,533,094	859,199,906
1 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000			308,034	924,966
2 器 械 備 品 購 入 費	6,000,000	2,843,500		3,232,500	2,767,500
3. 病 院 建 設 調 查 費	500,000	398,680		492,560	7,440
4. 病 院 增 設 事 業 費	857,000,000			1,500,000	855,500,000
2 企 業 債 償 還 金	53,946,000	773,407		6,696,956	47,249,044

8 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和 50 年 8 月 30 日

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

科 目	当 月	累 計	計
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	30,762,405	1,529,576,678	
外 来 収 益	23,425,529	1,200,400,78	
そ の 他 医 業 収 益	1,140,363	6,009,417	
計	55,328,297	2,739,007,173	
2. 医 業 費 用			
給 与 費	31,905,887	2,030,177,42	
材 料 費	25,367,716	1,118,895,41	
経 費	6,451,341	29,184,273	
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 修 費	710,980	1,397,940	
計	64,435,924	3,454,894,96	
医 業 利 益	△9,107,627	△66,482,323	

3. 医業外収益					
受取利息配当金	591,194			819,160	
他会計補助金				16,094,000	
患者外給食収益	499,615			1,917,030	
その他医業外収益	89,721			344,895	
計		1,180,530			19,175,085
4. 医業外費用					
支払利息及び	5,504,170			19,491,098	
企業債取扱諸費				2,612,111	
患者外給食材料費	502,536				
雑損					
失					
計		6,006,706			22,103,209
当月分純利益			△13,933,803		
当月迄の純利益					△69,410,447
上記当月分収益中	健保未収金	47,468,819 円			
上記当月分費用中	未払金	22,697,420 円			

資 金 予 算 表

昭和50年8月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	8月の執行済額	9月 予 定	10月 予 定
収	學 業 收 益	40,607,303円	50,000,000円	50,000,000円
	固定資産売却代金			
	企 業 債			
	過年度未収金			
	一時借入金	60,000,000		
	預 り 金	6,447,375	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金		40,480,000	
	前払金戻入	200,000		
	期間外収益			
	予 納 金	622,000	500,000	500,000
入	仮 受 金			
	通知預金解約	40,000,000		
	合 計	147,876,678	96,980,000	56,500,000

区分	科 目	8 月 の 執 行 済 額	9 月 予 定	1 0 月 予 定
支	専 業 費 用	47,484,276円	55,000,000円	40,000,000円
	建 設 改 良 費	3,242,180	3,000,000	
	企 業 債 償 還 金	778,407	20,548,000	
	貯 蔵 品 購 入 費	19,694,400	20,000,000	20,000,000
	過 年 渡 未 払 金	445,000		
	一 時 借 入 金 返 済	60,000,000		
	預 り 金 還 付	6,519,313	6,000,000	6,000,000
	前 払 金	440,000		
	時 間 外 費 用			
	予 納 金 還 付	543,000	500,000	500,000
出	仮 受 金 還 付			
	台 計	139,146,576	105,048,000	66,500,000
	収 支 差 引	8,780,102	△8,068,000	△10,000,000
差 引	前年度又は前月より繰越	11,620,116	20,350,218	12,282,218
	翌年度又は翌月へ繰越	20,350,218	12,282,218	2,282,218

監査報告第 37 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 9 月分収入役
扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 11 月 5 日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 11 月 5 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 9 月分の出納状況
- 3 検査の結果

9 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証
拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収		入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計
一 般 会 計	3,201,464,556	△1,007,410 1,179,788,596	4,380,246,742	4,219,869,801	△1,194,215 891,588,358		
歳入歳出外現金	76,090,364	810,000	76,900,364	51,565,633	3,020,400		
特別歳入歳出外現金	1,128,471,514	273,775,029	1,402,246,543	1,090,982,124	249,181,780		
府 税	238,325,112	△22,420 62,523,209	290,825,901	185,161,056	48,164,051		
特 別 会 計	国民健康保険	644,983,815	△496,925 38,392,587	682,879,477	464,049,969	△614,943 144,039,355	
	土地区画 整理事業	0	0	0	11,537,943	0	
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0	0	
合 計	5,279,335,361	△1,526,755 1,555,289,421	6,833,098,027	6,023,166,526	△1,809,158 1,330,993,944		
基 金	用品調達	9,803,016	461,667	10,264,683	7,228,188	325,164	
	同資 和金 更貸 生付	52,235,547	1,218,562	53,454,109	2,100,000	0	
	財政調整						
	土地開発	7,603,754	0	7,603,754	0	0	
合 計	69,642,317	1,680,229	71,322,546	9,328,188	325,164		

算 書

昭和50年9月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
5,110,263,944	△ 730,018,202	990,000,000 △ 225,000,000	38,462,057	73,443,855	
54,586,033	22,314,331			22,314,331	
1,340,163,904	62,082,639			62,082,639	
228,325,107	62,500,794			62,500,794	
607,474,381	75,405,096	23,000,000	△ 50,000,000	48,405,096	
11,537,943	△ 11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
7,352,351,312	△ 519,253,285	788,000,000		268,746,715	
7,553,352	2,711,331			2,711,331	
2,100,000	51,354,109			51,354,109	
0	7,603,754			7,603,754	
9,653,352	61,669,194			61,669,194	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	73,443,855	12,100,855		50,000,000
特 別 会 計	国 保 專 業	48,405,096	48,405,096	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0		
基 金	用 品 調 達	2,711,331	2,425,519	285,812
	同 資 金 和 更 生 貸 付	51,354,109	51,354,109	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	7,603,754	7,603,754	
特別歳入歳出外現金	128,910,611	62,082,639		
歳入歳出外現金	22,314,331	22,314,331		
府 税	62,500,794	62,500,794		
住 宅 敷 金	7,244,501	2,536,094		4,708,407
合 計	404,483,382	271,323,191	285,812	54,708,407

管 方 法

昭和50年9月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル 証 券	釣 銭	
		9,333,000	2,010,000	
50,057,200	16,770,772			大阪公 137,16,769,949 大阪 24,223,824
50,057,200	16,770,772	9,333,000	2,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	1,397,081,796	△ 335,930 185,932,189
地 方 譲 与 税	35,700,000	0	10,581,000
自 動 車 取 得 税 交 付 金	88,100,000	0	31,148,000
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	0	0
地 方 交 付 税	2,439,288,000	1,028,262,000	660,702,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	13,000,000	0	0
分 担 金 及 負 担 金	101,758,000	26,028,805	3,925,015
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	31,856,764	△ 17,440 5,997,572
国 庫 支 出 金	3,273,048,000	397,461,000	100,260,000
府 支 出 金	3,331,843,000	50,519,005	56,874,458
財 産 収 入	41,619,000	161,790	19,900
寄 附 金	41,000,000	0	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	912,463,000	144,087,134	△ 654,040 124,348,462
市 債	7,971,369,000	0	0
繰 越 金	202,076,000	125,996,262	0
合 計	22,152,618,000	3,201,464,556	△ 1,007,410 1,179,788,596

調 査

昭和50年9月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,582,678,055		2,011,364,945	44.03
10,581,000		25,119,000	29.63
31,148,000		56,952,000	35.35
0		19,534,000	
1,688,964,000		750,324,000	69.24
0		13,000,000	
29,953,820		71,804,180	29.43
37,846,896		49,830,104	43.16
497,721,000		2,775,327,000	15.20
107,393,463		3,224,449,537	3.22
238,160		41,380,840	0.57
0		41,000,000	
0		100,000	
257,725,086		644,737,914	29.34
0		7,971,369,000	
125,996,262		76,079,738	62.35
4,380,245,742		17,772,372,258	19.77

歳 出

科 目	予 算 額	支
		前 月 末 累 計
議 会 費	141,172,000	59,827,919
総 務 費	3,615,782,000	596,960,677
民 生 費	3,882,631,000	1,300,339,943
衛 生 費	770,526,000	497,887,424
労 働 費	66,512,000	25,740,195
農 林 水 産 業 費	146,433,000	28,231,156
商 工 費	215,115,000	80,802,597
土 木 費	4,775,304,000	377,162,773
消 防 費	324,584,000	122,276,428
教 育 費	6,939,189,000	755,039,673
公 債 費	1,155,970,000	291,995,202
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814
災 害 復 旧 費		
予 備 費	30,000,000	0
合 計	22,152,618,000	4,219,869,801

調 書

昭和50年9月30日現在

出 済 額		予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
本 月 分	計		
△9,100 9,069.188	68,888,007	72,283,993	48.79
△136,880 114,362,299	711,186,096	2,904,595,904	19.66
△1,013,529 274,890,105	1,574,216,519	2,308,414,481	40.54
56,494,182	554,381,606	216,144,394	71.94
△24,767 3,573,654	29,289,082	37,222,918	44.03
4,323,407	32,554,563	113,878,437	22.23
49,598,343	130,400,940	84,714,060	60.61
59,422,447	436,585,220	4,338,718,780	9.14
19,233,548	1,41,509,976	183,074,024	43.59
△9,939 120,500,932	875,530,666	6,063,658,334	12.61
180,120,253	472,115,455	683,854,545	40.84
	83,605,814	5,794,186	93.51
	0	30,000,000	
△1,194,215 891,588,358	5,110,263,944	17,042,354,056	23.06

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年11月5日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年11月5日
- 2 検査の対象 昭和50年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9 月分月次合計残高試算表

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 5 0 年 9 月 3 0 日 現 在

借 高		方		勘 定 科 目		貸		方	
		合 計	本 月 計			本 月 計	合 計		
119,570,953		119,570,953		資 産 の 部					
111,692,469		111,692,469		土 地					
1,795,944,520		1,795,944,520		建 物					
193,000,574		193,000,574		構 築 物					
66,242,608		66,242,608	1,142,000	機 械 及 装 置					
11,183,753		11,183,753		量 器					
20,315,707		20,315,707		車 輻 及 運 搬 器 具					
927,821,254		927,821,254	168,000	工 具 器 具 及 備 品					
460,000		460,000	38,027,148	建 設 仮 勘 定					
41,200		41,200		水 利					
210,000		210,000		電 話 加 入 権					
14,153,710		1,366,990,021		現 金					
		1,318,514,995	327,063,875	普 通 預 金			400,981,804	1,362,831,311	
113,782,563		363,169,908	377,981,804	当 座 預 金			377,981,804	1,318,514,995	
51,779,025		122,867,023	65,164,861	未 収 金			37,864,342	240,377,945	
		15,019,000	14,197,090	貯 蔵 品			14,510,337	71,087,998	
180,000		180,000		仮 払 金				15,019,000	
25,000		25,000		借 地 権					
1,800,000		1,800,000		投 資 有 価 証 券					
20,000,000		180,000,000	20,000,000	保 管 有 価 証 券					
				短 期 貸 付 金				160,000,000	
				負 債 の 部					
		73,249,786	7,546,740	未 払 金			14,197,090	97,379,136	18,129,360
		620,000,000	200,000,000	未 払 費 用					
		12,006,000	1,265,000	一 時 借 入 金			230,000,000	937,000,000	317,000,000
		29,439,395	4,993,212	前 受 金			1,402,000	34,218,730	22,212,730
				預 り 金			19,369,412	72,794,085	43,304,690

				預り担保有価証券		1,800,000	1,800,000
				減価償却引当金		320,614,252	320,614,252
				退職給与引当金		612,385	612,385
				資本の部			
				自己資本		119,803,235	119,803,235
				借入資本	3,300,000	1,862,910,227	1,839,070,466
				資本剰余金		865,447,083	865,372,083
				利益剰余金			
				費用の部			
				原水及浄水費		900	
				配水及給水費			
				受託工事費		95,400	
				業務費		34,055	
				総務費			
				減価償却費			
				資産減耗費			
				売却取諸費			
				雑支出		234,000	
				その他の営業費用			
				過年度損益修正			
				収益の部			
				給水収益	65,032,666	292,255,272	292,115,222
				補償金			
				受託工事収益	2,725,000	12,273,063	12,273,063
				その他の営業収益	8,898,365	67,204,470	66,836,470
				受取利息	454,828	3,169,910	3,169,910
				雑収益	135,040	1,230,015	1,230,015
				固定資産売却益			
				過年度損益修正			
				加人	3,860,000	11,460,000	11,460,000
				合計	1,180,772,688	7,867,396,867	3,985,033,871

甲 書 告 報 行 執 算 分 月 9

現在 30日 9月 05年 昭和

(入) (収)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	81,158,269	387,114,680	404,423,320
1 営業収益	701,538,000	76,708,401	371,224,755	330,313,245
1. 給水収益	608,198,000	65,085,036	292,115,222	316,082,778
2. 受託工事収益	20,000,000	2,725,000	12,273,063	7,726,937
3. その他の営業収益	73,340,000	8,898,365	66,836,470	6,503,530
2 営業外収益	90,000,000	4,449,868	15,889,925	74,110,075
1. 受取利息	2,000,000	454,828	3,169,910	△1,169,910
2. 雑収益	3,000,000	135,040	1,230,015	1,769,985
3. 加入金	85,000,000	3,860,000	11,490,000	73,510,000

① 資本的収入	677,500,000	3,300,000	72,612,500	604,887,500
1 企業債	510,000,000	3,300,000	29,300,000	480,700,000
1 企業債	510,000,000	3,300,000	29,300,000	480,700,000
2 負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
1 他会計負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負担金	160,000,000	0	43,312,500	112,687,500
1 工事負担金	160,000,000	0	43,312,500	112,687,500
収入合計	1,469,038,000	84,453,269	459,727,180	1,009,310,820

9 月分予算執行報告書乙

昭和50年9月30日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	105,328,897	403,176,894	494,270,106
1 営業費用	742,430,000	50,228,784	328,979,548	413,450,452
1. 原水及浄水費	314,626,000	28,175,655	144,224,814	170,401,186
2. 配水及給水費	120,460,000	7,506,283	49,823,490	70,636,510
3. 受託工事費	20,000,000	0	9,967,460	10,032,540
4. 業 務 費	89,705,000	4,349,783	38,599,985	51,105,015
5. 総 係 費	63,165,000	3,307,153	27,524,744	35,640,256
6. 減価償却費	63,864,000	0	0	63,864,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	70,000,000	11,889,910	58,839,055	11,160,945
2 営業外費用	154,017,000	65,100,113	74,197,346	79,819,654
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	153,967,000	65,100,113	74,197,346	79,769,654
2. 雑 支 出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出					
1	建設改良費	314,167,286	57,233,579	287,635,453	576,531,833	
		765,020,286	39,337,148	213,795,692	551,224,594	
1	事務費	12,200,000	713,114	5,510,093	6,689,907	
2	擴張工事費	554,627,286	24,408,000	146,849,992	407,777,294	
3	改良工事費	100,000,000	5,730,034	17,958,457	82,041,543	
4	配水管整備事業費	20,135,000	3,746,000	3,746,000	16,389,000	
5	光明台水道施設建設費	60,000,000	3,430,000	32,714,500	27,285,500	
6	營業設備費	18,058,000	1,310,000	7,016,650	11,041,350	
2	企業償還金	49,147,000	17,896,431	23,839,761	25,307,239	
1	企業償還金	49,147,000	17,896,431	23,839,761	25,307,239	
	支出合計	1,711,614,286	1,625,624,476	640,812,347	1,070,801,939	

和泉市水道事業損益計算書（9月分）

（昭和50年9月1日より昭和50年9月30日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	65,085,036円	
(2) 受託工事収益	2,725,000円	
(3) その他の営業収益	8,898,365円	76,708,401円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	23,175,655円	
(2) 配水及給水費	7,506,283円	
(3) 業務費	4,349,783円	
(4) 総係費	3,307,153円	
(5) その他の営業費用	11,889,910円	50,228,784円
営業利益		26,479,617円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	4,548,288円	
(2) 雑収益	1,350,400円	
(3) 加入金	3,860,000円	4,449,868円
当月分総利益		30,929,485円
4. 営業外費用		
(1) 支払利息及企業 債取扱諸費	55,100,113円	55,100,113円
当月分純損失		24,170,628円

賃 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和50年10月10日

科 目	月 次	9月執行済額	10月予定額	11月予定額	12月予定額
前月繰越金		88,296,689	14,369	18,950	17,850
収	営業収益	49,074,237	58,000	56,000	56,000
	営業外収益	4,449,868	3,000	3,000	3,000
	前年度未収金	114,940	3,635	2,440	1,200
	企業債	3,300,000	0	0	0
入	工事負担金	0	67,000	20,000	20,000
	一時借入金	230,000,000	330,000	0	100,000
	預り金	15,705,200	500	500	500
	前年度受繰越金	0	0	0	0
前受金	1,402,000	500	500	500	
前貸付金	0	0	0	150,000	
計		304,046,245	462,635	82,440	331,200

支	營業費用	36,860,447	48,000	47,000	104,000
	營業外費用	55,100,113	1,650	0	2,600
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	38,195,148	29,000	24,400	58,000
	貯蔵品	7,546,740	18,404	11,140	36,020
	企業債償還金	17,896,431	0	0	0
	一時借入金返還	200,000,000	80,000	0	130,000
	預り金返還	1,329,000	500	500	500
	前受金	1,046,295	500	500	500
	貸付金	20,000,000	280,000	0	0
出	計	377,974,174	458,054	83,540	331,620
収支差引額		14,368,710	18,950	17,850	17,430

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 9 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 11 月 5 日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 11 月 5 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 9 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 9 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1711
1700
1700

1700
1700

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和50年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	累計	当月		当月	累計	
			資産の部			
			土地			
90,816,210	90,816,210		建物			
240,415,659	240,415,659		構築物			
2,848,487	2,848,487		車両			
1,240,000	1,240,000		機械及備品			
4,129,187	4,129,187	2,280,500	有価証券			
138,124	138,124		投資			
9,499,235	9,499,235		減価償却引当金		43,522,733	43,522,733
15,326,791	1,412,159,582	313,549,023	普通預金	318,572,450	1,396,832,791	
102,277,164	296,305,989	538,591,115	未収金	75,153,874	19,402,882	
117,395,98	140,011,029	23,611,770	貯蔵品	23,718,168	1,282,714,31	
30,750,000	101,190,000		前払金	240,000	70,440,000	
131,000,000	123,100,000		定期預金		110,000,000	
2,338,544	128,923,666		過年度未収金	873,138	126,585,122	
			負債の部			
	640,000,000	200,000,000	一時借入金	200,000,000	1,040,000,000	400,000,000
	6,927,105	21,285,350	未払金	23,611,770	1,282,989,40	59,027,890
			仮受金			
	4,424,239	6,412,221	預り金	6,901,703	51,224,837	6,982,440
	3,279,000	690,000	予納金	563,000	405,100	772,000
	61,606	308,034	固定負債		2,033,024	1,971,417

	20,240,000	20,240,000	公立病院特例債			36,440,000	34,416,000
	5,874,105		過年度未払金			5,894,145	20,040
			資本の部				
			自己資本				
	6,696,956		借入資本			179,754,371	179,754,371
589,348,893	589,348,893		繰越欠損金			198,059,264	191,962,308
			資本剰余金			1,118,000	1,118,000
			収益の部				
	183,408		入院収益	36,100,353		189,191,489	188,058,031
	75,526	20,779	外来収益	25,619,284		145,714,109	145,638,588
	600		その他医業収益	1,288,348		7,298,365	7,297,765
			受取利息配当金	59,461		1,413,771	1,413,771
			他会計補助金			1,609,400	1,609,400
			患者外給食収益	45,550		2,372,580	2,372,580
			その他医業外収益	7,480		419,700	419,700
			費用の部				
241,766,149	241,766,149	38,748,407	給与				
136,885,282	136,885,282	24,995,741	材料				
34,367,007	34,367,007	5,182,734	経費				
			減価償却費				
			資産減耗費				
2,188,575	2,188,575	790,635	研究研修費				
40,764,931	40,764,931	21,273,883	支払利息及び企業債取扱諸費				
3,126,073	3,126,073	51,396	患者外給食材料費				
			期間外収益	20,000,000		20,000,000	20,000,000
18,999,790	19,000,090	5,250	建設仮勘定	300		300	
1,628,728,387	4,495,315,966	733,767,354	合計	733,767,354		4,495,315,966	1,628,728,387

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和50年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
病院事業収益	646,493,000	64,112,172	362,294,430	284,204,570
1. 医療収益	620,012,000	62,987,206	341,994,379	278,017,621
1. 入院収益	327,134,000	36,100,353	189,058,031	138,075,969
2. 外来収益	277,518,000	25,598,505	145,638,583	131,879,417
3. その他医療収益	153,660,000	1,288,348	7,297,765	8,062,235
2. 医療外収益	26,487,000	1,124,966	20,300,051	6,186,949
1. 受取利息配当金	800,000	594,611	1,413,771	△613,771
2. 他会計補助金	1,609,400		1,609,400	0
3. 患者外給食収益	5,472,000	455,550	2,372,580	3,099,420
4. その他医療外収益	934,000	74,805	419,700	514,300
5. 国庫補助金	3,187,000			3,187,000
病院事業費用	915,520,000	91,505,312	459,098,017	456,421,983
1. 医療費用	808,501,000	69,717,517	415,207,013	393,293,987
1. 給与	499,991,000	38,748,407	241,766,149	258,224,851
2. 材料	219,025,000	24,995,741	136,885,282	82,139,718
3. 経費	68,136,000	5,182,734	34,367,007	33,768,993

4.	減価償却費	17,383,000				17,383,000
5.	資産減耗費	1,000				1,000
6.	研究修費	3,965,000	790,635		2,188,575	1,776,425
2.	医業外費用	106,719,000	21,787,795		43,891,004	62,827,996
1.	支払利息及び 企業債取扱諸費	100,441,000	21,273,833		40,764,931	59,676,069
2.	患者外給食材料費	6,278,000	513,962		3,126,073	3,151,927
3.	予備費	300,000				300,000
	期間外収益	40,480,000	20,000,000		20,000,000	20,480,000
	資本的収入	878,000,000			21,000,000	857,000,000
1.	他会計出資金	21,000,000			21,000,000	0
2.	企業債	857,000,000				857,000,000
	資本的支出	918,679,000	22,833,484		35,063,534	883,615,466
1.	建設改良費	864,733,000	2,593,484		8,126,578	856,605,422
1.	看護婦宿舍削減金	1,233,000	308,034		616,068	616,932
2.	器械備品購入費	6,000,000	2,280,500		5,513,000	487,000
3.	病院建設調査費	500,000	△300		402,260	7,740
4.	病院増設事業費	857,000,000	5,250		1,505,250	855,494,750
2.	企業債償還金	53,946,000	20,240,000		26,936,956	27,009,044

9 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和50年9月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	36,100,353	189,058,031
外 来 収 益	25,598,505	145,638,588
そ の 他 医 業 収 益	1,288,348	7,297,765
計	62,987,206	341,994,379
2. 医 業 費 用		
給 与 費	38,748,407	241,766,149
材 料 費	24,995,741	186,885,282
経 費	5,182,734	34,367,007
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	790,635	2,188,575
計	69,717,517	415,207,013
医 業 利 益	△6,730,311	△73,212,634

3、 医 業 外 收 益					
受取利息配当金	594,611			1,418,771	
他会計補助金				16,094,000	
患者外給食収益	455,550			2,872,580	
その他医業外収益	74,805			419,700	
計		1,124,966			20,300,051
4、 医 業 外 費 用					
支払利息及び					
企業債取扱諸費	21,273,883			40,764,931	
患者外給食材料費	513,962			3,126,073	
雑 損 失					
計		21,787,795			43,891,004
当 月 分 純 利 益			△27,393,140		
当 月 迄 の 純 利 益					△96,803,587
上記当月分収益中	健保未収金	53,859,115円			
上記当月分費用中	未 払 金	23,611,770円			

資 金 予 算 表

昭和50年9月末

和泉市立病院事業会計

区分	科目	目	9月の執行済額	10月予定	11月予定
収	事業	収益	84,950,408円	50,000,000円	50,000,000円
	固定資産	売却代金			
	企業	負債			
	過年度	未収金	873,138		
入	一時	借入金	200,000,000	70,000,000	80,000,000
	預り	金	6,901,703	6,000,000	6,000,000
	他会計	繰入金			
	前払	金戻入	240,000		
	期間外	収益	20,000,000		
	予納	金	563,000	50,000	50,000
	仮受	金			
	合計		313,528,244	126,500,000	136,500,000

区分	科目	目	9月の執行済額	10月予定	11月予定	
支	事業	費用	67,787,444円	40,000,000円	40,000,000円	
	建設	改良費	2,593,484			
	企業	債償還金	20,240,000			
	貯蔵	品購入費	21,285,350	20,000,000	20,000,000	
	過年度	未払金				
	一時	借入金返還	200,000,000	70,000,000	70,000,000	
	預り	金還付	5,955,393	6,000,000	6,000,000	
	前	払	金			
	期	間外	費用			
	予	納	金還付	690,000	500,000	500,000
出	仮	受	金還付			
	合	計	318,551,671	136,500,000	136,500,000	
	収	支	差引	△10,000,000	0	
	前	年度又は前月より繰越	20,350,218	15,326,791	5,326,791	
	翌	年度又は翌月へ繰越	15,326,791	5,326,791	5,326,791	
	差	引				
	引					

監査報告第40号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年12月5日

監査委員 堀田 徳 治

〃 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和50年12月5日
2. 検査の対象 昭和50年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	4,380,245,742	△ 2,733,120 722,485,263	5,099,997,885	5,110,263,944	△ 1,381,120 821,048,434	
歳入歳出外現金	76,900,364	2,802,480	79,702,844	54,586,033	0	
特別歳入歳出外現金	1,402,246,543	216,248,458	1,618,495,001	1,340,163,904	168,426,292	
府 税	290,825,901	△ 78,248 38,715,281	329,462,934	228,325,107	62,500,795	
特別会計	国民健康保険	682,879,477	△ 659,984 244,068,901	926,288,394	607,474,381	△ 5,665,140 135,951,869
	土地区画 整理事業	0	0	0	11,537,943	0
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	6,833,098,027	△ 3,471,352 1,224,320,383	8,053,947,058	7,352,351,312	△ 7,046,260 1,187,927,390	
基 金	用品調達	10,264,683	351,795	10,616,478	7,553,352	710,689
	同資 和金貸付	53,454,109	0	53,454,109	2,100,000	0
	財政調整					
	土地開発	7,603,754	224,427	7,826,181	0	0
合 計	71,322,546	574,222	71,896,768	9,653,352	710,689	

算 書

昭和50年10月31日現在 (単位 円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
5,920,931,253	△ 829,933,373	1,060,000,000 △ 94,352,000	38,462,057	174,176,684	
54,586,033	25,116,811			25,116,811	
1,508,590,196	109,904,805			109,904,805	
290,825,902	38,637,032			38,637,032	
737,761,110	188,527,284	23,000,000	△ 50,000,000	161,527,284	
11,537,943	△ 11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
8,533,232,442	△ 479,285,384	988,648,000		509,362,616	
3,264,041	2,352,437			2,352,437	
2,100,000	51,354,109			51,354,109	
0	7,826,181			7,826,181	
10,364,041	61,532,727			61,532,727	

現金の保

区 分		現在高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		174,176,684	112,833,684		50,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	161,527,284	161,527,284		
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0	0		
基 金	用 品 調 達	2,352,437	2,325,519	26,918	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,354,109	51,354,109		
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	7,826,181	7,826,181		
特別歳入歳出外現金		136,961,385	109,904,805		
歳入歳出外現金		25,116,811	25,116,811		
府 税		38,637,032	38,637,032		
住 宅 敷 金		7,282,001	2,573,594		4,708,407
合 計		605,233,924	512,099,019	26,918	54,708,407

管 方 法

昭和50年10月31日現在 (単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル証券	釣 銭	
		9,333,000	2,010,000	
20,886,826	6,169,754			大阪公 137 6,169,155 大阪 24,223 599
20,886,826	6,169,754	9,333,000	2,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	1,582,678,055	△678,810 1,443,749,87
地 方 譲 与 税	357,000,000	1,058,100	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	99,600,000	31,148,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 地 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	0	0
地 方 交 付 税	2,539,288,000	1,688,964,000	0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,418,000	0	15,418,000
分 担 金 及 負 担 金	115,683,000	29,953,820	△17,550 8,245,925
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	37,846,896	△2,036,760 7,673,430
国 庫 支 出 金	3,442,341,000	497,721,000	127,543,000
府 支 出 金	3,111,864,000	107,393,463	6,440,045
財 産 収 入	9,125,500	238,168	記23,900 136,920
寄 附 金	41,000,000	0	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	1,183,388,000	267,725,086	記△23,900 200,153,006
市 債	8,127,511,000	0	112,500,000
繰 越 金	225,996,000	125,996,262	100,000,000
合 計	23,030,398,000	4,380,245,742	△2,733,120 722,485,263

調 書

昭和50年10月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,726,374,182		1,867,668,818	48.02
1,058,1000		25,119,000	29.63
31,148,000		68,452,000	31.27
0		19,534,000	
1,688,964,000		85,032,400	66.51
15,418,000		0	100.06
38,182,195		77,500,805	33.00
43,483,566		44,193,434	49.59
625,264,000		281,707,700	18.16
113,833,508		3,298,030,492	3.33
398,980		90,856,020	0.43
0		41,000,000	
0		100,000	
467,854,192		715,533,808	39.53
112,500,000		8,015,011,000	1.38
225,996,262	262		100.00
5,099,997,885		17,930,400,115	22.14

歲 出

科 目	予 算 額	支 出
		前 月 末 累 計
議 會 費	1 4 1, 1 7 2, 0 0 0	6 8, 8 8 8, 0 0 7
總 務 費	3, 6 2 6, 7 8 2, 0 0 0	7 1 1, 1 8 3, 0 9 6
民 生 費	3, 9 3 7, 6 6 1, 0 0 0	1, 5 7 4, 2 1 6, 5 1 9
衛 生 費	1, 1 7 5, 3 7 3, 0 0 0	5 5 4, 3 8 1, 6 0 6
勞 働 費	6 6, 5 1 2, 0 0 0	2 9, 2 8 9, 0 8 2
農 林 水 産 業 費	1 5 5, 5 5 0, 0 0 0	3 2, 5 5 4, 5 6 3
商 工 費	2 1 5, 1 1 5, 0 0 0	1 3 0, 4 0 0, 9 4 0
土 木 費	5, 0 1 8, 8 4 0, 0 0 0	4 3 6, 5 8 5, 2 2 0
消 防 費	3 2 7, 1 9 2, 0 0 0	1 4 1, 5 0 9, 9 7 6
教 育 費	7, 0 8 1, 3 3 6, 0 0 0	8 7 5, 5 3 0, 6 6 5
公 債 費	1, 1 5 5, 9 7 0, 0 0 0	4 7 2, 1 1 5, 4 5 5
諸 支 出 金	8 9, 4 0 0, 0 0 0	8 3, 6 0 5, 3 1 4
災 害 復 旧 費	9, 4 9 5, 0 0 0	0
予 備 費	3 0, 0 0 0, 0 0 0	0
合 計	2 3, 0 3 0, 3 9 8, 0 0 0	5, 1 1 0, 2 6 3, 9 4 4

調 査 書

昭和50年10月31日現在

済 額		予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
本 月 分	計		
△12,600 8,479,204	77,354,611	63,817,389	54.79
△14,971.4 85,661,615	79,669,997	2,880,084,003	21.96
△465,612 414,098,491	1,987,849,398	1,949,811,602	50.48
記△480,000 △20,000 67,550,858	621,432,464	553,940,536	52.87
△90,710 3,250,443	32,448,815	34,063,185	48.78
3,961,715	36,516,278	119,033,722	23.47
6,717,547	137,112,487	77,996,513	63.74
記480,000 △7,380 58,769,336	495,827,176	4,523,012,824	9.87
△90,000 21,255,776	162,675,752	164,516,248	49.71
△39,098 120,272,088	995,763,656	6,085,572,344	14.06
△506,006 31,031,361	502,640,810	653,329,190	43.48
0	83,605,814	5,794,186	93.51
0	0	9,495,000	
0	0	30,000,000	
△1,381,120 821,048,434	5,929,931,258	17,100,466,742	25.74

監査報告第41号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年12月5日

監査委員 堀田 徳 治

〃 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和50年12月5日
2. 検査の対象 昭和50年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

10月分月次合計残高試算表

10月分月次合計残高試算表

昭和50年10月31日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	高
		687,000	資産の部				
120,257,958	120,257,958		土地				
111,692,469	111,692,469		建物				
179,594,452	179,594,452		構築物				
19,300,574	19,300,574		機械装置				
66,534,372	66,534,372	291,764	器具				
11,183,753	11,183,753		車輦及運搬器具				
20,315,707	20,315,707		工具器具及備品				
94,596,858	94,648,558	18,667,304	建設仮勘定	520,000	520,000		
460,000	460,000		水利権				
41,200	41,200		電話加入権				
210,000	210,000		現金				
284,225,19	1,858,782,836	491,792,815	普通預金	477,529,006	1,830,360,317		
1,796,044,001	1,796,044,001	477,529,006	当座預金	477,529,006	1,796,044,001		
110,448,568	415,481,629	52,321,721	未収金	55,655,716	305,033,061		
89,700,791	1,636,685,53	4,080,1580	貯蔵品	2,879,764	73,967,762		
15,019,000	15,019,000		仮払金		15,019,000		
180,000	180,000		借地権				
25,000	25,000		投資有価証券				
1,800,000	1,800,000		保管有価証券				
300,000,000	480,000,000	300,000,000	短期貸付金	20,000,000	180,000,000		
			負債の部				
	98,558,166	1,830,8380	未払金	40,801,530	1,38,180,666	89,622,500	
			未払費用				
	700,000,000	800,000,000	一時借入金	330,000,000	1,267,000,000	567,000,000	
	14,692,000	2,686,000	前受金	1,239,000	35,457,730	20,765,730	
	38,821,452	4,332,057	預り金	6,149,827	78,943,912	45,122,460	
			預り担保有価証券		1,800,000	1,800,000	
					1,38,180,666	89,622,500	
	700,000,000	800,000,000		330,000,000	1,267,000,000	567,000,000	
	14,692,000	2,686,000		1,239,000	35,457,730	20,765,730	
	38,821,452	4,332,057		6,149,827	78,943,912	45,122,460	
				20,000,000	180,000,000	1,800,000	
	98,558,166	1,830,8380		40,801,530	1,38,180,666	89,622,500	
	700,000,000	800,000,000		330,000,000	1,267,000,000	567,000,000	
	14,692,000	2,686,000		1,239,000	35,457,730	20,765,730	
	38,821,452	4,332,057		6,149,827	78,943,912	45,122,460	
				20,000,000	180,000,000	1,800,000	

				減価償却引当金			320,614,252	320,614,252
				退職給与引当金			612,385	612,385
				資本の部				
				自己資本				
				借入資本			119,803,235	119,803,235
				資本剰余金			1,862,910,227	1,889,070,466
				利益剰余金			57,509,000	92,288,108
				費用の部				
				原水及浄水費			900	
				配水及給水費				
				受託工事費				
				薬務費			95,400	
				総係費			70,755	
				減価償却費				
				資産減耗費				
				私債償還費				
				雑支				
				その他の営業費用			28,400	
				過年度損益修正				
				収益の部				
				給水収益			522,886,441	344,541,713
				補償金				
				受託工事収益			5,448,040	17,721,103
				その他の営業収益			7,112,960	743,174,300
				受取利息			333,169	3,503,079
				雑収			1,230,015	1,230,015
				固定資産売却益				
				過年度損益修正				
				加			631,000	1,780,000
				合計			1,541,340,159	4,885,791,456
4,885,791,456	3,408,737,026	1,541,340,159						

甲 書 告 報 行 算 分 月 0 1

(入 収) 在 現 日 1 0 年 0 5 和 昭

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 0 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	71,384,665	458,499,345	333,038,655
1. 営業収益	701,538,000	64,741,496	435,966,251	265,571,749
1. 給水収益	608,198,000	52,180,496	344,295,718	263,902,282
2. 受託工事収益	20,000,000	5,448,040	17,721,103	2,278,897
3. その他の営業収益	73,340,000	7,112,960	73,949,430	△609,430
2. 営業外費用	90,000,000	66,431,69	22,533,094	67,466,906
1. 受取利息	200,000	333,169	3,503,079	△1,503,079
2. 雑収益	3,000,000	0	1,230,015	1,769,985
3. 加入金	8,500,000	6,310,000	17,800,000	67,200,000

① 資本的收入	677,500,000	57,509,000	180,121,500	547,878,500
1. 企業債	510,000,000	0	29,800,000	480,700,000
1. 企業債	510,000,000	0	29,800,000	480,700,000
2. 負擔金	7,500,000	0	0	7,500,000
1. 他會計負擔金	7,500,000	0	0	7,500,000
3. 工事負擔金	160,000,000	57,509,000	100,821,500	56,178,500
1. 工事負擔金	160,000,000	57,509,000	100,821,500	59,178,500
收入合計	1,469,038,000	128,893,665	588,620,845	880,417,155

10月分予算執行報告書乙

昭和50年10月31日現在（支出）

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 0 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	52,779,987	455,956,881	441,490,169
1. 営業費用	742,430,000	51,184,321	380,163,869	362,266,131
1 原水及浄水費	314,626,000	28,324,955	172,549,769	142,076,231
2 配水及給水費	120,460,000	8,766,754	58,590,244	61,869,756
3 受託工事費	20,000,000	4,459,360	14,426,820	5,573,180
4 業務費	89,705,000	5,114,499	43,714,484	45,990,516
5 総係費	63,165,000	3,343,203	30,867,947	32,297,053
6 減価償却費	63,864,000	0	0	63,864,000
7 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8 その他の営業費用	70,000,000	1,175,550	6,001,465	9,985,395
2. 営業外費用	154,017,000	1,595,616	75,792,962	78,224,038

1	支私利息及 企業債取撥諸費	153,967,000	1,595,616	75,792,962	78,174,038
2	雜支 出	50,000	0	0	50,000
3.	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資本的支出	814,167,286	1,912,6068	256,761,521	557,405,765
1.	建設改良費	765,020,286	1,912,6068	232,921,760	532,098,526
1	事務費	1,220,000	67,6153	6,186,246	6,013,754
2	擴張工事費	554,627,286	3,727,500	150,577,492	404,049,794
3	改良工事費	100,000,000	13,743,651	31,702,108	68,297,892
4	配水管整備事業費	20,135,000	0	3,746,000	16,389,000
5	光明台水遠廻設置費	60,000,000	687,000	33,401,500	26,598,500
6	營業設備費	13,058,000	291,764	7,308,414	10,749,586
2.	企業債償還金	491,470,000	0	23,839,761	25,307,239
1	企業債償還金	491,470,000	0	23,839,761	25,307,239
	支出合計	1,711,614,286	7,190,6005	712,718,352	998,895,934

和泉市水道事業損益計算書(10月分)

(昭和50年10月1日より昭和50年10月31日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	52,180,496円	
(2) 受託工事収益	5,448,040円	
(3) その他の営業収益	7,112,960円	64,741,496円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	28,324,955円	
(2) 配水及給水費	8,766,754円	
(3) 受託工事費	4,459,360円	
(4) 業務費	5,114,499円	
(5) 総係費	3,343,203円	
(6) その他の営業費用	1,175,550円	51,184,321円

営業利益

13,557,175円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	333,169円	
(2) 加入金	6,310,000円	6,643,169円

当月分総利益

20,200,344円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業 債取扱諸費	1,595,616円	1,595,616円
----------------------	------------	------------

当月分純利益

18,604,728円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和50年11月10日

科 目	月 次	10月執行済額	11月予定額	1-2月予定額	1月予定額
前 月 繰 越 金		14,368,710 円	28,633 千円	17,850 千円	15,730 千円
営 業 収 益		6,675,975.6	5,600.0	57,000.0	56,000.0
営 業 外 収 益		6,643,169	3,000	3,000	3,000
前 年 度 未 収 金		160,540	4,714	1,600	800
企 業 債		0	0	0	0
工 事 負 担 金		57,509,000	10,000	50,000	10,000
一 時 借 入 金		380,000,000	0	100,000	0
預 り 金		2,436,810	500	500	500
前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
前 受 金		1,239,000	500	500	500
貸 付 金		20,000,000	0	0	250,000
計		484,748,275	74,714	212,600	320,800

支 出	營業費用	48,596,321	48,000	104,000	48,000
	營業外費用	1,595,616	0	2,600	4,648
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	18,884,304	24,000	40,000	23,800
	貯蔵品	19,308,380	1,2497	27,120	12,000
	企業債償還金	0	0	0	0
	一時借入金返還	80,000,000	0	40,000	230,000
	預り金返還	619,040	500	500	500
	前受金	1,530,805	500	500	500
	貸付金	300,000,000	0	0	0
	計	470,484,466	85,497	214,720	319,448
	収支差引額	2,863,2519	17,850	15,730	17,082

監査報告第42号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年10月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年12月5日

監査委員 堀田 徳 治

〃 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和50年12月5日
2. 検査の対象 昭和50年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

10月分月次合計残高試算表

10月分月次合計残高試算表

昭和50年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸		方	
		残高	合計	当月	計	当月	計
90,316,210	90,316,210						
240,415,659	240,415,659						
284,8487	284,8487						
1,240,000	1,240,000						
41,291,875	41,291,875						
138,124	138,124						
940,235	940,235						
31,829,293	21,364,335		72,427,0753		43,522,733		43,522,733
105,944,690	34,663,6920		50,330,931		2,104,601,042		
11,620,953	161,856,379		21,845,350		240,669,2230		
30,750,000	101,190,000				150,226,426		
133,100,000	243,100,000		120,000,000		70,440,000		
2,222,280	128,923,666				110,000,000		
					126,701,386		
	1,150,000,000		510,000,000				
	929,9170		23,720,120		660,000,000		550,000,000
					21,845,350		571,531,20
	51,024,739		6,782,342		6,599,788		6,799,886
	3,804,000		525,000		551,000		788,000
	616,068						20,330,243
							19,714,175

	20,240,000			公立病院特例債		364,400,000	344,160,000
	55,874,105			過年度未払金		55,894,145	20,040
				資本の部			
				自己資本			
	6,696,956			借入資本		179,754,871	179,754,871
58,334,893	589,348,893			繰越欠損金		198,059,264	191,362,308
				資本剰余金		1,118,000	1,118,000
				収益の部			
	133,408			入院収益	31,930,495	221,121,934	220,988,526
	85,717	10,191		外来収益	27,384,682	173,098,791	173,013,074
	600			その他医業収益	1,291,088	8,589,453	8,589,853
				受取利息配当金		1,413,771	1,413,771
				他会計補助金		16,094,000	16,094,000
				患者外給食収益	446,325	2,813,905	2,813,905
				その他医業外収益	66,971	486,671	486,671
				費用の部			
275,183,177	275,183,177	33,417,028		給与			
160,499,427	160,499,427	23,614,145		材料			
425,15,895	42,515,895	314,888		経費			
				減価償却費			
				資産減耗費			
269,2245	2,692,245	503,670		研究修費			
43,698,257	43,698,257	2,933,326		委託費及び 支払取扱諸費			
3,642,943	3,642,943	516,870		患者外給食材料費			
				期問外収益		20,000,000	20,000,000
1,899,790	19,000,090			建設仮勘定		300	
1,837,806,433	60,219,345,80	15,266,18,614		合計	1,526,618,614	6,021,934,580	1,837,806,433

10月分予算執行報告書

昭和50年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10月	累 計	
病院事業収益	646,499,000	61,109,370	423,403,800	223,095,200
1. 医業収益	620,012,000	60,596,074	402,590,453	217,421,547
1. 入院収益	327,134,000	31,930,495	220,988,526	106,145,474
2. 外来収益	277,518,000	27,374,491	173,013,074	104,504,926
3. その他医業収益	15,366,000	1291,088	8,588,853	6,771,147
2. 医業外収益	26,487,000	513,296	2,081,347	5,673,653
1. 受取利息配当金	800,000		1,413,771	△613,771
2. 他会計補助金	1,609,400		1,609,400	0
3. 患者外給食収益	5,472,000	446,325	2,818,905	2,653,095
4. その他医業外収益	934,000	6,971	48,671	4,473,29
5. 在庫補助金	3,187,000			3,187,000
病院事業費用	915,520,000	69,133,927	528,231,944	387,288,056
1. 医業費用	808,501,000	65,683,731	480,890,744	327,610,256
1. 給与費	499,991,000	33,417,028	275,183,177	224,807,823
2. 材料費	219,025,000	23,614,145	160,499,427	58,525,573
3. 経費	68,136,000	8,148,888	42,515,895	25,620,105

4	減價償却費	17,383,000				17,383,000
5	資產減耗費	1,000				1,000
6	研究修費	3,965,000	503,670	2,692,245		1,272,755
2	醫藥外費用	106,713,000	3,450,196	47,341,200		59,377,800
1	支払利息及 企業債取扱諸費	100,441,000	2,933,326	43,698,257		56,742,743
2	患者外給食材料費	6,278,000	516,870	3,642,943		2,635,057
3	予備費	300,000				300,000
	期間外収益	40,480,000		20,000,000		20,480,000
	資本的収入	878,000,000		21,000,000		857,000,000
1	他會計出資金	21,000,000		21,000,000		0
2	企業債	857,000,000				857,000,000
	資本的支出	918,679,000		35,063,584		883,615,466
1	施設改良費	864,733,000		8,126,578		856,606,422
1	看護婦宿舍割賦金	1,233,000		616,068		616,932
2	器械備品購入費	3,000,000		5,513,000		487,000
3	病院建設調査費	500,000		492,260		7,740
4	病院増設事業費	857,000,000		1,505,250		855,494,750
2	企業償還金	53,946,000		26,936,956		27,009,044

10月度月次損益計算書

昭和50年10月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	果	計
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	31,930,495	220,988,526	
外 来 収 益	27,374,491	173,013,074	
そ の 他 医 業 収 益	1,291,088	8,588,853	
計	60,596,074		402,590,453
2. 医 業 費 用			
給 与 費	33,417,028	275,183,177	
材 料 費	23,814,145	160,498,427	
経 費	8,148,888	42,515,895	
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	503,670	2,692,245	
計	65,683,731		480,890,744

3. 医業外収益					
受取利息配当金				1,413,771	
他会計補助金				1,609,400	
患者外給食収益				2,818,905	
その他医業外収益				486,671	
計			513,296		20,813,347
4. 医業外費用					
支払利息及び				43,698,257	
企業債取扱諸費					
患者外給食材料費				3,642,948	
雑損					
失					
計			3,450,196		47,341,200
当月分純利益			△8,024,557		
当月迄の純利益					△10,482,814
上記当月分収益中		健保未収金	50,330,931円		
上記当月分費用中		未払金	21,845,350円		

資 金 予 算 表

昭和50年10月末

和泉市立病院事業会計

区分	科目	10月の執行済額	11月予定	12月予定
収	事業収益	56,999,351.00円	50,000,000.00円	50,000,000.00円
	固定資産売却代金			
	企業業債			
	過年度未収金	116,264		
	一時借入金	660,000.000	280,000.000	370,000.000
入	預り金	6,599,788	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	551,000	500,000	500,000
	仮受金			
	通知預金解約		120,000.000	
	合計	724,260,562	456,500,000	93,500,000

区分	科目	10月の執行済額	11月予定	12月予定
支	事業費用	46,730,598円	40,000,000円	100,000,000円
	施設改良費		27,000,000	
	企業債償還金			4,793,000
	貯蔵品購入費	23,720,120	23,000,000	23,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	510,000,000	350,000,000	
	預り金還付	6,782,342	6,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	525,000	500,000	500,000
出	仮受金還付			
	通知預金	120,000,000		
	合計	707,758,060	446,500,000	134,293,000
	収支差引	16,502,502	10,000,000	△40,793,000
差引	前年度又は前月より繰越	15,326,791	31,829,293	41,829,293
	翌年度又は翌月へ繰越	31,829,293	41,829,293	1,036,293

監査報告第43号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和50年度定期監査を別記
要項により執行した。

その結果を同法同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和50年12月5日

監査委員 堀田徳治

同 竹内修一

和泉監第 38 号

昭和50年12月5日

和泉市長 池田忠雄 殿

和泉市議会議長 貝淵博治 殿

和泉市監査委員 堀田徳治

同 竹内修一

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和50年度定期監査を実施したので、その結果を同条第8項の規定に基づき次のとおり報告する。

1. 監査の対象

昭和49年度本市事務事業のうち今回は次の各課(かい)を対象として監査を実施した。

- ◎ 総務部 管財課・企画課・市民税課
- ◎ 市民部 市民課・保険年金課・保育課・老人解放センター・保育施設(和泉保育園外11ヶ所)
- ◎ 産業衛生部 農林課・予防衛生課
- ◎ 建設部 土木課・下水道課・計画課
- ◎ 会計課
- ◎ 教育委員会事務局一総務課・学校教育課及び教育施設(伯太小学校外16ヶ所)
- ◎ 水道部 営業課

2. 執行の日時

昭和50年5月21日～7月22日

○ 総務部

管財課

1. 事務の概要

当課は昭和50年4月の機構改革により新設された課で、管財係・車輛係の2係で構成されており、課長以下13名の職員が配置されている。管財係は市有財産の総括管理及び従来秘書課で所管していた庁舎管理に関する業務を執行している。

また、車輛係は本年6月より公用車の集中管理制度が実施されるにともない当該公用車の運行管理を所管している。

2. 事務の執行状況

(1) 公有財産の管理について

当課の公有財産台帳を各課と施設台帳を照合したところ前年度同様面積等一部不一致のものがみられたことは遺憾であった。

財産台帳については前年度監査においても早急に整備すべく指摘したものであり、公簿面積、実測面積の両方を公有財産台帳に記入し、公有財産の正確な現況を記録されたい。

(2) 行政財産の目的外使用許可について

行政財産については地方自治法第238条の4第3項において使用許可できる旨規定されており、本市においても管財課関係で昭和49年度4件の使用許可がなされているが、このうち正規の使用許可手続がなされず使用させているものがあったが例規に基づく適正な取扱いをなされたい。

(3) 事故処理及び損害賠償について

昭和49年度における自動車事故件数は9件発生しておりこのうち対物対人事故で当方(市)に損害賠償責任のある事故は4件となっている。これらについてはすでに相手方との示談も成立しており3件は議会に対し報告がなされているが、うち1件は事務処理が遅れ議会へ未報告となっている。当該事故については、早急に事務処理を終え、議会に報告するとともに、今後は公用車の安全運行について適切な措置を講ぜられたい。

企 画 課

1. 事務の概要

当課は企画係、事務管理係の2係で構成しており課長以下6名の職員が配置されている。

当課では、市政の総合企画、事務改善組織管理、地域防災計画、及び庁内報の編集発行を主な業務として所管している。

2. 事務の執行状況

予算差引簿、支出関係書類等について調査したが予算状況については、おおむね適正に処理されている事を認めた。

市民税課

1. 事務の概要

当課は課長以下22名の職員(常勤非常勤嘱託員各1名を含む)を以って、普通徴収に係る個人の市民税法人市民税特別徴収に係る個人市民税並びに軽自動車税・市たばこ消費税・電気税・ガス税等の賦課に関する業務を執行しており、市民税、諸税の2係により構成されている。

市民税係は係長以下11名の職員が普通徴収に係る個人の市民税の賦課及び法人市民税の調査に関する業務、個人の市民税等の調査に関する業務を執行している。

諸税係は、係長以下6名の職員で特別徴収に係る個人市民税の賦課・軽自動車税・市たばこ消費税・電気税・ガス税等の賦課に関する業務を執行している。

過去3ヶ年間の課税状況表

(単位千円)

年度	課税総所得金額		所 割 (A)	均 等 割(B)	年 税 額		納 税 義 務 者 数(A)
					(A)	(B)	
47	普徴	5,213,765	184,998	5,620	190,618	15,098	
	特徴	9,876,879	333,210	8,118	341,328	24,792	
	計	15,090,644	518,208	13,738	531,946	39,885	
48	普徴	6,872,896	266,204	5,886	272,090	16,072	
	特徴	13,140,679	428,628	8,548	437,176	25,929	
	計	20,013,575	694,832	14,434	709,266	42,000	
49	普徴	12,375,403	509,439	5,807	515,246	15,945	
	特徴	18,884,872	679,025	9,261	688,286	27,858	
	計	31,260,275	1,188,464	15,068	1,203,532	43,803	

法人市民税

(単位千円)

年度	法人税割課税標準額	法人税割額(A)	均等割額(B)	年税額(A+B)	納税義務者数
47	843,808	90,174	3,272	93,445	751社
48	1,575,019	168,511	3,298	171,809	731社
49	1,645,969	316,187	3,730	219,917	797社

軽自動車税

(単位千円)

年度	年 税 額	納 税 義 務 者 数
47	30,849	15,598人
48	32,190	15,677人
49	32,549	15,907人

電気・ガス税 (単位千円)

年度	年 税 額
47	109,983
48	126,296
49	157,513 電気 141,206 ガス 16,307

市たばこ消費税 (単位千円)

年度	年 税 額
47	159,410
48	175,345
49	19,437

2. 事務の執行状況について

- (1) 法人市民税は申告納付の方法で納税されるものであるが、法人税台帳を調査したところ確定申告等納税の根拠となる申告が遅れている法人が見うけられた。これらの法人については、担当職員が実態の調査を行なっているが、担当職員数が充分でないため調査作業自体が遅れがちとなっている。租税公平の原則からも法人の的確な把握と課税を行なわれたい。

◎ 市民部

市民課

1. 事務の概要

当該は市民係、戸籍係、記録係の3係で構成されており、戸籍等住民移動の記録整備及び戸籍、印鑑証明等の作成交付を主要な業務としており、課長以下35名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 証明書の交付について

諸証明を発行した場合、規定に基づき手数料を徴収しているが、これら手数料の徴収手続については、おおむね適正になされていたが、一部レジの領収書の金額と実際の領収金額が不一致のため、レジの領収金額を訂正しているケースがみられた。

日々の取扱件数が多いなかであって、レジの打ち誤り等のため誤差が生じるものと思

われる。

領収金額に不一致が生じた場合は、その原因を明確にするとともに、今後は公金の取扱についてとくに慎重を期されたい。なお、下表は過去3ケ年間における諸証明発行状況であるが、印鑑証明等については、市民の財産等に直接関係するものであり、とくに慎重な取扱いを望むものである。

区分	47年度		48年度		49年度	
	件	枚	件	枚	件	枚
戸籍	17,235	30,107	17,340	30,270	12,657	23,090
住民票	38,376	47,576	42,950	54,165	39,528	49,358
印鑑	49,286	87,383	45,790	83,743	45,054	80,822
その他	6,808	7,421	7,415	8,152	8,226	8,965
計	111,705	172,487	113,495	176,330	105,465	152,235

保育課

1. 事務の概要

当課は保育園等の児童福祉施設の入所措置及び運営を所管する保育係と施設の維持管理を担当する施設係の2係をもって構成されており、保育園等出先施設を含めた職員数は課長以下324名となっている。

2. 事務の執行状況

(1) 保育料の決定手続について

前年度監査における指摘事項であった保育料の決定手続については、本年度においても基本的に改善されず相当数の他市転入者等、所得額の不明の者について最低の保育料しか徴収されておらず他の所得が明確な父兄との間に不当な格差が生じていることは、はなはだ遺憾な実情といわざるをえない。

保育料決定の基準となる所得額については、前年度指摘したとおり入園申請の時点で源泉徴収票あるいは所得証明を必ず添付させるなど所得把握を確実にしなわなにかぎり今後も不当な取扱いを生ずる事となるだけでなく、市民に行政への不信感を与えることとなるので早急に適切な処置を講ぜられたい。

(2) 施設の管理について

当課の施設台帳と管財課の台帳を照合したところ前年度同様、面積及び所有権者の不一致なものがみられた。これについても、正確な公有財産の現況把握をなされたい。

出先施設

本年度は市内12の保育園を対象に(1)保育料徴収簿(2)現金出納簿(3)保育料還付に関する書類(4)電話使用簿(5)寄付台帳(6)備品補助カード(7)物品返納簿(8)職員出勤簿(9)園児出席簿(10)連絡カード(11)保育料調定収入簿(12)備品受払簿について監査を執行した全般的に事務処理手続については適正になされている事を認めた。

尚、一部保育園においては施設の老朽化が目立つとともに構造が保育上支障をきたす園も見られたので改善するよう指摘した。その他本年度監査における指摘事項は次のとおりである。

(1) 寄附物品については市の財務規則に基づき手続する必要があるが一部手続きされていない。

(2) 職員出勤簿について一部の保育園で出勤しているのに押印していない者があった。

老人解放センター

1. 事務の概要

当センターは同和地区老人の健康増進、教養の向上、レクリレーションの活用を図るため昭和49年7月20日に開所されたもので所長以下5名の事務職員と10名の用務員が配置されている。現在1日平均90名の老人が当センターを利用している。

2. 事務の執行状況

当センターでは老人の健康増進、娯楽の提供を図るため、講師を招き機能回復訓練や民謡教室などを開設しているが講師謝礼の支払いを職員が立替払いしている。

立替払いは現行法令上認められておらず適正な、予算執行方法とはいえない。今後は資金前渡の方法を採用するとともに月額報償額を定めるなど、予算執行の適正化を図られたい。

保険年金課

1. 事務の概要

当課は、庶務係、業務係、収納第一係、収納第二係、年金係の5係より構成されており、課長以下41名(常勤嘱託員9名を含む)の職員が配置されている。課の主要業務は国民健康保険の賦課収納及び国民年金の検認給付等である。

2. 事務の執行状況

(1) 国民健康保険料の賦課、徴収手続について

昭和49年度の本市国保加入状況は、12,458世帯、42,117名となっているが監査にあたっては、その一部を抜すい調査したが、被保険者に対する保険料の賦課業務

については、例規に基づきおおむね適正になされている事を認めた。又徴収簿の徴収金額と賦課台帳の金額と照合および賦課額の変更にもなう徴収簿の整備、徴収簿の消込状況についても調査したがこれらについても、おおむね適正になされているものと認めた。

(2) 保険料の減免手続について

昭和49年度の減免状況は、一般減免24件、同和減免514件の計538件で金額にして6,808,807円となっている。保険料の減免減額申請書及び受付簿を照合し、減免分を抜き出し調査したところ、これら減免手続についても例規に定められた減免申請手続がとられており適正になされているものと認めた。

(3) 助産費、葬祭費の申請、支給手続について

助産費、葬祭費の支給については、本市国民健康保険条例第6条及び第7条の規定に基づき、それぞれ支給されるものであるが、これら支給申請手続については、施行規則第4条及び第5条の規定に基づき申請手続がとられ、助産費、葬祭費は資金前渡の方法で処理されており、資金の保管、精算は規則に基づき適正になされているものと認めたが、支給状況が明確に把握できない面がみられるので善処されたい。

◎ 産業衛生部

農 林 課

1. 事務の概要

当課は課長以下12名(常勤嘱託員2名を含む)が配置されており農林業関係諸団体の育成指導事務を所管する農林係と土地改良事業及び耕地農免事業を所管する工事係及び畜産担当より構成されている。

昭和49年度事業として執行された主なものは園芸団地整備事業3件、都市農業近代化事業1件、土地改良事業10件等である。

2. 事務の執行状況

(1) 土地改良事業等の執行状況について

土地改良事業等については、その大部分を国府補助金、地元分担金によりまかなわれているが、これら補助金、分担金についての交付申請手続及び収入手続は適正になされていると共に事業施行に関する契約等の手続についても適正になされている事を認めた。

(2) 市単独土地改良事業補助金の執行について

土地改良事業関係書類を調査したところ補助金を交付しているもので事業主体から工事完了届及び収支精算書が提出されていないものがあつた。これらについては、交付規程に基づき適正な執行をなされたい。

(3) 農業関係団体育成助成金について

団体補助金の交付については、ほとんどが年度末に交付されているが補助効果などを高めるためには、当然年度当初に行なうべきである。又、補助金について、一部に実績報告書が提出されていないものがみられた、これらについても交付規程に基づき適正に執行されたい。

予防衛生課

1. 事務の概要

当課は昭和50年4月の機構改革により新設された課で保健係、予防係の2係で構成されており、課長以下17名の職員が配置されている。

保健係は、胃集団検診、成人病対策、妊産婦対策、その他、医療対策に関する業務を所管している。また予防係は、各種予防接種及び結核予防対策、狂犬病等の予防対策に関する業務及び同和対策診療所に関する診療所担当より構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) 補助金、助成金交付手続について

当課は医療機関に対する補助金、医師会等関係団体に対して補助金及び助成金を交付しているがこれら補助金等の交付関係書類を調査の結果、補助金・交付規程に基づきおおむね適正に執行されている事を認めた。

(2) 予防接種の実施状況について

予防接種は年間に予定計画に基づきおおむね適正に執行されていた。予防接種の場合各校区ごとに会場を設置している関係上医師の送迎等において自動車を使用する回数が多いが公用車が少なくその円滑な実施に支障をきたし49年度においてはタクシーを使用したようであるが現在では公用車の集中管理にともない公用車で行なわれており、今後においても公用車管理担当課に計画をたて実施されるよう望むものである。

尚、昭和49年度における主な実施状況は下表のとおりである。

急性灰白髄炎予防接種

年度	区分	対象者	接種者	実施率
48	上半期	2,985	2,024	67.8
	下半期	2,969	2,254	75.9
	合計	5,954	4,278	71.9
49	上半期	3,236	2,400	74.1
	下半期	2,944	2,308	78.4
	合計	6,180	4,708	76.2

日本脳炎予防接種

区分 年度	学 童		一 般 市 民		合 計
	対 象 者	接 種 者	対 象 者	接 種 者	接 種 者
48	19,189	17,546	87,333	10,878	28,424
49	20,659	20,016	95,675	9,176	29,192

乳幼児・住民結核検診

区分 年度	乳 幼 児 結 核 検 診			住 民 結 核 検 診		
	対 象 者	接 種 者	接 種 率	30才未満	30才以上	計
48	12,693	4,804	37.8	1,194	2,122	3,316
49	6,875	2,568	37.3	1,050	1,439	2,489

インフルエンザ予防接種

区分 年度	学 童		一 般 市 民	合 計
	対 象 者	延 接 種 数	延 接 種 数	延 接 種 数
48	19,297	32,400	3,361	35,761
49	20,659	36,569	4,146	40,715

種痘予防接種

区分 年度	第 1 期		第 2 期		第 3 期		計		
	対 象 者	接 種 者	対 象 者	接 種 者	対 象 者	接 種 者	対 象 者	接 種 者	実施率
48	3,695	2,389	2,061	1,885	1,610	1,543	7,366	5,671	76.9
49	3,577	2,185	2,223	2,204	1,854	1,854	7,654	6,243	81.5

3種混合予防接種

区分 年度	第 1 期					第 2 期		第 3 期		第 4 期		接種済 延人員
	該 当 数	被 接 種 者 数				該 当 数	接 種 数	該 当 数	接 種 数	該 当 数	接 種 数	
		1 回	2 回	3 回	計							
48	2,974	2,701	2,576	2,169	7,446	2,779	1,548	2,065	1,862	1,608	1,540	12,396 ^人
49	2,794	2,727	2,664	2,316	7,707	3,257	2,122	2,223	2,064	1,854	1,817	13,710

胃 検 診

区分 年度	申し込み者	受 診 者	受 診 率	要精検者数
48	1,091	801	73.4	104
49	985	741	75.2	93

会 計 課

1. 事務の概要

当課は収入役の補助機関として現金及び物品の出納保管等に関する業務を所管しており、会計課、用度係の2係で構成されている。

会計係は、現金及び有価証券の出納保管、支出負担行為の確認決算に関する業務をまた、用度係は物品の出納保管等をそれぞれ所管しており、職員は課長以下10名である。

今回は会計課の所管業務のうち、主として用度係を対象に監査を実施した。

2. 事務の執行状況

(1) 物品の出納保管について

物品の出納、記録管理については、おおむね適正にされているものと認められたが、一部関係団体に物品を貸しつけている事例がみられたが、この場合相手方からの使用申請等を確実にとり、責任の所在を明確化するとともに貸付物品と備品台帳の突合を定期的を実施させる等、物品管理に適正を期されたい。

(2) 返納物品の処理について

使用不能、棄損などのため、当課に返納される物品は毎年かなりの数量にのぼっているが、このうち売却可能な物品については、それぞれ売却し、物品売却収入として歳入

に組み入れられており、その処分状況については妥当である事を認めた。

(3) 物品購入契約について

物品継続供給契約書について調査したところ品目によっては、業者との正式契約書をかかわしていないものがみられた。

当該契約は統轄消耗品等を年間を通じて一定の価格で購入する目的で行なう契約であり調達基金の運用にも直接影響を与えるので必ず正式な契約書をかかわすよう望むものである。

(4) 統轄消耗品について

現在、統轄消耗品として取扱われているものは、146品目にのぼっており、用品の円滑かつ効率的な運用に寄与しているが146品目中現行の事務処理の中ではほとんど使用されない用品がみられる。これらメリットの少ない用品については、統轄消耗品から除外していく方向で検討する必要がある。

◎ 建設部

土木課

1. 事務の概要

当該は道路橋梁の新設補修、河川、水路の改修工事の設計、施行を所管する工務係と失業対策事業等を所管する維持係で構成されており、課長以下32名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況について

(1) 工事の執行について

昭和49年度における主な工事契約一件書類を抜すい調査したところ、おおむね適正に執行されていることを認めたが、うち1件は本年度内に工事の完了がなされず年度を経過していた。

これについては前年度監査において指摘したところであり、事業の計画的な執行を行なうとともに年度内に完了しない場合は、予算の繰越など適正な処置をとられたい。

工 事 名	請負金額 (千円)	工 期	請負業者
肥子町内道路及び府中東泉寺線道路整備工事	6,102	49. 9. 3～49. 11. 2	辻作建設
阪和東側1号線築造工事(第一工区)	24,049	49. 10. 17～50. 3. 15	中塚建設
万町山原線舗装新設工事	8,900	50. 1. 10～50. 3. 1	永野建設
唐国箕形線舗装新設第2期工事	15,700	50. 2. 25～50. 3. 25	日本道路
市営住宅内道路整備事業	6,590	50. 2. 15～50. 3. 24	大平建設
小田軽部線道路整備工事	11,800	50. 1. 10～50. 3. 31	松浪組
府中黒鳥線路面復旧工事	6,040	49. 8. 28～49. 9. 26	大東建設
信太高石線他一線道路整備事業	6,606	49. 9. 19～49. 10. 9	三井道路
市道山直中線道路整備事業	13,800	50. 2. 22～50. 3. 25	常盤工事
池上我孫子線排水路工事	21,159	49. 10. 1～50. 2. 27	白川建設
東松尾川、河川改修工事	6,123	49. 11. 23～50. 2. 20	木村建設
露越今池線歩道設置工事	8,190	50. 1. 22～50. 3. 31	辻作建設

(2) 失業対策事業について

失業対策事業に関する支払手続について、賃金台帳、金銭出納簿等の関係書類を調査した結果、おおむね適正に執行されていることを認めた。

また、賃金、印紙などの受払状況については、資金前渡の方法で処理されているが、その保管精算状況についても適正になされているものと認めた。

次表は昭和49年度中に実施された失業対策事業の支出状況表である。

種目 支給額 年月	2 種 道		2 種 水		3 種 保		合 計	
	延人員 (人)	金 額 (円)	延人員 (人)	金 額 (円)	延人員 (人)	金 額 (円)	延人員 (人)	金 額 (円)
49/4	361	666,350	38	70,680	206	358,467	605	1,095,497
5	316	600,135	65	120,900	232	395,093	613	1,116,128
6	389	749,506			202	365,113	591	1,114,619
7	386	737,934	8	15,600	262	478,403	656	1,231,937
8	372	715,073			334	611,741	706	1,326,814
9	267	516,269	11	21,450	253	463,822	531	1,001,541
10	310	614,940	5	9,900	321	599,355	636	1,224,195
11	370	729,808	12	23,760	239	445,506	621	1,199,074
12	350	680,523			254	473,145	604	1,153,668
50/1	310	620,888	7	13,860	231	428,994	548	1,063,742
2	367	736,599	11	21,780	183	342,225	561	1,100,604
3	(10) 400	(19,370) 797,138	13	25,740	(441) 195	(76,875) 363,474	(51) 608	(96,245) 1,186,352
合 計	4,198	8,165,163	170	323,670	2,912	5,325,338	7,280	13,814,171

計 画 課

1. 事務の概要

当課は都市計画、街路計画の策定及び都市計画街路事業の設計施行等を所管する都市計画係と都市計画公園計画及び自然公園の設計施行ならびに維持管理等を所管する公園緑地係の2係で構成されており課長以下10名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況について

(1) 工事の執行について

昭和49年度における主な工事の執行状況は表のとおりであるが、これらについて工事契約一件書類を調査したがおおむね適正に執行されている事を認めた。

工 事 名	請負金額 (千円)	工 期	請負業者
黒鳥山公園緑地整備事業	6,103	49. 11. 23～50. 1. 21	辻作建設
都市計画道路和泉中央線新設工事	11,834	49. 12. 28～50. 3. 31	辻作建設
榎尾山駐車場新設工事	3,700	50. 2. 17～50. 3. 31	大勇組

下 水 道 課

1. 事務の概要

当該は公共下水道、都市下水道、浸水対策事業の実施設計及び現場の管理監督の業務を所管しており、課長以下6名の職員が業務の執行にあっている。

2. 事務の執行状況について

(1) 工事の執行状況について

昭和49年度における主な工事の執行状況は表のとおりであるが、これらの工事契約一件書類を抜すい調査したところ、おおむね適正に執行されている事を認めた。

工 事 名	請負金額(千円)	工 期	請負業者
池上水路改修工事	4,264	50. 1. 27～50. 3. 25	竹内建設
幸下水路浚渫工事	6,600	49. 8. 12～49. 9. 10	竹内建設
地区内一号水路第2工区	6,729	49. 12. 28～50. 2. 17	山本 工務店
府中北幹線築造工事	7,201	50. 2. 7～50. 3. 20	辻作建設

教育委員会事務局

1. 事務の概要

等事務局は教育委員会の権限に属する業務を執行しており、昭和50年4月の機構改革により、管理部、指導部の2部が新設された。管理部は総務課、学校教育課、社会教育課の3課をもって構成され、指導部は同和教育・指導課の2課と教育研究所により構成されている。

今回は、このうち総務課と学校教育課の所管業務の中心に監査を実施した。総務課は庶務係と施設係で構成されており課長以下8名の職員が配置されている。また学校教育課学

事係と保健体育係で構成されており、課長以下11名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 教育財産の管理について

昭和49年度中に取得された教育財産は学校用地2件10,363㎡などであるが、これらについて施設台帳等関係書類を調査したところおおむね適正になされていることを認めた。また、教育財産の目的外使用についての使用許可手続及び使用料の徴収についても遺漏なくなされており財産管理については全般的に適正であることを認めた。

(2) 教育財産の処分について

校舎の老朽化などの理由により、昭和49年度中に処分された教育財産は表のとおりであるが、これらの事務処理手続は適正になされていることを認めた。

学 校 名	(㎡)面積	種 別
南池田小学校	488	校舎木造2階建
"	41	校舎木造平家建
横山小学校	132	"
北池田小学校	93	"
幸小学校	299	"
信太小学校	99	"
和泉中学校	155	給食室木造平家建

(3) 補助金の交付について

昭和49年度中に関係各団体及び学校等に対し交付した補助金について、その内容及び執行状況を調査したところ、おおむね適正になされていたが、一部団体補助金において例規に定めた収支決算書・実績報告書が未提出のものがあつた、これらについては前年度の監査においても指摘したものであり、団体補助金については必要書類を提出させるとともに補助金の執行状況を明確にするよう適正な指導をなされたい。

(4) 保健の委託事務について

教職員、幼児、児童及び生徒の健康管理事務については、適正に執行していることを認めたが検診及び検査を予防協会等に委託しているが課長等の決裁をうけずに行っているものがみられ、その運用に適正を欠いている、今後は適正な事務処理をなされたい。

学 校 施 設

市内30の小中学校、幼稚園のうち本年度は中学校3校、小学校7校、幼稚園4園を対象に監査を実施した。

本年度監査を執行した各学校、園については、前年度指摘事項は、おおむね改善されていることを認めたが、なお改善を望む事項は次のとおりである。

(1) 給食費の支払について

給食費の支払方法として一部の小学校では口座振替を採用しているが、その際、銀行の振込通知をもって領収書にかえている事例がみられた。これらについては、正当債権者（業者）からの領収書を徴すこと。

(2) 寄附物品について

物品の寄附申込みを受けた場合には、物品主管課長に通知することを定められているが、一部の学校、園においては寄附物品について通知手続をとらず受領しているところが見られた。

寄附申込みを受けた場合は規定に基づき適正な手続をなされたい。

青 年 の 家

施設の使用申込みは、社会教育課で受け付け、使用の許可を行なっている。これらの使用許可証を調査したところ例規に基づき、おおむね適正に執行されていることを認めた。昭和49年度中の利用状況は下記のとおりである。

昭和49年度青年の家利用状況集計表

月 別	利 用 団 体 数	実 利 用 者 数	日 帰 り 使 用 者 数	昼 間 使 用 者 数 (午前九時～午後五時)	宿 泊 使 用 者 数 (午後五時～午前九時)	延 使 用 者 数	使 用 料
4月	8	228	60	351	158	509	27,700
5月	2	94	0	138	94	232	14,100
6月	6	140	0	175	140	315	23,550
7月	14	665	42	1,278	903	2,181	135,450

8月	32	1,106	100	2,058	1,364	3,422	237,350
9月	5	165	40	240	125	365	33,750
10月	11	245	237	245	8	253	7,000
11月	5	207	160	234	84	318	14,800
12月	3	93	0	176	83	259	7,600
1月	1	12	0	12	12	24	3,000
2月	5	128	90	128	38	166	16,000
3月	6	149	7	483	359	642	54,250
計	98	3,232	736	5,518	3,368	8,886	574,550

水 道 部

1. 事務の概要

水道部は総務課・営業課・工務課・浄水課の4課により構成されている。今回はこのうち営業課の所管業務を対象に監査を実施した。

営業課は水道料金の調定・徴収滞納整理を所管する営業係と点検・移動処理を所管する計量係及び給水装置工事及び切替工事設計審査竣工検査を所管する給水係の3係で構成されている。

2. 事務の執行状況について

(1) 漏水事故について

鉛管等の老朽・破損により、水道料金の減免を行なっているが、これらの減免状況は昭和48年度117件、952,320円、49年度128件、829,140円にのぼっており、それら減免に関する書類について調査したが、減免理由等については、やむをえないものと認めた。ただし、1年間以上もの長期にわたって漏水が続いているにも拘らず発見できなかったような事例もみられたので、漏水の早期発見に努めるとともに検針員等に対して適切な指導をなされたい。

また長期漏水のため3カ月を対象に水道料金の減額を行なっている事例がみられたがこれらについても減免の趣旨を逸脱することのないよう慎重な処置を望むものである。

(2) 滞納整理事務について

水道料金の過年度分(昭和49年12月以前分)滞納状況は1,722件、7,774,600円となっておりこれら滞納水道料についてはその早期回収を望むものである。

なお、滞納状況の把握方法として現在行なっている方法では、滞納理由等が明確でな

いという点がみられるので、滞納から停水にいたる過程が明確に把握できる方法に現行の帳票を改善する必要がある。

○議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○17番（山田清二君） 定期監査で10数点にわたって指摘されておられると思う。これらの点についてこれ以降、何か対策を立て行政指導等をやったと思うんですが、その結果を一応報告していただきたい。

○議長（貝淵博治君） 答弁。

○総務部長（坂口礼之助君） 私からお答え申し上げます。

定期監査の結果、御指摘を受けておる各項目につきましては、定例部長会の席上におきまして、関係部局にそれぞれ指摘されておる事項を十分熟読して、改善すべきところは改善するよう、私の方から各部長に要請をいたしてございます。しかし、議員さん御指摘のように、各部課でその後の対策をどのようにやっているかの集約はまだできてございませんので、非常に申しわけございませんが、定例部長会の席上を通じ、この御指摘につきましては、各部課で尊重して改善を図るようという指示だけはいたしておりますので、いずれ近々にその結果を取りまとめ、機会を見て御報告いたしたいと思っております。

○議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第34号より第43号までの報告を終わります。

○

○議長（貝淵博治君） 日程第18「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和50年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第10号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和50年11月25日専決

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第22号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、昭和50年10月1日から適用する。

報告第18号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
第6条 削除	(高額療養費) 第6条 被保険者が同一の月に同一の病院、診療所、薬局、その他のものについて受けた療養に係るこの条例による一部負担金の額（国民健康保険法第44条の規定により減額の措置がとられた場合にあっては、減額された後の一部負担金の額）又は同法第54条第3項の療養に要する費用の額（以下単に「療養に要する額」という。）から療養費の額を控除した額が3,000円を

新	旧
	<p>超えるときは、世帯主に対し、当該超過額に相当する額を高額療養費として支給する。</p> <p>同法第5-6条第2項の規定により、差額が支給される場合において、同項に規定する一部負担金の額又は療養に要する費用の額から同項に規定する療養費の額を控除した額が3,0000円を超えるときも、同様とする。</p> <p>2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関並びに医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する総合病院は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の病院又は診療所とみなす。</p> <p>3 被保険者が療養取扱機関で老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人医療費の支給その他健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第63条の5に定められた医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、高額療養費として世帯主に支給すべき額の限度において、当該被保険者が当該療養に関し、当該療養取扱機関に支払うべき費用を世帯主に代わり、当該療養取扱機関に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し、高額療養費の支給があったものとみなす。</p>

○議長（貝淵博治君） 報告の説明をお願いします。

○市民部長（内田繁君） それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第18号、専決第10号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、専決の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

昭和48年10月1日より保険制度の中に高額療養費制度が導入されたわけでございます。その施行する間、任意給付として、各市の財政力に応じて実施の時期を定めなさいということで、本市においては、本年4月診療分より実施してきたわけですが、今般、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が施行されまして、昭和50年10月10日から法定給付として制度化されたわけでございます。したがって、本市条例に定めてございます第6条規定の高額療養費が重複した規定となりますので、急いで本市の国民健康保険条例についても所要の改正を行う必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしました次第でございます。本改正をいたしましても、被保険者に対する給付内容は何ら変わりなく、単に例規の整備をした次第でございます。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正いたしました事項につきまして、その内容を御説明申し上げます。第6条の高額療養費の規定を全部削除いたしましたものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を定めたものでございまして、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、昭和50年10月1日から適用することにいたしてございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○20番（寺田茂君） ちょっと説明だけでややこしくなったらいかんのでお聞きしたいが、任意給付から法定給付に変わる、各市によって違うということですが、保険者には変わらないということですが、泉大津は1年前、岸和田は2年前とか、法定給付に変わってますね、これは一定なんですか。

○議長（貝淵博治君） この法定給付は、昭和50年10月1日から全国一斉に制度化されましたが、財政力に応じて、各市に先がけてやっていたということでございましたので、本市のように4月診療分から任意給付という形で実施したということでございます。任意給付は、各市とも財政力によってもっと遅くなっている市もございまして、また、もう少し早く2月という時期もあったようにお伺いしてるわけでございます。

○2.0番(寺田茂君) 法定給付についてはわかったんですが、任意給付は50年4月ということですが、他の市ではすでにやっているとところがあるでしょう、この差がなぜか聞いている。

○市民部長(内田繁君) 市町村の財政力というか、それによって実施の時期が変わってきているということでございます。裕福な市町村は早くやれるということです。

○議長(貝淵博治君) 他に。

○7番(田中包治君) 3万円以上は医療機関が支払うということですが、問題は、どのぐらい年間に金が聚って、国民健康保険料へのはね返りがどのぐらいになるのか。

○議長(貝淵博治君) 答弁。

○保険年金課長(逢野博之君) お答え申し上げます。

ただいまのご質問ですが、本年4月から実施してまいっておりますが、現在までの9月までの集計ですが、一応、高額療養費支給額といたしましては4730万1千円でございます、一般財源、いわゆる保険料負担といたしましては、国の方ではこれの2分の1、ただし、この2分の1についても、一応国家予算の範囲内という規定がございまして、大体、いままでの実績から見ますと、90%前後が支給されてる実情でございます。したがって、保険料分といたしましては、約半分以上が財源として必要となっております。50年度においては、私の方の見積もりで約8千万円でございます。4月診療分からでございます、50年度につきましては10カ月で約8千万円でございます、1年に直しますと、約1億の財源が必要であるということでございます。

○7番(田中包治君) そこらに問題があると思う。この改正して3万円、入院したら、ほとんどこの高額療養になる。そうすると、今年の4月から国民健康保険料が年間12万円に変わった。そうすると、この差額は、1人に対する負担額がどのぐらいの比率になっておるのかと聞いている。いわゆる1億円、8千万円ですか、入ってる人間と、戸数でいきますからね、12万円のうちの何割程度から高額負担に出さなければいけないのかと聞いている。

○保険年金課長(逢野博之君) お答えいたします。

現在、保険料収入の調定が1年間で約5億4千万円でございます、この高額医療に占める一般財源、保険料負担の割合は、2分の1の4千万円余でございます。大体、保険料のうちから高額療養として支給する比率は、約10%前後と見積もっているわけでございます。

○議長(貝淵博治君) 他に。

○17番(山田清二君) 高額療養ですが、制度自体は法制化されたので、どうこう言うわけにいかんと思います。患者の被保険者の方では、とうてい3万円では済んでないと思う。ただ、こういうものが法制化されたために、3万円以上の出費が要らないんだという基準で考えられ

てることが往々にあるということです。実際は、5万円なり、7万円なりを出費しなければならぬが、高額療養で3万円以上は払う必要がないんだという形で処理されようとしている傾向がある。

それからもう一つは、これが実際にその分が還付されるまでには、少なくとも、最低75日ほどかかっているが、もう少し早く払ってやっていけないという規制はないと思う。何らかの形で本人に早くやるという方法ができないかどうか。そうしないと、高額療養があるために、かえって医療費の支払いに困っている人が出てきておる。こういう面をどう考えておられるのか。

○議長（貝淵博治君） 答弁。

○保険年金課長（逢野博之君） お答えいたします。

第1点の3万円以上の費用の点につきましては、これはあくまでも高額療養については、保険料分に係る費用でございます。いわゆる保険料以外の分につきましては、これは対処にはしてございません。

それから、高額医療の支給方法でございますけれども、御存知のように、国保連合会の方で各医療機関から提出されたレセプトの審査の期間が約2カ月、そのレセプトが私の方へ送付された段階で、私の方でもできるだけ対象者につきましては、原則は本人申請がたてまえでございますが、私の方でピックアップして早期に連絡し、手続をするよう、対象者にサービ的に通知を出してございますし、あくまでも、他の市町では本人申請で、本人から申請がない場合は支給していないところもあるらしいのですが、本市の場合は、できるだけ本人に通知し、早急に手続をするよう督促しておるような実情でございます。今後、議員さんのご指摘どおり、連合会にもよく実情を申し上げ、できるだけ早く処理できるように対処したいと思っております。

○17番（山田清二君） 生活保護とか医療保護という面においては、これは3万円を超えて支払わねばならない。この見当がつかきませんので、実際には、いま言うように、75日か、場合によっては90日もかかる。払ってから医者から申請が出て、それから審査があって、という工程がありますので、実際には、本人がどれだけ支払わなければならないかわかるのは発病後3カ月ぐらいかかる。その間、支払いに困る場合、社会福祉というか、保護の制度が受けられないケースがある。そういう面はないのかどうか、あるいはその場合、何らかできないのかどうか。それらの面にどう対処していこうとするが、その点を一遍お答え願いたい。

○市民部長（内田繁君） 御指摘、われわれとしても十分承知しておるわけでございまして、そういう保護家庭に対する問題についても、審査を早くしてもらって、できるだけ早くお支払いできる措置を考えたいと思っておりますし、そのような保護家庭についても十分御相談の上で適用できるように、早くこれらの問題に対処していきたい、かように考えますので、よろしく

御了承いただきたいと思います。

○17番(山田清二君) 保険の方の支払いがおくれていることだけではなく、たとえば保険で入院しておいて、その月に保険料として本人に支払いを求められたものが12万円あった。しかし、このうち9万円は返ってくるんだという形で医療保護とかを申請した場合、収入があっても3万円の支出は可能だということで、そういうものが受けられないケースが幾つかあった。ところが実際、9万円戻ってくるつもりでおったが、2万何ぼしか戻ってこなくて、このほかは保険給付外という形で医者から請求されておったということがある。室料の差額とかは保険給付外とね。保険給付と、保険給付外ということが、本人にわかる方法がなければならぬわけです。ところが、これは審査して本人が金を受け取るまでわからない。そのために当然、申請によって医療保護なり、そういういろんな保護を受けられるべき人が受けられずして、しかも、それを本人が負担していかなければならないというケースが往々にしてある。こういう面をどう処理していくかを聞いてる。

○市民部長(内田繁君) そのような支払いというか、審査がおくれた関係上、生活保護者に御迷惑をかけてる……。

○17番(山田清二君) 生活保護世帯は関係ないですよ。

○市民部長(内田繁君) 生活保護じゃなく、そういう御迷惑をかけてるという結果が生まれるのでございますが、何分にもそういう審査とか、一定の法律に定められた制度下でやらなければいけない関係もございまして、それらの矛盾性をわれわれも是正するよう上級官庁にも指摘申し上げて改善の方法を考えていきたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思います。

○17番(山田清二君) いままで高額医療のないときには、医者代や薬代がようけかかりますというときには、医療保護という形で保護されておったが、これができたために、かえって保護されないようになったということです。本人が苦しい生活の中から国民健康保険を掛けながら、このことによって、いままでよりも支出が多くなってきたというケースがようけあるということです。たとえば月に10万円も医療費が要るとすれば、当然、高額所得者は別として、ほとんどの家庭は医療保護制度がいままで適用されたが、月3万円ということになったために適用されなくなった。ところが、実際は3万円どころじゃなく、7万円も8万円も負担しなければならぬようになってきた。そういうギャップをどう埋めるかを聞いたんで、法制度上どうにもならないから仕方がないと言えばそれまでですが、しかし、保護をする方では、それはかげんできると思う。そういう面で、これが実際高額医療として還付されるものか、あるいはされないものかという判断はどういつかないわけです。役所としては、保険の方ではちゃんとできるかどうかわかりませんが、そういう算定をすぐできる方法がないかどうか。そして

3万円は別として、それ以上の負担については、やはり扶助していかなければならない家庭はうんとあると思う。あるいは3万円についても無理な家庭もあるわけですから、そういう面も考慮に入れてやっていただきたい。また、そうあるべきだと言ってるわけですので、その点ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第18号を承認することに決めます。

○

○議長（貝淵博治君） 次に、日程第19「専決処分の承認を求めることについて」（昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和50年12月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第11号

昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条 予算第7条に定め一時借入金の限度額「550,000千円」を「600,000千円」に改める。

昭和50年11月29日専決

和泉市長 藤木 秀夫

○議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。

○病院事務局長（平野誠蔵君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第19号「専決処分の承認を求めることについて」の内容並びに専決理由を御説明申し上げます。

専決いたしましたのは、昭和50年度病院事業会計補正予算（第2号）でございます。その内容は、第2条に記載のとおり、一時借入金の限度額を5億5千万円から5千万円引き上げ、6億円といたすものでございます。限度額の引き上げを必要といたしますのは、年末期の資金需要の増加と、1月早々に予定いたします借入金の返済の資金確保のために、財政調整資金として新たに政府資金の借り入れを申し込んでおりましたところ、これが承認されることとなりまして、限度額を2千万円超過する見込みとなったためでございます。

また、専決いたしましたのは、その借り入れ期日が12月4日となりましたため、やむなく専決処分させていただいた次第でございます。

一時借入金の現状につきましては、郵政3億円、公営企業金融公庫2億円、それから、12月4日借り入れの近畿財務局7千万円、合計5億7千万円の現況でございます。

以上の事情を何とぞ御了承されまして、専決処分につきまして御承認くださいますようお願い申し上げます。大変簡単ですが、説明を終わります。

○議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第19号を承認することに決めます。

○議長（貝淵博治君） 次に、日程第20「昭和49年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第 3 号

昭和 49 年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、昭和 49 年度大阪府和泉市一般会計及び特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和 50 年 12 月 17 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

一 般 会 計

(歳 入 ・ 歳 出)

昭和49年度 大阪府和泉市

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1. 市 税		2,972,415,000	3,116,774,133
	1. 市 民 税	1,429,215,000	1,502,328,558
	2. 固 定 資 産 税	909,158,000	954,765,388
	3. 軽 自 動 車 税	35,395,000	34,560,960
	4. 市 煙 草 消 費 税	190,611,000	198,436,600
	5. 電 気 税	140,829,000	141,207,639
	6. ガ ス 税	12,000,000	16,307,229
	7. 特別土地保有税	97,077,000	106,855,321
2. 地 方 譲 与 税	8. 都 市 計 画 税	158,130,000	162,311,938
		35,983,000	35,983,000
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	35,983,000	35,982,000
		80,749,000	80,749,000
4. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	80,749,000	80,749,000
		1,953,400	1,953,400
5. 地 方 交 付 税	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,953,400	1,953,400
		2,092,887,000	2,092,887,000
6. 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	1. 地 方 交 付 税	2,092,887,000	2,092,887,000
		12,697,000	12,697,000
7. 分 担 金 及 負 担 金	1. 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	12,697,000	12,697,000
		405,209,000	276,845,242
	1. 分 担 金	13,618,000	13,438,332
	2. 負 担 金	391,591,000	263,406,910

一般会計歳入歳出決算書

△印は減

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 の 比 較
2953767712	2835970	160170451	△18647288
1416923292	1998230	83407036	△12291708
898665917	463822	55635649	△10492083
31812770	101900	2646290	△ 3582230
193436600	0	0	7825600
141207639	0	0	378639
13307229	0	0	4307229
103139081	0	3716740	6062981
147275184	272018	14764736	△10854816
35983000	0	0	0
35983000	0	0	0
80749000	0	0	0
80749000	0	0	0
19534000	0	0	0
19534000	0	0	0
2092887000	0	0	0
2092887000	0	0	0
12697000	0	0	0
12697000	0	0	0
265845242	0	11000000	△139363758
13438332	0	0	△ 179668
252406910	0	11000000	△139184090

款	項	予算現額	調定額
8. 使用料及手数料		89,302,000	77,625,910
	1. 使用料	65,961,000	59,008,274
	2. 手数料	23,341,000	18,617,636
9. 国庫支出金		2,497,115,000	2,520,234,455
	1. 国庫負担金	862,969,000	839,975,487
	2. 国庫補助金	1,615,413,000	1,658,267,940
	3. 国庫委託金	17,733,000	2,199,1028
10. 府支出金		2,560,410,000	2,401,597,971
	1. 府負担金	66,613,000	63,125,894
	2. 府補助金	2,433,855,000	2,267,675,311
	3. 府委託金	59,272,000	70,408,261
	4. 府交付金	670,000	388,505
11. 財産収入		70,789,000	73,385,704
	1. 財産運用収入	7,612,000	9,312,707
	2. 財産売却収入	63,177,000	64,072,997
12. 寄附金		160,118,000	160,097,406
	1. 寄附金	160,118,000	160,097,406
13. 繰入金		144,658,000	144,904,887
	1. 基金繰入金	190,000	275,7887
	2. 積立金繰入金	144,558,000	142,147,000
14. 諸収入		1,261,471,000	1,345,936,408
	1. 延滞金及加算金	3,796,000	7,158,883
	2. 市預金利子	41,296,000	43,381,276
	3. 貸付金元利収入	130,488,000	125,137,359
	4. 受託事業収入	176,232,000	182,610,152

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額の比較
77,505,010	0	120,900	△ 11,796,990
58,887,374	0	120,900	△ 7,073,626
18,617,636	0	0	△ 4,723,364
1,919,948,455	0	600,286,000	△577,165,545
839,975,487	0	0	△ 2,299,3513
1,057,981,940	0	600,286,000	△558,431,060
21,991,028	0	0	4258,028
1,868,267,971	0	535,330,000	△694,142,029
63,125,894	0	0	△ 3,487,106
1,732,345,311	0	535,330,000	△701,509,689
70,408,261	0	0	11,136,261
388,505	0	0	△ 281,495
37,615,704	0	35,770,000	△ 33,173,296
9,312,707	0	0	1,700,707
28,302,997	0	35,770,000	△ 34,874,003
160,097,406	0	0	△ 20,594
160,097,406	0	0	△ 20,594
144,904,887	0	0	246,887
2,757,887	0	0	2,657,887
142,147,000	0	0	△ 241,000
1,345,936,408	0	0	84,465,408
7,158,883	0	0	3,362,883
43,381,276	0	0	2,085,276
125,137,359	0	0	△ 5,350,641
182,610,152	0	0	6,378,152

款	項	予算現額	調定額
	5. 雑入	909,659,000	987,648,738
15. 市債		3,313,671,000	3,313,161,600
	1. 市債	3,313,671,000	3,313,161,600
16. 繰越金		141,714,000	141,714,551
	1. 繰越金	141,714,000	141,714,551
歳入	合計	15,858,722,000	15,814,128,267

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額の比較
987,648,738	0	0	77,989,738
1,985,197,600	0	1,327,964,000	△1,328,473,400
1,985,197,600	0	1,327,964,000	△1,328,473,400
141,714,551	0	0	551
141,714,551	0	0	551
1,314,065,046	2,835,970	2,670,641,351	△2,718,071,054

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 議 会 費		1 4 6,1 5 1,0 0 0
	1. 議 会 費	1 4 6,1 5 1,0 0 0
2. 総 務 費		2,0 1 2,2 6 8,0 0 0
	1. 総 務 管 理 費	7 4 0,4 2 0,0 0 0
	2. 徴 税 費	2 4 0,3 2 1,0 0 0
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1 1 7,5 9 5,0 0 0
	4. 選 挙 費	3 2,1 1 7,0 0 0
	5. 統 計 調 査 費	1 0,3 7 1,0 0 0
	6. 監 査 委 員 費	1 1,5 4 3,0 0 0
	7. 同 和 対 策 費	8 5 9,9 0 1,0 0 0
3. 民 生 費		3,0 9 3,3 3 8,0 0 0
	1. 社 会 福 祉 費	8 1 5,3 9 2,0 0 0
	2. 児 童 福 祉 費	1,6 1 1,3 0 3,0 0 0
	3. 生 活 保 護 費	6 6 3,6 6 9,0 0 0
	4. 災 害 救 助 費	2 9 7 4 0 0 0
4. 衛 生 費		9 4 5,5 8 4,0 0 0
	1. 保 健 衛 生 費	2 7 7,5 4 9,0 0 0
	2. 清 掃 費	5 9 0,8 1 5,0 0 0
	3. 墓 地 管 理 費	4 3,8 3 6,0 0 0
	4. 上 水 道 費	3 3,3 8 4,0 0 0
5. 労 働 費		6 4,0 5 8,0 0 0
	1. 失 業 対 策 費	6 4,0 5 8,0 0 0
6. 農 林 水 産 業 費		2 1 7,4 1 6,0 0 0

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算額と支出 済額との比較
144,773,086		1,377,914	1,377,914
144,773,086		1,377,914	1,377,914
1,287,279,615	679,234,000	45,754,385	724,988,385
727,208,745		13,211,255	13,211,255
228,514,702		11,806,298	11,806,298
114,117,432		3,477,568	3,477,568
30,667,168		1,449,832	1,449,832
9,522,322		848,678	848,678
11,369,956		173,044	173,044
165,879,290	679,234,000	14,787,710	694,021,710
2,626,086,277	416,596,000	50,655,723	4,672,517,23
780,164,603		35,227,397	35,227,397
1,185,196,471	416,596,000	9,510,529	4,261,065,29
65,834,6912		5,322,088	5,322,088
2,378,291		595,709	595,709
936,559,934		9,024,066	9,024,066
269,563,200		7,985,800	7,985,800
589,915,842		899,158	899,158
43,696,892		139,108	139,108
33,384,000		0	0
63,631,416		426,584	426,584
63,631,416		426,584	426,584
202,210,366		15,205,664	15,205,664

款	項	予 算 現 額
	1. 農 業 費	191,096,000
	2. 林 業 費	26,320,000
7. 商 工 費		286,632,000
	1. 商 工 費	286,632,000
8. 土 木 費		4,882,794,000
	1. 土 木 管 理 費	214,399,000
	2. 道 路 橋 梁 費	422,934,000
	3. 河 川 及 水 路 費	63,495,000
	4. 都 市 計 画 費	694,391,000
	5. 住 宅 費	3,487,575,000
9. 消 防 費		317,980,000
	1. 消 防 費	317,980,000
10. 教 育 費		2,952,599,000
	1. 教 育 總 務 費	271,106,000
	2. 小 学 校 費	2,013,988,000
	3. 中 学 校 費	381,625,000
	4. 幼 稚 園 費	179,957,000
	5. 社 会 教 育 費	94,885,000
	6. 保 健 体 育 費	11,038,000
11. 公 債 費		790,968,000
	1. 公 債 費	790,968,000
12. 諸 支 出 金		137,053,000
	1. 開 発 公 社 貸 付 金	88,900,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算額と支出 済額との比較
176,186,828		14,909,172	14,909,172
26,023,508		2,964,92	2,964,92
178,187,496	104,801,000	3,643,504	108,444,504
178,187,496	104,801,000	3,643,504	108,444,504
3,651,049,656	1,188,585,000	43,159,344	1,231,744,344
211,984,812		2,414,188	2,414,188
343,201,196	70,000,000	9,732,804	79,732,804
5,725,4490		6,240,510	6,240,510
598,078,792	76,069,000	20,243,208	96,312,208
2,440,530,366	1,042,516,000	4,528,634	1,047,044,634
314,302,242		3,677,758	3,677,758
314,302,242		3,677,758	3,677,758
2,607,758,123	323,210,000	21,630,877	344,840,877
270,640,690		465,310	465,310
1,676,757,586	323,210,000	14,020,414	337,230,414
379,355,575		2,269,425	2,269,425
177,993,329		1,963,671	1,963,671
93,472,199		1,412,801	1,412,801
9,538,744		1,499,256	1,499,256
767,241,483		23,726,517	23,726,517
767,241,483		23,726,517	23,726,517
131,258,814		5,794,186	5,794,186
83,605,814		5,294,186	5,294,186

款	項	予 算 現 額
	3. 災害援護資金貸付金	500,000
	4. 諸 支 出 金	47,653,000
13. 災 害 復 旧 費		45,900,000
	1. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	45,900,000
14. 予 備 費		7,291,000
	1. 予 備 費	7,291,000
歳 出 合 計		15,858,722,000

歳 入 歳 出 差 引 残 額

翌 年 度 に 繰 越 す べ き 財 源

純 繰 越

昭 和 5 0 年 1 2 月 1 7 日 提 出

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0		5 0 0, 0 0 0	5 0 0, 0 0 0
4 7, 6 5 3, 0 0 0		0	0
4, 3 1 6, 2 0 6		2 7 3, 7 9 4	2 7 3, 7 9 4
4, 3 1 6, 2 0 6		2 7 3, 7 9 4	2 7 3, 7 9 4
		7, 2 9 1, 0 0 0	7, 2 9 1, 0 0 0
		7, 2 9 1, 0 0 0	7, 2 9 1, 0 0 0
12, 9 1 4, 6 5 4, 6 8 4	2, 7 1 2, 4 2 6, 0 0 0	2 3 1, 6 4 1, 3 1 6	2, 9 4 4, 0 6 7, 3 1 6

2 2 5, 9 9 6, 2 6 2 円

2 0 2, 0 7 6, 0 0 0 円

2 3, 9 2 0, 2 6 2 円

大阪府和泉市長 池 田 忠 雄

昭和49年度大阪府和泉市国民健康

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 国民健康保険料		414,012,000	394,893,343
	1. 国民健康保険料	414,012,000	394,893,343
2. 一部負担金		10,000	0
	1. 一部負担金	10,000	0
3. 使用料及手数料		21,000	224,408
	1. 手 数 料	21,000	224,408
4. 国庫支出金		803,403,000	825,860,144
	1. 国庫負担金	754,346,000	718,678,144
	2. 国庫補助金	49,057,000	107,182,000
5. 府支出金		37,480,000	29,575,662
	1. 府補助金	37,480,000	29,575,662
6. 諸 収 入		113,026,000	9,278,446
	1. 延滞金及過料	50,000	217,839
	2. 預 金 利 子	3,000,000	4,282,100
	3. 雑 入	109,976,000	4,778,507
7. 繰 入 金		10,000,000	10,000,000
	1. 一般会計繰入金	10,000,000	10,000,000
歳 入 合 計		1,377,952,000	1,269,832,003

保険事業特別会計歳入歳出決算書

△印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額の比較
355,528,912	6,055,266	33,309,165	△ 58,483,088
355,528,912	6,055,266	33,309,165	△ 58,483,088
0	0	0	△ 10,000
0	0	0	△ 10,000
224,408	0	0	203,408
224,408	0	0	203,408
825,860,144	0	0	22,457,144
718,678,144	0	0	△ 35,667,856
107,182,000	0	0	58,125,000
29,575,662	0	0	△ 7,904,338
29,575,662	0	0	△ 7,904,338
8,144,609	0	1,133,837	△ 104,881,391
217,839	0	0	167,839
4,282,100	0	0	1,282,100
3,644,670	0	1,133,837	△ 106,331,330
10,000,000	0	0	0
10,000,000	0	0	0
1,229,333,735	6,055,266	34,443,002	△ 148,618,265

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 総 務 費		79,400,000
	1. 総 務 管 理 費	22,365,000
	2. 徴 収 費	56,478,000
	3. 運 営 協 議 会 費	557,000
2. 保 險 給 付 費		1,279,569,000
	1. 療 養 諸 費	1,259,819,000
	2. 助 産 費	18,000,000
	3. 葬 祭 費	1,750,000
3. 保 健 施 設 費		520,000
	1. 保 健 施 設 費	520,000
4. 公 債 費		2,700,000
	1. 一 般 公 債 費	2,700,000
5. 諸 支 出 金		2,076,000
	1. 債 還 金 及 還 付 加 算 金	2,076,000
6. 予 備 費		1,803,000
	1. 予 備 費	1,803,000
7. 繰 上 充 用 金		11,884,000
	1. 前 年 度 繰 上 充 用 金	11,884,000
歳 出 合 計		1,377,952,000

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和50年12月17日 提出

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
76,343,246		3,056,754	3,056,754
20,539,851		1,825,149	1,825,149
55,381,184		1,096,816	1,096,816
422,211		134,789	134,789
1,196,138,939		83,430,061	83,430,061
1,180,438,939		79,380,061	79,380,061
14,660,000		3,340,000	3,340,000
1,040,000		710,000	710,000
481,000		39,000	39,000
481,000		39,000	39,000
2,563,286		136,714	136,714
2,563,286		136,714	136,714
1,294,349		781,651	781,651
1,294,349		781,651	781,651
		1,803,000	1,803,000
		1,803,000	1,803,000
10,136,300		1,747,700	1,747,700
10,136,300		1,747,700	1,747,700
1,286,957,120	0	90,994,880	90,994,880

57,623,385円

57,623,385円

大阪府和泉市長 池田 忠 雄

昭和49年度 大阪府土地区画整

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 国 庫 支 出 金		112,040,000	0
	1. 国 庫 負 担 金	112,040,000	0
2. 府 支 出 金		91,550,000	0
	1. 府 負 担 金	91,550,000	0
3. 繰 入 金		19,569,000	0
	1. 繰 入 金	19,569,000	0
4. 諸 収 入		0	355
	1. 市 預 金 利 子	0	355
歳 入 合 計		223,159,000	355

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 土地区画整理費		211,619,000
	1. 土地区画整理費	211,619,000
2. 繰上充用金		11,540,000
	2. 前年度繰上充用金	11,540,000
歳 出 合 計		223,159,000

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和50年12月17日 提出

理事業特別会計歳入歳出決算書

△印は減

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 の 収 入 済 額 の 比 較
0	0	0	△ 112,040,000
0	0	0	△ 112,040,000
0	0	0	△ 91,550,000
0	0	0	△ 91,550,000
0	0	0	△ 19,569,000
0	0	0	△ 19,569,000
355	0	0	355
355	0	0	355
355	0	0	△ 223,158,645

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0		211,619,000	211,619,000
0		211,619,000	211,619,000
11,538,298		1,702	1,702
11,538,298		1,702	1,702
11,538,298	0	211,620,702	211,620,702

1 1,537,943円

1 1,537,943円

大阪府和泉市長 池 田 忠 雄

昭和49年度 和泉市

区 別 会 計 別	歳 入										
	予 算 現 額				調 定 済 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 対 し 増 減 の △ 減	収 算 現 入 額 に 対 す る 割 合 %	
	当 初	補 正	事業 費及 繰越 財額	計							
一般会計	11,708,460,000	3,403,073,000	747,189,000	15,858,722,000	15,814,128,267	13,140,650,946	2,835,970	2,670,641,351	△ 2,713,071,054	82.8	
特別 会 計	国民 健康 事業 保険	1,097,164,000	280,788,000	0	1,377,952,000	1,259,832,003	1,229,333,735	6,055,266	34,443,002	△ 148,618,265	89.2
	土 整 地 理 区 事 業 画 業	211,619,000	11,540,000		223,159,000	355	355	0	0	△ 223,158,645	
計	13,017,243,000	3,695,401,000	747,189,000	17,459,833,000	17,083,960,625	14,369,985,036	8,891,236	2,705,084,353	3,089,847,964	82.3	

歳入歳出決算総括表

△印は減

収入 額 に 対 す る 合 % 調 定 額	歳 入				歳 出				備 考
	予 算 現 額				支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	収 支 差 引 過 不 足 額	
	当 初	補 正	事 業 費 繰 越 額 及 繰 越	計					
83.1	11,708,460,000	3,403,073,000	747,189,000	15,858,722,000	12,914,654,684	2,712,426,000	231,641,316	△ 225,996,262	
96.8	1,097,164,000	280,788,000	0	1,377,952,000	1,286,957,120	0	90,994,880	△ 57,623,385	
100.0	211,619,000	11,540,000	0	223,159,000	11,538,298		211,620,702	△ 11,537,943	
84.1	13,017,243,000	3,695,401,000	7,471,189,000	17,459,833,000	14,213,150,102	2,712,426,000	534,256,898,000	156,834,934,000	

款 別 一 般 会 計 歳

歳

款	予 算 現 額	調 定 額
1. 市 税	2,972,415,000	3,116,774,133
2. 地 方 譲 与 税	35,983,000	35,983,000
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	80,749,000	80,749,000
4. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	19,534,000
5. 地 方 交 付 税	2,092,887,000	2,092,887,000
6. 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	12,697,000	12,697,000
7. 分 担 金 及 負 担 金	405,209,000	276,845,242
8. 使 用 料 及 手 数 料	89,302,000	77,625,910
9. 国 庫 支 出 金	2,497,115,000	2,520,234,455
10. 府 支 出 金	2,560,410,000	2,401,597,971
11. 財 産 収 入	70,789,000	73,385,704
12. 寄 附 金	160,118,000	160,097,406
13. 繰 入 金	144,658,000	144,904,887
14. 諸 収 入	1,261,471,000	1,345,936,408
15. 市 債	3,313,671,000	3,313,161,600
16. 繰 越 金	141,714,000	141,714,551
歳 入 合 計	15,858,722,000	15,814,128,267

入 歳 出 一 覧 表

入

△印は減

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収入済額の歳入総額に対する割合%	予算現額に対する収入割合 %
2,953,767,712	2,835,970	160,170,451	22.5	99.4
35,983,000	0	0	0.3	100.0
80,749,000	0	0	0.6	100.0
19,534,000	0	0	0.2	100.0
2,092,887,000	0	0	15.9	100.0
12,697,000	0	0	0.1	100.0
265,845,242	0	11,000,000	2.0	65.6
77,505,010	0	120,900	0.6	86.8
1,919,948,455	0	600,286,000	14.6	76.9
1,866,267,971	0	535,330,000	14.2	72.9
37,615,704	0	35,770,000	0.3	53.1
160,097,406	0	0	1.2	100.0
144,904,887	0	0	1.1	100.2
1,345,936,408	0	0	10.2	106.7
1,985,197,600	0	1,327,964,000	15.1	59.9
141,714,551	0	0	1.1	100.0
13,140,650,946	2,835,970	2,670,641,351	100.0	82.9

歳

款	予 算 現 額	支 出 済 額
1. 議 会 費	1 4 6, 1 5 1, 0 0 0	1 4 4, 7 7 3, 0 8 6
2. 総 務 費	2, 0 1 2, 2 6 8, 0 0 0	1, 2 8 7, 2 7 9, 6 1 5
3. 民 生 費	3, 0 9 3, 3 3 8, 0 0 0	2, 6 2 6, 0 8 6, 2 7 7
4. 衛 生 費	9 4 5, 5 8 4, 0 0 0	9 3 6, 5 5 9, 9 3 4
5. 労 働 費	6 4, 0 5 8, 0 0 0	6 3, 6 3 1, 4 1 6
6. 農 林 水 産 業 費	2 1 7, 4 1 6, 0 0 0	2 0 2, 2 1 0, 3 3 6
7. 商 工 費	2 8 6, 6 3 2, 0 0 0	1 7 8, 1 8 7, 4 9 6
8. 土 木 費	4 8 8 2, 7 9 4, 0 0 0	3, 6 5 1, 0 4 9, 6 5 6
9. 消 防 費	3 1 7, 9 8 0, 0 0 0	3 1 4, 3 0 2, 2 4 2
10. 教 育 費	2, 9 5 2, 5 9 9, 0 0 0	2, 5 0 7, 7 5 8, 1 2 3
11. 公 債 費	7 9 0, 9 6 8, 0 0 0	7 6 7, 2 4 1, 4 8 3
12. 諸 支 出 金	1 3 7, 0 5 3, 0 0 0	1 3 1, 2 5 8, 8 1 4
13. 災 害 復 旧 費	4, 5 9 0, 0 0 0	4, 3 1 6, 2 0 6
14. 予 備 費	7, 2 9 1, 0 0 0	0
歳 出 合 計	1 5, 8 5 8, 7 2 2, 0 0 0	1 2, 9 1 4, 6 5 4, 6 8 4

出

翌年度繰越額	支出済額の才出総額に対する割合%	予算現額に対する割合%	不 用 額
0	1.1	99.1	1,377,914
679,234,000	10.0	64.0	45,754,385
418,596,000	20.3	84.9	50,655,723
0	7.3	99.0	9,024,066
0	0.5	99.3	426,584
0	1.6	93.0	15,205,664
104,801,000	1.4	62.2	3,643,504
1,188,585,000	28.3	74.8	43,159,344
	2.4	98.8	3,677,758
323,210,000	20.2	88.3	21,630,877
0	5.9	97.0	23,726,517
0	1.0	95.8	5,794,186
0		94.0	273,794
0			7,291,900
2,712,426,000	100.0	81.4	231,641,316

実 質 収 支 概 算

昭和49年度

款		一 般 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計
1.	歳 入 総 額	13,140,650,946	1,229,333,735
2.	歳 出 総 額	12,914,654,684	1,286,957,120
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	225,996,262	△57,623,385
4.	(1) 繰越費通次繰越額	6,175,000	
	(2) 繰越明許費繰越額	1,959,010,000	
	計	2,020,760,000	
	繰越すべき財源		
5.	実 質 収 支 額	23,920,262	△57,623,385
6.	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金		

関 する 議 書

△印は減

土地区画整理事業 特別会計	合 計
355	14,369,985,036
11,538,298	14,213,150,102
△11,537,943	156,834,934
	6,175,000
	195,901,000
	202,076,000
△11,537,943	△45,241,966

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました昭和49年度一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たり、内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計の3会計でございます。決算書につきまして、本市監査委員さんの審査を煩わしましたところ、12月5日、別冊のとおり審査意見をちょうだいいたしました。

昭和49年度の経済情勢につきましては、すでに御承知のとおり、需要の逼迫基調のもとで根強い物価高騰、さらには一昨年来の石油問題の発生により、まことに厳しい情勢でありました。政府におきましては物価の安定対策として、公定歩合の引き上げ等総需要抑制策により、本市におきましては、依存財源の確保について厳しい年でございました。幸い議員各位のお力添えをいただきまして、予定どおりの依存財源の確保をなし得、また、市税収入88%の上昇等により、一般財源の確保にも相当の増加を見たものでございます。これらの結果により、一般会計等の普通会計におきましては、実質1,200万円の黒字決算をなし得ましたことをここに御報告申し上げますとともに、厚く御礼申し上げる次第でございます。

次に、各会計ごとの決算概要を申し上げたいと思います。まず、一般会計につきましては、歳入総額131億4千余万円、歳出総額129億1千余万円でございます。歳入歳出差し引きいたしますと2億2千5百余万円の形式黒字となります。すでに御承認いただきました50年度への事業費の繰り越しがございますので、この繰り越すべき財源2億2百余万円を差し引きいたしますと、純繰越金は2千3百余万円と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額12億2千余万円、歳出総額12億8千余万円でございます。これは医療費の点数改定が、昭和49年2月、10月の2度にわたって実施されたことによって歳出が大幅に増加したのに反しまして、保険料の改定を見送ったことにより5千7百余万円の赤字と相なった次第でございます。

次に、土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度までの赤字分として千百余万円の歳入不足と相なっております。

以上が今回、認定をお願いする各会計の決算状況でございます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（寺田 茂君） 49年度の決算認定、これは決算委員会でも詳細に審議されると思いますので、簡単に2、3の点について意見、質問をしておきたいと思っております。

市長の報告にもありましたように、一定の黒字決算ということになっておるんですが、これ

は私たちがいつも言いますように、市債、その他の金利などから見て、すでに赤字であることははっきりしていると思います。また、特に目立っている点では、国、府の補助金の未収入、これは単なる未収入ということじゃなく、私は同和事業に見られるように、一般よりも超デラックスな建物を建てるなど、計画のずさんさからくる国、府の補助金の未収と解釈してるわけですが、この項目の中で、特に一般会計の歳入15ページに土木費の国庫補助金、これは収入済額というところに7億7千万円とありますが、未収入が5億2千万円、どういう形で実際上計上したのか、この矛盾をどう判断しようというのか、問題が残ってるわけです。

それから、38ページに開発事業収入で1億8千万円、これはどういうものか。また、その次に、その他雑入で非常に無責任な1億という点があるのですが、簡単でいいんですが、説明を願いたい。

また、特別会計につきましては、土地区画整理についても2億1千万円の不用額を出し、特に1,513万円も入らないのに繰り越しが出ているが、今回の決算において、今後の大きな問題ではないかと思えます。

また、国民健康保険事業も5千7百万円以上の不足分が生じているが、今後の大きな課題ではないかと思えます。

また、今回の決算審査の意見書にも載せられているように、特に建設事業は市債に依存しているが、将来にわたってはつきりすべき今回の決算委員会ではないかと考えておりますので、先ほど申しあげました2、3の点を若干報告いただきまして、詳しいことは今後の委員会で私たちの代表が質問するということにしておきたい。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

初めに、議員さんの黒字だが起債が多く、実質赤字ではないかという御質問ですが、確かに年々、起債が増加してまいっているということがございますが、現行制度上、地方債につきましては国の正式な許可のあったもの、すべてが許可の対象ですが、それらについては、一般の市税、交付税等と同じ性格の収入の形式をとるということで位置づけされておりますので、地方財政上は、普通の歳入であるという考え方から、起債が多くなっても黒字であるということが言われるわけです。

それから2点目に、国、府の補助金の未収入が相当額あるという御指摘ですが、これにつきましては、すでに議案で議決をいただきました49年度から50年度への事業の繰り越しが約27億ございますので、その財源として、未収入特定財源として、49年度で調定をなし得て、50年度へ繰り越して収入するという措置をとったわけでございます。

それから、開発事業収入でございますが、開発事業収入とその他雑入1億5百万円ですが、これはガス関係の負担金の雑入でございます。その関係で、都市計画事業実施するというところで開発事業者の収入として収入しております。

以上でございます。

- 20番(寺田 茂君) その他雑入というのは、開発関係でその他雑入があるでしょう。
- 財政課長(麻生和義君) これも細かい点があるのですが、大半はガス関係の収入として一般財源で使用が可能であるという収入でございましたので、その他雑入という表現で収入したわけでございます。
- 20番(寺田 茂君) 今後、委員会でいろいろと聞かれると思いますが、財政課長が言われたように、起債も収入のうちだというような考え方だと、財政が非常にこれから行き詰るということだけ付け加えておきます。
- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては、十分審議をお願いいたしたいと思えます。

なお、本決算の審査につきましては、決算特別委員会に付託し、閉会中も御審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決算審査特別委員会に付託することに決めます。決算委員の皆さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしく御願い申し上げます。

-
- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第21「市道の路線認定について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第53号

市道の路線認定について

道路法第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和50年12月17日提出

和泉市長 池田 忠 雄

路線名	延長	幅員	起 点	終 点	経 過 地
幸泉大津上線	462m	11m	幸町29番地の2先府道	幸町183番地の1先旧栗街道	西植平街道

議案第53号参考資料

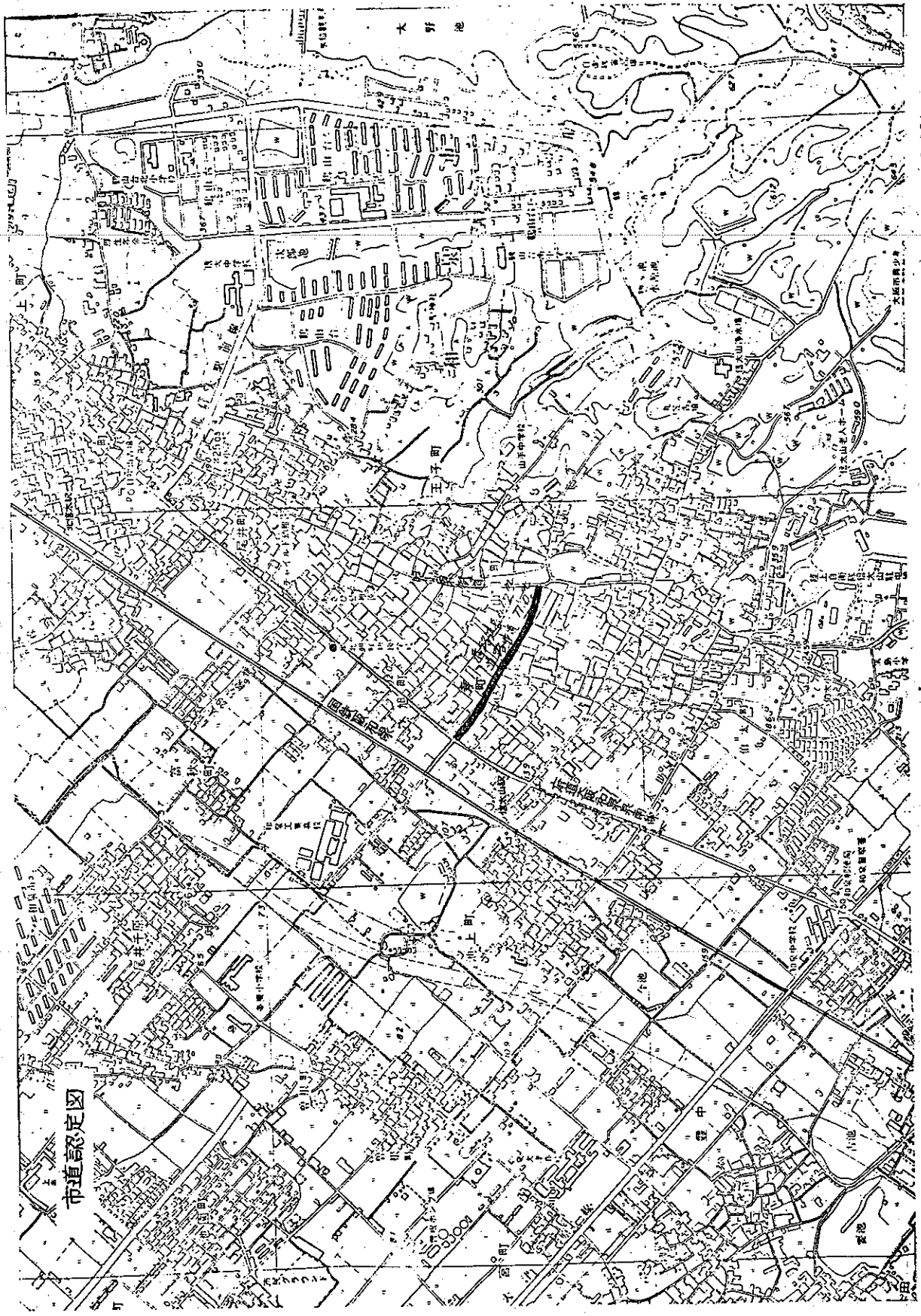
道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定する場合には、あらかじめ当該区町村の議会の議決を経なければならない。

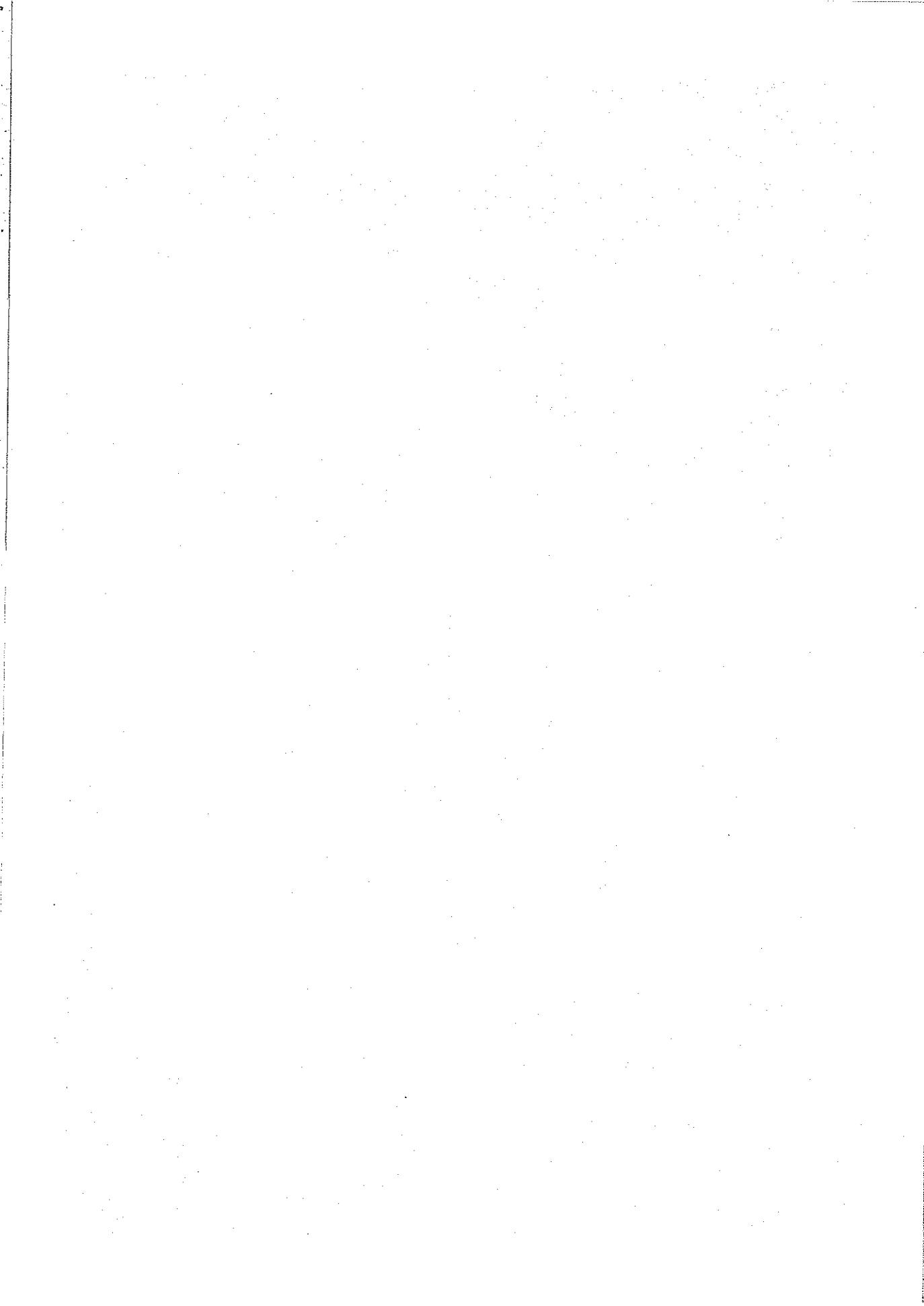
3～5 略



市道認定図

大野池

家池



- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚 白君） それでは、お許しを得まして御説明を申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として施行中の（仮称）池上1号線でございます。路線名は幸泉大津線として、延長462メートル、幅員11メートルを認定しようとするものでございます。

なお、（仮称）第2団地前西植平街道までは工事完成しておりますので、本件議決後、一部共用開始をいたしたい所存でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） いまの説明で環境改善の一環としてということでございますが、この線は延長462メートル、幅員11メートルと書いてますが、この小栗街道まで行く道で何件が買収され、さらには、代替用地の予定がいかほど進んでおるのか。つまり、いつごろまでに仕上がるのか。それについて坪数、件数、そして代替用地の行く先などがいつごろまでにできるのか、ひとつ御説明願いたい。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。

- 建設部次長（逢野一郎君） ただいまの御質問に対しましてお答え申し上げます。

延長は462メートルですが、この間の買収件数としては、1号線周辺の住宅用地を含め、約210件ぐらいでございます。このうち現在までに買収している割合は約50％ぐらいになるかと思うわけでございます。

完成の時期につきましては、われわれといたしましては、国庫の取りつけ等から51年度完成をめどにしております。51年度完成すべく鋭意努力したい、かように思うわけでございます。

- 18番（直村静二君） 私もよくわかりませんが、こういう路線認定をしておく、たとえば買収に応じた方は税法上の特別の恩典があるかと思う。これは一部共用開始、あとはこれから買収、まだ50％ということですが、単なる買収で終わっておるのか、それとも、代替用地も確保せんことにはあかんことになっておるのか、その点、いまの答弁ではわかりかねます。50％買収して、買収に応じた方は代替用地へ行ってるのか。また、そこに住んでおられた借地人、借家人は改良区の方へ行ってるのか。これは本会議ですから、あらかじめ税金問題と、50％の買収が残ってるが、代替用地はどの辺にあるのか、何ほど確保されてるのか、それらの見通しの上で聞いていきたい。

- 用地担当参事（橋本昭夫君） いまの御指摘でございますけれども、税法上の問題につきましては、地区指定として第一次の事業認可の道路事業でございますので、都市計画事業の収用

対象として租税特別措置法の特例措置を受けるわけで、本件の路線認定行為とは関係ありません。

それから、現在の買収状況が50%という建設部の方から御説明申し上げましたが、現在、1号線そのものの敷地用につきましては、約80%まで買収に御協力をいただいております。残る20%につきましては、特に商店の経営者がございまして、学校の前ですが、経済的な条件の合意も必要でございます。特に今後の商店対策として、現在計画中の第3団地の竣工を待って移転除却をしていく予定でございます。そういう前提でございますので、51年度のめどですが、現実に着工可能になるのは第3団地の竣工後、移転されたあとに可能性が出てくると公社として判断しております。

なお、代替地等につきましては、持ち家対策の中で市の方で用意いたしております代替地等につきましては、いろんな条件整備がございまして、現在まで、ほとんどの方が任意に用地を見つけて移転されているという実態でございます。借家人につきましては、ほとんどの方が第1団地の改良住宅に入居されている現状でございます。計数的な問題につきましては現在、手持ちがございませんので、後刻、明らかにしたいと思います。

○ 18番(直村静二君) あと1点だけ。いまの答弁では、第3団地が完成すると可能性が早くなるということですが、第3団地の数と、あとの20%の数は合うてますんやな、数が合ったらピシャッといくし……。

○ 用地担当参事(橋本昭夫君) 第2団地は8店舗、そこへ6店舗の方々が入居予定でございます。1号線関係を含めまして、あの面積では約30~40店舗の対策が必要という見通しでございますので、1号線だけに限れば、あと10店舗程度の事業ですむわけでございますが、当然、絶対数が不足いたしますので、第3団地として約30店舗以上の団地の計画を現在作成中でございます。それを待って適正機能にする考え方でして、第2団地だけでは不足でございます。

○ 議長(貝淵博治君) 他に。

○ 7番(田中包治君) これは道はついてない、どうなんですか。市道認定だから、完全に11メートルのアスファルトができてるんでしょう。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 建設部次長(逢野一郎君) 延長462メートルのうち、現在、完成しておるのは104メートルで、この104メートルを供用開始したいということでございます。

○ 7番(田中包治君) おかしい。この認定は、462メートルの延長の市道を認定するんでしょう。それなのに、104メートルしかつくっていませんとはどういうことですか。

○ 建設部長（中塚 白君） 認定の意味を御説明申し上げます。

道路認定は、道路築造以前に当然なされるものでございまして、たまたま、これが役場前線ということで旧八坂町から和泉市に編入してございますが、その路線がほとんど変わります。新たに供用開始しようとする分については、全然新たなところについてございます。そういうことで、この幸泉大津上線という線名をつけさせていただきましたのは、現在、泉南線から大津側に向けては幸泉大津線という路線名をつけてございまして、その延長ということで、将来の路線名は、また路線編成の段階において変わるかと存じますが、現実には、まず、小栗街道まで認定しようということで、認定行為と工事完成は別でございまして、工事完成時点では、供用開始という一連の制度がございまして、これをもって道路が完成し、交通を開始するんだということでございますので、その辺御了解願いたいと思います。

○ 7番（田中包治君） 非常にややこしい話でわかりにくいんですが、問題は、環境整備事業として道をつくっていく、市道としてつくっていかないということですね。そして、市に委譲認定する。こういうことだと思う。おかしいと思うが、そこでもう一つは、環境整備事業の場合、強制執行はできるのか、できないのか、ここらもちょっと関連があると思う。

それと、家の立ち退きの場合に代替地をやるという制度をやっているのか、悪いのか。どこの市でも、府でも、特定の人に代替地を与える、市の公社の財産を与えるとなると大きな問題だと思う。あっせんというなら別ですがね。どこかの人が売るので、それをあっせんはしても、大体、代替地政策をやっているのかどうか。そうでないと、山の方で工事一つするんでも、土地くださいと言うたらやるのかどうか。同じように犠牲者になるんですから、そういう制度を市民全般の問題としてとるのかどうか。環境整備事業だからと特別に扱うのか、その点をはっきりしてもらいたい。

○ 建設部長（中塚 白君） 前段の環境改善整備事業の強制執行等の問題につきまして、私からお答えいたします。

環境改善整備事業は、総合的な意味での事業名でございまして。その中でやられている事業それぞれが、改良法に基づく改良事業、それから道路事業等の各種事業をあわせさせていただきます。しかし、いかなる事業にしろ、公共事業でやられる道路は、当然、市道として認定すべきものでございます。

また、先ほどの強制があるか、ないかの問題ですが、強制執行につきましては、改良法の適用の部分については、可能性はございます。しかし現在、道路予算においてやっておる分については、現実には収用法の対象にはなりません。と申しますのは、現在のところ、まだ国費が、ついてございませぬし、府の単独補助事業という形でございまして対象にはなりません。が少

なくとも、改良法の適用範囲の事業では、強制執行の可能性はございます。

○ 用地担当参事（橋本昭夫君） まず結論から申し上げて、持ち家対策につきましては、現にみずから居住する家を持ち……。

○ 7番（田中包治君） 進いまんね。いわゆる道路をつくると立ち退きが出るが、その場合代替地として市が与えるのかということです。

○ 用地担当参事（橋本昭夫君） 現に家を持ってそこに居住しておる方々に対して、同和対策事業の中では当然、住宅補償として持ち家対策を推進しなさい、推進するために、その必要な土地を公共の手でできるだけ確保しなさいというのが大阪府の指導でございます。その方針に基づきまして、もちろん、それに対する補助制度もございますので、市の方で積極的に宅地造成を行い、提供していこうというのが基本でございます。したがって、現在の対象は、同和事業の一環とする住宅補償の立場からやっておるわけでございます。

○ 7番（田中包治君） 府の指導ということだが、ちょっとおかしくありませんか、市民というものは平等でなければならない。平等の原則からいけば、こういう事業だから、この人には特別の扱いで持ち家を与えなければならない、こういう人だからあかん、われわれの一般市民はあかん、こういうことですか。いわゆる人間の生活権を差別するという意味ですか。指導といったって、指導が必ずしも正しいとは言えない。そこらはどんな意味ですか。

○ 用地担当理事（西川武雄君） ただいま御指摘の宅地の代替用地提供につきまして次長から御説明いたしましたように、府の指導により、その根拠は、宅地造成するに際しましては若干、その中に公共用地が必要になってまいります。たまたま、10区画の宅地造成の場合、最低4メートル70の道路が必要になるわけでございます。これらの公共用地については、同和対策事業関係につきましては、この部分が補助対象になるわけでございます。また、その団地の中に児童遊園的な子供の遊び場が必要な場合、その用地代、工事代も補助対象になります。そういう府の観点から本市といたしましても、持ち家に対する代替用地として確保してるのが現状でございます。

なお、それ以外のものについては、たまたま、その宅地を希望される方と、希望されない方とか、いろいろあるわけで、希望されない方々につきましては、やはり市が所有している土地ではなく、そういう土地を物色、あっせんしている現状でございます。

○ 7番（田中包治君） ますますややこしくなった。補助があるから宅地を与えるということですね。それなら第2阪和だって国がやってるが、国がかわりの土地を与えるのか。府道、市道にだって必ず6割、8割の補助がつく。そしたら、そういう人々が取られた場合必ず公共用地を与えてくれまんのか。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 私が申し上げましたのは、事業そのものによりまして、たまたま宅地造成して一般に分譲した場合、その中の公共用地は、すべての分譲価格に上積みされて分譲しなくてはならないわけです。しかし、分譲価格そのものをできるだけ用地買収の価格の範囲内に抑えるためにそういう補助制度ができており、その補助事業にのっとって造成事業をし、換地として提供していくということでございます。

○ 7番（田中包治君） どうしても理解もできないし、納得もできないが、道路認定には余り影響がないのでやめますが、これほど不明朗な公社のやり方はないと思う。それだけははっきり言うておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第53号を原案どおり可決決定いたします。

ここで1時まで休憩いたします。

（午後12時休憩）

1. 凡在本公司工作之员工，其工资之计算，均以实际出勤日数为准。如有缺勤者，其工资照缺勤日数扣减。如有迟到早退者，亦照缺勤日数扣减。如有旷工者，其工资照旷工日数扣减。如有请假者，其工资照请假日数扣减。如有加班者，其工资照加班日数计算。如有其他特殊情况，其工资之计算，由本公司人事部门核定。

2. 凡在本公司工作之员工，其工资之计算，均以实际出勤日数为准。如有缺勤者，其工资照缺勤日数扣减。如有迟到早退者，亦照缺勤日数扣减。如有旷工者，其工资照旷工日数扣减。如有请假者，其工资照请假日数扣减。如有加班者，其工资照加班日数计算。如有其他特殊情况，其工资之计算，由本公司人事部门核定。

3. 凡在本公司工作之员工，其工资之计算，均以实际出勤日数为准。如有缺勤者，其工资照缺勤日数扣减。如有迟到早退者，亦照缺勤日数扣减。如有旷工者，其工资照旷工日数扣减。如有请假者，其工资照请假日数扣减。如有加班者，其工资照加班日数计算。如有其他特殊情况，其工资之计算，由本公司人事部门核定。

4. 凡在本公司工作之员工，其工资之计算，均以实际出勤日数为准。如有缺勤者，其工资照缺勤日数扣减。如有迟到早退者，亦照缺勤日数扣减。如有旷工者，其工资照旷工日数扣减。如有请假者，其工资照请假日数扣减。如有加班者，其工资照加班日数计算。如有其他特殊情况，其工资之计算，由本公司人事部门核定。

昭和 49 年度

主 要 施 策 の 成 果 説 明 書

和 泉 市

一 般 会 計

款 項	主要施設の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
① 総 務 費 (1) 総務管理費	市民交通傷害 保険	円 5,390,000	円 4,063,889	円 雑 入 (保険料及び 取扱手数料) 3,923,052 一 般 財 源 1,408,37

施 策 の 成 果 の 説 明

交通事故により傷害を受けた市民救済の一助とするため、市民交通傷害補償制度を実施した結果は、次のとおりである。

加入状況 この年度中の加入総人員は7,531人で人口の6.8%であった。

市民交通傷害保険加入状況

種別	区分	加入人員	保険料	市負担金
第一種	一般	1,187人	568,200円	
	児童	558	232,800	33,360
	老人	161	37,980	37,980
	保護家庭	3	720	720
小計		1,909	839,700	72,060
第二種	一般	3,911	2,074,365	
	児童	1,225	578,080	72,260
	老人	467	128,900	108,160
	保護家庭	19	5,760	4,500
小計		5,622	2,787,105	184,920
合計		7,531	3,626,805	256,980

市民交通傷害保険金支払状況

分	類	保険金	件数	保険金支払額
死	亡	800,000円	1件	
	"	500,000	1	500,000
後遺	傷害	500,000		
	"	300,000		
治療期間	6カ月以上	120,000	2	240,000
	"	90,000		
"	5カ月以上 6カ月未満	90,000		
"	"	75,000		
"	4カ月以上 5カ月未満	70,000		
"	"	60,000		
"	3カ月以上 4カ月未満	50,000	1	50,000
"	"	45,000		
"	2カ月以上 3カ月未満	30,000	4	120,000
"	1カ月以上 2カ月未満	20,000	10	200,000
"	1週間以上 1カ月未満	10,000	21	210,000
"	1週間未満	5,000		
合計			39	1,320,000

※ 49年11月1日以降事故発生者より保険金が増額された。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
	交 通 安 全 施 設 整 備	16,600,000 円	15,801,765 円	出 府補助金 5,440,000 一般財源 10,357,765
	公 害 对 策	4,388,000	3,223,035	府補助金 479,000 一般財源 2,744,035
(7) 同和对策費	同 和 对 策 支 部 助 成 金	27,626,000	26,305,600	一般財源 26,305,600
	同 和 更 生 貧 金 貸 付	13,682,000	9,168,126	市 債 8,000,000 一般財源 1,168,126
③ 民 生 費 (1) 社会福祉費	身体障害者福祉	12,519,000	11,905,069	国庫負担金 3,081,020 府補助金 980,047 一般財源 7,844,002

施 策 の 成 果 の 説 明

人口増加と車の激増により主要幹線道路はもちろん、市内各道路の事情は悪化する一方であり、その中でも交通事故多発地ならびに多発する怖れのある地域に対し、交通事故防止のための交通安全施設（歩道防護さくおよび道路反射鏡等）を設置し、市民の生活圏の安全を図った。

1. 歩道

露越・今池線	延長 4.60 m	8,190,000 円
信太・高石線	“ 548.3 m	5,400,000 円

2. 道路反射鏡

池田下町他	26箇所	27基	605,000 円
黒石町他	9箇所	10基	228,000 円
太町他	9箇所	10基	250,000 円
寺田町他	2箇所	3基	90,000 円

3. 区画線

鶴山台	延長 56 m	15,680 円
-----	---------	----------

4. 回転灯設置

若松町	1基	25,000 円
-----	----	----------

工場から排出するバイ煙や自動車排出ガスなどによる大気汚染の移動観測車（オキシダント、亜硫酸ガス、浮遊粉塵、窒素酸化物、一酸化炭素、風向計、風速計、湿度計、温度計、日射計）を配置するため、信太、石尾、旗尾の三甲学校に分電盤を設置し、一ヶ月ごとに各校へ移動させ観測している。

同和地区における社会的、文化的、経済的生活の向上と同和問題の解決に資するため、同和对策促進団体に対し助成を行い団体の健全育成と同和問題の解決に資した。

同和对策事業の一環として同和更生貸付基金の増額を図り資金の効率的運用による貸付業務の円滑化により低所得階層の自立更生を促進し世帯更生に資した。

1. 身体障害者福祉法に基き、身体障害者の為の補装具並びに更生医療給付等を行った。
2. 身体障害者の為に職業訓練及び更生施設等に収容し更生に努めた。
 収容人員 4名 授産施設 2名 肢体不自由児更生施設 2名
3. 身体障害者児年金給付対象者に身体障害者等給別による1級～3級の該当者に給付を行った。
4. 身体障害者家庭奉仕員派遣事業 奉仕員 1名

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
	精神薄弱者福祉	15,471,000	15,437,216	国庫負担金 11,298,228 負担金 423,200 一般財源 3,715,788
	老人福祉	59,092,000	58,913,487	国庫負担金 17,663,096 府負担金 96,120 府補助金 5,343,164 負担金 229,800 一般財源 35,581,307
	老人憩の家 建設事業	29,790,000	29,179,395	府補助金 5,000,000 市債 16,600,000 一般財源 7,579,395
	老人解放 センター事業	82,349,000	80,691,209	府補助金 28,265,932 市債 45,480,000 雑入 9,085 一般財源 6,936,192

施 策 の 成 果 の 説 明

1. 精神薄弱者福祉法に基づき、更生施設に収容し更生につとめた。

収容人員 16名

1. 老人福祉法に基づき、身寄のない老人及び生活困難な老人を施設に収容し、老人の生活安定に努めた。

収容人員 31名 延収容人員 372名

2. 老人福祉法に基づき、老人の健康を図るため、65才以上の老人を対象に老人健康診査を行った。

健康診査受診者 534名

3. 老人家庭奉仕員派遣事業 奉仕員 2名

老人に対し、教養の向上とレクリエーション等の場を整備し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的として次の通り事業を実施した。

名 称	和泉市立信太老人憩の家	和泉市立横山老人憩の家
所 在 地	和泉市太町 403-2	和泉市仏並町 370-3
敷 地 面 積	143.60㎡	712㎡
規 模 及 構 造	鉄筋二階建 建物面積 1階 53.28㎡ 2階 79.92㎡	鉄筋平家建 建物面積 138.63㎡

部浴の完全解放と差別に斗っている老人の憩の場を整備し、心身の健康管理と保養を行ない福祉増進を目的に48年度からの繰越事業として本事業を行ったものである。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	老人医療助成	243,490,000	227,354,501	国庫負担金 86,863,528 府負担金 22,370,798 府補助金 73,762,000 雑入 58,210 一般財源 44,299,965
	障害者医療助成	11,422,000	11,041,625	府補助金 7,557,926 一般財源 3,483,699
	国民年金	52,950,000	49,704,901	国庫委託金 19,308,916 府補助金 70,000 雑入 4,820,250 一般財源 25,505,735

施 策 の 成 果 の 説 明

(1) 在宅老人機能回復訓練事業

脳卒中等の後遺症により苦しんでいる老人を訓練により機能回復をめざし、手足諸関節衣服の着脱及び日常動作に支障のないようにするため、機能回復訓練事業を実施した。

対象者 27名 (男)14名 (女)13名 実施日及時間毎週土曜午後1時～4時

(2) 各種相談業務

指導員(本市職員)をおいて老人の生活相談及び健康相談等の業務を実施した。
件数11件

(3) 趣味の教室、健康増進業務

交際の老人に識字教室の開講、料理等の実技をととして栄養指導また健康保持のため老人体操や血圧測定等の業務を実施した。

老人の健康保持および福祉の増進を図るため、65才以上の老人に対し医療費の助成を行った

医療費助成延受給者 53,577名

心身障害者の健康保持及び福祉の増進を図るため、身体障害者等級別による1～2級該当者、重度の精神薄弱判定者及び身体障害者手帳を所持し、かつ精神薄弱の程度が中度であると判定された者を、対象に医療費の助成を行った。

医療費助成延受給者 1,488名

1. 年令該当者(附則18条に伴う時効保険料の納付)を対象に納付書作成し、年金委員及び職員により戸前に配付し、国民年金全般にわたって説明の上、納付勧奨を行った。
2. 住民基本台帳及び課税台帳その他調査の結果374名の不在被保険者があった。
3. 国民年金委員を対象に研修会を開き、国民年金制度の普及に努めた。
4. 毎月市広報紙により市民に国民年金制度の趣旨を深めるためのP・Rを行った。
5. 検認取扱事務改善と49年度保険料免除申請を実施するにあたり、未納者の実態調査を行った。

尚、年度末現在の被保険者数は次のとおり。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
(2) 児童福祉費	児童手当支給	115,700,000	113,236,747	国庫負担金 88,061,233 国庫委託金 2,511,692 府負担金 12,500,383 一般財源 10,163,439
	乳幼児保育事業	786,019,000	783,265,738	負担金 49,744,215 使用料 12,617,850 国庫負担金 127,024,000 府負担金 15,878,000 府補助金 27,850,466 市預金利子 62,240 雑 入 83,600 一般財源 550,205,367

施 策 の 成 果 の 説 明

年 度	強制加入被保険者数	任意加入被保険者数	合 計
49	17,735 人	4,709 人	22,444 人

福祉年金支給状況

年 度	老令福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	老令特別給付金	合 計
49	3,291 人	336 人	7 人	307 人	3,941 人

家庭生活の安定と次代の社会をになう児童の健全育成、貧困向上をはかることを目的として、支給資格者に対し周知徹底を期し、次の通り児童手当の認定給付を行った。

支給者数 2,564人 支給算定児童数 2,976人

児童福祉法の精神に則り、同法第24条の規定による要保護児童の措置に万全を期し、児童の健全育成に努めた。各保育園別の措置児童数は次のとおりである。

昭和50年3月 日現在

保育園名	定 員	収 容 人 員	左 の 内 訳	
			措 置 児	自由契約児
国 府 第 一	150	142 (66)	142 (66)	0
国 府 第 二	100	79 (29)	79 (29)	0
和 泉	140	129 (28)	129 (28)	0
芦 部	60	134	60	74
北 池 田	100	179	100	79
南池田第一	90	113	90	23
南池田第二	60	66	60	6
横山第一	80	36	36	0
横山第二	60	73	60	13
南 横 山	60	52	52	0
南 松 尾	137	74	74	0
緑ヶ丘	120	95 (18)	95 (18)	0
北 松 尾	120	102	102	0
信 太 第 一	150	191	150	41
鶴 山 台	120	135 (27)	117 (27)	18
幸	120	84	84	0
ひまわり	150	135 (64)	135 (64)	0
信 太 第 二	60	45	45	0
あ さ ひ	120	74 (51)	74 (51)	0
計	1,997	1,938 (283)	1,684 (283)	254

()内は3才未満児

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	(仮称) 信太第三保育園 建設事業	422,461,000	5,862,604	国庫補助金 800,000 府補助金 300,000 起債 4,700,000 一般財源 62,604
	国府第二保育園 建設事業	182,750,000	182,746,962	府補助金 29,320,000 起債 80,400,000 一般財源 73,026,962
(3)生活保護費	生活保護	615,301,000	614,471,489	国庫負担金 491,820,000 府負担金 11,680,593 一般財源 110,970,896

施 策 の 成 果 の 説 明

同和問題の解決に果す保育所の重要性に鑑み、同和地区全児童の完全入園を目的に本市環境改善整備事業計画に基づき、建設に着手したのであるが、諸般の事情により本年度は基礎工事のみにとどまり事業繰越のやむなきに至った。(翌年度繰越額 4 1 6.9 3 6.0 0 0 円)

施設建設計画

所在地 和泉市王子町 6 1 番地
 規模及構造 鉄筋コンクリート二階建
 延床面積 1,364.46㎡
 定員 120名

近年の経済社会の動向により、保育に欠ける児童は急激に増大しつつあるため、要措置児童対策として国府第二保育園を建設し、児童福祉の増進に寄与した。

所在地 府中町 5 丁目 6 番 3 3 号
 規模及構造 鉄筋コンクリート二階建
 延床面積 899.5㎡
 定員 100名

毎年度生活保護基準額が改訂され、昭和 4 9 年度に於いては、前年度基準に対して年度途中改訂分 6 % を含め、2 6 % の増加率で、更に 5 月には 2 級地から 1 級地へと級地の指定替がなされた事により被保護者の経済的援護の改善により以上質した。

尚、年度間に於ける保護の実施状況は次のとおりであるが、被保護者及び扶助費共に引続き増加傾向を示している。

扶 助 別	被 保 護 延 世 帯 数	扶助延人員	扶助費支出額	備 考
生活扶助	7,423	13,957人	226,137,811円	実被保護人員 15,605人 保護率 11.36%
住宅扶助		1,133	20,934,530	
教育扶助		3,221	9,107,700	
医療扶助		8,941	354,812,900	
出産扶助		4	202,620	
生業扶助		10	140,960	
葬祭扶助		35	865,644	
施設事務費		41	2,269,324	
計		7,423	37,544	

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
④ 衛 生 費 (1) 保健衛生費	住民保健対策	円 25,190,000	円 21,003,752	円 府補助金 2,144,784 府委託金 192,500 雑入 (予防注射実費 徴収金) 1,236,730 (胃検診実費 徴収金) 276,800 (飼犬会場借上 収入) 7,000 一般財源 17,145,938

施 策 の 成 果 の 説 明

伝染病の予防に万全を期し市民の予防衛生思想の向上と健康保持に努めた。

(1) 急性灰白髄炎(小児マヒ)予防接種実施状況

生後3カ月以上18カ月に至る乳幼児を対象に4月と10月に年2回生ポリオワクチンを投与した。その成果は次のとおりです。

区 分	対象者数	接種人員	実施率	実施者内訳		該当外 接種人員	
				A階層	B階層		
上 半 期	(1)追加接種(第2回目)	1,255人	1,093人	87.1%	957人	136人	246人
	(2)初回接種(第1回目)	1,981	1,307	66.0	1,168	139	40
	計	3,236	2,400	74.2	2,125	275	286
下 半 期	(3)追加接種(第2回目)	1,141	1,008	88.3	889	119	61
	(4)初回接種(第1回目)	1,803	1,300	72.1	1,148	152	328
	計	2,944	2,308	78.4	2,037	271	389
合 計	6,180	4,708	76.2	4,162	546	675	

(2) 日本脳炎予防接種実施状況

昭和49年5月7日から昭和49年6月24日まで学校(園)関係と一般を分け、市内各小・中学校において実施、一般市民は生後12カ月以上の全市民を対象として希望者に接種。学校(園)関係は小・中学校の児童・生徒、公私立幼稚園、保育園の園児に接種した。

区 分	幼・保育園		小 学 校		中 学 校		一般市民	合 計
	該当者	接種数	該当者	接種数	該当者	接種数	接種者数	接種者数
計	4,351	4,507	11,636	11,094	4,672	4,415	9,176	29,192

(3) 住民結核健康診査実施状況

結核の早期発見と市民の健康保持に万全を期するため、6月・7月に亘りレントゲン撮影を東大阪検診協会に委託し、精密検査まで実施しており、乳幼児のツ反BCDは、和泉保健所及び和泉市医師会の協力を得て実施した。

受 診 者 数			要精密検査数			精密検査結果		
30才未満	30才以上	計	30才未満	30才以上	計	要治療	要観察	健康
1,050	1,439	2,489	4	21	25	1	16	8

施 策 の 成 果 の 説 明

乳幼児のツ反・BCG接種

区 分	ツベルクリン反応検査					BCG接種 被接種者数
	被注射数	被判定数	内 訳			
			陽 性	疑陽性	陰 性	
6,875	2,563	1,969	92	247	1,630	1,626

(4) ジフテリア・百日咳・破傷風(三種混合)予防接種実施状況

昭和49年8月27日から昭和49年12月6日までの4ヶ月に亘り市内各小学校で実施。
第1期は生後3カ月以上の初回接種(3週間おき3回)の乳幼児、第2期は追加免疫(1回)接種でいずれも三種混合ワクチンを使用し、第3期は昭和50年4月小学校入学児、第4期は昭和50年3月小学校卒業児にいずれもジフテリアのみ追加免疫である。

区 分	第 1 期					第 2 期	第 3 期	第 4 期	接種済 延人員			
	該当数	接 種 者 数										
		1回	2回	3回	計	該当数	接種数	該当数	接種数	該当数	接種数	
計	2,794	2,727	2,664	2,316	7,707	3,257	2,122	2,223	2,064	1,854	1,817	13,710

(5) インフルエンザ(流感)予防接種実施状況

昭和49年11月6日から昭和49年12月12日までの間市内各小・中学校にて実施、一般市民は生後36カ月以上の全市民を対象として希望者に接種、学校関係は小中学校、幼稚園、保育園の児童及び園児に接種。

区 分	幼・保育園		小 学 校		中 学 校		一般市民	合 計
	該当数	接種数	該当数	接種数	該当数	接種数	接種数	接種数
計	4,351	6,519	11,636	21,265	4,672	8,785	4,146	40,715

(6) 種 痘

昭和50年2月18日から昭和50年3月14日に亘り市内17校区にて実施。

第1期は、生後6カ月以上24カ月までの乳幼児で未接種の者。

第2期は、昭和50年4月小学校入学児。

第3期は、昭和50年3月小学校卒業児に接種した。

このほか、和泉市立病院の協力を得て、第1期未接種者で集団接種の際、禁忌に該当し、生後36カ月に満たない者を対象に精密検査のうえ春と秋に分け実施した。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	診療所対策	63,518,000	63,054,621	市 債 20,770,000 一般財源 42,284,621
(2) 清掃費	し尿塵芥 処理対策	517,318,000	516,496,447	清掃手数料 37,200 一般財源 516,459,247

施 策 の 成 果 の 説 明

区 分	第 一 期					第 二 期					第 三 期				
	該 当 者 数	被 接 種 者 数	善 感 者 数	不 善 感 者 数	判 定 不 明	該 当 者 数	被 接 種 者 数	善 感 者 数	不 善 感 者 数	判 定 不 明	該 当 者 数	被 接 種 者 数	善 感 者 数	不 善 感 者 数	判 定 不 明
計	3,577	2,185	1,885	176	124	2,223	2,204	1,566	311	327	1,854	1,854	1,358	405	91

(7) 胃集団検診実施状況

昭和49年5月24日から昭和49年6月26日の間市内11会場にて35才以上の全市民を対象として希望者に実施した。

区 分	実 施 回 数	受 診 者 数	異 状 な し	症 状 に 応 じ て 内 科 治 療	要 精 検 者 数	精 検 結 果 分 類								
						胃 ガ ン	胃 ポ リ ー プ	胃 潰 瘍	胃 潰 瘍 は ん 痕	十 二 指 腸 潰 瘍	十 二 指 腸 潰 瘍 は ん 痕	胃 炎	そ の 他 不 祥	精 検 未 受 診 者 数
計	16	741	631	17	93	1	2	10	14	2	1	8	50	5

〔和泉診療所〕同地域における住民の健康を増進し保健衛生思想並びに医療レベル向上に積極的に対処した。

〔南横山診療所〕へき地住民の健康保持増進のため当市と横山病院開設者横山農業協同組合長との間に契約を締結し毎週水曜、金曜日午後3時から午後5時まで診療を行っている。

この経費の主なもの、泉北環境整備施設組合分担金のほか、し尿及び廃棄物の収集に要したものである、なおし尿の収集処理状況は、次のとおりで特に山間部における中継処理によって円滑化が期されている。

〔49年度し尿投入実績〕

業者別	和泉衛生	山間衛生	丸岡清掃	本多衛生	南大阪環境 開発 KK (山間中継)	計
投入台数	10,721 台	1,065 台	3,767 台	3,170 台	6,538 台	25,261 台
投入量	19,297.8 kℓ	1,917 kℓ	6,780.6 kℓ	5,706 kℓ	11,768.4 kℓ	45,469.8 kℓ

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
(3) 墓地火葬場費	墓 地 及 び 市 管 葬 儀	24,236,000	24,143,446	葬儀使用料 10,525,150 墓地貸付収入 7,560,000 一般財源 6,058,296

施 策 の 成 果 の 説 明

一般廃棄物(ごみ)処理については、一般家庭無料と全面業者委託によるが、不燃性廃棄物(燃えないごみ)の収集処理は、直営により収集計画に基づき処理地に埋立処分を行った。又、占有者独自の投入についても燃えるごみと燃えないごみとを区分し投入許可証を発行し、不法投棄防止と環境美化が期されている。これ等に要する諸経費が多額を要しているが、その成果が大きい。

〔49年度焼却場への搬入実績〕

直 営		委 託		そ の 他		計	
台 数	搬入量	台 数	搬入量	台 数	搬入量	台 数	搬入量
190台	194t	11,980台	19,663t	5,113台	2,440t	17,283台	22,297t

(その他は、市民が直接焼却場へ持参したもの)

〔49年度不燃性廃棄物処理実績〕

処 理 地 別	黒石処理地	箕形処理地	摘 要
市 直 営	115t	1,806t	
市 民 持 参	1,892t	25t	
計	2,007t	1,831t	

越冬昆虫駆除

49年度に衛生婦人会の協力を得て実施した駆除状況は次のとおりで、夏季におけるカ・ハエの発生は減少している。

実施時期 11月より翌年3月まで各家庭毎に実施した。

観音寺新開斎場跡整備造成した墓地使用許可状況は次のとおりである。

48年度使用許可数 202地

造成区画数	49年度使用許可数
308	106

市営葬儀実績

この施策は市営葬儀による霊園施設のほか葬儀受付けに伴うすべての経費による取扱い件数である。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
⑥ 農林水産業費 (1) 農業費	農業委員会	15,586,000	15,388,554	府補助金 3,312,000 手数料 47,900

施 策 の 成 果 の 説 明

〔 施 策 の 成 果 〕

区分	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
5	段	0	3	0	2	0	2	3	2	4	2	1	4	23
4	段	14	8	9	7	9	8	14	13	19	15	8	9	133
3	段	19	13	24	15	6	9	15	13	24	19	14	20	191
2	段	20	17	16	19	11	14	15	12	19	19	16	20	198
	火葬のみ	8	4	9	9	7	13	7	7	6	5	10	3	88
	死産	2	3	1	5	8	4	9	7	4	5	5	8	61
	犬 猫	29	18	22	24	21	21	19	19	17	21	27	27	265
	計	92	66	81	81	62	71	82	73	93	86	81	91	959
	死体火葬件数	61	45	58	52	33	46	54	46	72	60	49	54	630

1 農地法その他法令による農地利用関係の調整を行った。その件数は次のとおりである。

- (1) 農地所有権移転(第3条)
 - 委員会許可 151件
 - 知事許可 53件
- (2) 農地賃貸借権設定 20件
- (3) 農地転用(第4条)
 - 許可申請 59件
 - 届出 92件
- (4) 農地転用及び所有権移転(第5条)
 - 許可申請 18件
 - 届出 221件
- (5) 農地小作地解約(第20条) 37件
- (6) 現況証明願 48件
- (7) 申請取下げ願 7件
- (8) 受理取消願 2件
- (9) 農地一時転用申請 4件
- (10) 事業計画変更申請 2件
- (11) 競売適格証明願 5件
- (12) 小作地認定願 1件
- (13) 各種証明 189件
- (14) 転用事実証明願 236件

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	農業振興対策	45,377,000	45,138,423	府補助金 32,662,170 府委託金 2,860,000 一般財源 12,190,253

施 策 の 成 果 の 説 明

(15) その他上記転用、売買の許可申請に伴い、現地調査をその都度行った。申請審議のため開催した農地部会 1 2回

2 農 政 関 係

農業委員会等に関する法律で定められた委員会の所掌事務の内農政関係について行った主なものは次のとおりである。

- (1) 構造政策推進農家対策事業
- (2) 農地移動適正化あっせん基準作成事業
- (3) 小作地調査
- (4) 臨時雇用賃金調査
- (5) 農地売買価格調査
- (6) 農地移動転用実態調査
- (7) 農林大臣諮問答申
- (8) 農地課税対策
- (9) 農地振興対策
- (10) 農地相続税対策
- (11) 農業委員会全員協議会 6回
- (12) 農業委員会総会開催 2回

農業基本法に基づき農業経営の改善と近代化を促進するために農業振興対策として次の施策を実施した。

(1) 園芸団地整備事業

施設園芸等の土地の高度利用を促進し、資本装備の充実と相まって生鮮野菜等の安定的な供給と農業所得の増大及び農家経営の安定を図るため次の事業をおこなった。

地区名	事業種目	事業主体	事業量	事業費	経 費 の 配 分		
					府補助金	市補助金	地元負担金
池田下町 山 深	温室(鉄骨ハウス)施設	山深ナス生産組合	鉄骨ビニール 13棟 自動灌水装置 300m 暖房機 10基	28,500,000	17,100,000	2,850,000	8,550,000
阪本町 神 田	温室(鉄骨ハウス)施設	阪本ナス生産組合	鉄骨ビニールハウス 4棟 暖房機 3基	8,949,000	5,369,000	894,000	2,686,000
国分町 蔵の上	温室(鉄骨ハウス)施設	国分ナス生産組合	鉄骨ビニールハウス 3棟 暖房機 1基	4,970,000	2,982,000	497,000	1,491,000
計				42,419,000	25,451,000	4,241,000	12,727,000

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

(2) 都市農業近代化事業

都市農業の近代化を推進し、生産地の育成強化により安定的な生産並びに農家経営の安定を図るため、農業生産施設の設置と新技術の実証展示をおこなった。

地区名	事業種目	事業主体	事業内容	事業費	経費の内訳		
					府補助金	市補助金	地元負担金
桑原町	共同冷蔵庫	桑原花卉研究グループ	冷蔵庫 1棟 86.0㎡	円 16,500,000	円 5,500,000	円 1,650,000	円 9,350,000
計				16,500,000	5,500,000	1,650,000	9,350,000

地区名	事業種目	事業主体	事業内容	事業費	経費の内訳		
					府補助金	市補助金	地元負担金
国分町	展示ほ設 置	国分ナス 生産組合	ナス半身萎凋病 展示ほ 10a	円 375,000	円 125,000	円 0	円 250,000
阪本町	"	阪本ナス 生産組合	"	375,000	125,000	0	250,000
計				750,000	250,000	0	500,000

(3) 稲作転換対策事業

米の恒常的な生産過剰状態に対処して需給の均衡をはかり、あわせて地域の特性に応じた農業生産を確立するため農業者及び関係団体の協力を得て稲から他作物への稲作転換の促進をはかった。

農協名	49年度稲作転換			転換作物別面積内訳	
	面積	実施数量	奨励補助金額	普通作物	永年性作物
和泉	a 1,121.8	ky 3,880.5	円 3,212,590	a 1,095.9	a 25.9
幸	1,830	6,997	5,672,960	1,830	0
信太	774.4	2,762.4	2,270,532	764.6	9.8
北池田	1,784.1	6,268.4	5,181,262	1,730.7	53.4
南池田	3,263.0	10,880.3	9,857,554	1,608.1	1,654.9
横山	2,383.8	7,683.3	6,969,194	1,278.5	1,105.3
南横山	252.5	8,112	783,966	40.3	212.2
南松尾	1,452.5	4,367.3	4,179,314	485.9	966.6
北松尾	636.3	2,138.8	1,831,034	519.3	117.0
小出	520	1,863	1,526,840	520	0
計	11,903.4	39,678.2	35,005,426	7,758.3	4,145.1

施 策 の 成 果 の 説 明

(4) 高能率集团的生産組織育成対策事業

農業の担い手である専業的農業者を中核とする生産組織の基盤強化と組織活動の質的向上をはかるため集団営農計画の作成、管理運営及び記帳及び運営協議会の開催をおこなった。

事業実施主体	事業地区	事業の内容	事業費	負担区分		
				府補助金	市費	地元負担金
山深ナス 生産組合	池田下町 山深	生産組織運営協議会開催 生産組織活動強化事業	132,000 円	99,000 円	33,000 円	— 円
仏並大池 防除組合	仏並町 大池防除	生産組織育成調査指導費 生産組織運営協議会開催 生産組織活動強化事業	422,000 円	316,500 円	105,500 円	— 円
小野田 生産組合	小野田	生産組織育成調査 生産組織運営協議会開催 生産組織活動強化事業	422,000 円	316,500 円	105,500 円	— 円
計			976,000 円	732,000 円	244,000 円	— 円

(5) 農業関係融資事業

農業経営の近代化と生産の向上を図り、あわせて農家生活の安定を図るため下記の融資幹旋をおこなった。

農業近代化資金	30 件	43,132,000 円
農業改良資金	11 件	4,196,000 円

(6) 市街化区域内登録農地保全対策事業

市街化区域内の都市施設の整備と空間農地の緑地生産を図り、あわせて生鮮食糧の供給源を確保するため市街化区域内登録農地（A・B農地）の保全につとめた。

区分	指定農地	登録申請農地	登録指定農地		補助金交付額
			筆数	面積	
A	136	59	33	1.6 ha	51,173,5 円
B	841	386	175	11.4	54,981,2 円
計	977	445	208	13.0	1,061,547 円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

(7) 温州みかん摘果推進事業の実施

昭和49年産うんしゅうみかんは開花時から全国的に大豊作が予想され全国生産量が400万tに達すると需給上価格低落問題が生じるので摘果推進事業により、品質優秀な生産量を320万tに調整するよう全国生産者が申し合せ本市においても地域の実情、生産者、生産者団体の態様等に応じた摘果事業を関係機関の適切な指導により当初生産見込量26,000tを23,000tに調整することにより販売価格の上昇と農家経済の安定に寄与することができた。

事業 主体名	助成対 象面積	事業の 内 訳			総事業費	補助金 交付額
		摘果指導確認	摘果啓もう計画	共同摘果等 実施状況		
横山 農 協	ha 650	指導対象人員1189人 指導確認 1回	講習会開催 摘果用手袋配布 摘果標準木の設置	共同摘果面積 ha 638	円 5,760,000	円 710,000
南池田 農 協	210	指導対象人員361人 指導確認 1回	講習会の開催 摘果用手袋配布 標準木の設置 パンフレット配布	共同摘果面積 ha 70	1,800,000	232,500
南松尾 農 協	220	指導対象人員386人 指導確認 1回	講習会の開催 摘果用手袋配布 標準木の設置 パンフレット配布	共同摘果面積 ha 84	1,890,000	245,000
南横山 農 協	60	指導対象人員94人 指導確認 1回	講習会の開催 摘果用手袋配布 標準木の設置 パンフレット配布	共同摘果面積 ha 22	500,000	62,500
計	1,140			ha 814	9,950,000	1,250,000

(8) 農林関係団体育成強化対策

農林業の振興を図るため各種団体に育成運営のために必要な経費を一部助成し組織強化と組織活動を向上し円滑な推進を図った。

団 体 名	金 額
和泉市果樹振興会	800,000 円
和泉市酪農振興協議会	700,000
和泉市農業共済組合	1,000,000
和泉市営農指導者会	450,000
桑原花卉生産組合	400,000
森林組合(南横山・横山)	1,600,000
計	4,950,000

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	畜産振興対策	6,189,000	5,982,993	家畜診療手数料 1,162,150 府補助金 3,865,000 一般財源 955,843

施 策 の 成 果 の 説 明

(9) 農業協同組合の育成指導

農林行政における事務の円滑なる推進をはかるため各農協に対し業務の委託及び市内農協統合合併を目指し和泉市農協合併研究会を充実し推進を図った。

農業協同組合事務委託料	2,000,000 円
有害鳥獣捕獲事業委託料	70,000 円
和泉市農協合併研究会負担金	500,000 円
計	2,570,000 円

家畜の多頭羽飼養による経営の合理化を推進すると共に生産性向上の指導、家畜防疫、環境衛生面についても万全を期し、下記事業を行った。

(1) 家畜診療並びに防疫事業

家畜診療頭数 3 2 1 頭。内訳 治癒 3 1 2 頭。治療中止 5 頭。廃用 4 頭。

診療回数 5 1 9 回

乳牛結核検査 4 3 3 頭 内疑似患畜 2 頭 再検査(一)

ブルセラ病検査 4 3 3 頭

肝てつ検査 3 7 0 頭

牛流行性感冒予防注射 3 6 6 頭

炭そ予防注射 6 9 4 頭 (春・秋2回)

伝貧検査 2 4 頭

臍そ病検査 8 4 9 群

みつばちダニ駆除 3 7 9 群

ニューカッスル病予防注射 2 2 5,1 6 0 羽

豚伝染性疾病

大腸菌症 1 8 0 頭

牛伝染性疾病

伝染性鼻気管炎 9 1 頭

鶏伝染性疾病検査羽数 1 4 8,7 0 0 羽

ニューカッスル病検査 日血病 マレック病 マイコプラズマ病

伝染性喉頭気管炎 伝染性コリーザー 伝染性気管支炎

(2) 乳牛品評会の開催

乳牛品質向上と酪農振興に寄与すると共に農家の福利増進を計るため次のとおり品評会を開催した。

開催期日	昭和49年10月18日
開催場所	和泉市池田下町杉谷馬場公苑
出品頭数	経産牛 2 4 頭

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円

施策の成果の説明

未經産牛 15頭 計 39頭宛

(3) 振興法並びに大阪府条例密養飼育の規則に関する飼畜届出件数並びに飼養許可件数は次のとおり。

養蜂業者届出	14件	313群
府条例届出(アマチュア)	8件	23群
転飼許可	19件	780群

(4) 畜産コンサルタント事業

多頭羽飼養による生産性の高い家畜経営の健全な発展を助長しもって農業生産性の向上と農業所得の増大を図るため次のとおり指定され受診した。

酪農	一般診断事業	継続	小田町	堀忠春
酪農	中核農業者群育成事業	新規	池田町	船山輪二
養鶏	一般診断事業	継続	井ノ口町	吉田留雄

(5) 畜産公害対策

1. 酪農

糞尿処理労力の省力化と悪臭並びに水質汚濁を防ぎ畜産経営の安定を計るため次のとおり乾燥装置を設置した。

事業種目	設置箇所	事業主体	事業量	受益頭数	受益戸数	事業費	財源内訳			
							府補助金	市補助金	負担金	一般財源
畜産経営環境整備事業	室堂町	和泉市酪農振興協議会	ビニールハウス 4.5m × 6.5m = 292.5㎡ 基礎 3.5m × 6.5m = 227.5㎡ 全自動ロータリ式 乾燥機 15型	91	6	2,676,000	1,338,000	267,600	1,070,400	0
畜産経営環境整備事業	芦部町	和泉市酪農振興協議会	ビニールハウス 5.4m × 5.4m = 291.6㎡ 基礎 4.5m × 5.4m = 243㎡ 全自動ロータリ式 乾燥機 20型	83	5	2,474,000	1,237,000	247,400	989,600	0
計				174	11	5,150,000	2,575,000	515,000	2,060,000	0

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	土地改良及び 防災ため池	79,284,000	65,072,830	府補助金 19,128,000 府委託金 468,000 地元分担金 12,728,000 寄附金 1,124,462 一般財源 31,624,368

施 策 の 成 果 の 説 明

2. 養鶏

昆虫による公害を除去し環境整備を行い養鶏経営の安定を図るため、次のとおり衛生昆虫駆除施設を設置した。

事業種目	設置箇所	事業主体	事業量	受益羽数	受益戸数	事業費	財 源 内 訳			
							府補助金	市補助金	負担金	一般財源
畜産経営環境整備事業	内田町	堺市養鶏農業協同組合	ワンマンスプレー(太陽) 17棟 動力噴霧機 HP 65 1基	成鶏 230,000	16	2,580,000	1,290,000	258,000	1,032,000	0
計				230,000	16	2,580,000	1,290,000	258,000	1,032,000	0

(6) ニューカッスル病発生予防と鶏病自衛防疫体制を強化するため次のとおり、補助金を交付した。

和泉市鶏病自衛防疫促進協議会 200,000円

近代的農業の発展に伴い機械化農業の推進により土地基盤整備が重視され経営の合理化及び近代的農業に改善するため次の事業を実施した。

1. 府単独土地改良事業(農道)

工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳		
					府補助金	地元分担金	一般財源
栗生農道	119.50 m	3.50 ha	16 戸	4,720,000	2,360,000	708,000	1,652,000
才の前農道	228.71	8.58	22	7,500,000	3,750,000	1,125,000	2,625,000
計	348.21	12.08	38	12,220,000	6,110,000	1,833,000	4,277,000

2. 府単独土地改良事業(水路)

工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳		
					府補助金	地元分担金	一般財源
二の井井堰	1ヶ所 20.00 m	8.00 ha	20 戸	2,850,000	855,000	1,425,000	570,000
計	1ヶ所 20.00	8.00	20	2,850,000	855,000	1,425,000	570,000

施 策 の 成 果 の 説 明

3. 市単独公害防止対策事業（水路）

工 事 名	工 事 量	受益面積	受益戸数	事 業 費	財 源 内 訳	
					地元分担金	一般財源
ハネキワダ水路	1,000.00 ^m	8.20 ^{ha}	70 ^戸	9,600,000 ^円	6,450,000 ^円	3,150,000 ^円
計	1,000.00	8.20	70	9,600,000	6,450,000	3,150,000

4. 府単独湛水防除事業（水路）

工 事 名	事 業 量	受益面積	受益戸数	事 業 費	財 源 内 訳		
					府補助金	寄附金	一般財源
伯太北水路	35.70 ^m	29.00 ^{ha}	1 ^戸	2,750,000 ^円	1,375,000 ^円	1,124,462 ^円	250,538 ^円
計	35.70	29.00	1	2,750,000	1,375,000	1,124,462	250,538

5. 老朽ため池事業

工 事 名	事 業 量	受益面積	受益戸数	事 業 費	財 源 内 訳		
					府補助金	地元分担金	一般財源
軽部池	53.00 ^m	31.00 ^{ha}	101 ^戸	5,760,000 ^円	4,320,000 ^円	864,000 ^円	576,000 ^円
浦田今池	84.50	4.93	36	5,650,000	3,390,000	1,130,000	1,130,000
箕形今池	37.00	3.82	30	2,780,000	1,668,000	556,000	556,000
橋ヶ谷池	余水吐1ヶ所 8.00	6.50	50	2,350,000	1,410,000	470,000	470,000
計	余水吐1ヶ所 182.50	46.25	217	16,540,000	10,788,000	3,020,000	2,732,000

6. 市単独土地改良事業

農業用施設で改修、新設を必要とするが、規模が小さく国又は府補助基準に達しないため市単独でこれ等の事業を採択した。

その内容は次のとおりである。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
(2) 林 業 費	林業振興対策	26,320,000	26,023,508	府補助金 19,027,000 地元負担金 2,800,000 一般財源 4,196,508

施 策 の 成 果 の 説 明

工 事 別	件 数	事 業 量	受益面積	受益戸数	実施設計額	市補助金
農 道	7 件	457.10 m	11.85 ha	47 戸	2,948,000 円	737,000 円
水 路	10	ゲート 1ヶ所 268.52	25.56	76	3,715,000	743,000
た め 池	1	13.50	0.40	4	200,000	20,000
計	18	ゲート 1ヶ所 749.12	37.81	127	6,863,000	1,500,000

7. 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として農業生産の近代化および農業生産物の流通の合理化を図りあわせて農業環境の改善に資することを目的とするため、次のとおり大阪府で事業を実施した。

工 事 名	用地買収費	買収面積 戸数 筆数	立木補償費	立木補償 戸数 筆数	事業費	市負担額
松尾山農道	49,370,288 円	8,643.47 m ² 戸 67筆	23,660,860 円	70戸 132筆	76,198,821 円	15,605,574 円

森林のもつ社会的公益性を考慮し、育林保護と林地保全の立場に立って林業生産の増大と林業経営の改善を図るため林業生産基盤に重点をおき林道網の整備を次のとおり実施した。

1. 林道開設事業

工 事 名	工 事 箇 所	事 業 量	受 益 面 積	受 益 戸 数	事 業 費	財 源 内 訳		
						府補助金	地元負担金	一般財源
(国補) 宮の谷 林道開設	父鬼町 宮の谷	609.00 m	207.00 ha	60 戸	17,000,000 円	13,600,000 円	850,000 円	2,550,000 円

2. 近郊林業構造改善事業

工 業 名	工 事 箇 所	事 業 主 体	工 事 量	受 益 面 積 及 び 戸 数	工 事 費	財 源 内 訳			
						府補助金	市補助金	地元分担金	一般財源
九鬼興 林道改良 工事	九鬼 町	和泉市	515.00 m	87.00 ha 15 戸	7,104,000 円	4,107,000 円	／	1,950,000 円	1,047,000 円
持認事 業追加 工場設 置	久井 町	久井町 加工共 同組合	鉄骨ス レ ート 1棟 134 m ²	3.00 ha 5 戸	2,200,000 円	1,320,000 円	220,000 円	660,000 円	／
計					9,304,000 円	5,427,000 円	220,000 円	2,610,000 円	1,047,000 円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
⑦ 商 工 費				
(1) 商 工 費	商工振興対策	5,875,200	2,146,454	府補助金 1,616,100 一般財源 19,848,354
	雇 用 対 策	150,834,000	80,838,734	府補助金 2,752,320

施 策 の 成 果 の 説 明

1. 商工業振興対策の答申

昭和48年11月19日「和泉市商工業振興対策審議会」に対し、市の総合基本構想に則り産業の長期ビジョンを確立するため「和泉市商工業の将来方向とその施策について」を諮問し、本年3月15日にその答申がなされた。なお本答申には商工業の現状分析と問題点及び商工業振興のあり方について長期的な展望にたった多岐にわたる施策が報告されている。

- (イ) 内外の社会的、経済的情勢の変化に対応しうる業種間連繫を深めること。
- (ロ) 企業における労使の協調態勢を整えていくこと。
- (ハ) 商工業と関連する都市計画、労働、社会福祉等の部門との一体化を図ること。
- (ニ) 住民意思の尊重を図る。
- (ホ) 商工業振興対策の実現に要する財政の見通しをたてておくこと。

2. 商工会館建設事業

商工業活動の拠点として本年10月「商工会館」を勤労青少年ホームと合築で建築に着手したが建設用地の譲渡交渉が長期化したことにより建設費を翌年度に繰越した。

繰越額	35,770,000円
鉄筋コンクリート造	365㎡

3. 商工業団体指導助成事業

- (1) 業種別組織化促進 …… 市内中小企業の事業規模の適正化及び生産性の向上を共同利益の増進を図るため、青果小売商等の組織化を図った。
- (ロ) 商業共同施設奨励 …… 商業の振興を図るため商業者が行なう共同施設設置事業に対し商業環境の整備により地元購買力の吸引を図るため経費の一部を助成した。

4. 中小企業者指導対策

- (1) 商工ニュースの発行 …… 市内中小企業者に施策の周知及び情報の提供を行うことにより、経営の指針とするため市商工会共同発行の機関紙「商工ニュース」を毎月1回発行した。
- (ロ) 移動商工相談、セミナーの実施 …… 府立商工相談所との提携により市内5ヶ所で移動商工相談を実施した。又中小企業者の経営指針とするため、商工セミナーを2回実施した。

- 5. 環境改善整備事業の実施により、地区内商工業の労働対策として現地個別調査すると共に長期振興施設計画等を専門機関に委託分析するとともに施設配置計画及び商工業者の移転について関係課と協議し、対策に努めた。

雇用対策

- 1. 勤労青少年ホームの建設

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
				市 債 73500000
				一般財源 4586416
	金融対策	38,179,000	37,772,325	市 債 17,000,000
				一般財源 20,772,325

施 策 の 成 果 の 説 明

労働力確保等に若年労働の雇用促進、定着対策と併せて勤労福祉に資するため本年10月「市立勤労青少年ホーム」の建設に着手した。なお年度内完成の予定であったが建設用地の譲渡交渉が長期化したことにより完成は、7月末日の見込となった。

繰越額 69,031,000円

工事概要

鉄筋コンクリート2階建

延面積 1,100.18㎡

2. 中少企業従業員福祉対策

労働福祉対策として府施策に基づく財団法人勤労者信用基金協会へ100万円出資金と、市内に働く未婚労働者に対し、生活資金貸付及び相談指導した。

相談件数 75件 貸付 7件

3. 求人定着対策

市議会、市理事者が九州主要産地へ若年労働力確保のため求人キャラバンを実施するとともに定着対策として、新規卒業者激励大会及び永年勤続者の表彰を実施した。

4. 技能取得事業

同和対策の一環として、地域住民が近代産業へ常用就職が容易にし、その職業の安定を図るため、下記により技能取得講習事業を実施した。

自動車運転(普通)科	18人	二級建築士	2人
自動車運転(大型)科	4人	公署主任管理者	2人
簿記科	1人	危険物取扱管理者	46人

5. 就職支度金の支給

同和対策の一環として地域に居住する者を主要な生産部門に常用就職させるため就職者に対し、就職支度金を支給した。

金融対策

(1) 和泉市中小企業融資あっせん

市内中小企業者の経営の安定を図るため、貸付限度額を上げるとともに50万円以下の貸付対象者に対し、信用保証料相当額を完済奨励金とし、交付する制度をもうけた。

(2) 臨時特別融資の実施

産業界の不況、特に当市の80%強を占める繊維産業はその影響が大きく、これに対処するため、本年1月臨時特別融資を実施した。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
⑥ 土木費 (2) 道路橋梁費	道路維持補修	171,757,000	166,662,950	府補助金 12,400,000 受託事業収入 151,061,967 一般財源 3,200,983

施 策 の 成 果 の 説 明

(制度名)	(件数)	(金額)
常時あっせん	409件	906,200千円
長 設	15	145,600
長 運	19	98,800
夏 期	13	74,300
年 末	31	226,600
緊 急	40	107,300
市 単	44	68,800
市 臨 時	21	34,500
合 計	592	1,662,100

観光対策

観光地のPRとしてさくら、もみじ祭を実施するとともに観光地に案内板の設置さくら、もみじの植樹及び病害の防除を実施した。

消費者対策

昨年度の消費者相談員の設置に引き続き、本年度は住民の生活実態とで確かな情報を把握するため、各校区に1名消費者モニターを設置した。

近年急激な交通量の増加に伴い、道路網の整備特に幹線道路から一般生活道路に至るまでの機能的に活用できる道路網の整備が要求されておりますが、新設を逐次行うと共に現有道路の最大限利用の向上を計る為、側溝整備及舗装改修等により、損耗度の著しい道路の整備に努めると共に、民間会社等の掘削後の本復旧舗装工事並びに道路が起因となる事故防止対策、又交通に支障なきよう次のような工事を施行した。

信太2号線舗装新設工事 工事長 $\ell \sim 133.8m$
3,057,000円

北池田48号線他1線舗装工事 $\ell \sim 175.5m$
4,177,000円

箕形中線舗装附帯工事 $\ell \sim 237.8m$
4,673,000円

北池田45号舗装工事 $\ell \sim 188m$
3,300,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

伯太信太山線舗装工事	工事長 $\ell \sim 172.0m$ 2,978,000円
肥子町内道路及府中東泉寺線整備工事	$\ell \sim 196m$ 6,102,000円
万町山原線路肩補修工事	$\ell \sim 280m$ 4,039,000円
仏並坪井線 "	$\ell \sim 13m$ 1,800,000円
信太30号線道路拡巾工事	$\ell \sim 43.0m$ 2,766,000円
箕形町内道路路肩補修工事	$\ell \sim 44m$ 1,926,000円
信太50.51.53.59.60号線附帯工事	$\ell \sim 295m$ 6,147,000円
王子町内道路改修工事	$\ell \sim 140m$ 5,822,000円
万町山原線舗装工事	$\ell \sim 77.6.8m$ 8,900,000円
唐國箕形線 "	$\ell \sim 400m$ 15,700,000円
箕形中線 "	$\ell \sim 31.4m$ 4,023,000円
阪本町内道路拡巾工事	$\ell \sim 15.8m$ 3,780,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	道路新設改良	106,063,000	31,463,018	府補助金 12,445,000 一般財源 19,018,018

施 策 の 成 果 の 説 明

府中黒鳥線道路整備工事 $\ell \sim 713m$
6,040,000円

山直甲線 " $\ell \sim 1306m$
14,096,000円

小田軽部線 " $\ell \sim 477m$
12,760,000円

市営住宅内 " $\ell \sim 622m$
7,137,000円

信太高石線 " $\ell \sim 654.0m$
6,606,000円

大福寺折岸線 " $\ell \sim 397m$
3,687,000円

春木久井線 " $\ell \sim 534.5m$
3,250,000円

昭和47年度よりの継続事業で府道父鬼和気線(唐国町)と泉大津粉河線(池田下町)を結ぶ唯一の幹線市道で、近年宅地開発が著しく通行量も増大し車両の安全通行上及び地域産業の発展向上に寄与するもので本年度分は、次のとおりです。

唐国池田線新設工事 工事長 $\ell \sim 140m$
5,363,000円

用地買収費 660㎡
15,806,390円

物件補償費
4,250,000円

上伯太線新設工事 用地補償費
4,320,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
	環 境 改 善 施 設 整 備	110,126,000	110,120,590	府補助金 84,720,000 市 債 2,397,000 一般財源 1,430,590
	防衛施設整備 事業	5,039,000	5,006,595	国庫補助金 4,028,000 一般財源 978,595
(3) 河川水路費	河川及水路改修	63,495,000	57,254,490	府補助金 6,532,500 市 債 36,900,000 一般財源 1,382,990

施 策 の 成 果 の 説 明

府管理河川松尾川改良工事に伴い市道高槻四十分橋線にかかる本橋梁の将来的見地を考慮し施行した。

四十分橋橋梁新設工事（大阪府施行）

負担金 4,893,190 円

同和地区環境改善整備事業の一つである本地区計画道路阪和東側線と府道大阪和泉線とを結ぶ計画道路で地域住民の福祉向上産業発展を目的とし本年事業は次のとおりである。

阪和東側1号線築造工事

工事長 $\ell \sim 44.6 m$

3,699,700 円

用地買収費 1,090.47 m^2

69,662,136 円

地区内4号線築造工事

用地買収費 18.52 m^2

1,066,339 円

演習場の演習訓練は主として近隣市道及び里道を経由し場内中心部を南北に通過して信太1号線を利用しているところから一般交通と重複し演習場の使用上大きな障害を生じ演習場の整備計画に伴い信太1号線の代替道路を新設し障害の緩和を計るものである。

上代伏壁線道路改良工事

委託料 4,843,000 円

近年宅地開発の急激化により、下排水の増大及未改修水路により、降雨時には溢水の、土砂くずれ等による災害を防止する為次のような改修を行なった。

王子川水系D型側溝工事

工事長 $\ell \sim 19.8 m$

2,000,000 円

池上我孫子線排水路工事

$\ell \sim 220 m$

2,159,000 円

観音寺水路

〃

$\ell \sim 77.0 m$

2,134,000 円

伏壁町水路

〃

$\ell \sim 98.0 m$

4,406,000 円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
(4) 都市計画費	公共下水道基本 調査及び計画 決定図書作成 委託	8,000,000	8,000,000	一般財源 8,000,000
	南大阪湾岸北部 流域下水道事業	11,633,000	11,632,500	市 債 9,000,000 一般財源 2,632,500
	公園整備事業	160,332,000	160,329,388	国庫補助金 50,000,000 府補助金 31,000,000 市 債 59,630,000 一般財源 19,699,388

施 策 の 成 果 の 説 明

東松尾川改修工事

工事長 約 20 m

6,123,000 円

用地買収費 1,061 m²

6,260,058 円

最近急激な市街化の進展により公共水域の水質汚染と生活環境の悪化が激しくなりこれらの防止と浄化が強く要請されておる現況に鑑み昭和 49 年 3 月に大阪府において南大阪湾岸北部流域下水道の計画決定がなされいよいよ流域幹線並びに処理場の建設事業の着手へ向っており本市においても、これの関連公共下水道の整備が急務であり流域計画面積約 3,851 ha について都市計画決定をうけるべく委託費 8,000,000 円をもって基本計画の完成をなした。

懸案の南大阪湾岸北部流域下水道計画が昭和 49 年 2 月に大阪府都市計画地方審議会により決定がなされ、いよいよ事業着手の段階となり初年度昭和 48 年度事業費 5,000,000 円をもって流域幹線の一部高石泉大津幹線管径 1,650 m 延長 88.8 m の施工がなされ、昭和 49 年度においては事業費 9,000,000 円をもって処理場用地の埋立に関する調査設計の委託が行われたので、国庫補助、並に府支出金の残り関係市負担金において本市負担金 11,632,500 円の支出をなしたものでこれより本流域下水道の促進を図られるものである。

公園については市民の生活環境の向上を主とし自然景観緑地の保全、リクレーション等総合的な機能の発揮をはかるよう各種用途に応じて児童公園、近隣公園、地区公園等を継続的に配置し、市民の利用に供するために、計画的に配置を計るもので 49 年度は次の事業を行なった。

1. 黒鳥山公園

黒鳥山公園は、本市の中心市街地の丘陵にあり市街地一円と大阪湾が展望され人口急増により公園利用者も増加するに鑑み本公園を整備し市民のリクレーションかつ憩いの場所とし継続事業としてコンビネーション遊具一式、砂場等の事業を行なった。

工事費 7,128,000 円

2. 肥子池公園

既成市街地で和泉府中駅の西地区中心の近隣公園として計画されている肥子池公園について本池処分にかかわり、公園用地とし取得する事となり本年度は用地買収 2,017 m² 9,261,760 円の事業を行なった。

3. 旭公園

和泉北部住宅地区改良事業計画の推奨に伴い本公園を整備し、近隣住民の憩いの場とするため本年度は用地買収 963 m² 60,335,116 円の事業を行なった。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
	街 路 事 業	144,685,000 ^円	49,823,487 ^円	国庫補助金 13,400,000 府補助金 10,000,000 市 債 3,800,000 一般財源 22,623,487
	浸水対策事業	56,104,000	55,765,415	府補助金 36,400,000 市 債 15,400,000 一般財源 3,965,415

施 策 の 成 果 の 説 明

近年急激な人口増加と自動車の保有台数増加により交通量は益々増大しており、これに対処するため幹線道路網の整備および既存幹線道路の高能率化と住民の生活利便の増進と秩序ある市街の形成のため次の事業を行った。

1. 和泉中央線

交通量の増大と中央丘陵の開発により現在の道路巾員は狭小のため、交通混乱が生じることは必至であり将来の交通に対処するために昭和41年度より認可区間1,600m 巾員20mをもって本道路の事業化を計ったが、継続工事として本年度起点側国府小学校前より槇尾川までの間700mの間について路側コンクリート擁壁を工費13,734,000円をもって施工し、また開発公社による先行取得をなしている用地387.91㎡について13,336,191円をもって買戻し合計27,070,191円の事業を行った。

なお46,000,000円について次年度への明許繰越を行った。

2. 和泉府中北通線

本道路は和泉府中駅より北へ伯太町の市街地を結ぶ唯一の道路で巾員11mをもって昭和42年より事業着手をなし、用地買収と一部拡巾工事を行っているがこれの継続工事として本年度は開発公社により先行取得をなしている用地85.32㎡について21,273,644円をもって買戻しを行った。

浸水対策事業について本市は公共下水道の整備が立遅れている現状において市街地の排水は従来の農業用水路に依存をなし排水されているがそのほとんどが狭隘な水路のため家庭からの汚水など混入し、随所に停滞し環境衛生上もっとも憂慮されるものであり、本年度においても、とくに浸水被害の恐れのある箇所について次のとおり現況排水路の改修を行ったものである。

1. 池上水路

本水路は、池上町中心地で未改修の現況水路巾2.00m、深さ0.8m、延長132.16m、工事費5,574,000円をもって改修を行ない浸水の防除を行った。

2. 幸下水路浚渫

本水路は昭和41年～42年度に亘り、市道29号線（府道大阪和泉泉南線より阪和線踏切の間）延長189.0mを築造された都市下水路で、下流側吐口が未完成と山腹よりの土砂流で暗渠内に土砂が堆積し、断面が著しく浅くなり排水に支障をきたしたため、深さ約0.85m 土砂434㎡ 工事費6,600,000円をもって浚渫を行った。

3. 1号水路

本排水路は、本市北部住宅地改良事業の一環として雨水並びに汚水の排水路を道路整備計画に合わせて計画的に施工しようとするもので本年度は、昨年に引き続き1号道路と4号道路の用地取得部分を管径1,350%延長5.43m管径1,100%延長97.55m 工事費43,229,000円をもって、管渠工事を行った。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
	公共下水道事業	208,281,000	208,273,880	負 担 金 11,827,000 国庫補助金 38,000,000 府 補 助 金 8,466,000 一 般 財 源 42,980,880
	都市下水道事業	11,910,000	11,903,879	国庫補助金 3,000,000 府 補 助 金 1,500,000 市 債 5,500,000 一 般 財 源 1,903,879
	観 光 事 業	4,218,000	4,089,598	府 補 助 金 2,000,000 一 般 財 源 2,089,598
(5) 住 宅 費	和泉第1団地	1,464,916,000	1,464,913,022	国庫補助金 262,564,000 府 補 助 金 904,737,000 市 債 229,900,000

施 策 の 成 果 の 説 明

本事業は新住宅市街地開発事業による日本住宅公団の施行による光明池団地（開発面積約128ha 計画人口15,000人）の公共下水道事業であり昨年度に引き続き本年度は甲斐田川雨水幹線管径2,400% 延長584.43m 汚水幹線管径250%~400% 延長5,893.40m 工事費39,181,000円を住宅公団に委託し施工したものである。

1. 府中北部市下水路全体設計委託

国鉄阪和線と泉府中駅周辺は本市の中心市街地で商店住宅が急激に増加し、都市化の進展がなされておるが、本地区の排水は昭和36年より40年度に都市下水路府中西排水路を築造に終り、府中北の地域は計画の実現に至らず従来下流の泉大津市の市街地をとおり大阪湾に流入する水路系統に依存し、この殆んどが狭隘な農業用水路であって、市街地の発展により益々雨水の流出量も増大し、又上流の淵水路からゴミの投棄や生活污水のため水質が汚染され地域住民の生活環境は悪化を増し、もはや本地区の排水としてこれに依存することは困難であり限界に達している現況に鑑み、早急に都市排水路の整備にあたるべく全体設計の業務を委託し完了した。

1. 府中北幹線築造工事

上記全体設計の完了により9月に都市下水路府中北幹線として、市道と泉府中北通線から府道と府中停車場線を通り、和泉府中駅南1番踏切を横断、府中和気西線を通り、槇尾川繁和橋詰で吐口を設け管径0,800%~2,000% 延長約1,290mの都市計画決定をなし本都市下水路の早期完成を期すべく本年度から国庫補助をうけ施工するもので本年度は吐口の部分と管径2,000% 延長9.94m 工事費7,201,000円をもって管渠築造を行った。

槇尾山公園

金剛生駒国定公園の一部である槇尾山公園は校の名所として本市民のみでなく、広く府民の親まれているが本公園内に不足している駐車場を建設してより便利に利用されるようカルバートボックス11mガードレール18m等の事業を行なった。

和泉市北部第一地区改良事業に基づき48年度からの繰越事業として第一期工期192戸を建設完成したものである。

工事概要 鉄筋コンクリート10階建
戸数 3DK 192戸
団地内道路舗装及び附帯工事

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
				一般財源 3,381,002.2 繰越金 3,390,200.00
	和泉第2団地建設事業42戸分	984,691,000	812,755,806	国庫補助金 380,058,000 府補助金 205,082,000 市債 203,800,000 一般財源 480,680.6 繰越金 1,900,900.0
	和泉第3団地建設事業40戸分	958,886,000	882,919,511	国庫補助金 264,760,000 一般財源 61,815,951
⑨ 消 防 費				
(1) 消 防 費	消防施設整備	32,140,000	31,529,743	国庫補助金 3,921,000 府補助金 5,565,000 市債 15,620,000 一般財源 6,423,743

施 策 の 成 果 の 説 明

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第二期工事として120戸建設費を継続費として設定し建設したものである。

工事概要	鉄筋コンクリート		
	9階建	3DK	32戸
	"	3DK	32戸
	7階建	3DK	36戸
	5階建	2LDK	20戸
	計		120戸

設備及び屋外施設

(駐車場、汚水処理場、児童遊園、集塵室)

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第二団地建設工事として、24戸を建設するものであるが地元住民との話し合い等で設計が遅れ建設費を翌年度に繰越した。

継続費繰越額 17,934,000円

工事概要(計画戸数 3DK 24戸)

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第三団地建設工事として40戸を建設するものであるが地元住民との話し合い等で設計が遅れ建設費を翌年度に繰越した。

継続費繰越額 8,705,820円

工事概要(計画戸数 3DK 40戸)

地域開発の進展による都市傾向化に対処し、消防機械の増強を計るため、機動性の高い消防ポンプ自動車を設置した。

消防ポンプ自動車(善雨班、第8分団)	2台	7,000,000円
消防ポンプ自動車(消防署旭出張所)	1台	4,600,000円

山林火災に対処し機械力の増強を図った。

小型動力ポンプ(第5分団、第9分団)	2台	1,100,000円
--------------------	----	------------

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
⑩ 教 育 費				
(1) 教育総務費	同和地区就学奨励 同和教育推進補助	58,650,000	58,649,750	府補助金 25,950,500 一般財源 32,699,250
(2) 小学校費	伯太小学校 収 築 事 業	134,621,000	134,243,566	国庫補助金 41,134,000 市 債 67,800,000 一般財源 25,309,566
	北池田小学校 増 築 事 業	57,940,000	56,462,738	国庫補助金 26,934,000 市 債 19,700,000

施 策 の 成 果 の 説 明

消防水利増強の一環として水槽を設置し、火災時における損害を最少限度に止める方策を講じた。

防火水槽新設	第1団地	1ヶ所	2,112,000円
”	南面利町	1ヶ所	1,658,000円
”	箕形町	1ヶ所	1,702,000円
”	池上町	1ヶ所	1,698,000円

老朽化による雨もれ、場所狭少の解消を図るため、器具庫を新設し消防機械器具の保全管理をはかった。

器具庫新設(第2分団)	1,500,000円
” (第6分団)	800,000円
器具庫出入口舗装工事等(第9分団)	810,000円

同和地区小・中学校特別就学奨励金	2,048,020円
支給人員 小学生515人 中学生167人	計682人
同和地区高校・大学修学奨励金	2,847,500円
支給人員 高校生139人 大学生49人	計188人
同和地区幼稚園補助金	3,852,686円
支給人員	70人

同和地区小・中学校教育推進補助金、全国同和教育研究協議会負担金、大阪府同和教育研究協議会負担金等。 5,469,364円

1. 同和地区の小・中学生に対し、教育の機会均等を保障し、高校・大学生に対しては進学を奨励し、進学後の修学を援助した。
2. 上記制度により、年々同和地区児童、生徒の学力は向上し、進学率も向上している。

伯太小学校は、児童増加がいちじるしくこのため教室が不足し、木造校舎及び給食室の老朽化の改築と併せて今年度国庫補助を仰ぎ、増改築を実施したものである。

事業実施	鉄筋コンクリート3階建	1,083㎡
事業効果	普通教室5室・家庭科室1室	

北池田小学校木造校舎は、危険認定校舎である為今年度改築事業に併せて特別教室の整備を行ったものである。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
		円	円	円
				一般財源 9,828,738
	南池田小学校 増築事業	142,055,000	140,081,343	国庫補助金 63,892,000 市債 29,300,000 一般財源 46,889,343
	横山小学校 増改築事業	44,605,000	44,576,015	国庫補助金 20,014,000 市債 14,500,000 一般財源 10,062,015
	幸小学校々舎及 屋内運動場増改 築事業	736,367,000	736,347,197	市債 702,000,000 一般財源 34,347,197
	信太小学校 増改築事業	33,285,300	9,628,532	国庫補助金 870,000 一般財源 8,758,532
	黒烏小学校 増築事業	20,830,000	20,750,000	国庫補助金 12,460,000 市債 620,000 一般財源 2,090,000

施 策 の 成 果 の 説 明

事業実施 鉄筋コンクリート2階建 504㎡
 事業効果 普通教室2室・理科室1室

南池田小学校は、急激な社会増に伴ない不足教室が生じこれを解消する為今年度国庫補助を仰ぎ増築を行なったものである。

事業実施 鉄筋コンクリート3階建 1075㎡
 事業効果 普通教室7室 家庭科室1室

横山小学校は、特別教室が未整備な為今年度国庫補助を仰ぎ、これを整備したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート3階建 410㎡
 事業効果 理科室・音楽室・家庭科室

幸小学校は、校地狭隘な為、校舎増改築に先立ち今年度において用地を取得し、これに伴なう造成を実施したものである。

用地買収 7,828㎡

信太小学校は伯太小学校につぐ児童増加が著しく、これが整備を急がれていたが、本年度国庫補助をうけ教室不足を解消し、児童教育効果を一段と高めた。

なお、工期の都合により建設費の一部を繰越明許費として翌年度に繰越した。

事業実施 鉄筋コンクリート3階建 2,031㎡
 鉄骨平家屋内運動場 783㎡
 事業効果 普通教室8室・図書室・理科室・音楽室
 職員室・屋内運動場 783㎡
 (同上事業量は繰越分を含んだものである)

繰越明許費繰越額 323,210,000円(国庫補助金 38,578,000円 市債 228,878,000円
 既収入特定財源 45,000,000円 一般財源 10,754,000円)

黒鳥小学校は、急激な社会増に伴ない不足教室が生じこれを解消する為、本年度国庫補助を仰ぎこれを整備したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート2階建 267㎡
 事業効果 普通教室4室

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
	鶴山台南小学校 増築事業	64,013,000	64,013,000	国庫補助金 43,144,000 市 債 18,600,000 一般財源 2,269,000
	緑ヶ丘小学校 給食室建設事業	11,880,000	11,880,000	市 債 9,000,000 一般財源 2,880,000
	和気小学校 プール建設事業	30,530,000	30,419,648	国庫補助金 3,881,000 市 債 13,500,000 一般財源 4,538,648 府補助金 8,500,000
(3) 中学校費	和泉中学校 給食室改築事業	31,916,000	31,915,870	国庫補助金 5,463,000 府補助金 7,500,000 市 債 13,000,000 一般財源 5,952,870
	南松尾中学校 給食室新築事業	15,183,000	15,000,966	国庫補助金 3,568,000 市 債 6,000,000 一般財源 5,432,966

施 策 の 成 果 の 説 明

鶴山台南小学校は、日本住宅公団が立替施行した校舎を借用しているが、本年度国庫補助を仰ぎ譲渡契約にもとずき借用建物を買収したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート3階建 1,464㎡

事業効果 普通教室6室・理科室・図工室・図書室・家庭科室
職員室

市立緑ヶ丘小学校は、昭和48年度開校しましたが、昭和47年度・48年度校舎建設に引き続き今年度給食室を新設したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート平家建 144㎡

事業効果 給食室

市立和気小学校は、昭和48年度に分離新設されたが、プールが未整備なため、本年度国庫補助を仰ぎ児童の体力づくりにより一層の効果が発揮できるよう措置した。

事業実施 鉄筋コンクリート造 水面積 345㎡

事業効果 25m×12.8m 5m×5m 6コース

和泉中学校給食室は、施設・設備とも老朽化が著しくまた不衛生な為、今年度国庫補助を仰ぎ改築したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート平家建 203㎡

事業効果 給食室

南松尾中学校は、現在南松尾小学校より給食を運搬していたが、不衛生な為今年度国庫補助を仰ぎ新設したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート平家建 90㎡

事業効果 給食室

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
	信太中学校 増築事業	21,572,000	21,571,500	国庫補助金 14,440,000 市債 6,200,000 一般財源 931,500
	山手中学校 用地買収事業	54,987,000	54,986,592	市債 52,200,000 一般財源 2,786,592
	郷荘中学校 プール新設事業	37,885,000	37,832,942	国庫補助金 3,656,000 府補助金 3,000,000 市債 23,000,000 一般財源 8,176,942
③ 災害復旧費 (1) 農林水産施設 災害復旧費	農林水産施設 災害復旧事業	4,590,000	4,316,206	府補助金 2,959,468 地元分担金 710,332 一般財源 646,406

施 策 の 成 果 の 説 明

信太中学校は、日本住宅公団が立替施行した校舎を借用しているが、本年度国庫補助を仰ぎ譲渡契約にもとずき借用建物を買収したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート平家建 369㎡
 事業効果 技術室3室

山手中学校運動場敷地は、狭隘な為体育施設が整備されておらず今年度に於て運動場敷地として1,378㎡を買収したものである。

郷荘中学校には、水泳プールが設置されていない為、本年度国庫補助を仰ぎ新設し、生徒の体力づくりにより一層の効果が発揮できるよう措置した。

事業実施 鉄筋コンクリート造 水面積 325㎡
 事業効果 25m×13m 6コース

復旧箇所は次のとおりである。

工事名	災害発生年	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳		
						府補助金	地元分担金	一般財源
垂井橋復旧工事	47年	橋1ヶ所	0.50 ha	5 戸	2,474,000 円	1,934,668 円	168,232 円	371,100 円
岩室谷林道復旧工事	49	橋2ヶ所 暗渠1ヶ所	169.00	20	1,440,000	720,000	504,000	216,000
小川山地崩壊復旧工事	49	7.0 m	0.10	2	381,000	304,800	38,100	38,100
計			169.60	27	4,295,000	2,959,468	710,332	625,200

国民健康保険事業特別会計

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 容
	国民健康保険事業	1,377,952,000	1,286,957,120	国庫支出金 825,860,144 府支出金 29,575,662 一般財源 373,897,929 繰上充用金 57,623,385

施 策 の 成 果 の 説 明

昭和49年度における国民健康保険事業運営の概要は次のとおりである。

1. 被保険者数 年度末 42,117人 年平均 42,039人
2. 世帯数 12,458世帯 “ 12,490世帯
3. 保険給付(助産費)を2,000円に改正
4. 被保険者の疾病にかかる保険給付の実績は次のとおり

区 分	療 養 の 給 付		療 養 費		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
年 間	210,052 件	1,166,664,641 円	1,566 件	6,533,510 円	211,618 件	1,173,198,151 円
月平均	17,504	97,222,053	131	544,459	17,635	97,766,512

5. その他の保険給付

区 分	助 産 費		葬 祭 費		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
年 間	746 件	14,660,000 円	208 件	1,040,000 円	954 件	15,700,000 円

昭和 4 9 年 度

和 泉 市 各 会 計

決 算 審 査 意 見 書

和 泉 市 監 査 委 員

和 泉 監 第 3 7 号

昭 和 5 0 年 1 2 月 5 日

和 泉 市 長 池 田 忠 雄 殿

和 泉 市 監 査 委 員 堀 田 徳 治

同 奥 戸 正 一

昭和 4 9 年度和泉市一般会計並びに特別会計決算審
査意見書の提出について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び同法第 2 4 1 条第 5 項の規定に基づき審査に付された、昭和
4 9 年度和泉市一般会計並びに特別会計の決算及び基金の運用状況に関する審査をした結果、次
のとおり意見を提出する。

決 算 審 査 意 見

1. 審査の対象

昭和49年度和泉市一般会計歳入歳出決算

- 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 同 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 同 用品調達基金
- 同 同和更生資金貸付基金
- 同 財政調整基金
- 同 土地開発基金

2. 審査の方法

審査に付された各会計の決算書、その他政令で定める調書及び各基金の運用状況に関する調書について、関係諸帳簿及び諸証拠書類と照合し、計数の正否を点検するとともに、関係部課長の説明を聴取し、それぞれ予算の執行が適正かつ効率的かどうかを主眼として審査を行なった。

3. 審査の期間

昭和50年10月30日から昭和50年11月20日まで

4. 審査の結果

審査に付された各会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法及び関係諸法令に準じて調製されており、その計数は関係帳簿及び諸証拠書類と照合の結果いずれも正確であり、予算の執行についても所期の目的にしたがいおおむね適正に行なわれているものと認めた。

5. 審査の総括意見

市政の進展にともない、行政需要が年々増大しているなかであって、それに対処し行政水準の確保向上をはかるため公共投資を積極的に推進しているが、その反面自主財源比率の低下、人件費をはじめ義務的経費の増高傾向は著しいものがある。

とくに財政基盤の脆弱な本市においては建設事業にかかる財源の多くを市債に依存しており、

そのため公債費は年々大幅な増加を示しているが、将来にわたって健全財政を堅持し、市民福祉の向上を図るためにも、長期的視野にたった合理的、効率的な行政運営を行ない、市政の発展に寄与されるよう望むものである。

審 査 概 要

I 総 括

昭和49年度一般会計及び2特別会計を合わせた総計決算規模は歳入14,369,985千円、歳出14,213,150千円で前年度と比較すれば歳入では3,507,723千円(32.3%)歳出では3,470,929千円(32.3%)の増加となっている。また収支の状況をみると歳入歳出差引額(形式収支)では156,835千円の黒字となっているが、翌年度へ繰越すべき財源202,076千円を差し引いた実質収支では45,241千円の赤字である。

総計決算額の前年対比は次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	49年度	48年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
歳 入 総 額	14,369,985	10,862,261	3,507,723	32.3
歳 出 総 額	14,213,150	10,742,221	3,470,929	32.3
歳入歳出差引額	156,835	120,040	36,795	30.7
翌年度へ繰越すべき財源	202,076	101,915	100,161	98.3
実 質 収 支	△ 45,241	18,125	△ 63,366	△ 349.6

また、実質収支額を各会計別にみると次表のとおりとなる。

(単位千円)

区 分	49年度	48年度	増 (△) 減 額
一 般 会 計	23,920	39,800	△ 15,880
国民健康保険事業会計	△ 57,623	△ 10,136	△ 47,487
土地区画整理事業会計	△ 11,538	△ 11,538	0
合 計	△ 45,241	18,125	△ 63,366

一般会計は2,392,000千円の黒字となっているが49年度のみ単年度収支では15,880千円の赤字を計上している。また国民健康保険事業会計は前年度にひきつづき赤字で、単年度収支においても47,487千円の赤字となっている。

II 一般会計

当初予算額1,170,846,000.00円で補正予算額3,403,073,000.00円と継続費及び繰越事業費繰越財源充当額747,189,000.00円を含め予算現額は、15,858,722,000.00円で当初予算額に対する増加率は35.4%である。また歳入歳出予算現額に対する決算額は

歳入 13,140,650,946円(収入率82.9%)

歳出 12,914,654,684円(執行率81.4%)

で、歳入歳出差引額225,996,262円が翌年度へ繰越しされている。このうち翌年度へ繰越すべき財源202,076,000円(継続費繰越額6,175,000.00円、繰越明許費繰越額19,590,100.00円)が含まれているので、これを差し引いた23,920,262円が実質収支額で前年度同様黒字決算となっている。

本年度決算額を前年度と比較すれば次表のとおり単年度収支では△15,879,289円である。

(単位千円)

年 度	決 算 額		形 式 収 入	翌年度へ繰越すべき財源(D)	実 質 収 入
	歳 入 (A)	歳 出 (B)	(A)-(B)=(C)		(C)-(D)
49	13,140,651	12,914,655	225,996	202,076	23,920
48	9,981,852	9,840,137	141,715	101,915	39,800
増(△)減	3,158,799	3,074,518	84,281	100,161	△15,880

1. 歳 入

(1) 収 入 率

予算現額15,858,722千円に対し、調定額15,814,128千円収入済額13,140,651千円で予算現額に対する収入率82.9%、調定額に対する収入率83.1%となっている。その内訳を各款別にみると次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	収入率 (%)		構成比 (%)
				対予算比	対調定比	
市 税	2,972,415	3,116,774	2,953,768	99.4	94.8	22.5
地 方 譲 与 税	35,983	35,983	35,983	100.0	100.0	0.3
自動車取得税交付金	880,749	80,749	80,749	100.0	100.0	0.6
国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,534	19,534	19,534	100.0	100.0	0.2
地 方 交 付 税	2,092,887	2,092,887	2,092,887	100.0	100.0	15.9
交通安全対策特別交付金	12,697	12,697	12,697	100.0	100.0	0.1
分担金及負担金	405,209	276,845	265,845	65.6	96.0	2.0
使用料及手数料	89,302	77,626	77,505	86.8	99.8	0.6
国庫支出金	2,497,115	2,520,234	1,919,948	76.9	76.2	14.6
府 支 出 金	2,560,410	2,401,598	1,866,268	72.9	77.7	14.2
財 産 収 入	70,789	73,386	37,616	53.1	51.3	0.3
寄 附 金	160,118	160,097	160,097	100.0	100.0	1.2
繰 入 金	144,658	144,905	144,905	100.2	100.0	1.1
諸 収 入	1,261,471	1,345,936	1,345,936	106.7	100.0	10.7
市 債	3,313,671	3,313,162	1,985,198	59.9	59.9	15.1
繰 越 金	141,714	141,714	141,714	100.0	100.0	1.1
合 計	15,858,722	15,814,128	13,140,651	82.9	83.1	100.0

(2) 前年度対比

本年度決算額を前年度と比較した場合 3,158,800千円(31.6%)の大幅な増収となっている。収入増加の主なものは、市税737,384千円(33.3%)地方交付税576,651千円(38.0%)府支出金551,416千円(41.9%)諸収入721,161千円(115.4%)等であり、逆に財産収入は209,116千円(84.8%)の減となっている。その内訳は次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減		構 成 比 (％)	
	49年度	48年度	金 額	率 (％)	49年度	48年度
市 税	2,953,768	2,216,384	737,384	33.3	22.5	22.2
地 方 譲 与 税	35,983	19,654	16,329	83.1	0.3	0.2
自動車取得税交付金	80,749	59,038	21,711	36.8	0.6	0.6
国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,534	14,571	4,963	34.1	0.2	0.1
地 方 交 付 税	2,092,887	1,516,236	576,651	38.0	15.9	15.2
交通安全対策特別交付金	12,697	11,611	1,086	9.4	0.1	0.1
分租金及負担金	265,845	89,991	175,854	195.4	2.0	0.9
使用料及手数料	77,505	55,796	21,709	38.9	0.6	0.6
国庫支出金	1,919,948	1,611,460	308,488	19.1	14.6	16.1
府 支 出 金	1,866,268	1,314,852	551,416	41.9	14.2	13.2
財 産 収 入	37,616	246,732	△209,116	△84.8	0.3	2.5
寄 附 金	160,097	141,043	19,054	13.5	1.2	1.4
繰 入 金	144,905	0	144,905	—	1.1	0.0
諸 収 入	1,345,936	624,775	721,161	115.4	10.2	6.2
市 債	1,985,198	1,664,630	320,568	19.3	15.1	16.7
繰 越 金	141,714	395,074	△253,360	△64.1	1.1	4.0
合 計	13,140,651	9,981,851	3,158,800	31.6	100.0	100.0

(3) 財源別収入状況

市税、使用料、手数料、財産収入等を自主財源とし、地方交付税、国、府支出金及び市債等を依存財源として区分した財源別の収入状況は次表のとおりである。

(単位千円)

区 分 年 度	決 算 額	自 主 財 源		依 存 財 源	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
45	3,586,951	1,832,401	51.1	1,754,550	48.9
46	5,603,681	2,299,259	40.9	3,304,421	59.1
47	7,084,918	2,683,306	37.8	4,401,612	62.2
48	9,981,852	3,769,797	37.8	6,212,055	62.2
49	13,140,651	5,127,386	39.0	8,013,265	61.0

本年度の自主財源は、5,127,386千円と前年度に比して1,357,589千円(36.0%)の増となっており、構成比も39.0%と前年度に比して1.2%の上昇を示している。これは自主財源の根幹である市税が前年度に比して737,384千円の増収となったことによるものである。

また、依存財源は8,013,265千円で前年度に比して1,802,110千円(29.0%)の増であり、歳入決算額に対する割合は61.0%となっている。

(4) 主な歳入の内容

(イ) 市 税

本年度の市税収入状況は次のとおりである。

予算現額	2,972,415,000円
調定額	3,116,774,133円
収入済額	2,953,767,712円
不能欠損額	2,835,970円
収入未済額	160,170,451円

市税収入状況は前年度と比較すれば次表のとおりとなる。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	4 9 年 度	4 8 年 度	金 額	率 (%)
市 民 税	1,416,923	958,158	458,765	47.9
固 定 資 産 税	898,666	768,642	130,014	16.9
軽 自 動 車 税	31,813	32,166	△ 353	△ 1.1
市 煙 草 消 費 税	198,437	175,344	23,093	13.2
電 気 税	141,208	112,368	28,840	25.7
ガ ス 税	16,307	13,927	2,380	17.1
特 別 土 地 保 有 税	103,139	13,746	89,390	650.3
都 市 計 画 税	147,275	141,999	5,276	3.7
木 材 引 取 税	0	30	△ 30	—
合 計	2,953,768	2,216,384	737,384	33.3

本年度市税収入額は2,953,768千円と前年度に比して737,384千円(33.3%)の順調な伸張状況を示しているが、調定額に対する収入率は94.8%と前年度95.4%に比して0.6%の低下となっている。

また不能欠損額については、本年度3,911千円に比して1,075千円の減少を示している。

市税は、市の自主財源の根幹として、その収入状況は本市の財政運営に多大の影響を与えるものであり、一連の経済状況の推移からみて、今後一段と厳しいものになると考えられるので現行の賦課、徴収体制の整備充実を図り、徴収率の向上及び不能欠損の減少に格段の努力をはられることを望むものである。

(ロ) 地方交付税

予算現額2,092,887千円に対し、調定額、収入済額ともに2,092,887千円となっており、前年度決算額1,516,236千円に比して576,651千円(38.0%)の増となっている。

また歳入総額全体に占める比率は本年度15.9%となり市税とならぶ本市の主要な一般財源となっている。

地方交付税の内訳は普通地方交付税1,949,340千円特別地方交付税143,547千円

である。

(一) 国庫支出金

予算現額 2,497,115千円に対し調定額 2,520,234千円収入済額 1,919,948千円
 円で600,286千円の収入未済額を生じている。予算現額に対する収入率は76.9%、
 調定額に対する収入率は76.2%となっている。また前年度決算額 1,611,460千円に
 比して308,488千円(19.1%)の増を示している。

収入増加の主なもの、次表のとおり国庫負担金であるがこれは民生費負担金の生活保護費
 負担金の増によるものである。なお収入未済額 600,286千円の主な内訳は(仮称)和
 泉第2、第3団地建設事業補助金及び(仮称)信太第3保育園建設事業補助金等である。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	49年度	48年度	金 額	率 (%)
国庫負担金	839,975	614,412	225,563	36.7
国庫補助金	1,057,982	982,656	75,326	7.7
国庫委託金	2,1991	14,393	7,598	52.8
合 計	1,919,948	1,611,460	308,488	19.1

(二) 府 支 出 金

予算現額 2,560,410千円に対し、調定額 2,401,598千円、収入済額 1,866,268
 千円で535,330千円の収入未済額を生じている。

予算現額に対する収入率は72.9%、調定額に対する収入率は77.7%となっている。

また前年度決算額 1,314,852千円に比して551,416千円(41.9%)と大幅な増
 収を示しているが、増加の主なものは次表のとおり府補助金であるがこのうち土木費補
 助金が改良住宅建設事業等の執行にともない663,743千円と大幅な増加を示している。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	49年度	48年度	金 額	率 (%)
府負担金	63,126	46,508	16,618	35.7
府補助金	1,732,345	1,221,166	511,179	41.9
府委託金	70,408	46,513	23,895	51.4
府交付金	389	665	△ 276	△ 41.5
合 計	1,866,268	1,314,852	551,416	41.9

(ホ) 市 債

予算現額 3,313,671千円に対し、調定額 3,313,162千円、収入済額 1,985,198千円で、1,327,964千円の収入未済額を生じている。予算現額に対する収入率は59.9%、調定額に対する収入率も59.9%となっている。

また、前年度決算額 1,664,630千円に比して320,568千円(19.3%)の増加を生じている。

増加中の主なものは、土木債、教育債であり、このうち改良住宅債431,000千円、幸小学校用地買収事業債702,000千円が主要なものとなっている。

次表は、最近5カ年間の歳入全体に占める市債の状況を示したものであり、決算規模の大幅な膨張のため構成比自体は低下しているが、事業執行財源の多くを市債に依存しているため、ここ数年間の市債収入は大幅な増加を示している。

(単位千円)

年 度	決 算 額	市 債	構 成 比 (%)
45	3,586,952	378,479	10.6
46	5,603,681	1,279,775	22.8
47	7,084,918	1,500,867	21.2
48	9,981,851	1,664,630	16.7
49	13,140,651	1,985,198	15.1

2. 歳 出

本年度歳出の概姿は次のとおりである。

予 算 現 額	15,858,722,000 円
支 出 済 額	12,914,654,684 円
翌年度繰越額	2,712,426,000 円
不 用 額	231,641,316 円

支出済額は、予算現額に比して2,944,067千円の減であり執行率81.4%となっている。

また前年度執行率91.4%に比して10.0%の大幅な低下となっているがこれは建設事業等の多くを翌年度に繰越したためであり、これら翌年度繰越額2,712,426千円を含めた執行率は98.5%である。

各款別の執行状況は次のとおりとなっている。

(単位千円)

科 目	予算現額	支出済額	執行率(%)	翌年度繰越額	不用額
議 会 費	146,151	144,773	99.1	0	1,378
総 務 費	2,012,268	1,287,280	64.0	679,234	45,754
民 生 費	3,093,338	2,626,086	84.9	416,596	50,656
衛 生 費	945,584	936,560	99.0	0	9,024
労 働 費	64,058	63,631	99.3	0	427
農林水産業費	217,416	202,210	93.0	0	15,206
商 工 費	286,632	178,187	62.2	104,801	3,644
土 木 費	4,882,794	3,651,050	74.8	1,188,585	43,159
消 防 費	317,980	314,302	98.8	0	3,678
教 育 費	2,952,599	2,607,758	88.3	323,210	21,631
公 債 費	790,968	767,241	97.0	0	23,727
諸 支 出 金	137,053	131,259	95.8	0	5,794
災 害 復 旧 費	4,590	4,316	94.0	0	274
予 備 費	7,291	0	0	0	7,291
合 計	15,858,722	12,914,655	81.4	2,712,426	231,641

また翌年度繰越額 2,712,426千円の内訳は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	款	項	事 業 名	金 額
継続費	土木費	住宅費	(仮称)和泉第2団地建設事業	171,934
"	"	"	(仮称)和泉第3団地建設事業	870,582
繰越明許費	総務費	同和对策費	解放センター整備事業	679,234
"	民生費	児童福祉費	(仮称)信太第3保育園建設事業	416,596
"	商工費	商工費	勤労青少年ホーム建設事業	69,031
"	"	"	商工会館建設事業	35,770
"	土木費	道路橋梁費	光明池和田線新設事業	70,000
"	"	都市計画費	和泉中央線街路整備事業	46,000
"	"	"	光明池春木線街路整備事業	30,069
"	教育費	小学校費	信太小学校増改築事業	323,210
合			計	2,712,426

(1) 前年対比

前年度に対する決算額の増減を目的別にみれば次表のとおりであり、決算額に前年度に比して3,074,518千円(31.2%)の増となっているが、このうちとくに土木費、教育費等で大幅な増加を示している。

(単位千円)

区 分	49年度	48年度	増 (△) 減		構 成 比	
			金 額	率 (%)	49年度	48年度
議 会 費	144,773	106,678	38,095	35.7	1.1	1.1
総 務 費	1,287,280	1,042,228	245,052	23.5	10.0	10.6
民 生 費	2,626,086	2,264,618	361,468	16.0	20.3	23.0
衛 生 費	936,560	774,804	161,756	20.9	7.3	7.9
労 働 費	63,631	48,266	15,365	31.8	0.5	0.5
農林水産業費	202,210	166,101	36,109	21.7	1.6	1.7
商 工 費	178,187	74,333	103,854	139.7	1.4	0.8
土 木 費	3,651,050	2,235,454	1,415,596	63.3	28.3	22.8
消 防 費	314,302	278,412	35,980	12.9	2.4	2.8
教 育 費	2,607,758	2,150,014	457,744	21.3	20.2	21.8
公 債 費	767,241	544,205	223,036	41.0	5.9	5.5
諸 支 出 金	131,259	130,804	455	0.3	1.0	1.3
災害復旧費	4,316	24,220	△ 19,904	△ 82.2	0	0.2
合 計	12,914,655	9,840,137	3,074,518	31.2	100.0	100.0

(2) 性質別経費の概要

決算額を性質別に区分してみると次表のとおりとなる。

(単位千円)

区 分	49年度	48年度	増 (△) 減		構 成 比 (%)	
			金 額	率 (%)	49年度	48年度
○義務的経費	5,296,400	3,445,829	1,850,571	53.7	41.0	35.0
人 件 費	3,367,542	2,092,936	1,274,606	60.9	26.0	21.3
(うち職員給)	2,736,362	1,736,133	1,000,229	57.6	21.2	17.6
扶 助 費	1,166,514	812,551	353,963	43.6	9.0	8.3
公 債 費	762,344	540,342	222,002	41.1	5.9	5.5
○投資的経費	5,552,158	4,820,832	731,326	15.2	43.0	49.0
(うち人件費)	89,881	48,034	41,847	87.1	0.7	0.5
普通建設事業費	5,484,210	4,748,309	735,901	15.5	42.5	48.3
災害復旧事業費	4,316	24,220	△ 19,904	△ 82.2	0	0.2
失業対策事業費	63,632	48,303	15,329	31.7	0.5	0.5
○その他	2,066,097	1,573,476	487,621	30.9	16.0	16.0
合 計	12,914,655	9,840,137	3,074,518	31.2	100.0	100.0

表にみると義務的経費は、前年度に比して1,850,571千円(53.7%)と大幅な増加を示しており、中でも人件費が特別職報酬の引き上げ、職員220名の採用(退職36名)及び人事院勧告の実施により、前年度に比して1,274,606千円(60.9%)と大幅な伸張を示している。

また、投資的経費についても、公共施設の整備充実を積極的に推進した結果普通建設事業費が5,484,210千円と前年度に比して735,901千円(15.5%)の増加となっているが投資的経費の構成比は43.0%と前年度に比して逆に6.0%の低下を示している。

(3) 主な歳出の内容

(1) 総務費

予算現額2,012,268千円に対し、支出済額1,287,280千円で679,234千円を翌年度へ繰越しており45,754千円の不用額を生じている。また前年度決算額

1,042,228千円に比して245,052千円(23.5%)の増加を示している。

歳出増加の内訳は次表のとおりであるが、増加の主な理由は、給料、手当等の職員給与費が人事院勧告等の実施により大幅な増となったことによるものである。また不用額の主なものは、同和対策費、総務管理費であり、同和対策促進費は前年度同様全額未執行となっている。なお翌年度繰越額679,234千円は解放センター整備事業の執行遅延によるものである。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	49年度	48年度	金 額	率 (%)
総 務 管 理 費	727,209	628,065	99,144	15.8
徴 税 費	228,515	184,436	44,079	23.9
戸籍住民基本台帳費	114,117	74,877	39,240	52.4
選 挙 費	30,667	21,031	9,636	45.8
統 計 調 査 費	9,522	5,292	4,230	79.9
監 査 委 員 費	11,370	8,099	3,271	40.4
同 和 対 策 費	165,879	120,428	45,451	37.7
合 計	1,287,280	1,042,228	245,052	23.5

(2) 民生費

予算現額3,093,338千円に対し、支出済額2,626,086千円で416,596千円を翌年度へ繰越しており、50,656千円の不用額を生じている。また前年度決算額

2,264,618千円に比して3,614,688千円(16.0%)の増加を示している。
歳出増加の主な理由は、保育園等の新設にともなう職員の補充及び人事院勧告の実施による職員給与費の増加である。なお不用額5,065,6千円の主なものは社会福祉費中の老人医療扶費1,593,2千円及び国民年金印紙費1,033,0千円である。なお翌年度繰越額4,165,96千円は(仮称)信太第3保育園建設事業の繰越によるものである。

(イ) 衛生費

予算現額9,455,84千円に対し、支出済額9,365,60千円で9,024千円の不用額を生じており、執行率99.0%となっている。また、前年度決算額7,748,04千円に比して1,617,56千円(20.9%)の増加を示している。増加中の主なものは、職員給与費のほか泉北環境整備施設組合分担金及塵芥処理委託料の増加である。

(ロ) 店工費

予算現額2,866,32千円に対し、支出済額1,781,87千円で1,084,45千円を翌年度へ繰越しており、3,644千円の不用額を生じている。

また、前年度決算額7,433,3千円に比して10,385,4千円(139.7%)の増となっているが、これは勤労青少年ホーム建設事業の執行によるものであるが、当事業及び商工会館建設用地の譲渡交渉が長期化したことにより事業を翌年度に繰越している。

(ハ) 土木費

予算現額4,882,794千円に対し、支出済額3,651,050千円で1,188,585千円を翌年度へ繰越しており、4,315,9千円の不用額を生じている。また、前年度決算額に比して1,415,596千円(63.3%)の大幅な増加となっている。

増加中の主なものは甲斐田川公共下水道整備事業の執行にともなう都市計画費、220,726千円の増及び(仮称)和泉第1団地(312戸)の建設及び和泉第2団地(24戸)の建設による住宅費1,037,021千円の増である。

なお、和泉第2団地及び第3団地については、設計が当初の予定より遅れたため、建設費1,042,516千円を翌年度へ繰越しているほか、都市計画街路整備事業2件、道路新設事業1件がそれぞれ翌年度へ繰越しされている。

(ニ) 教育費

予算現額2,952,599千円に対し、支出済額2,607,758千円で323,210千円を翌年度へ繰越しており2,163,1千円の不用額を生じている。また前年度決算額

2,150,014千円に比して457,744千円(21.3%)の増加となっている。

増加中の主なものは、幸小学校々舎及び屋内運動場の増改築事業をはじめとする小学校費

で前年度に比して41,494,444千円の増加を示している。

なお、信太小学校増改築事は建設費3,232,100千円を翌年度に繰越しされている。

次表は49年度中に執行された主な学校建設事業を示したものである。

(単位千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国府支出金	地方債	一般財源
伯太小学校増改築事業	13,424,430	4,113,400	6,780,000	2,530,900
北池田小学校増改築事業	5,646,630	2,693,400	1,970,000	9,829,000
南池田小学校増築事業	14,008,810	6,389,200	2,930,000	4,688,800
横山小学校増改築事業	4,457,760	2,001,400	1,450,000	1,006,200
幸小学校々舎及び屋内運動場増改築事業	7,363,470	0	7,020,000	3,434,700
黒鳥小学校増築事業	2,075,500	1,246,000	6,200,000	2,090,000
鶴山台南小学校増築事業	6,401,300	4,314,400	1,860,000	2,269,000
和気小学校プール建設事業	3,041,900	3,881,000	1,350,000	1,303,800
和泉中学校給食室改築事業	3,191,500	5,463,000	1,300,000	1,345,200
信太中学校増築事業	2,157,710	1,444,400	6,200,000	931,000
山手中学校用地買収事業費	5,498,600	0	5,220,000	2,786,000
郷荘中学校プール新設事業費	3,783,300	3,656,000	2,300,000	1,117,700

(h) 公債費

予算現額79,096,800千円に対し、支出済額76,724,100千円で2,372,700千円の不用額を生じており執行率97.0%となっている。また前年度決算額54,420,500千円に比して22,303,600千円(41.0%)と大幅な伸張を示している。決算額増加の内訳は元金

10,700,000千円、利子11,500,100千円、公債諸費1,035,000千円となっている。

次表は最近5ヶ年間の公債費支出状況を示したものであるが建設事業財源の多くを市債に依存している現状にあっては公債費の増加は著しいものがあり、将来における本市の財政健全化の確保のためにも綿密な行財政計画の確立が必要と考える。

(単位千円)

年度	歳出総額	公債費	総額対比(%)	対前年比	
				金額	率(%)
45	35,136,130	2,052,440	5.8	4,354,600	26.9
46	53,814,180	2,602,560	4.8	5,501,200	26.8
47	66,898,430	4,124,150	6.2	15,215,900	58.5
48	9,840,137	5,442,050	5.5	13,179,000	32.0
49	12,914,655	7,672,410	5.9	22,303,600	41.0

Ⅲ 特 別 会 計

1. 国民健康保険事業会計

当初予算額 1,097,164,000円に対し、補正予算額 280,788,000円で予算現額 1,377,952,000円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳 入 1,229,333,735円(収入率89.2%)
 歳 出 1,286,957,120円(執行率93.4%)

歳入歳出差引 57,623,385円の不足額を生じているが不足額については、翌年度歳入を繰上充用している。

本年度歳入歳出決算状況は次のとおりである。

(単位千円)

歳 入	決 算 額	歳 出	決 算 額
国民健康保険料	355,529	総 務 費	76,343
一部負担金	0	保 険 給 付 費	1,196,139
使用料及手数料	224	保 健 施 設 費	481
国庫支出金	825,860	公 債 費	2,563
府 支 出 金	29,576	諸 支 出 金	1,294
諸 収 入	8,145	予 備 費	0
繰 上 充 用 金	10,000	繰 上 充 用 金	10,136
合 計	1,229,334	合 計	1,286,957
歳 入、 歳 出 差 引 残 額			△ 57,623

決算状況を前年度と比較すれば次のとおりとなる。

(単位千円)

年 度	予 算 現 額	決 算 額		差 引 残 額	執 行 率 (%)	
		歳 入	歳 出		歳 入	歳 出
49	1,377,952	1,229,334	1,286,957	△57,623	89.2	93.4
48	900,522	880,408	890,544	△10,136	97.8	98.9
増(△)減	477,430	348,926	396,413	△47,487	△8.6	△5.5

(1) 歳 入

予算現額 1,377,952千円に対し、調定額 1,269,832千円収入済額 1,229,334千円で予算現額に対する収入率89.2%調定額に対する収入率96.8%となっている。また前年度決算額 880,408千円に比して 348,926千円(39.6%)の増加を示して

いる。歳入歳出決算の予算現額に対する比較は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 収 入		収 入 率 (%)	
				欠損額	未済額	対予算比	対調定比
国民健康保険料	414,012	394,893	355,529	6,055	33,309	85.9	90.0
一部負担金	10	0	0	0	0	0	—
使用料及手数料	21	224	224	0	0	1066.7	100.0
国庫支出金	803,403	825,860	825,860	0	0	102.8	100.0
府支出金	37,480	29,576	29,576	0	0	78.9	100.0
諸 収 入	113,026	9,278	8,145	0	1,133	7.2	87.8
繰 入 金	10,000	10,000	10,000	0	0	100.0	100.0
合 計	1,377,952	1,269,832	1,229,334	6,055	34,443	89.2	96.8

また、これを前年度決算額と比較すれば次のとおりである。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減		構 成 比 (%)	
	49年度	48年度	金 額	率 (%)	49年度	48年度
国民健康保険料	355,529	316,315	39,214	12.4	28.9	35.9
一部負担金	0	0	0	0	0	0
使用料及手数料	224	37	187	505.4	0	0
国庫支出金	825,860	521,879	303,981	58.2	67.2	58.4
府支出金	29,576	26,930	2,646	9.8	2.4	2.2
諸 収 入	8,145	5,101	3,044	59.7	0.7	0.3
繰 越 金	0	145	△ 145	—	0	3.0
繰 入 金	10,000	10,000	0	0	0.8	1.2
合 計	1,229,334	880,408	348,926	39.6	100.0	100.0

(2) 主な歳入内容

(1) 国民健康保険料

本年度の国民健康保険料収入状況は次のとおりである。

予算現額	414,802,000円
調定額	394,893,343円
収入済額	355,528,912円
不能欠損額	6,055,266円
収入未済額	3,330,916.5円

保険料収入額は上記のとおり355,529千円で前年度決算額316,315千円に比して39,214千円(12.5%)の増であるが予算額に対する収入率は、85.9%調定額に対する収入率は90.0%で予算に対する収入率は前年度94.2%を大幅に下廻っている。これは、被保険者の所得の伸び及び、被保険者数の増加が当初予定に比して伸びなやんだ結果である。

また、国民健康保険法第110条の規定に基づき不能欠損処分された保険料は1,039件6,055千円とっており、前年度に比して減少しているものの比率的には決して低い数字とはいえない。

保険料は本特別会計の財源の根幹であり、その反面保険料の徴収については諸般の困難な事情があると思われるが、徴収率の向上に積極的な努力をはらうとともに不能欠損額の減少のため迅速かつ適切な処置をとるよう強く望むものである。

なお、保険料を前年度と比較すれば次のとおりである。

(単位千円)

年度	区 分	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率(%)
49	現年度分	349,372	333,319	0	16,053	95.4
	滞納繰越分	45,521	22,210	6,055	17,256	48.8
	計	394,893	355,529	6,055	33,309	90.0
48	現年度分	338,241	309,872	0	28,369	91.6
	滞納繰越分	51,181	6,443	24,383	20,355	12.6
	計	389,422	316,315	24,383	48,724	81.2
増	(△) 減	5,471	39,214	△18,328	△15,415	8.8

(ロ) 国庫支出金

予算現額803,403千円に対し、調定額、収入額ともに825,860千円で予算現額に対する収入率は、102.8%となっている。また、前年度決算額521,879千円に比して、303,981千円(58.2%)と大幅な増加を示している。増加中の主なものは、療養給付費負担金でこれは、療養給付費の大幅な増にともなう国庫負担金の増加分である。

また、財政調整交付金について大幅な増となっているが、これは、老人医療療養費波及分について臨時財政調整交付金が収入されたことによるものである。

国庫支出金の内訳は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	49年度	48年度	増(△) 減	
			金 額	率(%)
事務費負担金	32,844	25,939	6,905	26.6
療養給付費負担金	68,583	45,417	23,166	51.0
助産費補助金	5,190	2,635	2,555	97.0
財政調整交付金	82,254	39,315	43,119	110.4
特別療養給付費補助金	19,738	—	19,738	—
合 計	825,860	521,879	303,981	58.2

(3) 歳出

予算現額1,377,952千円に対し、支出済額1,286,957千円で90.995千円の不用額を生じており、執行率93.4%となっている。

また、前年度決算額890,544千円に比して286,413千円(32.2%)の増加であり、増加中の主なものは、保険給付費である。

歳出決算の予算現額に対する比較は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)
総 務 費	79,400	76,343	3,057	96.1
保険給付費	1,279,569	1,196,139	83,430	93.5
保健施設費	520	481	39	92.5
公 債 費	2,700	2,563	137	94.9
諸 支 出 金	2,076	1,294	782	62.3
予 備 費	1,803	0	1,803	0
繰上充用金	11,884	10,136	1,748	85.3
合 計	1,377,952	1,286,957	90,995	93.4

また、これを前年度と比較すると次のとおりである。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	4 9 年 度	4 8 年 度	金 額	率 (%)
総 務 費	7 6 3 4 3	5 9 5 7 2	1 6 7 7 1	2 8.2
保 険 給 付 費	1,1 9 6 1 3 9	8 2 9,4 5 3	3 6 6.6 8 6	4 4.2
保 健 施 設 費	4 8 1	5 0 0	△ 1 9	△ 3.8
公 債 費	2,5 6 3	0	2,5 6 3	—
諸 支 出 金	1,2 9 4	1,0 1 9	2 7 5	2 7.0
予 備 費	0	0	0	0
繰上充用金	1 0,1 3 6	0	1 0,1 3 6	—
合 計	1,2 8 6 9 5 7	8 9 0,5 4 4	2 8 6 4 1 3	3 2.2

(4) 主な歳出の内容

(イ) 総務費

予算現額 7,940,000千円に対し、支出済額 7,634,300千円で 3,057千円の不用額を生じており、執行率 96.1%となっている。また、前年度決算額 5,957,200千円に比して 1,677,100千円 (28.2%) の増加を示している。歳出増加の主な理由は、職員給与費の増加によるものである。

(ロ) 保険給付費

予算現額 1,279,569千円に対し、支出済額 1,196,139千円で 83,430千円の不用額を生じており、執行率 93.5%となっている。

また、前年度決算額 829,453千円に比して 366,686千円 (44.2%) と大幅な増加となっているが、これは、49年2回にわたる医療費の改定等にともない、給付費が増加したことによるものである。また、不用額についても、その大部分が療養給付費によって占められているが、これは、医療費の改定にともない、給付費の補正を行なったが、受診数が予想を下廻ったため不用額を生じたものである。

保険給付費の内訳は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	4 9 年 度	4 8 年 度	金 額	率 (%)
療 養 給 付 費	1,166,665	811,093	355,572	43.8
療 養 費	6,533	4,524	2,009	44.4
審 査 支 払 手 数 料	7,241	4,844	2,397	49.5
助 産 費	14,660	8,110	6,550	80.8
葬 祭 費	1,040	882	158	17.9
合 計	1,196,139	829,453	366,686	44.2

2. 土地区画整理事業会計

当初予算額211,619,000円で補正予算額11,540,000円を含め予算現額は223,159,000円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳 入 355 円

歳 出 11,538,298 円

収支差引11,537,943円の歳入不足となっており、不足額については、翌年度歳入を繰上充用している。

N 基金の運用状況

用品調達基金、同和更生貸付基金、財政調整基金及び土地開発基金について、その運用状況を審査した。

市長より提出されたこれら基金の運用状況に関する調書は関係諸帳簿と照合の結果、計数に誤りがなく、運用状況もおおむね適正になされていることを認めた。

(午後1時10分再開)

○ 議長(貝淵博治君) それでは、午前に引き続いて会議を続行いたします。

日程第22「工事請負契約締結について」(都市計画街路和泉中央線舗装新設工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第54号

工事請負契約締結について

都市計画街路和泉中央線舗装新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和50年12月17日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 契約の目的 | 都市計画街路和泉中央線舗装新設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 5,000,000.00円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪府北区常安町21番地 |

三井道路株式会社 大阪支店

支店長 清水 汪

- | | |
|---------|------------------|
| 6 工期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日) |
| | 至 昭和51年3月20日 |
| 7 契約保証金 | 2,500,000.00円 |
| 8 保証人 | 大阪市大淀区豊崎西通3丁目3番地 |

フジタ道路株式会社 大阪支店

支店長 宮川 正 明

議案第54号参考資料

都市計画街路和泉中央線舗装新設工事概要

1 工事場所	和泉市府中桑原町地内		
2 舗装面積	8,525㎡		
3 工事種別	舗装新設工事		
4 構造	上層路盤	15cm	} 計30cm
	アスファルトコンクリート	15cm	

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚白君） それでは、議案第54号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、都市計画街路和泉中央線舗装新設工事でございます。契約の相手方は、大阪市北区常安町21番地、三井道路株式会社大阪支店長清水注と契約金額5千万円、契約工期は、御議決の日から51年3月20日をもって契約しようとするものでございます。

工事内容は、小栗街道から槇尾川までの区間約700メートル、舗装面積8千525平方メートル、厚さ30センチで舗装工事を行うものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見を承ります。
- 27番（成田秀益君） この中央線については、前にもいろいろと御質問させていただいたのですが、一応、桑原地区は舗装するというので、これは前にも予算に出ておりましたが例の川の向こう側の方、あの交渉は現在、どないなっていますか。立て札を立てたりしていますが、それについてちょっと。
- 議長（貝淵博治君） 建設部長。
- 建設部長（中塚白君） お答え申し上げます。

中央線につきましては長年の年月をかけ、かなり事業の進捗がおくれてるわけですが、近々のうちに何らかの解決策をつけたい。現在も交渉を重ねておりますが、場合によれば収用法適用も見込もうという考え方もいたしておりますので、その辺、現在の交渉の経過、内容等につきましてはいましばらくの御猶予を賜りたい、かように思います。

- 27番（成田秀益君） それにつきまして、場合によれば収用とおっしゃっておりますが、あの立て看板は何か知らんが、あれを讀んでるとどういう意味か、ちょっとわからなかったのですが

ああいうのを立てると、かえってこけおとしみたいなど、地主さんがいろいろと勘ぐるんじゃないかと思う。どういうつもりで立てはったのか、どういう効果をねらったのか。

○ 建設部長（中塚白君） 別に私の方は、衣の下からよろいをちらつかせるようなかっこうで交渉をやってません。あくまでも取用手続はやってますが、それに基づく一連の法的手続でございまして、裁決申請はまだ行ってございません。どうしても話し合いが見つからない場合は、最終的に取用裁決にまでいきたいと思いますが、別にこけおとしとか、そういう意味ではございません。少なくとも、取用申請の手続はやっており、その告示でございまして、一般に周知せしめる方式でございまして、その辺御了解したいと思います。

○ 27番（成出秀益君） 私のお伺いしてるのは、ああいうものは何法に基づいてやってるのか、周知徹底するために出してるんか、その辺がよくわからない。交渉経過の中で出すことが普通の取用委員会から出すのはあんなものではないと理解してます。刺激しないとおっしゃってますが、かえって話し合いの効果を減殺するのではないかと考えます。「あれは何やねん」とちょいちょい聞かれることがあるが、「別に何ということはない。事業の趣旨を徹底する意味で立ててると思う」というぐらいです。取用委員会なんか聞くと、まだ何も出てないという、そんなことは最終的で、できるだけ話し合いでやってもらう方がいいと思いますが、ちょっとあれは刺激するんじゃないか。ああいう例はよそでは余り見ておりませんので、あっても別に差し支えないと思いますが、長年かかっている状況の中で、ああいうのはちょっと刺激するんじゃないかと思しますので、お伺いしたんです。地主さんもどうということかと、強制取用の感じを受けたようでございますけれども、地主さんとの経過はどうなってますか。

○ 建設部長（中塚白君） おっしゃるように、法的根拠は、土地取用法に基づく方法でございまして。それと、当然これはある程度の用地交渉の段階における効果もねらっていることは事実でございまして。それと、伝家の宝刀をちらつかせる交渉のやり方はすべきでないという観点で、いままで鋭意交渉を重ねてまいったわけですが、現実にはなかなか解決に至らない。それと、やはり周辺との関係もございまして。おっしゃるような形の方もございまして、大半は、一体市は何してるんだという世論がございまして。その辺などもあわせ考えました場合、そこまで踏み込むべきであろう。しかし、のっけから抜くべきでないということで現在まで交渉を重ねております。

なお、告示をされた時点でも交渉を重ねております。しかし、これもタイムリミットがございまして、お約束も申し上げておるように、少なくとも、本年度中に何らかの解決をつけたいということで、その辺の事情をひとつ御覧察願ひまして、本件については御了承を賜りたい。

なお、交渉経過につきましては、ある程度最終時点に差しかかってございまして、相手方

もごいますので、ひとつ公開の席上での発表は差し控えたい。かように存じます。

○ 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第54号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第23「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55号

和泉市営住宅条例の一部改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年12月17日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

和泉市営住宅条例（昭和35年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表に「|幸団地|和泉市幸町2番地の1|」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設した住宅を加える必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

昭泉市営住宅条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
(設置等)		(設置等)	
第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。		第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
横山住宅	和泉市北田中町185番地の1	横山住宅	和泉市北田中町185番地の1
坊城川住宅	“ 伯太町一丁目9番 1号～25号	坊城川住宅	“ 伯太町一丁目9番 1号～25号
繁和住宅	“ 繁和町718番地	繁和住宅	“ 繁和町718番地
黒鳥第1住宅	“ 黒鳥町1,720番地	黒鳥第1住宅	“ 黒鳥町1,720番地
松尾寺住宅	“ 松尾寺町1,494番地	松尾寺住宅	“ 松尾寺町1,494番地
春木住宅	“ 春木町612番地の1	春木住宅	“ 春木町612番地の1
伯太屋敷住宅	“ 伯太町四丁目11番 1号～22号	伯太屋敷住宅	“ 伯太町四丁目11番 1号～22号
黒鳥第2住宅	“ 黒鳥町210番地の3	黒鳥第2住宅	“ 黒鳥町210番地の3
黒鳥第3住宅	“ 黒鳥町202番地の3	黒鳥第3住宅	“ 黒鳥町202番地の3
池上住宅	“ 池上町225番地	池上住宅	“ 池上町225番地
井ノ口住宅	“ 井ノ口町7番 12号～15号	井ノ口住宅	“ 井ノ口町7番 12号～15号
唐国住宅	“ 唐国町348番地	唐国住宅	“ 唐国町348番地
繁和第2住宅	“ 繁和町464番地の2	繁和第2住宅	“ 繁和町464番地の2
伯太団地	“ 伯太町五丁目7番14号	伯太団地	“ 伯太町五丁目7番14号
伯太第2改造住宅	“ 伯太町二丁目30番 1～5号及び33号	伯太第2改造住宅	“ 伯太町二丁目30番 1～5号及び33号
唐国改造住宅	“ 唐国町1,059番地	唐国改造住宅	“ 唐国町1,059番地
横山改造住宅	“ 北田中町185番地	横山改造住宅	“ 北田中町185番地
丸笠団地	“ 伯太町四丁目7番	丸笠団地	“ 伯太町四丁目7番
和泉第一団地	“ 旭町87番地	和泉第一団地	“ 旭町87番地
幸団地	“ 幸町22番地の1		
2 略		2 略	

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（中塚白君） 議案第55号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」の内容の御説明を申し上げます。

条例の内容といたしましては、第1条第1項の表に「幸団地、和泉市幸町22番地の1」を加えるものでございます。具体的に申し上げますと、今回、完成いたしました（仮称）和泉第2団地で、鉄筋コンクリート造り3階建て、店舗9戸、住宅24戸の規模でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 29番（坂上国治君） ちょっと聞きたいんですが、この議案の参考資料をずっと見ていくと、新も旧も同じことばかり書いてある。まだ変わったところがあるのかなと思ってると、一番最後に、「幸団地、和泉市幸町22番地の1」がふえただけでしょう。違うんですか。

それにね、こんなもん、いちいち書いてもらわなくても、旧の表にこれを加えるだけでいいのと違うんですか。わざわざ手間かけて、紙使うて、なぜこんな不経済なことをしなければいけないのか。こうしなければ法的に悪いのか。少なくとも、各議員諸氏は、和泉市にはこれだけの団地がある、住宅があるということはわかってると思う。こんなことを書くためには時間もかかるし、ボールペンも要るし、手間もかかるし、紙もよけい要る。法的にひっかからんとであれば、もっとまぎらわしくないようにして、時間、手間も節約してもらおうよう努力してほしい。これは前にも私、いろいろと申し上げたんですが、これは別に答弁していただくんでも気をつけてもらうたらええんやから、私は要望にとどめますが、これだけやなく、今後、和泉市政を担当される理事者の方々は、こういう細かいことまで気をつけてやっていただいたら、これだけ要望しておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 18番（直村静二君） この件につきまして3点ほど御質問いたしますので、お答え願いたいと思います。

第1に、名称の件でございますが、これが幸団地となっております。したがって、これは明らかに地名を出した団地があるということで当然の措置だと思います。また、和泉第1、第3としばしば議会で言われ、前にも意見を申し上げましたが、第1、第2、第3に具体的に地名の名称をつけていくべきだと要望しておったんですが、具体的にあと第1、第3を検討する場合どうするんか、お答え願いたい。

第2番目は、この団地は店舗と住宅の併用団地だと認識してるんですが、それでいいですかしたがって、ここへ入る方はいかなる階層なのか。その人が特に青葉台、緑ヶ丘、鶴山台のその他

に別に居宅を求め、しかし、この幸団地に入った場合、やはりそこで商売をされる、店舗つきですからね。その場合の金銭授受の関係、資格要件が若干、市民からも問題があります。完全に買収によって家が除却された者が入るのが、それとも、商売上必要だからそこへ入るといふ条件なのか、その点お答え願いたい。

第3点は、いかほどの金額でこれは売り渡すのかということです。

以上、御答弁願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建設部次長（辻野一郎君） 第1点の名称の問題でございますが、このことにつきましては先般の本会議でも議員さんより御指摘を受けております。現時点の名称につきましては御指摘どおり、われわれも十分検討し、やはり当然地名をつけるべきであるという考え方をもちまして上程をお願いしたわけでございます。

第1団地につきましては、第1団地という名称について、各住民等からそういう名称を十分認識された上で、現在、郵便物等も配布されておりますので、今回につきましては省かせていただいたわけでございます。

今後の住宅につきましては、一戸、（仮称）第3という考え方も持っておるわけですが、この辺についても十分検討させていただき、次回の議会に報告させていただきたいと考えてございます。

2点目の店舗併用住宅でございますが、われわれといたしましては、公社が買収決定をしたときに、地域で住まれる方々で市営住宅の店舗つき住宅を希望される者につきましては、本人の御希望を十分踏まえまして、店舗つき住宅の入居を許可していただくわけでございます。ただいま申されてるように、現時点ではわれわれといたしましては、他方に転出されてるという考え方は一切してございません。

3点目の上程をお願いしております団地につきましては、賃貸家賃は、店舗で8千円、住宅3千500円を決定しておりますので、合計家族家賃としては、1万1千500円と相なってるわけでございます。

以上です。

○ 18番（直村静二君） さしあたり幸団地ということで地名をつけたのは、前々からの要望意見を多少聞いてくれたものと思います。私はよくわかりませんが、参考までに第1団地は何戸、第2団地、幸団地が何戸とお答え願いたい。第3があるのかどうかわかりませんが、ある場合は多少変更の余地もあるんじゃないかと思えます。分離してるのか、ひっついてるのか。

○ 建設部理事（林徳次君） いまの点でございますが、第1団地は御承知のように312戸、

たまたま、今回のこの条例改正で幸団地とお示しております分が、(仮称)第2団地の正式名称でございます、重複してはございません。

それから、第3団地は、向こう側に新規に今後の事業として想定しておる仮称の店舗つき住宅を、われわれの段階で仮称させていただいておるわけで、正式決定の段階では、こういう形で地名等によって決定していきたい考えでございます。

以上でございます。

- 18番(直村静二君)先ほどの店舗は8千円、住宅が3千500円ですか、しからば、これは賃貸だ。あるふとん壁さんは買取されてここへ入るんじゃないかと聞いておりますが、その人たちはあなたの説明では、買取の対象者で希望があれば、ということで、希望のない人は、別に代替地などをもらってそこで販売する。私の質問は、別に居宅が同和地区外にあるという場合、その兼ね合いはどうなるかということです。それはないということですが、それもかまわないということですか。余り考慮しないというような意味があったので、その点ひとつ。
- 建設部次長(逢野一郎君) その点につきましては、われわれの周知してる段階におきましては、他方に住宅を持っていないという解釈を行っております。
- 18番(直村静二君) 解釈ということですが、具体的な事例があった場合は……。買取の対象で除却された分については優先的に賃貸借として店舗と家を設す。しかし将来、その人が営業活動が活発に発展して別宅を構えるというのならかまいませんが、以前にね。その点は公共事業の一環としてやっていますから、あなたは解釈という、事例があればその時点で発表していただきたい。
- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ありませんか。
- 7番(田中包治君) この幸団地、第1団地にしても、地区改良法に基づいた団地ですわね買取の対象になった人以外は入れない、間違いありませんね。もし、何か役員をやっておるとか、そういう条件で入ることはないわけですね。地区改良法に基づいて、土地、家を取られた人が入るんであって、全然関係のない人は、同じ同和地区内であっても入れないわけですね。そして、市条例では市民平等であるんだから、空き家になるとかの場合、市の広報紙に基づいて抽せんで入るんですね、これは間違いありませんね、条例ですからね。これははっきりしてください。もし、それ以外の人が入ったら問題になりますからね。私が言ってるのは、地区改良法に基づいて家が建てられ、そういう被害があった人々は無条件で入れる。他の人については、条例ですから一般市民平等で公開抽せんで入れるのか、あるいはそういう地区の人を入れるのか。

それから、家賃の設定はいろいろあると思うんです。幾らの金が必要だから何ぼ、唐国の団

地なら1万円余ですが、よけいに金が必要なら、それ以上の家賃を取るのか、そういう問題等々をどう解釈してやっておるのか、その点、もう少し説明していただきたい。条例に入ってくるから問題だ。特別な方法でやっておるんならよろしいが、市条例は市民平等の原則だ。もう1つは、市の住宅は100万円余の高校卒の公務員ぐらいしか入れないと思うが、そういう問題をどう解決しておるのか、その点、はっきりしてもらいたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建設部理事（林徳次君） お答えいたします。

何点が御質問がございましたが、入居の資格問題でございます。これは従来、この議場で御説明させていただきましたように、先ほどから議員さん、確認されておりますように、住宅地区改良法に基づいて国庫補助等を取りつけて建設するもので、あくまでも、改良事業対象者、先ほどから問題になっております環境改善整備事業対象者ということで、公共事業の対象に係る者が原則的な資格があります。これらにつきましては、もっと詳しい入居要綱等をつくり地元で徹底を図り、厳しく選考しております。ですから、公開抽せんという、一般公営住宅並みの方法は一切とれないということでございます。

次の家賃の問題については、第1団地の住宅つき店舗のときにもかなり議論があったかと思われませんが、住宅部分につきましては、第1団地と全く同額の3千500円と決めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○ 7番（田中包治君） そうなってくると、入っておって出た場合どうしますか。

○ 建設部理事（林徳次君） さらに、空き家入居の将来の問題を御質問でございます。同和地区における改良住宅が空き家になった場合、現実には発生してございませんが、もちろんこの手法は、同和向け公営住宅並みの扱いをするという原則がございます。

○ 7番（田中包治君） そうしたら、一般の市条例の中に入れるのはおかしいやないか。同和地区だけのものがございますというなら、市条例は市民が全部守らないかんものですから、この中に入れるというのはどういう意味か。

○ 建設部理事（林徳次君） 丸笠団地もあります。

○ 7番（田中包治君） そうです。だから言ってる。そうすると、3千500円というのはどういう計算をしたんですか。

○ 建設部理事（林徳次君） 詳しく申し上げますと、第1団地の場合にも、いわゆる改良住宅公営住宅の家賃を決定する手法につきましては、最高限度額の計算方式が細かく示されております。それに基づきまして概要を申し上げますと、これに向けての必要な投資額、それから国

府の補助金を引きまして、最終的にその維持管理費等も含めて、償却耐用年数で割っていき、プラスにも、マイナスにもならん額が自治体の長の裁量の範囲で決められる最高額ということで限度額が設けられております。第1団地の場合は、約2万円前後という計算が出ており、唐国団地も2万4千円だったと思います。それぞれ投資額との単純比較では最高限度額は決まりません。補助金の多少によって差がございまして、大きな投資をしておるから家賃が高くなるという物差しでははかれない状態がございまして、まず、その点を御理解願いまして、次には、最高限度額内で長がいろんな社会情勢、その地域の実情等を勘案し、その範囲内で決められることができると定められておまして、先ほど御指摘の幾つかの団地も、そういった範囲内で最高限度いっぱい決められた住宅は、例外を除いてほとんどないように記憶しております。そういった措置が結果的に3千500円ということになったと御理解願いたいと思います。

- 7番(田中包治君) あんたの言う論法からいけば、同和地区だから特別の安い家賃、これ冷暖房があるんでしょう。
- 建設部次長(逢野一郎君) ございません。
- 7番(田中包治君) 3千500円といったら維持費にも足りませんわな。維持費、足りまっか、恐らく足らんと思う。市から出した金は、全部で30何億の中で9億でしょう。どういふ算定をしたかて3千500円は出ないと思う。それと、改良法に基づいて商売人とか、そういう人の補償をしたのか、してないのか。そうでないと、団地へ無条件で入る話にはならない。買収のときに営業権の補償をしたのか、してないのか。
- 建設部次長(林徳次君) 第1点の管理費、共益費のことだと思えますが、そういったデータは持ち合わせてございませんが、第1団地の際は、それを含めての5千何円ということと原価ぎりぎりまでペイできるといった数値がはじき出されておった記憶がございまして。約5千円あれば、共益費を含めてペイできるんだという計算が出ておりました。たまたま、それよりも千500円下回ったという結果でございまして。このことが即、家賃が正しい、正しくないという根拠にはならないと思えますが、御参考までに申し上げますと、従来、衛星都市でとられてる家賃は最低額千200円と聞いております。
- 用地担当参事(橋本昭夫君) (仮称)第2団地の店舗に入居されております方々との折衝の中で、営業権に対する補償につきましては、建設省の補償基準に基づきます。移転に際して次の店舗で予想されます得意先損失補償、これは一定の補償基準の中で明確にされておまして、その計数をもとに不動産鑑定をとりその範囲でやる、移転に伴って現在の顧客がそのまま確保できるということが若干問題がございまして、得意先損失補償という形の補償をしてございまして。

- 7番(田中包治君) あんまり言うのもどうかと思うが、それは営業権でしょう。土地代、家代、移転料、営業補償、これが原則ですわな。そして、地区改良法という法律の中でももの判断をするならば、この問題はまた転んでくる。家賃が千200円が最低というのなら、唐国団地は最低2万円になっとる。これ、市の投下してる金がどれだけ違いますね。全部で9億円出てますよ、団地3つでね。3分の2、国と府から改良法によって出てる。だから問題があると思う。減価計算もせずして、これぐらいでええやろうというところで長が決めたという話は、だれも理解できないと思う。あんた方が正しいと言うのなら、何ぼ金要ってどうなったか、現在の維持費は何ぼ少ってるということに立つてやったと言うのなら理解できるが……。あの1カ月の維持費は何ぼ少ってるんか。人を置いたんか知らんが、そして、減価償却して何ぼ下がって、その補償した金もあって、それで3千500円という数字は理解できない。
- 建設部理事(林徳次君) 再度の御質問で恐縮ですが、先ほどの繰り返しにもなるかと思いますが、そういった管理上必要な経費、一番わかりやすいところでは管理人の費用、高層住宅のエレベーターの費用もかかりますし、浄化槽の設置等もございまして、新しい間は修理は要らんということですが、そういった分も見込みまして何年間かの平均値をとって共益費がはじき出されるという関係がございまして。それらも含めて5千何円でペイできるという細かい積算数値が出たというのは間違いございません。ただ、それよりも千500円下回っているという点では御指摘のとおりだと思います。
- 7番(田中包治君) それやったら、エレベーターは何年償却してまんの。
- 建設部次長(逢野一郎君) お答えいたします。
法的な耐用年数につきましては、ちょっと持ち合わせがございせんが、これの管理方法につきましては、現在、委託しております業者には、永久保証という形で契約しております。
- 7番(田中包治君) あのお、固定資産で土地とかは別としても、家とか、器物については償は何年したらかえないかん、エレベーターはどのぐらいの費用が要るんだからと、法的に決まっとるはずです。そういう金まで入れたやつが5千何ぼかと聞いている。
- 建設部理事(林徳次君) 非常に細かい数字等も必要な状態になってまいりましたので、大変恐縮ですが、先ほど来の私、記憶で申し上げました5千円になるという積算数値等も後刻、提示させていただくということでこの場はおさめさせていただいたと思います。もちろん、先ほど確認を求められておりました市単費の9億ほど要ってるかどうかの点も明らかにさせていただきたいと思います。
- 7番(田中包治君) そこで、市条例の中に入れることに問題がある。同和地区専用の住宅なら、特別の条例をつくって運営方法を考えたらいい。あんた方が特別施策と言うんならね。

一般市民も入居できるんだというなら別だが、あの団地については特別でございます、空き家になっても抽せんはいたしませんと、はっきりこの条例では書かれないでしょう。それを言うてるわけだ。特別施策なら、特別施策の中で処理すればいい。ところが条例の中にはり込んでくる。条例の中にはり込んでくるということは、市民が平等に権利があるわけでしょう。その平等に権利があるやつを、あんた方ははねのけようとする、あんた方は、この条例は適用されませんよとね。こういう現実をどう考えますかとなる。これを特別な方法ですというんならええが、この市条例の中に入れることについては理解できない。同じように税金を納めてますよ。空いたら公開抽せんに入る権利があるんなら別ですが、入れないとなったら特別な条例をつくらざるを得ない。そこらをどう解釈するか、条例の解釈の問題です。

○ 建設部理事（林徳次君） 御指摘の本条例は、和泉市の経営いたします市営住宅一般に係る基本的な事項でございます。一例を申し上げますと、ここに記載されております伯太団地の1、2、3号棟も、御存知のようによって改良法に基づいて建設された住宅でございます、同じ扱いで基本的な事項は、市営住宅として経営するものでございますから、市営住宅条例の中に位置づけるのが私は正しいと信じております。

ただ、運用の関係でございますが、一般の公営住宅法で建設されるものは、一般公営住宅法に示す基準によって公開抽せん等が行われることとなりますが、改良住宅法による分は、改良住宅法に規定されておる入居の範囲で制限を加えながらやっていかざるを得ない、別途の法律が横にからんでくることとなります。基本的な事項は、市営住宅である限り、市営住宅条例にまとめて記載し、位置、名称も決めていくということでございます。

○ 7番（田中包治君） そここまで言うんなら具体的にいきましょ。改良住宅法に基づいて完成し、全部入ってしもうた。犠牲になった人たちが満杯になったが、1年、2年たつうちに必ず出ていく人があるでしょう。そんな人をごまかすような話はしなほんな。そのあとにだれが入る。入る人がないでしょう。

○ 建設部理事（林徳次君） 先ほど、この件に関してお答え申し上げましたように、一たん満杯になって、あとの空き家入居の運営につきましては、同和地区に向けての施策で建設した以上、同和向け公営住宅としての扱いになるということでございます。

○ 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、第意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第55号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第 24「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 56号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年12月17日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市民交通傷害補償条例（昭和43年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「年額480円」を「年額360円」に改め、同条第2項第1号中「年額240円」を「年額180円」に、同項第2号中「年額60円」を「年額180円」に、同項第3号中「年額240円」を「年額180円」に改める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

最近の交通事故の漸減傾向により、保険収支が好転したことにかんがみ、保険料の引き下げを行い、もって市民の交通傷害補償制度への加入促進を図り、交通事故被災者の救済と市民福祉の向上に奇与するため、加入者負担金を軽減する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市民交通傷害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（加入者負担金）</p> <p>第 8 条 この制度に加入しようとする者は、 <u>1人につき年額 360円</u>の負担金を納付しなければならない。</p> <p>ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。</p> <p>2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額（保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額）を負担するものとする。この場合において、その者が第 1号に該当し、かつ、第 2号又は第 3号にも該当する者であるときは、第 1号の規定のみを適用する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により扶助を受けている者 <u>年額 180円</u></p> <p>(2) 5 歳以上 15 歳以下の者 <u>年額 180円</u></p> <p>(3) 65 歳以上の者 <u>年額 180円</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>（加入者負担金）</p> <p>第 8 条 この制度に加入しようとする者は、 <u>1人につき年額 480円</u>の負担金を納付しなければならない。</p> <p>ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。</p> <p>2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額（保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額）を負担するものとする。この場合において、その者が第 1号に該当し、かつ、第 2号又は第 3号にも該当する者であるときは、第 1号の規定のみを適用する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により扶助を受けている者 <u>年額 240円</u></p> <p>(2) 5 歳以上 15 歳以下の者 <u>年額 60円</u></p> <p>(3) 65 歳以上の者 <u>年額 240円</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） ただいま御上程をいただきました議案第 5-6号「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」、その提案の理由並びに改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、最近の交通事故の漸減傾向により、保険収支が好転したことに
かんがみ保険料の引き下げを行い、もって市民の交通傷害補償制度への加入促進を図り、交通
事故被災者の救済と市民福祉の向上に寄与するため、加入者負担金を軽減する必要があるため
提案した次第でございます。

次に、その内容について御説明いたします。第8条第1項、加入者負担金の現行480円を
360円に引き下げ、同条第2項、生活保護法の規定により扶助を受けている者及び65歳以
上の者の負担金現行240円をそれぞれ180円に引き下げるとともに、5歳以上15歳以下
の子供の負担金現行60円を180円に引き上げるものであります。

本条例の改正は、昭和51年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審
議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 3号（金沢勝君） 理由といたしまして、交通事故の漸減傾向により保険収支が好転したの
で保険料の引き下げということなんですが、5歳から15歳以下の子供だけが60円から180
円と3倍になってる。なぜ3倍にしなければならないのか御説明いただきたい。

それから、保険料が下がっても、給付金は同じことですね。だめ押しですが……。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） お答え申し上げます。

まず、第1点の子供の保険料の問題でございますが、50年度現在までは市負担が60円で
ございました。そして実質、就学前1年から義務教育終了までの子供の加入率が現在、約10
%でございます。ところが、現在の交通事故の形態を見ますとき、子供と老人の事故が横ばい
で、他の事故については漸減傾向にあります。そういった意味合いから子供の加入促進を図り
たいということで市の負担をふやし、子供が負担すべき保険料を引き下げていくという趣旨の
もとにこういう形をとったわけでございます。

それから、2点目の保険給付につきましては、昨年11月1日付をもって改正をしております
ので、今回は保険料の低減だけに終わっているわけでございます。

- 3番（金沢勝君） 条例というものは、だれが読んでもわかるようにしてもらわないかん。
15歳以下とあるが、15歳になった者は、15歳以下に入るんか、以上に入るんか。だから
16歳未満という表現を使ってもらった方が正しいと思う。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） こういった条例用語としては、こういう表現が一番望ましい
となっておりますのでございます。
- 議長（貝淵博治君） 他に、山田君。

○ 17番(山田清二君) 保険料の引き下げに異議はございません。ただ、この条例が制定されたとき、市単独でやれという意見が非常に多くあった(？)、少なくとも2人はあった。それが市単独でやらないで、保険会社に委託する最大の要件として、今後、事故がどれだけ起こるかわからない。このためには保険会社という組織の中でやってもらう方がええ。もし、市でやって、事故が激増して支出がふえることがあっては困るというのが最大の理由であった。ところが、その後料金は1回上がったが、また下がってきた。実際問題、インフレでどんどん物価が上がってる中で、この料金だけが下がってもこの経営は楽なんだと考えられる。そういう中で、市単独処理に踏み切る意思はないのか。これは一般質問でやろうかと思ったのですが、条例が出たのでやるんですが、幸か不幸か、最初の条例審議のときには、現市長も議席においてよく知っておられると思う。それで、その方向へ踏み切っていく意思はないかどうか、ひとつお聞きしたい。

なぜなれば、何人かの人がこの条例の適用を受けて保険料をもらっておりますが、非常に手続が複雑である。しかも、この制定のときには、たとえば死亡事故があれば、市長がお通夜の席にこの保険金を持ってお伺いできるぐらい速やかに行うということだったんですが、いま、最低1週間以上かかります。警察の事故証明もらうだけで1週間、しかも、これが3カ月とか何とか期間が決まっていないものについては中間払いをやっていくが、中間払いの手続も非常にむずかしい。保険会社に委託してあるためにね。

もう1つは、そのために加入者が非常に減ってきているということです。改出してある程度はふえるかもしれませんが、人口比となればむしろ減っているはずだ。そういう人々に聞くと、何も市を通じて保険に入らなくても、直接保険会社へ入ったほうがええ。市がやってるのならばかわないが、市がなぜ職員を使って保険会社の下請け、出先機関のようなことをやらなければならぬかという意見が相当ある。

そういう中で、大きな支出がないという見通しが立つならば、最初の方針へ戻すべきじゃないかと思うんですが、この点、その方向で考えられるかどうか。また、それがどうしてもできないならば、こういうわけできないと、これはいま初めて言うことじゃない。ほとんど毎年のように僕は市単独と言ってるんですが、そういう点も含めて見解を述べていただきたい。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 交通公害課長(梶木孝雄君) ただいま御指摘の点につきましては、前々回の一般質問のときでしたか、御指摘を受けたところでございます。私、交通公害課長としての考え方は、市単独方式を打ち出したいという考えをいまも持っております。

○ 17番(山田清二君) 担当者は当然だと思います。いま、交通と公害問題が市民の最大の

関心であり、また、行政の中心であると言ってもいい、さな市民サービスの中心だと言っている状態であるにもかかわらず、交通と公害を含めて一課でやる、職員も少ししかおらない。その中で保健業務の代行までやられている、課長が市単独に切りかえてほしいというのは当然だと思います。そういうことも含め、このことについてはもう少し真剣に考えていただき、新年度には市単独というか、そういう方向を打ち出していただきたい。もし、それができないとするならば、市単独でやるぐらいの手続、方法で処理できるようにしていただきたい。

以上、要望しておきます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 56 号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第 25 「昭和 50 年 12 月に和泉市議会議員に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 57 号

昭和 50 年 12 月に和泉市議会議員に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和 50 年 12 月に和泉市議会議員に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する

昭和 50 年 12 月 17 日提出

和泉市長 池 出 忠 雄

昭和50年12月に和泉市議会議員に支給する期末手当の額の
特例に関する条例(案)

昭和50年12月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、和泉市職員の給与に関
する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条第2項中「100分の210」とあるのは
「100分の270」と規定されているものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市議会議員の期末手当に関する従来の慣例により、昭和50年12月に支給する期末手当につ
いても、その支給割合を本来の期末手当の支給割合に和泉市職員の給与に関する条例の規定の適
用を受ける者に対する勤勉手当の支給割合に相当する割合を加えて得た割合とする必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第57号参考資料

昭和50年12月に和泉市議会議員に支給する期末手当の額の特例に
関する条例(案)の規定による特例措置後の和泉市職員の給与に関す
る条例第25条の規定と現行の同規定との対照表

特 例 措 置 後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日現在)において職 員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並 びにこれらに対する調整手当の月額の合計 額に、3月に支給する場合においては100</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日現在)において職 員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並 びにこれらに対する調整手当の月額の合計 額に、3月に支給する場合においては100</p>

<p>分の50、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の270を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(期準日が</p>	<p>分の50、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の210を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が</p>
<p>12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

○ 議長(貞淵博治君) 提案理由の説明をお願いします。総務部長。

○ 総務部長(坂口礼之助君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第57号「昭和50年12月に和泉市議会議員に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

従来は、12月に支給する期末手当は、一般職の職員の分につきましては、条例期定分を超える額を支給する場合は、その都度議会にお諮りして特別条例を制定してまいりましたが、その際、議員各位への支給分についても特例を設け、同時に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合に相当する割合を上乗せしてまいった次第でございます。近隣各市におきましても、同様の措置をとっているところでございます。

今年におきましては、一般職の職員は条例規定分のみを支給ということにいたしておりますので、本特例条例につきましては、議会議員のみにつきましては、ただいま申し上げました事情により従前どおりの取り扱いをいたしたく、この条例案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。昭和50年12月に和泉市議会議員の期末手当支給のため、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定を適用するに際しては、和泉市職員の給与に関する条例第25条に規定されております支給割合100分の210が100分の270と規定されているものとみなすことといたすものでございます。

したがいまして、一般の職員に対し支給する期末手当2.1カ月分と勤勉手当0.6カ月分の合計割合に相当する2.7カ月分の期末手当を議会議員に支給しようとするものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することといたしてございます。

以上、簡単ですが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） この件につきましては、従来は、市の職員と一緒にプラスアルファ分を出してきたが、今回は分けて出せと言ってきたが、分けて出てきたのでその努力は買います。しかしその説明がなっていない。つまり、勤勉手当に相当する割合を加えて出すという文章が出てきた。それでは、議員がいかなる勤勉手当をもらわないかぐらいの勤勉の状況は何かを改めて問いたいただきたくなる。したがって、各阪南都市においても、一部においては上回るところ、または下回るところもあると聞いております。これやったら、だれも納得し難い。職員は常勤でから勤勉手当、議員は非常勤だが、上つづらを合わすために勤勉手当相当分を渡すやり方は、もらうのはお金だから多い方がいいが、もう少し筋の通ったことをしてもらわんと、別に3でも5でもかまいませんが、こういう説明では、勤勉手当相当分、はい、そうですか、という考え方は変えないきまへんな。

意見になりますか、さっそく聞きますが、これで支払い金額はいかほどになるか。私の推定では357、8万円と思うが、特別職もいろいろありますから、多くは言いません、賛否を問うだけになってますからね。

- 議長（貝淵博治君） 総務部長。
- 総務部長（坂口礼之助君） 意見につきまして、私の方の見解も申し述べさせていただきます。

これはたまたま、そういうところに上乗せする根拠を持っておりますので、正直にそのような根拠を御説明申し上げたのでございます。これは議員さんも御承知のとおり、阪南各市のみにとどまらず、全国的に一般職の職員と市議会の議員さんあるいは大阪府の府会議員さんを初め、同率を適用してまいっております。したがって、その根拠は、職員と同率の率を適用していくところに根拠を置いておる次第でございまして、その他に何ら特別な理由はないわけなんです。こうした各市の条例上の扱いについては、いろいろ扱いについての相違点がございまして、今後、私たちの方でもその都度、特例条例方式をとるかにつきましては、よく検討してすっきりしたものにさせていただきたいと考えてございます。

2点目の、これによる上乗せ分につきましては、総額345万円になります。

以上でございます。

- 18番（直村静二君） やはり市民的に見て、常勤と非常勤の区別はあってしかるべきだと思う。別に算定するならば、他の名目でも考えられると思う。したがって議員としてはこんだ

けいらん、三でええという意見だってある。議員の意見として26人に皆諮らないかんで困りますが、やはりすっきりした形を考えてもらわないかん。このままでは、私の方は賛成できないと意見だけ言うときます。採決してください。

○議長（貝淵博治君） 他に。

○ 25番（藤原安馬君） ちょっとお聞きしたいんですが、私議員に出してもらってからすでに11年になりますが、その間、職員の人勧、期末手当の同額等がいつも一緒に出てきたのに今年なぜ出ないのか。議会やるまでに職員組合との交渉はできなかったのか、それをひとつお聞きしたい。

それから、直村議員が言うた勤勉、常勤と非常勤は違う、甲乙をつけなければいけないということですが、職員にしても常勤だから全部勤勉とは言えない。勤勉だったら、勤勉のような適切な措置をしなければならない。職員が常勤なれば、全部勤勉だとは申されないと思う。私はそこらの見解がどうも納得いかない。常勤であれ、非常勤であれ、不勉強な者もいる。そこらでどういう措置によって勤勉を全職員に適用するのか、お聞きしたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

第1点でございますが、御承知のように、先ほど提案理由の説明にも申し上げましたように、本年12月に職員に支給いたします期末勤勉手当につきましては、条例規定分の2.7カ月分を支給するという話を進めてまいっておるわけでございます。諸般の事情から、組合との最終的な話し合いはまだ成立しておりませんが、当局側の考えとしては、2.7カ月分で御辛抱願いたいという考えでございます。そういうことで今回、提案することができなかったということでございますので、ひとつ御理解願いたいと思います。

それから、勤勉手当につきましては、やはり格差はございますその格差のつけておりますのは、実際に勤務評定等によってつけるのではなくて、期末勤勉手当の積算期間内の勤怠の状況欠勤率の非常に高い人については一定の比率で遡減する。その遡減規定に該当せずに、有給休暇、賜暇等の範囲内の方々につきましては、0.6カ月分まるまるお渡ししておる、そういう一応の勤勉の度合いを欠勤等の日数によって判断し、削減するものは削減してる、こういうことでございます。

○ 25番（藤原安馬君） 勤勉手当は、欠勤の多い者は削減してるということですね。有給休暇以外のものね。そういうことは当然ですよ。毎日勤務してる中で一生懸命やっている者と、やらない者との甲乙はあると思う。一般質問で市長にも質問しようと思ってるが、そういうことは一見してわかるわけですね。市長もかわって、いちいちそういうことも調査してもらわな

いかんし、見てもらわないかんと思うが、十分われわれは申すべき資料はあるわけですね。それを一般に勤勉ということではおかし。欠勤の多い度合いによって引くのは当然である。そうでなく、毎日、同じように日数を来ておっても甲乙はあると思う。その甲乙はつけておらない、そうでしょう。それやったら一緒だということです。

なぜ今年是人勤もできなかったのか、財政難というのもあると思うが、全国的な問題ですからね。しかし、年末というのはだれでも金のほしいときですから、なるべく早く妥結して支払ってやるのが当然だと思う。皆、今年是不況だからないんだという憶測はしてない、あるだろうと思ってる。それによっていろんな構想を抜き、借金もしてるんじゃないかと思しますので、12月末には早く払ってやらなければならない。ということは、十分に勤勉に勤務をさせようとするならば、払ってやるものは早く払ってやらなければいけないと痛切に感じておりますのでその点、要望しておきたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 他に。

○ 7番(田中包治君) 関連してですが、人勤が出ていまだに全然提案もない、方針も決まっておらないのが現実やないかと思う。職員組合から団体交渉権も罷業権もはく奪しながら、人勤については何ら態度も出しておらないことは問題があるんじゃないか。

もう一つ、聞くところによると、管理職の皆さんは、管理職手当をある一定期間返上したらしい。私、こういうスタンドプレー的なやり方を非常に不思議に思うんですけど、あんた方、野球やないけど、スタンドでプレーしてるのと違いまんね。それを理事者が金を市へ返してやるかという、こういう下拙なスタンドプレー、人が喜ぶやろう、手を叩くようなスタンドプレーの中でもの判断をしようとしている。恐らく、そういうことを理由に人勤をはっとかれてるんだと思う。あんた方、個人プレーしてるのと違いまんね。市の行政として処理すべきだ。したがって、そういうスタンドプレー的な金を返す意思があるのか、ないのか、ちょっと疑問に思う。どうなんですか。

○ 議長(貝淵博治君) 議員の報酬の件ですから関連性が薄いと思うんですが……。

○ 7番(田中包治君) 給与関係だから関連性があるでしょう。議員の報酬と全然関係がないということですか、はっきりしてください。

○ 議長(貝淵博治君) この議案は、議員の期末手当の額の特例ということですので、そのことはまた、一般質問でやられたらどうですか。

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」の声錯綜)

御異議あるようでございますので、採決をとることといたします。賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数により、議案第57号を原案どおり可決することに決定いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、日程第26「人権擁護委員候補者を推せんするにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

諮問第2号

人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和50年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	備考

諮問第 2 号参考資料

〔Ⅰ〕 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）抜すい

委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下略）

〔Ⅱ〕 退任者

氏 名	退任事由及びその年月日	備 考
小路山 丑 松	昭和 51 年 1 月 31 日任期満了	
坂 上 八重子	昭和 51 年 1 月 31 日任期満了	
米 田 安 雄	昭和 51 年 1 月 31 日任期満了	

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程されました諮問第 2 号「人権擁護委員候補者を推せんするにつき意見を求めることについて」提案理由を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尽力賜っております小路山丑松氏、坂上八重子氏、米田安雄氏の御 3 名の方の任期満了に伴いますもので、小路山丑松氏は 7 期、21 年間、人権擁護委員として豊かな経験をもって人権擁護活動に活躍され、大きな功績を残されております。坂上八重子氏は二期、6 年間、人権擁護委員として人格識見の豊かさと、円満公正をもってその職に当たられてまいりました。米田安雄氏は昭和 48 年 2 月より人権擁護委員に任命せられ、以来、豊かな経験と識見をもってその職に当たられてまいりました。

今期の任期満了に伴いまして再度、御 3 名の方を人権擁護委員候補者として推せん申し上げたいと存じます。ここに議員皆さん方の御意見を伺う次第でございます。何とぞ満場一致で小路山丑松氏、坂上八重子氏、米田安雄氏を人権擁護委員候補者として推せんすることに

御了解を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件を推せんすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、諮問第2号を原案どおり同意することに決します。

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明18日は休会とし、19日より一般質問を行いますので、新市長も迎えておりますので、なるべく時間厳守の上立って、議会ルールにのっとり理事者の意のあるところを聞いていきたいと思っておりますので、定刻までに必ず御参集をお願いいたします。まことに長時間ありがとうございました。

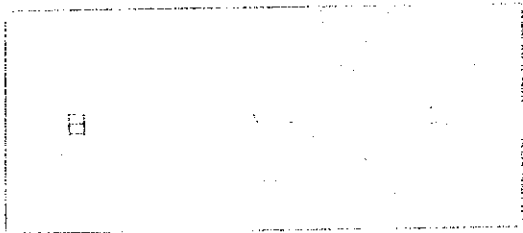
ここで理事者に一言申し上げますが、19日からの本会議におきましては、セクションのまとめた座席を選んでいただきたい。これは私の個人的な議長としての意見なんですが、まぢまぢに座っていると、一般質問の答弁もしにくいんじゃないか。消防長と消防署長が離れて座っているなどでは意見の統一が図れないと思う。だから、セクションごとに事務局ともよく協議して一緒に座っていただきたい。

（「異議なし」、「結構です」と呼ぶ者あり）

その点、祈にお願ひ申し上げます。まことに長時間ありがとうございました。

（午後2時33分散会）

第 2 日



昭和50年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中幸一君 | 16番 横田憲治郎君 |
| 2番 木下甲子三君 | 17番 山田清二君 |
| 3番 金沢勝君 | 18番 直村静二君 |
| 5番 竹下義章君 | 20番 寺田茂君 |
| 6番 柏音三郎君 | 21番 柳瀬美樹君 |
| 7番 田中包治君 | 22番 関戸正一君 |
| 8番 吉川伊与一君 | 23番 貝淵博治君 |
| 9番 出原武司君 | 25番 藤原要馬君 |
| 10番 池辺秀夫君 | 26番 天堀博君 |
| 11番 三井正光君 | 27番 成田秀益君 |
| 12番 中塚辰之助君 | 28番 坂上国治君 |
| 13番 藤原利一君 | 29番 竹内修一君 |
| 15番 上代卯之松君 | |

欠席議員(1名)

- 19番 松尾千代一君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	建築課長	中上好美
収入役	橋本炳	区画整理課参事	山本 襄
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	開発課長	前田守正
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	下水道課長	大浦行男
重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行	管理課長	堀 宏行
総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助	建設部次長兼地区改良事務所(地区改良事務所)工事課長	逢野一郎
総務部理事	西川喜久	(地区改良事務所)改良総務課長	笠木恒忠
総務部次長兼秘書課長	杉本弘文		吉田日出夫

広報公聴課長	竹田明郎	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
企画課長	大塚孝之	選挙管理委員会事務局長	青木孝之
人事課長補佐	河原茂隆	監査委員	堀田徳治
財政課長	麻生和義	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	山本亮夫
管財課長	中尾宏	農業委員会事務局長	杉本忠彦
資産税課長	中川鉄也	教育委員長	堀内由延
市民税課長	吉田種義	教育長	葛城宗一
納税課長補佐	信田禎行	教育次長兼管理部長	阪東重信
同和对策部長	佐原行雄	指導部長	乾武俊
同和对策部次長 兼総合調整課長	生田稔	管理部次長	広岡史郎
連絡指導課長	向井洋	総務課長	松村吉堯
隣保館長	萩本啓介	学校教育課長	本木伴則
市民部長	内田繁	同和指导室長	未田英一郎
市民部次長兼福祉事務所 長兼保育課長	高橋新平	指導課長	高橋貞良
市民課長	明坂貞士	社会教育課長	坂口雄一
住民情報室長 兼社会課長	明坂文嘉	水道部長	田中稔
保険年金課長	逢野博之	水道部次長兼工務課長	福本喬久
福祉課長	西岡正志	総務課長	中辻寿夫
福祉課参事 (老人解放センター所長)	香味年寛	営業課長	原美助
産業衛生部長	宇沢清	浄水課長	岸本孝二
産業衛生部次長	山本俊兼	病院長代行	岩見洋
商工課長	岩井益一	病院事務局長	平野誠蔵
農林課長	角谷泰夫	病院事務局次長兼庶務課長	藤原光夫
農林課参事	佐藤貞夫	業務課長	大宅清臣
交通公害課長	梶木岑雄	経理課長	守田勇

予 防 衛 生 課 長	神 藤 恒 治	消 防 長	和 田 増 義
予 防 衛 生 課 參 事 (診 療 所 担 当)	巖 端 小 一	消 防 署 長	南 口 主 雄
環 境 整 備 課 長	吉 田 利 秀	用 地 担 当 理 事 長 兼 土 地 開 発 公 社 專 務 局 長	西 川 武 雄
環 境 整 備 課 參 事	山 村 昇	用 地 担 当 參 事 長 兼 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫
建 設 部 長	中 塚 白	用 地 担 当 參 事 長 兼 總 務 課 長	藤 原 永 一
建 設 部 理 事	林 徳 治	用 地 担 当 參 事 長 兼 用 地 一 課 長	岸 田 秀 仁
建 設 部 次 長	森 保	用 地 二 課 長	西 口 喜 矩 治
建 設 部 次 長	中 西 淳 富	用 地 担 当 參 事 長 兼 事 業 課 長	松 林 保
兼 區 画 整 理 課 長	山 崎 琢 磨	會 計 課 長	北 野 敦 雄

○
 本会の講事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 丈 夫
次 長	吉 岡 昭 男
議 事 ・ 調 査 係 長	西 垣 宏 高
調 査 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

(午前10時15分開議)

- 議長(貝淵博治君) 議員の皆さんには何かとお忙しい中、多勢御出席ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま出席の議員さんは14名でございます。上代議員さんは公務のため出張しておりますので、欠席の届け出が出ております。出原議員さん、関戸議員さんから遅刻の届け出がおります。現在、14名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり議員14名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君) これより一般質問に入ります。25番、藤原要馬議員

- 25番(藤原要馬君) それでは、お許しをいただきまして一般質問をいたします。一般質問に入る前に市長さんをお願いしておきたいのでございますが、私も簡単に質問いたしますので、簡単明瞭なる御答弁を願いたい。特にこのたびの一般質問は、市長さんもかわられましたので、選挙公約、所信表明等の中にあるものを実行していただけるかどうかということだけをお聞きしたいと思いますので、その点よろしく御答弁のほどをお願いしておきます。

第一は財政問題についてでございますが、現借金の内容をお知らせ願いますということなんですが、市長はかわられて間なしで答弁はできないだろう、そうすると部課長から説明を聞かなきゃならんという形になりますので、これはその程度にとどめておきます。

次に、これだけは市長さんもお知りだと思しますので御答弁願いたいのですが、返済金の最高額は年度に幾らなのかということです。和泉市の財政内容をわかっておたればこそ、また、何らかの方策を持っていればこそ、市民に対して公約もされたんだろうと思しますので、明確なる御答弁をお願いしたい。

第三に税収入でございますが、私は税収入は非常に落ち込んでおるように思います。一方、人件費はかさんでくる。当然、これでは赤字財政にならざるを得ない。市長さんは健全財政、市の立て直しをやるんだと言っておられますが、財政をどのように立て直していくのか、その点を明確に御答弁願いたいと思います。

次に、人事についてでございますが、現在の職員の勤務ぶりを、前に議会の議員もしておら

れた市長はどのように思うかということです。職員が勤務中に横を向いて話をしたり、たばこを吹かしたりして妙に態度が悪い。それを部課長あたりは注意もしない。これでは市民あるいは他の来客が来て、和泉市の職員は何とだらしがないんだという印象を与える。私はこのことをたびたび申し上げてきましたが、前の市長もできなかった。沖田市長は若き、力等備わっておるんですから、これらの問題をどのように解決していこうとするのかをお聞かせ願いたい。なお、職員の休憩所、喫煙所等をつくって、たばこを吹うときは喫煙所で吹うというようにしてもらいたい、こう思います。

それと、人件費等についても削減をする。カットすると言われますけれども、職員も生活をせなきゃいけないんですから、一定の給料は渡さなければいけない。給料は十分に渡して、そして、仕事は十二分にさすという姿勢を示してもらいたい。

また、人件費の増を改革するについては、少額精鋭主義、新陳代謝をやらなければその目的は達成できないだろうと思う。新市長としてはその点をどのように改革していく考えなのか、御答弁を願いたいと思います。

次に、部落解放問題でございますが、この問題については、市長は市民にも種々申し上げてきたと思いますので深くは言いきませんが、解放するについては、何が一番重点なのかを御説明願いたい。また、事業に対する国、府の援助は何%になっているのか、これも明確にお知らせ願いたい。

次に、府中駅前の西開発についてでございますが、4、8年から調査費を5百万円計上しておるのに、その後、議会に何の報告もないのはどういうわけか。予算を組んだ以上は、その効果というものまらわれなきゃいけない。何もまらわれておりません。理事者は一体何をしておるのか。新市長は西地区の道路、環境すべてについて、まなたも西で商売しておられるんだからよくわかりだと思ふんですが、どういう方法で今後開発していこうとするのか、そのお考えをお聞きしたいと思ふます。

しかも、開発においては一部の土地まで購入しているわけです。それを何の形にも使用しないで放置してある。金利は日々要るわけです。金利に日曜も祭日もありません。金利に金利をかけなきゃいかんというような状態。これを何とか早く解決してもらいたい。

次に、開発公社の業務についてですが、現在借金が幾らで、金利は幾ら払っているのかを示していただきたい。それから単年度事業の用地購入、これは開発公社にお任せしているようですけれども、一向にはかどらない。和泉中央線においては十年になんなんとする年月を費やしておりますが、いまだに形としてまらわれていない。一体、まれを道路というのか何というのか、ひとつお教えを願いたい。

急を要する用地の購入については、関係するセクションにおいて購入しなければ、だんだんおくれるばかりじゃないかということです。これに対して費用をかけながら、供用開始もできないでいるというのは、金利がかさむばかりです。使えないものに金利を入れなきゃいけないというような行政では困る。これを早急に解決していただけるかどうか、御回答を願いたいと思います。

次に、幼児対策についてでございますが、幼児教育は重大な問題です。次代を双肩に担って立たなければならない大事な子供です。その教育がどうも徹底を期しておられない。特に和泉市は共かせぎの人が多くだけに、幼児の保育は重点的にやらなきゃいけない。市長さんは、保育行政は重点的にやるということを公約されたと思うんですが、また、所信表明でも言っておられますが、それならばどういう対策を考えておられるのか。

和泉市の保育所の老朽化ははなはだしいから建てかえをしなければいけない。また、人口のふえている中ですから新設もしなければいけない。特に和気小学校の地区内には保育所がないんです。繁和、肥子の土地には子供さんとか共かせぎの人が多く。そういう人たちは保育ができないということですから、増設等も考えてもらわなきゃいけない。和泉市全体でそういうところはようけあるわけですから、その点を十分調査の結果、次の議会までに計画をお示し願いたいと思います。

それから幼稚園についてでございますが、和泉市には四園か五園あると思いますが、私立の幼稚園に依存している園児の方が多い。市は公立幼稚園の園児について、一年に17万1千476円の補助をしているのに、私立幼稚園にはわずか2千円。これは市民平等の権利からいってもってのほかだと思います。

幼稚園を建設するにしても、土地、建物をいれると2億から3億ぐらいを要します。仮に2億7、8千万円と仮定すると、国が2千5百万円、府が3千2百万円の補助、約半分です。半分の金しかくれない。土地と両方でいくと1億6千万円ぐらいを要する。一年の金利が千4百40万円ほど要るわけですから。そうすると120人として1人に12万円というものは金利だけで要る。それを合わせると29万1千476円という高額のものを負担せなきゃいかん。公立を建てると、それだけの金が要るわけですから。私立の方は私立の方で、父兄の負担軽減ということをも十分に考えてもらわなきゃいけない。この点は市長の立候補の際の公約もあると思うので、それについての今後の対策をお示し願いたいと思います。

次に、公害対策についてでございますが、和泉市には臨海工業地帯があるために非常に公害をこうむっております。煙突から出てくる煙は、45年度の角度としますと全部和泉市がかぶるわけですから。しかも、その対策費は住民の税金で行わなきゃいけない。これについて、どうい

う対策を講じていこうとするのか。

過日の新聞によると、大阪市全体が公害病地区の指定を受けたということです。和泉市ではそういう制度というか、公に地区指定ということをやらないから、企業に対して抗議も申し込めない現状にある。市長としてはこの点を重点的に考えて、公害対策課の人員が不足ならば専門にそういうものをつくって、一日も早く公害病指定の受けられる地区にしてみたい。これは特にお願いしておきます。

もう一つは、駅前的美観の問題でございます。自転車の放置がおびかしい。この問題は、前の九月か七月かの議会で横田議員からも出ておったと思うんですが、その後、何の対策もしておらない。府中駅前には和泉市の玄関口であるにもかかわらず、まの自転車の状態を見たら、和泉市はだらしないところだという感じがすぐ与えます。玄関を入るとげんがが散乱している。まあ、この家庭は………というのと同一だと思えます。これの対策をどうするのか、お考えを願いたいと思います。

以上、私の申し上げました点について市長さんの賢明なる御回答をお願いしたいと思います。答弁によっては再質問を留保してこれで終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんの御質問につきまして御答弁を申し上げたいと存じます。

まず、第一点の財政問題でございますが、御承知のとおり、財政状況が悪化の一途をたどっております。税収の落ち込み約5億が見込まれる中で、これからの財政をどのように運営していくか、重要な課題でございます。私は議会の皆さんにも御協力をいただきまして、まず、国に対しては特別交付税増額をお願い、あるいは国や府に対する各種補助金の増額等について、最大の努力を傾けさせていただきたいと存じておりますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

また、市長も職員もえりを正す中で、始末すべき点は今後とも始末をさせていただきたい、そのようにも考えますし、全国市長会、その他各衛星都市とも手をつなぐ中で、自治体補助の問題、あるいは地方交付税の現行32を40に持ってゆき、あるいは地方債のより長期、低利をお願いする等の活動については精力的に行ってまいりたいと存ずる次第でございます。

それから冒頭、御指摘いただきました返済金の最高額、50年度予算に計上されている市債も含めた計算は、50年度が8億7千4百万円、51年度16億1千2百万円、52年度19億7千2百万円、53年度22億6千8百万円、54年度25億4千万円という規模になっております。こうした厳しい財政実態を踏まえまして、先ほど来申し上げておりますように、職員の協力、議員さんの協力を得まして鋭意努力する中で、財政の健全化を図り、市民サービス

の向上に努めたいと存じておりますので、よろしく御協力をいただきますようお願いも申し上げます。御答弁にかえさせていただきます。

- 25番(藤原要馬君) 市長はかわられて半月にしかないのですから、的確な御答弁を願うことは無理だと思いますのでお願いはいたしませんけれども、50年度の暮れの赤字は、私は5億や6億では済んだらうと思うんです。われわれは15億、20億になんなんとする赤字が出てくるだろうと臆測しております。そこらのことを十分お考えになって財政の立て直しをしてもらわなければいけない。さっきも申しましたように、市長はかわられて間もないんですから、多くは質問いたしません。ただ、8月の予算のまらわれいかんによっては、また質問したいと思っておりますので、これでおきます。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。

- 市長(池田忠雄君) 第二点の人事の問題についてお答えを申し上げたいと存じます。

勤務状態については、私も従来見ておりますし、市民各位からも御指摘をいただいているところであります。いまも藤原議員さんから端的な御質問をいただきましたが、厳しい自治体行政の中で市民の御負担にどうかたえてゆくか、これは理事者以下全職員が打って一丸となって厳しい姿勢で臨まなければならない時期に参っておると思っております。したがって、勤務態度、その他についても気風の刷新を図ると同時に、綱紀の肅正も鋭意図らしていただき、市民から御批判の出ないように、議員さん御指摘のようなことのないように今後、努力を重ねたいと存じておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、市民サービスの徹底化につきましても、機構の問題、人事の問題等を含めまして、私自身もじっくり腰を据えて、こうしたことの起きないように、あるいは市民サービスが向上するような体制づくりを御相談をしながら図ってまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

- 25番(藤原要馬君) ただいまの答弁は、新市長としてでも満足ではないと思うんですよ。こういうことは鋭意努力だけではだめだと思う。やるんだという姿勢を示してもらいたい。新陳代謝、少数精鋭主義ということとをわけて、生活の安定がなければ仕事もできませんから、給料も十分やってもらおう。新陳代謝という中には、言わなくてもわかっているように、高齢者で部長よりも給料の高い人がおる。それらの人をどうしていくのか、ということをお聞かせ願いたい。新市長としてどう対処する考えなのか。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

御指摘の点ごもっともでございます。鋭意努力いたしまして、私なりにこの点につきましては、何とか機構の刷新、綱紀の肅正をして、市民の御負担にこたえるよう一生懸命やらしていた

だきたいと存じます。

それからいさ御指摘の気概だけではだめだという点、ごもっともでございます。職員の士気を鼓舞する意味で、第一点の財政と関連いたしますけれども、少なくとも、高齢者の方々は後進に道を譲っていただくような体制、また、若い人が意欲を持って仕事のできるような体制、これらについて十分検討させていただきまして実施に移してまいりたい。この点につきましては、職員の皆さん、組合の方々との話し合いも必要でまろうかと思ひますが、鋭意努力を重ねて、市民サービスの気風がみなぎるような職場づくりをしていきたい。また、見直すべき点は卒直に見直し、改善すべき点は改善させていただきたい。このように考えます。

○ 25番(藤原要馬君) 先ほどお言うたように、仕事を十分にしておらうと思えば、生活の安定ということを考えなきゃいかんわけです。その点で人事院の勧告についても早期に解決していただきたい。みんな金がほしい時期ですからね。特別職の給料の値上げが出てくるような時代なんですから、職員ぐらひは優遇してやってもらいたい。そのことをお願いして、これはこれで響きたいと思ひます。

○ 議長(貝淵博治君) ぬ。

○ 市長(池田忠雄君) 第三点の部落解放についての御質問でございますが、所信表明でも述べておりますように、いかなる差別もまってはならん。したがって、市民の合意と納得の得られるような施策を講じたながら、前向きに同和行政を推進してまいりたい。このように決意しております。また、民主主義の原点に立って考えた場合に、この問題の解決なくして本当の日本の民主主義はあり得ない。このようにも決意いたしております。多くは、語りませんが、前向きに取り組んでいきたい。そして、皆さんから理解と納得の得られる施策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 25番(藤原要馬君) 国、府の助成について。

○ 市長(池田忠雄君) 失礼いたしました。環境改善の施策を実施していく段階で、御指摘のように国、府の補助が大きな焦点になるということは当然でございます。これにつきましては、今後とも国や府の方へ参りまして、事務折衝だけではなく、政治折衝もさせていただいて、補助の増大を勝ち取ってまいらなければならんと考えております。答弁が抜けて恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

○ 25番(藤原要馬君) 部落解放については、これは国民の課題であり、あわせて市民がそれに臨んでいかなきゃいけないのは当然のことです。私らもいままでに努力を重ねてきたわけですけれども、いまだに改善されておらない。新市長は方針を新たにして解放に向かって努力をしなきゃいけないと思ひます。これは絶対にやらなければならん。時限立法もできたわけ

ですから、時限立法の精神に基づいてもどうしてもやらなきゃいけない。

だから、第一の重点主義ということは、土地をきれいにしなきゃいけないということです。再開発、環境開発をやらなきゃいけない。いかに金がなくてもやらなきゃいけないということです。私は池辺市長当時からこれを申し上げてきているわけですが、一向に進展がない。公共事業的なものはできているけれども、地区内整備は全然できておられない。そのままです。あと残すこと三年。だから、七年かかって何ら変わっておられないということです。新市長は、この三年間に中の再整備を完全にやらなきゃいけない。徹底的にやれということです。私は議会人として市長にそのように命令したいぐらいの気持ちです。

それと、事業に対する国、府の補助ですが、49年度の説明書の内容を見ますと、私も納得がいけない。住宅については14億何ぼです。その中で国が2億6千何ぼ。時限立法の中では、三分の二は国、三分の一は地方公共団体と都市とで持てと。二分の一ずつということです。しかし、府連とか支部の要請によって、府がその三分の一の80%まで持ちましよう、20%を市が持つんだと。

ところが、まの内容を見ますと、国がそれに準じておられない。府が9億何ぼ、起債が7億かだったと思うんです。そういうことでは、国はただ子供を産みっ放しておいて、のら犬みたいな形の政策しかやっておられないということです。それに甘んじておっていいのかどうか。三分の二は国が持つんですから、工事費の三分の二は持たすような方向に持っていかなきゃいけない。なぜ持ってくれないのか、われわれにはわかりませんので、市長はその点について今後、十分国と折衝してもらいたい。府だけにおんぶしていくんだという形はおかしいと思う。時限立法を制定した国が違反をしないよう、うそをつかないような形にしなきゃいけない。市長は「私はうそは申しません」と言っておったから、われわれにもうそは言わんように、国に十分な働きかけをして実施してもらいたい。要望しておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 第四点は、府中駅前西地区のいわゆる阪和線東側の開発の問題でございます。御指摘のとおり、府中駅は和泉市の表玄関であります。商店街は一応整備されておりますけれども、その隣接地区、表玄関の入り口だけが整備されておいて、周辺の整備ができております。登庁後、市当局にも実態についていろいろ聞いておりますけれども、御案内のとおり、再開発に基づく都市改造法によって事業をやってまいりたいという意欲はありながら、いま調査の段階で、まだ緒についておられないということでございます。

これは地元の方々の協力ももちろん必要でございますが、問題は、やるという市当局の意思がその前提でございます。御指摘のとおりだと思います。おくれを取り戻すために、私自身意

欲的に取り組んでまいらなければならぬ課題であると承知いたしております。関係部局と協議を重ねまして、今後とも意欲的な姿勢で臨んでまいりたいと存じております。

それから、もう一点のこれに関しての御指摘、いわゆる昭栄劇場跡地の利用の問題でまろくと存じます。この点については、私も地元として見聞をしております。都市改造に必要な土地ということで先行取得をしたものでまろうと思っておりますが、この土地をどうするのかという点につきましましては、中心部であるだけに大事な問題でございますので、しばらく時間をおかしていただきたいと存じます。より協議を重ねまして、まのまき放置することがないよう、都市改造ともならみ合わせながら何とか高度利用を図られるよう、議員さん方の御意見を拝聴しながら進めてまいりたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 25番(藤原要馬君) 西の開発につきましましては、われわれに何の回答もないわけです。話し合いもないし、説明もない。私はこのまきの状態ではいけないと思いましたが、府中駅西商店協同組合というものを設置したわけです。これを窓口とし、交渉団体とせなければいけないということでやっているわけです。私は相談役理事を拝命している関係で、窓口の方にも、理事さん方にも、開発するについては君らの協力を要するんだから、それを十分考慮に入れてしてもらいたいということを申し上げてあるわけですから、西の方々は十分御存じだと思いますので、早期に推し進めてもらうことを特にお願いしておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 次。

○ 市長(池田忠雄君) 第五点は、開発公社の業務内容についての御指摘でございます。おっしゃるとおり、膨大な借金を抱えて必死となっておる現況でございます。内容につきましましては、議員さんすでに御承知おきのことであらうと存じますが、何とかして借金を減らし、負担の軽減を図ってまいるよう、今後とも努力を積み重ねさせていただきます、このように存じております。

それから、仕事がおくれることについての御指摘、まことにごもっともでございます。私自身としましては、開発公社の業務内容あるいは各セクションとの関連性について再検討をいたし、機構改革の中で仕事をもっと早く進むようなシステムに改善いただきたい、このように考えておる矢先でございます。そういうことで私なりの検討をいたしまして、何とか実現を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 25番(藤原要馬君) 現在の開発の状態を見てみると、危険性が非常に強いということで。当初予算のときに、会館、学校等の問題で田中委員長、木下副委員長、金沢議員と私の四人が府に参ったときも、府の課長いわく、市の一般財源の赤字はどうかできる、一番心配なのは開発公社の借金である、と。だから、これをどのように解消していくかということが問題

でまった訳です。

一般の行政ならば国、府において何らかの処理がされて、つぶれるということはないですけども、公社というのは助成というんですか、助けてくれるところはないわけですね。現在、148億5千何ぼというものがあって、その金利が一日に4百、百というような状態である。これを市長はどういうように改革するのか、借金をどういうように解消するのかということですよ。

私のいまの見解では、一気に開発してそれをどっかに売却するといってもなかなかむづかしいと思う。地価は7年たてば倍になりますね。いまのこの土地の落ち込みの中で売れますか、だれに負担さすんですか。替え地として幸地区の人らに持ってもらうとしても、どないして持ってもらうんですか。20万円で買うたものが40万円になっている。開発したら50万も60万もなるというものを買ってくれる者はないですよ。かといって、いつまでも放置しておけば金利がかさむ。これを重大だと思わないかということですよ。

開発の理事さんもうけおられるけれども、理事さんあたりは、どういう感覚を持たれているのか私は疑いたい。最終的に開発公社がパンクしたらどうなるんですか。その金利、損失金すべてを市の一般会計が引き継がなきゃならんような形態になっているわけでしょう。それがひいては市民に負担を与えることになる。だから、放置しておくべきではない。やります、改めますではだめです。村正を抜いて徹底的に断ち切らなきゃだめだということですよ。特にこれは要望しておきます。

それと関連の用地ですが、三つの幹線がある。中央、駅前、北池田。これらはひとつも進行しない。唐国北池田線のことを聞いて、やっとなってくれんかと町会長とか役員らに言うたら、やりますけど、一遍しか来ないと。土地を持っている役員さんもおるんですが、私はやりたいんだけどもひとつも来ない、待っているんです。という回答なんですね。そんなことで土地は売ってくれませんよ。やはり再三、日参でもして売ってもらうようお願いをせなきゃいけないということですよ。売ってや、頼むわというようなことでね、だれが先祖からの大事な財産を売ってくれますか。日参して畳に額をすりつけるぐらいお願いしなきゃだめだということですよ。それがやられていない。

私は建設委員長を三年も四年もやって、また、やらしてもらっておりますけれども、建設委員会が追及すると、土地がまだ買えませんので、・・・ということなんですね。それでは困る。直ちに改めてもらいたい。観音寺でも十年もなるのにいまだにバスも通らない。あの狭い道路を自動車で通わないかんという形ですわね。そういうことでは困るということですよ。用地についてはすぐ買うような体制をつくってもらうよう要望しておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 第六点の幼児対策についてお答えをさせていただきたいと存じます。私も所信表明で申し上げておりますとおり、幼児教育の重要性にかんがみまして、重点施策として保育所を計画的に増設し、幼児保育の体制を推進してまいりたい、このように決意をさせていただいております。

それから公私立幼稚園の格差の問題、御指摘の点、私によくわかっております。本市において公立幼稚園が数少ない中で、私立幼稚園の幼児教育に果たしていただいている力の大きいことはいまでもございません。公私立の格差は正につきましては、教育委員会ととも十分検討をさせていただきたいと考えます。この問題につきましても、前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 25番（藤原要馬君） 市長も御承知のように、非常に老朽化した保育所が多いわけですから、早期に建てかえてもらわないかと同時に、人口増ということから新設してもらわなきゃいけないのはおわかりのことだと思います。財源が許すとか許さんとかいうことでなしに、議会ととも協力して早く解消していつてもらいたい。市長の本当にやるんだという御回答だけを仰いでおいて、これでとどめたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 全力を挙げて前向きでやらしていただきたい、このように考えます。

七点目の公害対策についての御指摘、まことにごもっともでございます。住みよい、暮らしよい私たちの郷土を守り育てるという観点からいたしまして、公害問題は重要な課題だと私も承知いたしております。本市では公害観測車を持ちましてまちこち回っておりますが、つぶさにデータをとりまして、公害認定という課題につきましても十分に検討させていただきまして、前向きに進めてまいりたい、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

○ 25番（藤原要馬君） 駅前の自転車。

○ 市長（池田忠雄君） 抜けまして恐縮でございます。おっじゃるように、府中駅前だけでなく、北信太駅前、信太山駅前の三表玄関は自転車の放置が目立っております。これは本市だけでなく、全国的な課題にもなっているように承知いたしておりますが、府中駅前を見ますと、歩行者も車も通行に難渋を来しているのが現状でございます。これは駅前の美観、その他も当然考えなきゃならん問題でございますので、一定の土地を確保して、そこに自転車を置くような施策がとれないものかどうか、検討させていただきたいと思っております。

ただ、議員さんも御承知のように、利用者の自転車に対する観念が、なかったらほかのに乗って帰るというような、一種の消費物のように考えておられる傾向が見られます。その点で自転車に対する観念等にもらみ合わせていかなきゃならんと思っておりますけれども、いずれにしても、

現状は放置できないと私も存じておりますので、これの解決策に全力を挙げて取り組ましていただきたい、このように存じておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

- 25番(藤原要馬君) 公害病の認定については、人員が足らなかつたら増員して専門的にやらず、書類なんかもつくらず、そうして、早く認定されるような形をつくらなければ、企業に対して抗議も申し込めない。二年も三年も前からぜんそくとか、そういうものでわれわれも市民から訴えを聞いて、交通公害課の方へたびたび行ったことがあるんですが、そのままだにやっていると申すんです。人員等から見て、これは無理だということを痛切に感じておりますのでね。二名から二名、専門の人を派遣してでも早期にやらなければ、市民は浮かべられる瀬がないと思うんです。そこらを十分に考えてやってもらえるかどうか、確認だけしておきたいと思ひます。

それと、自転車の放置ですけれども、泉州銀行の周囲まで置いてある。このままでいいのかわり、日本は法治国ではないのかということ。道交法では、物品を道路に置いてはならないということになっている。二重にも三重にも道路にはみ出しているのに、警察が取り締まりもできないというのはおかしいと思ふんですよ。しかし、自転車の置き場もないと困る。その置き場について市長はどうするんだと。本当の対策的な意見をお聞きしたい。

- 市長(池田忠雄君) 御指摘のように、お気の毒な公害病患者の施策、対策も含めまして、公害対策につきましても、重点施策として取り組ましていただきたい、このように決意をいたしてありますので御理解いただきたいと思ひます。

それから、自転車の放置の問題、おっしゃる意味はよくわかります。この点につきましても、関係セクションあるいは警察等といろいろ協議を重ねまして、何とか解決を図ってまいりたいと思ひ存じております。たとえばかわりの土地をどこか求めて、ここへ置きなさい、という指導ができれば私はある程度の解決はできると思ひます。ただ、あつた表玄関だけに土地を求めるのは至難のことだと思ひます。貸していただくか、あるいは代替の土地を求めるか、そういう問題も含めて至急に検討しまして、意欲的に取り組ましていただく考えでございますので、よろしくお願ひいたします。

- 25番(藤原要馬君) それだけの意欲があるならば、借金してでもあの周辺に土地を求めるべきだと思ふんです。一カ所でも置き場をつくっておけば、それ以外のところに置いたら徹底的な処分もできると思ふんですが、置き場もつくってないのに置くな、置くなではちょっと通らない。財政的な問題もあると思ひますけれども、その点十分協議の上、一カ所だけでも土地を求めていただくよう特に要望しまして、私の一般質問は終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に 27 番、成田秀益君。

○ 27 番（成田秀益君） 新しい市長さんが誕生しまして初めての定例議会でございますので、今後四年間、市長さんが財政問題についてどういう考えをもっておられるか、市民から信託され、委された施策をどういうぐまに持ってゆくか。おとこの所信表明でバラエティに富んだ、われわれとしてははなはだ希望の持てるような施策を意欲的に表明しておられますので、私も大変喜んでおる次第でございます。

御通告申し上げましたとおり、財政問題にしぼって御所信をお伺いしたいと思うものでございます。といいますのは、いろんな仕事をやるについてはお金がなければ何もできない。口でいろいろ言うておっても、ないそでは振れんということになるので、その基本であるべき資金をどうするのかということが一番重要であると思います。市長は所信表明で、自主財源の拡大を国、府に求めると言っておられますが、具体的にどうされるのか。たとえば特別交付税を自主財源であると、常識的にそんなことは考えられませんが、そういうことであるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思うのでございます。

それから、自主財源の落ち込みによる市税条例の改正をする御意図があるのかないのか。それと新税といいますか、新しい市税として設定できるようなものを考えておられるのかどうか。これは執行権者として執行するのに当然お金が要りますので、お伺いしたいと思います。市条例第三条のことだということをつけ加えておきます。

第三番目に、非常に原点的なことですが、負担と還元の平等についての基本的な見解をお伺いしたい。新市長さんは長年議員をされておりましたので、こんなことを申し上げてかえって失礼かも知じませんが、税金、手数料その他は道路、学校といった形で市民に還元していく、いわゆる負担も平等であれば、還元も平等であるというのが大原則だと思んですが、これにでこぼこがまってはならないということについてはっきりとした御見解をお伺いしたい。

それから、近ごろ高福祉、高負担という言葉が新聞なり、なんなりによく使われておりますが、たとえば健康保険とか教育費とか、そういうものも受益者負担であるという考え方で、高負担をしてもらうという考え方が果たしていいのか悪いのか、その辺をお伺いしたいと思います。

四に関連して、五の受益者負担、いわゆる市の負担についての限界でございますが、昔、大阪市が御堂筋をこさえるときに、受益者負担として隣接した土地に受益税をかけたのと伺っておりますが、むやみにそれをやると問題がまた起こります。そこらの限界についての基本姿勢を御表明していただきたいと思ひます。以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 成田議員さんの御質問にお答えを申し上げたいと存じます。

第一点の、所信表明で私が申し上げました自主財源の拡大を、府に求める、その意味と具体例ということでございますが、藤原議員さんの御質問にもお答えをさせていただきましたとおり、国、府、市という関連の中で、たとえば超過負担の自治体補助の問題であるとか、いろんなことにつきまして、国、府に対して積極的に努力をしまっている。何分にも貧弱な市財政でございますので、自主財源の獲得を何とか迫っていきませんと和泉市の財源だけではしんどい、こういう意味で平たく申し上げたわけでございます。今後とも議員さんの御協力も賜りまして、私なりに国、府に積極的に参りまして、補助の増大その他につきまして積極的な活動をいたしたいと考えておりますので、ひとつ御理解、御協力を賜りますようお願いいたしますと存じます。

第二点の改正あるいは新税設定の構想ありや否やということでございますが、いまのところございませんので、御理解をいただきたいと存じます。

第三点は、行政原則の負担と還元の平等についての基本的見解ということでございますが、もちろん、負担と還元は平等であることが原則だと私も存じております。しかし、市政を執行していく上で財政とのならみ合わせ、その他から年次別な施策をとっていかざるを得ない、あるいは地域格差の是正の問題等、いろいろむづかしい問題もございますけれども、私なりに取り組まさせていただきます、長い目で見たとところの負担と還元の平等の施策をとってまいりたいと存じておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

それから、高福祉高負担の問題についてでございますが、暮らしやすい、福祉の充実した世の中をつくらせているためには、福祉充実のための行政をより一層行っていかなければならないことは言うまでもございません。もちろん、高福祉を実現するためには高負担が原則であることは私も承知いたしておりますけれども、あとろ限り国、府、市が努力をする中で福祉を充実させ、負担の軽減をできるだけ図ってまいる行政努力というものも必要だと存じます。高福祉だから高負担だというのは能のない行政になります。政治の力で負担を軽くしながら福祉を充実していくことが、これからの政治の課題だと私は受けとめておりますので、間違いがあれば、また御指導をいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが答弁にかえさせていただきます。

○ 27番（成田秀益君） 財政問題でありますので、一括してお伺いしたんでございますが、第一点の自主財源の拡大を、府に求めるというのは、市の税金とか手数料とか、そのほか特別に入ってくるものを言うんだらうと私も思っておったんですが、表裏が誤解を招くといいますが、何か別のもののように感じとれましたので、ちょっと伺ったまでのことでございます。国、府に求めるといっても、補助基準というものははっきりしておりますので、座り込みをし

ようが何をしようが、どうにもなるものではない。また国、府の基準を上回ることをやろうとすれば、超過負担と称するものが出てくる。その辺のことは市長さんも十分御存じのことだと思いますので、これはこれで結構でございます。

それから、自主財源の落ち込みによる市税の改正でございますが、この間もどこかで別荘税を新設するとかせんとかというようなことが新聞に出ておりました。財源がこれだけ落着込んでいっている中でバラ色の施策といえますか、何ぼええことを言っても空念仏に終わるんじゃないか。だから、自主財源をどうこさえるのか。市税率を変えるととっても、厳しい社会情勢の中ではいろいろ抵抗もあると思います。入る方のこともやはり考えないといけない。そうでないと問題も出てくるのではないかと、思って伺ったわけです。

それから高福祉高負担、受益者負担の問題、これはほかの方々の御意見をあろうかと思っておりますので、余り多くは申しませんが、結論として申し上げたいのは、前向きでやるとかどうとか、ええかっこうして言っても、ないそでは振れんということです。市長は出す方のことばかり言って、入る方のことはちょっとも言うてない。言うてるときはええかっこうかもしらんけれども、もしそれが実行できなったら、また市長に対していろいろと批評も出てくる。そういう意味でお伺いしたわけでして、市民も期待していることですから、市長さんは理事者の方々とも十分お話し合いを願って、それをどう持っていくかということをお検討願いたい。御答弁は結構です。

○ 市長（池田忠雄君） 御趣旨わかりました。

○ 議長（貝淵博治君） 次に7番、田中包治君。

○ 7番（田中包治君） 私たちの中で市政はガラス張りでないのではないかと、過去の市長選において同和の問題なり公社の問題、教育行政の問題、市の給与の問題等についていろいろと議論されております。しかしながら、その内容がいまだにわからないというのが私たち議員の立場でなかろうかと考えます。こういうガラス張りの市政と、市民合意の市政の市政が行われておられない原因はどこにあるのか、という問題について、四点にしばって質問いたしたいと思っております。

まず第一点は、執行権と市条例の関連についてであります。言いかえれば、市長権限が条例を守らなくてもええのかどうかということです。きのうの市営住宅の条例改正のときに、林理事が同和予算でつくったやつは同和の人しか入れないんだということを言っておりましたが、入れないという法律がどこにあるのか。マッカーサー司令の占領下であるならともかく、こういう答弁で、結局平行線でしたけれども、条例に優先する規定、期約がどこにあるんだという

ことをはっきり言明してもらいたいと思います。

第二点は公社の問題です。これは私も言いましたけれども、金沢議員が言っておるとおり、ある土地を1億円程度で買わんかというまっせんをして、その後、二、三カ月の後にこの土地を1億5、6千万円で公社が買うておる。これは王子町の土地だと思えます。この土地を最初に持つておったのは堺市の人で、それを横山の人が買って、そして市の公社が買っている。そこで私が言いたいのは、これは傾斜土地だということです。原野であるのか、雑地であるのか、山林であるのか、何に使うために1億数千万円も出して買うたのか、この土地をまっせんした人はだれであるのか、この点について明快なる御回答を願いたいと思います。

それと、ことしの7月ごろ、当議会において請願事項として出され、公園地として買収した土地をある特定の人に売却したそうであります。一体、公社財産というものは勝手に売り買いできるものであるのか。いやしくも、公権力でもって設立したところの公社財産を勝手に処分していいのかわいのかということ。どういう規定で、どういう方法で、どういう価額でこれを売ったのか。しかも、市会で公園指定地として請願が採択されている土地です。この点について、はっきりとした御説明を願いたいと思います。

第三点は、教育行政と教育設備の問題であります。教育行政というもの、教育基本法に基づいてあくまで中立であり平等でなくてはならない。ところが、現在の教育行政は、ややもすれば政治権力に左右されておるのではないかと。たとえば、現在建設中の第二中学校の問題にしても、着想としては非常にいいけれども、阪和線が近くにあるから危険であるという地元住民なり学校当局から要望、小学校を建ててほしいという要望がありながら、小学校をゴボウ抜きにしたところの学区画編成をやらうとした。もちろん、これは適正審議会でも問題になり、いまだに区画編成はでき得ないというのが現状であります。

私たちが考えなくてはならないのは、学生をゴボウ抜き、これが教育にいかにかマイナスするかということです。皆さん方も御存じのように、現在、学歴偏重がなくなったとはいえ、やはり学閥が物を言うという実態の中で、ええ学校にやりたいという市民感情を無視して、なぜゴボウ抜きをやったのか。これは教育行政の中立性を阻害するものではないかと考えます。

また、第二中学校の設備でございますが、教育次長は、新設校は三年で完了するんだと再三言っております。三年かかって校舎、体育館、プールと、俗にいう三種の神器をつくるんだと言っておる。ところが、第二中学校は、聞くところによると、体育館も、プールもでき、しかも体育館には冷房装置までしてあるということです。

片や、私たちの住んでおる緑ヶ丘小学校は、すでに学校が入らなくなるということで、十月に市会なり市の理事者に要請して、来年の四月には何とかプレハブ校舎だけはつくってもらい

たいということで、債務負担行為として約1億円の金は認められた。しかしながら、いまだに建たない。一体、これはどうなっているのか。人間は下だという考え方で教育行政を行っているのか。また、過日の議会で総意として出たところの体育館なりプールを来年の予算市会に提案するのかしないのか、この点を明確に御答弁願いたい。

最後に、人事院の勧告でございます。御存じのとおり、市の職員は団体交渉権なり争議権は剝奪されております。したがって、これにかわる措置として、人事院勧告を完全に実施するのが理事者の義務であると思います。ところが、八月に出てからいまだに何もしておられない。一体、何をしておるのだということです。

私は市の給与については乱脈市政だと思っております。というのは、市の職員の給与は、初任給で国家公務員より1万5千円上積みされておる。その上御存じの自動昇格制度、すなわち新聞紙上でいわれている渡り制度によって、役職についてもつかなくても給料は一諾である。ただ管理職手当がつくつかないだけである。

それともう一つは、私はいつでも言っておるんですが、理事者と職員組合間に政治教育の時間を与えておるということです。つまり赤旗をはじめ社会新聞、民主新聞が机の上に散乱しておる。それを理事者は暗黙のうちに認め、職員もそれで満足しておる。しかもその時間が、半時間であるのか1時間であるのかは知らないが、もし、1時間がそういうことに使われているとすれば、一日千時間、市の金によって政治教育が行われていることになる。私が言いたいのはそこなんです。市から給料をもらいながら政治活動をしているところに問題がある。これでは市民を愚弄するのも全くはなはだしい。人事管理の乱脈さと、人事院勧告とのかね合いの上において、この点についてどう考えておるのか、はっきりとした御答弁を関係部局あるいは市長から承りたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は一応終わりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁を午後に回して1時まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

(午後1時4分再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

午前の質問に対して理事者答弁。

- 市長(池田忠雄君) それでは、午前中の田中議員さんの御質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、第1番の執行権と市条例の関係についてお答えいたしたいと存じますが、御指摘のように、市条例は市の条例でございます、守るべきが当然でございます。ただ、御指摘の市営住宅の条例につきましては、御案内のとおり、第五条の二の「公募の例外」という規定もございまして、条例の中で福祉向け住宅あるいは災害による住宅、その他市政上必要であると認められた場合に、補助金等を伴う同和向け住宅、これは一昨日、担当セクションの方から御答弁をいたしました点でございますが、執行権理事者といまして市の条例を守るという立場から、目的別住宅ということについての例外規定もあると、そうした条文も含んでいるという点について田中議員さんの格段の御配慮をいただけたら幸いかと存じます。よろしくお願いいたします。

- 7番(田中包治君) きょうの問題は例外があるとしても、同和関連、いわゆる補助金でやったものがその人にだけしか有効でないというのは、市条例の権利、義務に違反するのではないかと私は考えておるわけです。きょうは一応平行線であったので、それはそれとしまして、しからは、市の条例は市の動脈であるということ、これは間違いないですね。そうしたら、なぜ和泉市附属機関に関する条例第一条、いわゆる同促協をつくらないのか。同促協の規定もあるのに、なぜこれを準用せないのか。条例違反であることははっきりしているわけだ。

もう一つ問題になるのは、河川条例です。御存じのとおり、養鶏団地のところに汚水が流れた。これは流してはならないことになっておる。ところが、養鶏団地に許可し、そのまま認めておるわけですね。条例を守るんなら、私が何年も同促協設立のことを言うておるのに、なぜいまだにせないのか。市長は選挙のときに、市民合意による同和行政を行うと言ったが、市民合意の同和行政とは何ぞや。一般市民も加えた、議会も加えた同和行政を行うのが市民合意の同和行政だと思うんですが、その点どうなんですか。

- 市長(池田忠雄君) お答えいたします。

田中議員さん御指摘の同促協の問題につきましては、私自身、市民の理解と納得による市民合意の同和行政を目指すということで、所信表明でも申し上げております。条例がありながら、なぜ実施をしないのかという点につきましては、従来の点につきましてはおわびを申し上げますとともに、私としましては、市民合意をなして同和行政を推進していくという立場から、同

促協の発足につきましては、その設置実現に向かって鋭意前向きで努力をさしていただきたい。これは明確に申し上げて御理解を賜りたいと存じます。

- 7番(田中包治君) 議長、この問題は非常に複雑怪奇でありますので、時間延長をお願いしておきたいと思えます。

私が言っておるのは、条例があるのに守っておらないということなんだ。これに基づいて同和行政を行うようになっておるわけだ。これじゃいままでの同和行政はどういうものであったのかということになる。規則の中においても、同和事業、その他一切の啓蒙については同促協が行うということになっておる、そうでしょう。一体、いつからやるのか、日をはっきりしてもらいたい。そうでないと、市会権限を無視し、われわれは何のために議員として出てきておるのかわからんことになる。いつまでにつくるんですか。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

同促協の発足につきましては、田中議員さんも御理解いただきたいと存じますが、関係機関と協議し、また、会にそれぞれ御委嘱申し上げて入っていただく関係その他もございまして、日を切れとおっしゃられましても無理でございます。関係諸団体とそれぞれ御協議を申し上げまして、早急に同促協を発足させるよう鋭意努力をさしていただきたいと思っておりますので、日にちの点だけはひとつ御勘弁をいただきたいと存じます。

- 7番(田中包治君) そうなると、同和事業のあり方が問題になってくるわけですよ。教育の問題にしてもそうだ。最初に言ったとおり、市条例がありながら、市条例を守らない執行というものが有り得るのかと。もし、それがあんなら、市会なんかやめといたらいいんだ。盗人しといて、盗人しました、いついつまで待ってくれというような考え方がありませんか。この点ははっきりしてください。

- 市長(池田忠雄君) 議員さんの御指摘ごもっともな点もございしますが、御理解を賜りたいと存じますのは、私自身、登庁して日なお浅うございます。いままでの点につきましては御寛容をいただき、これからは、おっしゃるようなことのないよう万全の態勢をもって事に当たってまいりたいと存じておりますので、ひとつ御理解を深めていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

- 7番(田中包治君) そうしたら、8月議会までに必ずつくるということですね。できますね。そうでないと、あんた方は盗人のようなかっこうになる。法律違反だ。条例は法律に優先するんですからね。そういうことで、8月までに同促協をつくるということで了解したいと思えます。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 公社財産の公表につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

従来の経過につきましては私も聞いております。したがって、ガラス張りの民主市政の原点からいたしまして、公社財産につきましては公表するように、担当の開発公社の方に指示もいたしております。早急に公表はさせていただきたいと思っております。それに関連する諸問題につきましては、担当部長の方から御答弁をさせることにいたしたいと思っております。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 第一点の王子町の用地買収でございますが、本用地買収につきましては、46年9月ごろに、堺市の地主の方三人から市に対して買い取りの申し入れがあったわけでございます。その時点におきまして地主の方から、この土地は第三者には依頼していない、われわれ三人で話を進めているというお話でして、われわれ担当者として、三人の地主の方と交渉を重ねてまいりまして、その過程の中で46年12月24日に売買契約をやった、こういう経過でございます。

なお、その時点の買収面積は、公簿面積で8880平米、筆数にして17筆。これは原野池、堤防、雑種地いろんなものを含みまして17筆でございます。対象単価としましては、平米単価19823円、金額にして1億7607万2284円でございます。

第二点の用地の処分の問題でございますが、本用地につきましては、旭町429番地ほか四筆でございますが、阪和東側一号線用地として、道路部分幅員11メートルにつきまして買収に入ったわけでございます。しかし、交渉の中で地主側は、幅員11メートルも取られると残地が非常に細長くなる、全筆買収ならば応じるという話が出てまいりまして、われわれ担当者として、11メートルを買うべく努力をしたわけですが、事業の進行状況、残地の問題等いろいろ考えまして、やむなく全筆買収に踏み切ったわけでございます。それを東側一号線用地として市に売り渡し、1084平米が残地として残ったわけでございます。

その処分について、市といろいろ協議を重ねてきたわけでございますが、たまたま児童遊園設置の請願が議会に提出されておりました。その付近に都市計画公園といたしまして旭公園を計画しておりますので、その公園の中に児童公園的な機能を果たす設備をするということで地元話をしている、こういうことで市として、児童遊園用地として買い上げることができないという結果が出ております。

なお阪和東側一号線の取りつけないまま用地として38平米につきましては、その後、市が買い上げるということで協議が整いまして、36平米を除いた残地につきまして処分いたしましたわけでございます。処分の価額としましては、取得原価が4567万7952円、それに要した金利が1532万4220円、事業費として148万1028円、管理費が18万6800円を要しております。これらを合計しまして6262万円で処分いたしましたわけ

ございます。

なお、公社財産の処分につきましては、公有地の拡大推進に関する法律第17条で業務内容が規定されております。公社が財産処分をするについては、設置団体、すなわち和泉市と土地利用について十二分に協議の上で処分できると規定されておまして、この規定に基づきまして、公社としては処分をしたということでございます。

- 7番(田中包治君) 時間が制限されておりますので、簡単明瞭に言ってもらいたいと思います。

私が言っているのは、1億円で金沢議員が売りに行ったということです。これは議会ではっきり表明しておる。それが金沢議員の売り値を断わって、地主がかわって横山の人になって、買った金が1億7,607万円ということです。わずか三カ月か四カ月の間にこれほど高く買っているということです。いわゆる土地転がしでしょう。ここに問題がある。わずか1億円の土地だ。しかも山林ですよ。傾斜です。だれが買うたかて使い道ありませんよ。1025の勾配の山です。山林と雑だ。46年といえば相当古い話ですわね。それがわずか三カ月か四カ月の間に7,607万円が上積みされておる。これを私は指摘しているんです。

それともう一つは、公社財産が理事会によって自由に売買できるとするならば、だれか頼みに来たら売ってしまうのかということです。あとに残った土地が年間14億の金利を払っているわけです。そういうことが公然と行われていいのかわいのかと。しかも、公開の原則で入札したんじゃない、そうでしょう。特定の人に売ってもいいのかわいのか。それと、なぜ7,607万円の金が上積みされたのか、この点をはっきりしてもらいたい。

- 用地担当理事(西川武雄君) 先ほども御答弁させていただきましたが、第三者的なものが入ったんじゃないかという御指摘でございますけれども、われわれは、地主と直接買収交渉をいたしております。なお、地主の経過を登記簿謄本に基づいて見ますと、本契約した権利者は、46年3月に長い間持っておられた地主の方等から買い取りいたしております。それから45年の8月、いずれも前地主の方から買われ、契約されている。そして、公社がその権利者と買収交渉をしたという経過でございます。

- 7番(田中包治君) あんた常識で物を考えてくださいよ。金沢議員が1億円で売りに行ったんや。これははっきりしている。それから、わずか三カ月か四カ月の間にどないして7,600万円も高くなったんや。そんな説明で市民が納得しますか。だれが納得しますかいな。だれかが中間に入っているんですよ。入ってなかったらこんなことにならない。地主は7,600万円のもうけになる。そうでしょう。私はそれを言っているんだよ。なぜ7,600万円の金を積み上げたか。

それと、説明してもらてないけれども、公社財産は自由に売買できませんんやな。われわれがあの土地ほしいな言うたら売ってくれるんですね。それだけはっきりしてください。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 公社財産の処分につきましては、3月の本会議においても私、答弁いたしたと思っておりますが、現在、公社としては、30億に近い金額の用地を代替用地等として買収しております。その他の土地につきましては、すべて和泉市が土地利用のために計画決定をいたしております。その土地については、公社は一切処分はできません。ただし、代替用地として買収した約30億の土地につきましては、市と十分に協議した上で、市が利用計画がないというものについては、公社で処分ができるというふうに考えております。

○ 7番（田中包治君） そうすると、7,607万円という金は、だれがしたんか知りませんが、名義が三遍変わっておることは事実ですね。堺の人から横山の人に行って……それともう一つは、あの勾配です。一体、何に使いますんや。上はよその土地、下もよその土地だ。山ですよ。山が2万円近くで買われてまんねん。しかも46年です。われわれが出る前です。だれが買うたかて不思議に思いますよ。山林と雑地だ。これでは使い物にならないと思うんですよ。それで下と上はよその土地。これ、どないして使いまんねん。どうなんですか。われわれは人事権がないのでわかりませんが、それでははっきり言いますけども、議会の調査権を発動せなかつたら、市長や理事者は公社財産その他を公表しないんですか。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 公社財産につきましては、9月の定例会においても、私は公表いたします、ということをお約束しております。本年の9月30日現在で、公社の業務内容はすべて整理しまして、議員の皆さんにお渡しできる資料の作成すべて終わったわけでございます。今後、公社の業務内容なり財産の公表につきましては、議長さんと十分協議いたしまして、議長さんの指示によりまして公表いたしたい、かように考えておりますのでその点よろしく御了承をお願いいたします。

○ 7番（田中包治君） 議長との話し合いで公表するということですが、公表の限度が問題です。まあ、しかしこれは後日のなんとして、最後に一つだけお伺いしたいのは、しからば、この鑑定書は幾らであったのか。財産鑑定書は何ほど鑑定されたのか。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 本用地についての不動産鑑定士の鑑定は、坪37,000円でございます。平米単価にしまして1万1,200円。鑑定書の中には、この用地については、相当な伸びがあるというながございます。公簿面積で8,880平米でございますが、実測では、約13,000平米でございます。そういう鑑定の内容でございます。

○ 7番（田中包治君） 山の中の山林が3万円の鑑定とは一体何や。ますます疑惑の念が強い。山林ですよ。しかも、あんたも知ってるとおり山の上だ。そして、売る人が1億円と言うとっ

たのが1億7千万円で買っているわけだ。これで市民に納得せいという方が無理です、違いま
っか。この金が結局税金にはな返ってくるんですよ。そのくらいに重要でええ土地をね。46
年に買ったものをいまだにほっておくとは常識では考えられません。その鑑定書はだれがつく
ったのか知りませんが、ここまで来た以上、追及したところでそれ以上言えないと思
いますが、しかし、現実には三カ月ないし四カ月の間に7.607万円を土地転がしによってだ
れかがもうけたということです。これに間違いありません。

- 用地担当理事（西川武雄君） 本件につきましては、先ほどから何回も申し上げております
ように、第三者の介入はございません。あくまでも、われわれは塚の権利者三名と交渉を重ね
てきたわけでございます。
- 7番（田中包治君） これは金沢議員がよく知っていると思えますけれども、この問題につ
いては、疑惑が晴れなかったということを確認して、次の問題をお願いしたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 教育次長（阪東重信君） 教育行政の問題についてお答えいたしたいと思えます。

負担の平等と還元の平等という問題ですが、市長も答弁いたしましたように、お互いに原則
を理解しながら、地域格差等の現状から長い目で是正してまいりたい。田中議員さん御指摘の
ように、教育行政というものは、確かに平等でなければなりません。これは私たちが十分承知
いたしておりますが、学校の個々の設備が、時の財政事情等によって前後することもあり、左
右されるということもあまして、すべての要求を公平に満たすことのむつかしさを行政の立
場で私ども卒直に感じておるわけでございまして、この点御理解を賜りたいと思えます。した
がって、校長会等においても、前後することがあっても一歩一歩努力してまいりたいと申し上
げているのが実態でございます。

第二中学校の開設に伴う校区再編成の問題でも、審議会委員として御審議をいただく中で、
小学校の建設は確かに先決であり、ゴボウ抜きに対する教育上のマイナス面も指摘されてお
りますが、小学校は小学校なりに建設の方向は固めておりますし、中学校の必要なことも常々、
御説明申し上げているとおりでございます。御指摘のような小学校の分解によるマイナス面は、
新しい学校での教育内容なり指導面での充実でプラスすべく、そのカバーをいたしたいと考
えております。

確かに住民感情として、また、子供の気持ちとしまして、なれた学校に対する愛着は私たち
もよく理解いたしておりますが、和泉市のように都市化が急速に進み、急テンポな開発、児童
生徒数の増加の激しいところにおいて学校を新設する場合には、当然、校区問題を考えざるを
得ない。こういった点を御賢察いただきたいと思えます。

緑ヶ丘小学校の問題につきましては、10月議会で校舎について債務負担行為としての予算の御議決をいただき、直ちに手続をいたしまして、実は、本定例会において工事請負契約の締結について追加議案として御審議をいただくべく実施設計を急いでまいったわけでございますが、ちょっと間に合いかねましたけれども、新年早い時期での事業着手への努力をいたしたいと考えております。

体育館等の問題につきましては、いろいろ御指摘もございましたが、当初申し上げておりますようないろいろの事情がございます。特に緑ヶ丘小学校の体育館については、講堂もない中で、発足当初からの御要望も承っておりますような状態でございます。文部省としましては、新設校に対して最高3年ぐらいの国庫補助事業としての基準を考えている。そういう基準年度にもあたりますので、まず、国庫補助事業への取り組みを誠心誠意いたしたいと考えております。

体育館については、旧町村単位においても要求をいただいております、小学校としても、北池田、横山、間もなく完成します信太小学校の11校の中でもそういう状態でございます。数ある御要望の中で、緑ヶ丘小学校については、講堂もないという切実な要望については、われわれも謙虚に受けとめて、国庫補助事業への取り組みに努力いたしたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 7番(田中包治君) 次長は、いつも新設校は三年だと言っているわけです。三年すれば三種の神器であるプール、体育館を建てる。そうしたら、第二中学校は新設校ですか既設校ですか。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

(仮称)第二和泉中学校は、新設校でございます。申し上げるまでもなく、沿線沿いの中学校の実態、あるいは小学校等の実態を勘案しまして、どうしても中学校を優先しなければならんということで、市議会にもお諮り申し上げているような実情でございます。そういう中で、校区に同和地区を含む学校に対しては、御承知のように、昭和45年に同和教育推進校の制度が制定されまして、既設設備の充実、促進をするために府の資金融資の制度があるわけでございます。それらの制度に基づいて財源確保を図り、今回実施するものでございますので、その点等も御賢察をいただきたい、かように考えます。

○ 7番(田中包治君) 教育行政というものは平等で差別があってはならないし、政治が介入してはならない。これが教育行政の基本的な方向ですわね。ところが、緑ヶ丘小学校については、あれほど頼んで、四月の開校までに校舎だけは何とかせいと話をしておったのに……。

四月開校に間に合うのか間に合わんのか。

○ 教育次長(阪東重信君) 教育行政としての手の打ち方のおくれておりましたことは、申し

わけなく考えております。先ほどもお答えいたしましたように、新年早い時期での事業着手はいたしておりますが、新学期での不足教室については、仮設ながらもそれらを準備いたしまして、教育に支障を来さないよう、学校当局とも緊密な連絡をとって万全を期してまいりたいかように考えております。

○ 7番(田中包治君) 仮設というのは、プレハブだと思うんです。片っ方は鉄筋の新設校やのに、片っ方はプレハブでしんぼうせいというんですか。これが地元から出ている議員として理解できるか。はっきりしてください。

○ 教育次長(阪東重信君) 非常に申しわけないと思いますが、先ほど原則論の中で申しましたように、教育行政の目的が全体の福祉ということに置いておきまして、個々の福祉にそれがつながっているかどうか、確かに反省する点もあると思います。私たちとしては、教育の中立という問題を十分に理解いたしまして、今後、意のあるところに沿って努力をしてまいりたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○ 7番(田中包治君) あのね。10月に予算通ってまんねん。学校の設計にどれだけ時間かかるんや。あれ、部屋でしょう、ボックスでしょう。10月に通ってしまごろ何やってんねん。そして、4月に間に合わんとは何事か。どうするつもりや。プレハブでいけというのか。四月には120、30名ふえることははっきりしているんです。はみ出ることばはっきりしているんや。それをどう考えているんや。

○ 教育次長(阪東重信君) 緑ヶ丘小学校の生徒数の推計そのものについて見通しの甘かったことは反省しておりますが、こういう不況の中で次々と建っているという実態もよく理解いたしておりますので、できるだけ工事を早く進めるような方向で御意思に沿いたい、このように考えておりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○ 7番(田中包治君) それでは、プールと体育館を三月の予算市会に出すのか出さないのか。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

お説の通り学校は、校舎、体育館、プール等、俗に三点セットと称せられておりますが、これらを完備して初めてすべての点が充実するわけでございます。既設校の中で現在、プールのない学校もありますが、既設、新設ともに格差をなくするというこゝで、常々、微力ながら対処しているところでございます。しかしながら、国庫補助制度で一番優先して対象となるのが、人口急増に対する普通教室の不足分として、それらの措置を終わった後、体育館、プール等に向けて国庫補助の配分がされるという実態でございます。お説ごもっともでございますが、緑ヶ丘小学校の体育館、プールの施設につきましては、御期待に沿えるよう、国庫補助等の財源確保に意欲的に取り組んでまいりたい、かように考えます。

○ 7番(田中包治君) 結局、学校ができなったらプレハブでしんぼうせいということですね。それと、いま800名ですか、これが800名程度になるという予定をしているらしいですが、800名もいる学校でブルー一つないという学校ないでしょう。この底辺の問題をなぜ上げようしないのか。高いところばかり土盛りして、なぜ底辺を上げないのかということ。行政というのは、底辺を上げるのが仕事ですよ、違いませんか。努力する、努力する言うたかて……この問題にどう対処するのかということ、校舎のおくれた原因はどこにあったのか、これだけははっきりしてください。

○ 教育長(葛城宗一君) 校舎の建設については10月に御審議をいただき、設計費を含む1億の債務負担行為として御決議をいただきまして、普通教室六教室のほか、特別二教室を含む増築計画を決定いたしております。すでに設計も完了しております。早々に入札行為に付せられるものだと思いますので、この点御理解をいただきたいと考える次第でございます。

なお、常々御説明を申し上げているようにも思うんですが、体育館等については当初から一挙にやっけてほしい。これはもちろん国の助成が伴っての話でございますが、現在、国の制度としては、当該補助基準面積が、その学校の学級数あるいは児童数を基本に算定されております。したがって、小学校では800平米、中学校1000平米という私どもの意図します施設に持っていくためには、次長がときどき口にします8年前向きで行った教室の時点でその目標を達し得る、こういう考え方もございまして、将来を見通した適正な規模で行うための国庫補助との結びつきの上から、余儀なく現在に至ったものでございますので、今後、積極的に対処してまいりたい、かように考えるのでございます。

○ 7番(田中包治君) いま、ここでどうこう言っても仕方ないけれども、もし、3月予算計上されなったら、あらゆる問題を通じて徹底的に追及したいと思えます。

○ 議長(貝淵博治君) 次。

○ 市長(池田忠雄君) 四番目の人勸実施についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、人事院勧告は尊重されなければならない。尊重いたしたいと存じております。ただ、いまの和泉市の財政実態の中で、この問題にどう対処していったらいいのか、この辺について煮詰めをいたしてございまして、職員組合とも誠意を持って話し合いを進めてまいりたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと存じます。

なお、政党機関紙その他の問題について御指摘がございました。12万市民全体の奉仕者としての市役所であり、職員でございます。御指摘ごもっともでございます。今後、そういうことのないように、全部課長を通じて徹底した指示をさせていただきます。このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○ 7番(田中包治君) それでいいの。私の質問とかけ離れていると思うんですけどね。私が言っておるのは、なれ合いで来たということです。政党新聞その他、労使がなれ合いで30分か1時間認めておるんでしょうというんです。一日1時間とすれば、本庁職員1,000名で1,000時間浮いてくるというんです。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答え申し上げます。

いま、議員さんの御指摘いただいておりますのは、政党の機関紙とか、そうしたものを公然と申しますか、非公式であろうと本庁職員が読むことを暗に認め、かつまた、それをひとつの政治教育の場として行っておるのを黙認しているという御批判だと思います。決して当局側は、組合と政党の機関紙講読等について話し合ったことはございません。田中議員さんからは、この点について再三御指摘をいただいております。そのつど、われわれも対処してまいっているわけなのでございますけれども、いまだに机の上に放置され、議員の皆さんのお目に触れることもあるようでして、この点非常に遺憾に存じております。理事者側と職員組合との間に暗黙の了解あるいはなれ合い、そのようなことで認めておるということは絶対にございませんので、その点十二分に御理解をいただきたいと存じます。

○ 7番(田中包治君) あんたが認めておらないと言ったかて、現実にここにおける部課長の机の上に半分以上あるでしょうが、どうだっか。この中で政党の新聞を机の上に置いておる部課長の方が多いやないかそうでしょう。私は去年も言ったはずだ。なぜあんた方わからないのか。それをはっきりしてもらいたい。しかもね、応接間の机の上に置いてあるのはどういう意味なんだ。これで認めてませんと言えるか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 御指摘をいただいてまことに恐れ入ります。私自身、応接間に特定の機関紙が公然と置かれていることについては関知いたしてございませんが、いま、議員さんが御指摘下さっていることは、ここに出席いたしております全部課長、心に当たる方もあろうかと思えます。これをひとつの機会といたしまして、全体の奉仕者として、公務員にふさわしくないような行為は厳に慎しむよう、新市長の指示のもとに、改めて厳正に職場の管理をいたしてまいりたいと存じますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○ 7番(田中包治君) 御理解。御理解何遍言うてまんねん。部課長は何でそんなもん家にとらない。なぜ時間中に読まんならんねん。それを認めておったんでしょ。あんた。わしがずうっと回って見たら半分以上は置いてある。これどういう意味や。わしはこれを注文するのん一回や二回やないはずだ。しかも職員は、国家公務員より15,000円も上積みして採用している。そして、給料は自動的に上がるなしくずし、いわゆる自動昇格をやっておる。私はこういう問題と、人勧実施という問題とのかね合いでどうするんだと言ってるんだ。

上げたとか上げなかったとかいうことは、労使間にいろいろ過去の交渉過程があるのでしょ
うから、これは私、認めますよ。しかし、一時間の教育時間を与えておる、これはまかりなら
んと言うんです。どう考えておるんか。どう具体的にするんだということをはっきり言ってく
ださい。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

御趣旨よく肝に銘じました。ここに全部課長出席をいたしております。今後、再びそういう
御指摘のないように、私自身も全部課長を督励いたしまして、12万市民の奉仕者としての市
役所、市政執行の職員体制をとってまいる決意でございますので、よろしく御理解をいただき
たいと思います。

○ 7番（田中包治君） それでは時間も参りましたので、最後に意見だけ述べて質問は終わり
たいと思います。

疑惑のある市政、こういう政治はなくさなくてはならない。平等の原則に立って、人の上に
人をつくったり、人の下に人をつくったり、これはいなかだからいい、町だからしなくちゃい
けないとか、こういった差別のある行政はやめるべきだと思う。新しい市民が入ってきたら、
和泉市民として同じ待遇を与え、同じ権利と義務が生ずるような明るく楽しい民主主義社会の
建設に努力をしていただくことを要望しまして、質問を終わりたいと思います。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に28番、坂上国治君。

○ 28番（坂上国治君） 一般質問を行います。まず質問の要旨から申し上げます。

1.（仮称）第二和泉中学校問題について。 2.町名問題について。以上、二点について順
を追って質問をいたしますが、理事者の方々は質問の内容を十分受けとめて簡単明瞭にお答え
を願いたい。前もってお願い申し上げておきます。

一番目の（仮称）第二和泉中学校問題であります。最近、阪和線以西の町会の方々から町
民をつんばさじきに置いて物事を勝手に決めていく行政のやり方に対して、当時の厚生文教委
員長であり、適正就学審議会委員である私に対し強く指摘をされておるわけでございますが、
これは当然のことだろうと思います。

私は常々、何をするにも地元の協力がなかったら円満に行かない、急がば回れのことわざの
ようにやりなさいと申し上げております。本件でも何回となく、各町会の役員、PTAの役員
の方々とできるだけ幅広く相談して、理解を深めてもらうよう努力なさいということを行政
にお願いしたわけでございますが、一回として聞いてくれたことがない。町会との話し合いは
進んでいないという状態であります。

その点で行政側は深く反省してもらいたいのと、今日までどんな考え方で、どういうふうに進めてきたのか、また、4月開校を目前に控えて今後、どのように進めようとするのか。それと、中学校より何年も前から約束をしていただいていた小学校の件について、少しも聞かせていただいておりますので、きょうはお聞かせ願いたいと思います。

この問題については、黒鳥小学校ができる前から、小学生の国鉄の踏み切り並びに13号線の横断が危ぶまれるということで、当時池上町の町会からその話が持ち上がり、教育委員会ともいろいろ話を申し上げ、千草池付近に阪和線以西の小学校建設の計画をしておるということの確認をとったわけでございます。にもかかわらず、現在まで何の連絡もしてくれずに、しかも、突如として先に中学校が建設されておる。阪和線以西の小学校はいつ建設していただけるのか。

以上、二点あわせて御答弁をいただきたい。

第二番目は、町名の問題でございます。昭和49年度の祭礼、いわゆる10月5日のお祭りですが、この時点から宮本町という町名を使用する行政に対して、行政差別だという声のあったことは理事者の方々もよく御存じだと思います。この問題について相談を受けまして、藤原要馬議員と不肖私とが宵宮の前日でしたか、市役所内で夜中までかかって支部の方々をお願いしまして、円満に地車引きができたわけでございます。

そのときに私たちから理事者に対しまして、来年の祭りまで一年もあるからという安易な気持ちでなしに、祭りが済んだあくる日から一生懸命に努力して、一日も早く円満解決をしなさいと申し上げました。行政の方々は、来年はこういうことのないようにします、と約束してくれたにもかかわらず、ことしのお祭りも昨年のお祭りで、連続二年もかかっていまだに解決ができないのは非常に残念なことだと思います。

あなた方は、自分たちの力で解決しようという気が欠けておるのではないんでしょうか。私たちは去年の行きがかり上、ことしも二人でお願いに行っ、お祭りだけは円満に済ましてもらった。どこへ行っても頭の下げっ放して、昔のことわざどおり仏の顔も二度三度とか、ほおかぶりして私たちは行ったんです。この私たちの立場も十分考えてほしい。

いまから私の言うことを肝に銘じて聞いてほしい。去年も今年も祭りが済んだら知らん顔をしている。祭礼が済んだら一生懸命やりますと言って、じゃ、その後何をどうしたのか聞きたい。

本問題の解決のためにわれわれとしては協議の結果、和泉府中や伯太町のように住居表示方式がよいのではないかという意見がまとまって、理事者に申し上げたところ、早速受け入れられて、住居表示審議委員会が発足したわけでありまして、私たちは一歩前進だと思って喜んでい

たら、たった二人の議会代表の委員さんから辞職願が出された。理事者は受理されたように聞いておりますが、二人というのは当時の建設委員長の藤原要馬議員と開発事業対策委員長の上代議員であります。特に藤原要馬議員の場合は、住居表示審議会の会長でありましたが、会長もなくなった現在、本問題の解決をどのようにしていくのかお伺いしたい。ここにおられるのは課長以上の管理職の方々ばかりでございますので、どなたでも結構ですが、明確なる答弁をお願いいたします。特に二つの問題について、市長としてはどのように解決をしようとするのか、決意のほどをお聞かせ願いたい。

私の一般質問はこれで終わりたいと思いますが、理事者の答弁いかんによっては、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 本件につきましては、常々、御指摘をいただいているところでありますが、非常に御迷惑をおかけいたしておりますことをまずおわび申し上げたいと思います。

本年2月14日に第1回の適正就学審議会をお願いして以来、第2回目の審議会でも大きな指摘事項として、地元の理解を得るための対策、小学校建設予定の問題、あるいは市教委の基本的姿勢等、御意見を賜った問題についての御質問でございますが、

まず、中学校の問題でございますけれども、校区編成に伴う地元の説明会については、御指摘のように、住民の理解と納得の必要なことは当然でございます、私たちもその線に沿いまして進んでおるわけでございます。ただ、行政上いろいろとむづかしい問題がありまして、議会で皆さん方にいろいろと審議もしていただいているわけでございます。

第二中学校の建設については、本年の3月議会でも御審議をいただき、特に校区編成の問題については、付属機関として適正就学対策審議会を設け、御審議をいただいております。審議会からは、事務局として事務局案をもとに十分説明するようというところで、現在、説明中でございます、12月22日にあと二カ所をもって一応の説明を終わり、近く審議会において率直なる地元の御意見を御報告申し上げまして、審議会の御意見を賜り、校区編成問題については積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、池上地区における小学校建設遅延の問題でございますが、御指摘のように、伯太小学校の児童数増加に対処した黒鳥小学校建設の時点から、小学校建設後引き続き池上地区に新設の計画を方針として打ち出しておりましたことは確かでございます、地元から出されました請願書も議会でも御審議をいただきましたし、池の処分についても非常に協力的であるということで、その方向は何ら変わってございません。

ただ、率直に申しまして、財政面の問題で、議会でもお諮りしております。たとえば学校建

設協会を設立して先行取得事業を行い、これを市で買い取っていくというような方向も実は検討いたしたわけでございます。開発公社での立てかえ施行、そして、一般歳入歳出予算で買い取っていくという方向もいろいろ検討いたしました。が、財政あるいは金融等の事情から、第二中学校のみ本年度の当初予算で御審議をいただき、早い時期に小学校建設の御審議をいただくということでなければいけない、こういう形にさせていただいたわけでございます。

この16日にも、池上あるいは富秋の町会をはじめ、王子側の南の各町会長さん、役員さんが来庁されまして、お話は十分承っております。教育委員会としても非常に重要な問題でありますので、一日も早くかかれるよう、最優先でこれに取り組むべく要請いたしておるような現状でございます。率直に申しまして、物理的に最短距離で学校建設を進めるにはどうすればいいかということについて、関係部長会でもいろいろと検討いたしておるわけでございます。何とか早い時期に開校しなければならないという訴えもしながら、財政の問題等もあわせ考えながら連日、これの対策に乗り出しておるような実態でございまして、時期は明示いたしかねますが、早い時期での建設を促進するよう最大の努力をしてみたい、かように考えておりますので、御賢察をいただきたいと存じます。

- 28番(坂上国治君) ただいま教育次長からの御答弁がございましたけれども、私の満足する答弁でないわけなんです。と申しますのは、あんた方は、われわれの指摘したことを性根を入れて聞いてない。説明会に行きなさいと、そんなことだれが言うたんや。先ほど私が要旨で申し上げたように、何事をするにしても急がば回れの方式で事前に相談をきなさいと。あんたら、説明会いうたかて報告に行ってるだけでしょ。それは報告や。報告のようなことでなかなか納得してもらにくいということを私は常に申し上げているわけです。

私はいままでから議会で市長以下部課長に対して、もっと性根を入れいと口汚なく言うてますけれども、言うて聞いてくれるんやったら、やかましい言う必要ないわけですよ。なまぬるい言い方やったら聞かんから、言葉がだんだんきつうなってくるということや。いつの答弁を聞いても、前に座っているあんたらが、こっちに座っている議員をだましているようなかっこうですよ。約束したことを守ったことあるか、現実に。

せやから、教育委員会だけでなしに、市長以下全部課長が責任を持ってやらしてもらわないかん。あれだけの中学校を建設するということになれば、みんな喜んで学校へ行ってもらおうにするのが本当なんです。ところが、こんな状態であんた方責任持てますか。持てるという人があったら、どなたでも結構やから答弁してください。

それから、これは別に話しようと思うてましたけれども、小学校の問題です。市長さんも議員当時からの問題はおそらく耳にしておられたらと思うんですが、これは一体いつやっ

てくれますねん。先ほどの田中議員と同じような質問になるんですけども。だからといって私は、うちの方を先にやって、田中議員のを後にせいと言うているのと違いますよ。しかし、何年も前に約束したことをあんたらはひとつも履行してくれない。少なくとも、そういうことは前向きでやっていただきたいと思う。

今度の学校の問題でも、順序を追うて進めるのであれば、まず、阪和線以西に小学校を建設し、その後に中学校をつくるのが常識やと思うんです。その点については、私も名前だけの厚生文教委員長を去年一年務めさしてもろただけなんで、最初の相談をひとつもしていただかなかったことは、私の力の足らんところだと反省はしておりますけれども、何の相談もないというのはどういうことか。中途になってから相談を受けた。厚生文教委員長であり、適正就学審議委員であるおまえは一体何をしているんだと突き上げられるのはあたりまえです。せやから、私もあんたらと同じようにおしかりを受けているわけですけども、常に私たちがこうしなさい、あしなさいとアドバイスしているにもかかわらず、あんたらが聞かんからこういうことになってくる。現在までのことを一遍振り返って考えてみなさい。突発的に、地元と何の相談もせずやるから中間でごたごたが起こってくる。ぱっぱっと進まないんだ。そういうことのないようにしなさいと私は注意しているわけですよ。

それで、先ほど次長から御答弁をいただいたわけなんですけども、開校の時点で満パイにしてみせますと申うてくれるか、くれんかは別として、小学校をいつ建ててくれるのか。もう何年も前から約束のできてあるやつです。地元の方々が千草池の周辺までお願いに行ってくれて、市の方からも調査に行っている。そこまで進んできた学校建設がおくれているんやからいたし方ない。さかのぼるわけにいかんぬやから。だから、今日から以後、どのくらいの間にその学校を建設してくれるのか、責任のある市長さんと教育長さんにお答え願いたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

常々、御指示をいただきながらまことに申しわけなく反省するものでございます。現在、御審議を通じての一定の方向づけということで中間説明に参っております。御指摘のとおり、学校建設の時点で地元への打診がなかったことを大きな原因と存じますけれども、加えて現在校に対する愛着、長い歴史における市民感情等々、なかなか厳しい状態でございます。前途多難であることを反省するものでございます。事前に関係諸団体と相協調してその方向づけを行うようにと御指示をいただいていたにも関わらず、その点で非常に甘さのあったことを謙虚に反省いたしておりますが、前途は多難で、全く真っ暗であるというのがその実情でございます。

そういった中におきまして、沿線沿いの小学校につきましては、49年の2月に町議で決定

いたしまして、伯太、信太両小学校の実態と、今後の人口増加を見通したときに、どうしても早期実現の必要性が浮かび上がるということで、用地取得についての一定の方向づけを行った次第でございます。自来、千草池を中心として池上町、富秋町の地主の方々、あるいは町会役員の方々の御協力を仰ぎながら、所管の財政課、公社ともども取り組んでまいりましたが、御承知の国の総需要抑制政策、金融引き締め等によりまして、中学校、小学校同時開校が望ましいとしながらも意のままにならず、遂に計画未遂に至ったような次第でございます。

このことにつきましては、過日、関係町会に参ったおりも、その後も二回にわたりお話ししいただいたおりもきつい御叱正をいただきました。自来、現在までの経いについて最大漏らさず新市長に御報告申し上げ、今後の方向づけについて一定の方針を指示受けまして、財政を含む関係課とも協議を昨日も持ちまして、一定の方向づけを見出しているような実情でございます。

池上、富秋両地域では、現在児童数約650名を数え、三年後には900名に及ぶという実態でございますし、信太、伯太両小学校とも大規模校としてあれ以上の増築は認めがたいという事情、並びに今回の校区編成とも相まって、この問題につきましては、十分なる反省の上に立って努力してまいりたいと考えておりますので、その点御賢察をいただきますようお願い申し上げます。

○ 28番(坂上国治君) たびたびだまされるんで、特に確認をしておきたいと思うんですけど、努力はしたができなんだというんでは困るんですよ。小学校一校大した金額じゃないでしょう。補助もついてくるだろうしね。せやから確約してくださいよ。何月何日までにやれとか、そんな無理なことは申しません。二年も三年も五年も努力したが実はこうでしたと、あんたらにのりくり逃げられたら、私はどないしたらよろしいねん。開校を目指している中学校については、あんたらがこれから一生懸命お願いに行って努力せなしようがない。これはあんたらの役目やから。しかし、小学校については、どのくらいの年度でどうやということのめどだけはつけてほしい。確約してほしい。努力しますということやなしに確約してほしい。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

(仮称)池上小学校の建設につきましては、私も登庁間なしでございますが、事務引き継ぎの中で、あるいは町会長との話し合いの中で前からの経過あるいは御意見等承らしていただきました。前々からの懸案であり、大事な問題でもありますので、早速私も教育委員会を中心に、財政、公社を含めまして、関係部課長を上部としてこの問題の煮詰めをせよということで指示をいたしました。

そういう状態でございますし、これから一定の方向づけを決めて用地の買収にかかる等の問題もでございます。したがって、いまの時点でいつ開校するかということを確認申し上げる

ことは時間的になんですので、もう少し時間をかしていただきたいと存ずる次第でございます。私も協議をしまして、前向きな結論を至急に出すように指示をいたしておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

- 28番(坂上国治君) 市長さん、いまの御答弁は不満足ですよ。私、率直に申し上げますけれども、あなたは現在の和泉市の状態をおわかりで市長に出てきたんでしょ。あそこに小学校は建ててやらないかんということはわかって出てきたんでしょ。それで確約できないというのはおかしいですよ。

努力します。努力しますで三年も五年もほっとかかてはあかんわけです。私らが一生懸命お願いしておっても、地元ではあんなやつはひとつも間に合わんということになるわけや。市長は四年間に一遍検査受けがある。われわれも検査受けせないかんわけや。その検査受けではねられたら、ここで何にもしゃべれんわけです。皆、地元のために協力して下さっていると思うんですよ。

わしは何も何月何日までにやれとは言うてない。年度のめどをつけてくださいと言うてんです。その点でいまの市長の答弁には不満足です。あなたは市長になってから間がないとおっしゃるけれども、中学校を建てておるから、小学校は建てないかんもんやということは自覚されて立候補したんだと思う。その市長がここで確約できませんというんやったらね。わしは確約すると言うまで引っ込みませんよ。そんな頼りない市長やったら、私は徹頭徹尾やらしてもらいませ。それではいかん。

- 市長(池田忠雄君) 私は率直に先ほど申し上げておりましたんですが、何年もほっておくというようなつもりはさらさらございません。用地の問題、遺跡の問題、実はいろいろお聞かせいただいておりますので、これから用地の買収にかかることといたしましても、財政当局との煮詰めが必要になってまいります。それぞれの部課で問題の煮詰めをしまして、明確な線打ち出して、誠意と責任のある態度で地元の方にも、議員さんにも御返事を申し上げたい。こういことで私なりに厳しく指示をしておるわけなんです。

遺跡の問題、その他の問題を勘案した場合に、軽々には申せないわけなんです。果たして物理的に行けるのかどうか。遺跡問題の処理、財源の確保あるいは補助の見通し等、その辺を十分に煮詰めて明確な御返事をさしていただかなきゃなりません。したがって、決してええかげんなことでもうしばらく待っていただきたいと申し上げているわけではございません。それらの問題を至急に煮詰めまして、新市長として誠意を持ってお答えをさしていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

- 28番(坂上国治君) 市長から力強い答弁をいただいたんですけども、えらいくだいよ

うですけど、財政的ということになると同じことと違いますか。一生懸命にやったけども財政的な面でぐあい悪いんやということになったらね、三年でも五年でも、これは同じことと違いますか。

それくらいのことは、理事者は力のある方々ばかりやし、市長も所信表面の中で、国、府へ行ってようけもらってくるということを確認してくれているんだからね。財源の見通しがつくまでというようなことじゃなしに、何年度にやりますぐらいは言えると思うんですよ。そういう答弁の仕方は、わしは卑怯やと思う。遺跡があるからどうかいうとったら、いつまでたっても学校なんか建てへん。一年や二年じきにたってしまう。

私は前の前から、私が当選さしてもろて間もなくから持ち上がっている問題をほったらかしにしてあるから申し上げているんです。中途はんばな一般質問やたらしやしまへん。だからきょうこそ確認してもらえるもんだと思って言っているんです。くどいんですけど、このぐらゐの間に小学校を建てましようと言うとくはなれな。せやないとね。いつでもだまされ放しで……。新市長にはまだだまされたことはないけれども、これからだまされんように思うて言うているんです。

初めての議会で重荷をかぶせるようやけども、ひとつ何とか確認してほしい。父兄の方々も、線路と18号線の横断については非常に心配されております。小学校の生徒が安全に通学できるように、そういう温かい気持ちで早期実現——あんたらは早期実現からもしらんが、私は早期やないけども、大体のめどを……。このぐらゐなら、財源の獲得も、いろんな調査もやれるということをはっきりしてほしい。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

いろいろ御叱正をいただきましたが、是が非でもやらなければ沿線沿いの小学校の将来の計画が立たない、すなわち、適正な教育ができないとわれわれ考えております。先ほど市長も申し上げますが、われわれ関係部局——公社、管財、財政、私ども寄っての協議の中では、まず、用地買収が先決である、日を置かずして着手しようと。先行取得の資金は関係課が相協調して確保するというので、当該町会長さん等いろいろお世話になることであろうと思いますが、本月から用地買収に着手することに決定いたしました次第でございます。

この用地買収につきましては、共有財産と民有がございますので、49年2月から管財は管財なりに、公社は公社なりに取り組んでまいりましたし、各水利権者のお力もいただいてまいりました。したがって、ここでいつまでに完成というよりも、用地買収に直ちに着手して、沿線沿いの小学校、すなわち伯太、信太小学校の大規模を解消していく作業に取り組む、その信念を御賢察いただきたい、かように考えるのでございます。

○ 28番(坂上国治君) いろいろ答弁を聞かしてもらってますけどね、これはどうしても予算化してもらわないかん問題でもあるので、予算をお願いして、昭和52年度に開校するということで約束してくれますか。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

非常に切実な問題として新市長にも十分説明いたしておりますが、市長としては、52年4月開校をめどにしたいという教育委員会の気持ちはよくわかる。しかし、52年に開校が実際にできないようではいかんから、物理的な計算をよくやれ。たとえば用地買収にどれだけ時間がかかる、設計にどれだけかかる、あるいは遺跡の調査にどれだけかかるといったことを十分に計算した上で、何とか最短距離でやれるよう努力しろ、絶対に約束のできる範囲を地元におろしてやるのが本当の親切であり、それによって対話もできるんじゃないか、といった指示をいただいております。

実は、財政その他各部局とも準備をしまして、事務的にはこの年末までに取りかかりという考えでございまして、議員さんから御指摘いただいた面を十分に体しながら、実際にできるところの日程を組んだ上で、その熱意を地元を示してまいりたい。現在、その仕事にかかっておる最中でございまして、ひとつ御賢察をいただきたいと思っております。

○ 28番(坂上国治君) そのつもりでやっていただいたら、恐らく52年度開校できると思います。あんたらが努力してくれて、もし、52年の4月に開校ができなくても、私はその努力を認めますよ。土地買収もやり、いろいろの事業にかかって、そして、4月に開校できん場合はやむを得ないと思う。せやけどね、じっと聞いていると、ただ単に言うてるだけのような、逃げ口上のような、そんな感じがどうしても出てくるんや。

だから、あっさりど……。じゃ市長、予算はいつ組んでくれるんや。予算組まなこんなもんできへんぜ。あんたらが専決でやれるんならええけども、予算組まないかんねやから。予算はいつ組んでくれるのか。

○ 教育次長(阪東重信君) いろいろとわかりますが、予算の問題については、近いうちに御審議をいただけるように私たち最大の努力をいたします。先ほども申し上げましたように、この議会が済み次第、直ちに用地買収の関係で地元に参加しますので、ひとつその辺で御勘弁をいただきますようお願い申し上げます。

○ 28番(坂上国治君) あんたらには根負けするけど、しかしね、これはどうしてもやってもらわないかんねやから。私も何回も同じことを声からして言いたいことないんや。せやから、あんたらが「はい、わかりました」と言うてくれたら……。実現していくんやったら何も口多く言うことない。

開発公社にゆだねて買収から先行取得と言うけども、はっきり言うたら、開発公社と市とは関係がないようであるんや。頼んでます。いやうちは聞いてませんよ。というようなことでしっ中逃げられているわけや。せやから、わしに何遍も言わさんと、52年度開校を目指して努力しますと、言うてえな。全庁挙げて努力しますと、あんた言うてくれますか。それを言うてくれへんのやったら、学校建てる誠意がないとわしはみなすよ。

○ 教育次長（阪東重信君） 先ほどもちょっと申し上げましたように、52年4月開校をめどにしたいという教育委員会の気持ちはわかるが、物理的な計算をしっかりとって確実な線を地元におろせという市長の御指示を体しまして、おとついても、きのうもこの問題に取りかかっております。近いうちに必ず地元の権利者へも足を運んでまいりたい。議員さん御指摘の点は、今度こそ十分しみ込んでおりますので、確実な時期の明示だけは何とか御勘弁をいただきたいと思えます。

○ 28番（坂上国治君） そんな苦しい答弁せんでもええやないか。52年度開校を目指してやりますと一言言うたらええんと違うんかいな。市長、よう言わんのか。それやったら学校建てる気持ちはないということになる。

○ 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

坂上議員さんの御趣旨は市長、肝に銘じております。先ほど言葉が足りなかったかもわかりませんが、重点施策として再調整をして、何とか見通しを早く立てよということの指示もいたしておるわけでございます。52年4月を目途に取り組むとしても、買収とか遺跡の調査、建設等の問題を勘案したときに、物理的にしんどい場合が出てくるおそれもあるから、その辺の煮詰めをきっちりした上で議会なり関係地元の方に申し上げるのが本筋である、このように私は指示いたしております。したがって、今後、その線に沿って全力を挙げて取り組んでまいっている覚悟でございますので、ひとつよろしく御了承のほどお願いいたします。

○ 28番（坂上国治君） 何遍言うてもわからんのやな。私の言う気持ちわからんのかいな。52年度開校というあれで進んでくれと言うてるんや。あんたらも進む気持ちがあると言うていられるんや。で、一生懸命やったけれども、こうこうこういうことのためにおくれたんだということなら、それもやむを得ないですよ。そんなことは、あんたら職員だけがわかるんやなしに、われわれ議員だってわかります。特に私は地元やからようわかる。ああ、これなら無理がないなあと。だから、できんことを無理にせいとかどうとか言うてない。私も市会議員やらしていただいているんやから、市の財政状態その他ようわかってます。

しかし、あんたらがやるという姿勢を示してくれなんたらどうにもならん。これやったら引き延ばし戦法ばかりや。52年度開校ということであんたらが協力してくれて、われわれも

協力してもらい、それでどうしてもできなかったんだというのであれば、地元の方々にも私からお願いはできます。せやけど、こんな状態でね、なかなかむづかしいですよということで何年もほっておかれたら、私の立場どないなりまんねん。実際、阪和以西の父兄の気持ち、子供の気持ちいろいろ考えてもらたら、私がかわいそうやと思うんですよ。そらい追い詰めて悪いけれども、52年度開校を目途にやりますと言うてほしい。言うていただいたら、この問題については私、引き下がります。

- 教育長（葛城宗一君） 私からお答え申し上げます。

教育委員会計画は52年4月開校でございますが、市長としては、物理的にそれが間に合うかどうか、もっと真剣に取り組めということなんです。もちろん、私どもは来年度国庫補助としての校舎新設は取りつけるという起案を現在持っております。これらの事情等も御覧察いただきたいのと、いま御指摘の全庁挙げて52年4月開校を目途としてという、そこに慎重な意味を含んでいただけるものと解釈して、それに向かって微力ながら鋭意取り組んでまいります。

- 28番（坂上国治君） くどくどと御質問申し上げましたが、52年を目途としてひとつやってやろうということでございますので、小学校問題はこれで終わります。

中学校問題については、先ほど教育長からお先真っ暗だと言う答弁もありましたけれども、それでは困ると思うんですよ。鋭意努力をされて、開校するときにはみんな晴れ晴れした気持ちで学校へ入ってもらえるようにしてほしい。もっと事前にお願しておきゃいいものを、後から報告みたいなもんに行くさかいに気持ちを害していることも多いと思いますが、ひとつ御努力をいただきたい。それで

それでは、町名問題について御答弁をお願いします。

- 同和对策部長（佐原行雄君） 坂上議員さん御指摘の点につきましては、そのとおりでございます。坂上議員さん、藤原議員さんの御努力を得たことも事実でございます。本問題につきましては、当初、市条例の呼称の中に通称宮本町という町名がない。これ自身、行政差別であるということから始まり、取り上げられてきたわけでございます。経過につきましてははるる申し上げませんが、最初の事例において、私たちの本質にかかわる重要な問題につきましの判断の誤りが起こってまいり、その取り組みにつきましては非常な不十分さがございました点、市の怠慢につきましてはおおびするしかないわけでございます。

それから、住居表示審議会の関係でございますが、これにつきましては、当初から議員さんの御指摘を受けておりましたことはそのとおりでございます。遅まきながら設置いたしましたわけでございます。御指摘の途中で辞職という問題のあったことも聞いておりますが、われわれとしてはその間において、申し送り事項として市長に御説明申し上げました際に、この問題に

については、本当にわかっていなかったんじゃないか。なお繰り返し勉強し、理解することがまず第一である。という強いおしかりをいただいております。そのことを踏まえて、校区の同推協などあらゆる角度から検討し、全庁的に対処してまいりたいと考えております。なお、住居表示審議会も継続して進めるべきである、このように考えております。

- 28番(坂上國治君) 同対部長から答弁がありました。そんなことはあんまり聞きたいことないわけです。過去のことを何ほ言うたって取り戻しのつかんことやからいたし方ない。しかし、二年間にわたって藤原議員とともにあちこちお願いに行っ、足を運ぶたびに、さっきも言うたようにほおかぶりして行かないかんような状態になったわけです。

だから、ことしのお祭りのときに、済んだあくる日から一生懸命やれよと言うたわけや。あんたら10月5日の祭りまで藤原議員やらわしやらのとこへ毎日来てくれた。うるさいぐらい来てくれた。それが祭りからすっくり飛んでしもた。せやから、祭りさえ済んだら、来年の祭りまで用事はないわいとあんたら思うているんやろと思うんや。違いますか。祭りまでは毎日毎晩ほどこやあや言うて来た。たまにはよう帰って寝たいなあと思っても、あんたらのつき合いしているいろとやってきたわけや。ところが、祭りが済んだらトンボの尾切ったように何にも言うてこん。こういうことでは、恐らく動きはとまってるもんやと思うねん。それでは困るよ。

そこへもってきて、今度は会長さんがやめられた。頭なしや。頭なしでは会の運営はむづかしいと思うんです。一体、あとどうするのか。来年の祭りまで待たずに早期に解決してもらわんと……。来年の祭りのときに言うてきても、今度はわしら、よう頼みに行かんぜ。何しにうせたんかと言われますよ。そんなことのないように肝に銘じて本問題を解決してほしい。これは全部の職員の方をお願いしておきたい。全部の職員を動かすのはやはり市長が指示せないかんねやから、そういうことでひとつ確約してほしい。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

この問題につきましては、坂上議員、藤原議員に一方ならぬお世話になりまして、感謝を申し上げます。いま、坂上議員さんのおっしゃるように、本問題、御指摘どおりやります。選挙その他がございまして、若干、おくれている点があるかと思いますが、今後とも御協力を御指導のほどをいただきますようよろしくお願いいたします。

- 28番(坂上國治君) 大変長い質問をさせていただいて恐縮でしたけれども、先ほどの二点、確約していただいたことを守っていただけるということを確認しまして、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 20 分休憩）

（午後 3 時 38 分再開）

○ 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続いて一般質問を行います。

○ 議長（貝淵博治君） 20 番、寺田茂君。

○ 20 番（寺田茂君） 教育問題、交通公害、校区編成について、大きく三つに分けておりますが、教育問題と校区編成を別個にしたのは、三つの校区編成については、特に市長さんから御答弁をいただきたいということで分けておりますので、御了承を願いたいと思います。

まず、第一点目の教育問題ですが、2 日前の 12 月 17 日、和泉中学校で P T A の三年生の保護集会というのが持たれましたが、この集会開催の通知書が非常に複雑であり、私も納得のいかないところがあったので、学校教育という観点から質問をしていきなさい、こういうふうにするわけですか。

私、P T A の発行した趣旨賛同書の内容を皆さんに若干披瀝したいと思うんですが、こういうことが書かれてあるわけです。卒業期を前にして生徒の進路指導とか高校の折衝などで先生方に御苦労をかけている。そういう観点から、保護者が個々にお礼をすることをやめて、全体として感謝の気持ちをあらわすための費用。または高校対策のための学校が必要とする費用は、いままで補習費として集めていた。しかし、今回は補習費を集めなかったで、その費用は、私ども保護者が協議の上負担すべきものと考え、学校への記念品その他を含めて 3 千円を集める。こういう趣意書が 3 年生を持つ各家庭に回っているわけです。これをひとつのテーマとして P T A の集会を開く、趣旨を御理解の上御出席いただきたい、こういうふうに書かれているわけなんです。

発起人は P T A という形になっておりますので、3 年生の子供をお持ちの家庭は御存じだと思いますが、それ以外の方は恐らく御存じないと思います。しかし、この内容については、なかでも高校への進路指導とか補習費とかいわれているんですが、これは一体どういうものなのか、あるいは 3 千円の費用で P T A 総会を開く、こういうことを教育委員会は知っているのかどうか、知っているとしたらどう考えるのか。義務教育の無償化ということが論議され、その方向に進もうとしている中で、このようなことが大っぴらになされていいのかどうか。また、教育委員会としては、今後、これにどう対処していこうとしているのか、この点について意見

を伺いたい。

教育の機会均等ということが憲法及び教育基本法にうたわれ、十分生かされなければならないのに、このようなことが、ごく普通のようにPTA並びに学校で行われているということは大変なことであると思います。第一点はそういうことです。

第二番目は、幼稚園設置の問題なんです。現在、和泉市には小学校区として16校区ありますが、このうち公立幼稚園が7、私立幼稚園が9。現在の教育の中で、必ずしも幼稚園だけが問題ではないと思うんですが、和泉市の実情を見ますと、保育園、保育所が21園、無許可の保育所が4という数字になっておるわけなんです。

私が特に黒鳥校区を指摘させていただいたのは、もちろん、公立幼稚園の設置が一番望ましいことなんです。公立保育園、私立幼稚園、無許可保育所を含めまして何一つないのが黒鳥校区であるということを申し上げたいわけです。非常に不十分なところはたくさんあります。たとえば和気では私立のひばり幼稚園一つしかないし、鶴山台でも上代に無許可保育所が一つしかない。保育行政については、おくれが目立つというふうには思いますが、それにしても、何一つないという校区はございません。黒鳥校区だけです。これは教育委員会か福祉関係になるのか知りませんが、仮に幼稚園と保育所が一体となるものとしたら、両方からみて今後、どのようにしていこうとするのが、この点についてお伺いしたい。

また、幼稚園につきましても、学校教育法第78条に5項目がちゃんと挙げられておりますが、その辺も踏まえて、幼稚園もしくは保育園の設置にどう対処していくのかをお聞きしたいと思います。

大きな二点目として交通公害ということを挙げておりますが、府中信太山線歩道設置については、やりかけているとはいうものの着工には至っていない。この工期はどれぐらいになるのか。いまや、府中信太山線は交通量がふえ、また、13号線が混むということもあってここを利用される方がたくさんおられます。仮に工期が3カ月かかるとしたら、その間の安全対策、特に子供さんの安全対策をどうしていくのか。大きな事故でもあったら大変なことなんで、この点お聞きしておきたい。

それから、黒鳥観音寺線ですが、御存じのように、この沿線沿いは宅地造成がどんどん進み、黒鳥の中心的な繁華街というんですか、密集地となっております。歩道並びに安全さくの要望も出ておりますので、今後の見通し、積極的な対策をお願いしながら御意見を伺いたい。

第三点目の自衛隊官舎によるテレビ障害ですが、自衛隊の官舎は4棟、5棟というふうに私たちのわからないうちに建ってくるので、継ぎはぎの対策ではとても間に合わないという状態

です。第一回目ときには、私たちが自衛隊なり防衛庁なりに直接交渉に参りましたが、今回は、市の公害課長が積極的にやりますということなんで、私たち直接の交渉はいたしておりません。

しかし、官舎がこのようにどんどん建ってくる現状からみて、市としては、今後の見通しも建てるべきではないのか。もし、国家権力のなで市としては話しができていくという点があるとしたら、今後の方向を変えていく必要がある。先ほど申し上げましたように、公害課長もいろいろ力を入れてくれておりますが、なかなか進まない。私はいつもこの問題について申し上げておりますが、実際、どのような経過になっておるのか、また、市としてもはっきりした要望ができないものかどうか、この点をお聞きしたい。

次に、第三番目の校区編成についてであります。御存じのように、第二中学建設により問題ですけれども、これにつきましては、私は適正就学審議会の中でいろいろ意見を言わしていただきましたし、細かい点については、審議会の中で話をしていきたいと思いますが、今度、市長さんがかわられました。選挙演説でも、今回の議会の中でも、市長は、市民の合意があるし、住民の納得を得た方向で進めたいということをおっしゃっていますので、この問題をどう対処していくのか、ということをお聞きしたい。

ちなみに、適正審議会の中でことしの7月5日でしたか、「編成について」というひとつの資料が出たんですが、その中にはこう書かれてあるわけです。阪和線沿線地域のマンモス化といえますか、今後も増加が予想される。大規模校での先生と生徒の相互理解を保つ必要がある。また、山手中学校のような小規模校では、先生、生徒の親密さは増していくが、ともすれば厳しさに欠けやすい、積極性に欠けた集団になりがちであると。これは一部分ですが、こういうふうに出ているわけです。だから、大きくてもぐあいが悪いし、小さくてもぐあいが悪い。こういう問題から今度の校区編成、第二中学の校区編成が混乱し、住民の理解もなかなか得られないということになっているんじゃないか。

そこで、市長さんにお聞きしたいのは、先生と生徒の関係ですけれども、和泉中学に現在、生徒は千400人ぐらいおりますが、先生は何人おるのか、また、山手中学は生徒数約190人といわれていますが、先生は何人おるのか、このことを参考としてお聞きしたい。といいたすのは、先生が多くてとか、少なくてもかという問題がかなり出ておりますので、多い方がいいのか、少ない方がいいのか、私のひとつのパロメーターとしたいと思っておりますので、この点をお聞かせ願いたい。

それと校区編成については、今後進めていく中でいろんな障害なり、むづかしい問題が出てくるんじゃないかと思うんですが、現在の山手中学の解消についてはこういうふうに述べてお

るんです。同和審答申の趣旨に基づいて山手中学を発展的に解消していく、ということは廃止なんですね。だから、坂上議員に御答弁があったように、小学校建設が52年度ということ

ですから、私は、校区問題は、小学校区が大きな基点になるんじゃないかと思うんです。言葉としては発展的解消ですが、まず、山手中学の廃止を再検討すべきではないか。そうすることによって健全なる、また、皆さんから理解の得られる校区編成ができるんじゃないかと考えるわけです。

また、自治体としての和泉市という観点から言えば、憲法と地方自治法に違反した窓口一本化行政がこのような問題を生んでいるんじゃないか。そうでなければ、小学校、中学校というふうに順序立てた形でスムーズに行っているんじゃないか、というふうに考えるものですが、このこともあわせて今後、どのように改めていくのかということをお聞かせ願いたい。

再質問については自席からさせていただくことにしまして、以上、一般質問の趣旨だけ説明させていただきました。

○ 議長（貝淵博治君） それでは教育問題、交通公害、校区編成について一括して答弁してください。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育問題についてお答え申し上げたいと思います。

第一の和泉中学の進路進学指導についての問題でございますが、進路進学指導は、保護者の信託にこたえてしっかりやってくれということを私たちは常々申し上げておりますが、その経費をPTAが負担しておるといことはいま承りました。少なくとも、正課の授業時間内で学習効果を上げていくというのがわれわれの考え方でございまして、御指摘のような経費につきましては、基本的には望ましくないという考え方で、実態を十分調査の上適切な指導を加えてまいりたいと思います。

御承知のように、学校経営に対する負担の軽減という問題については、かって和泉市の財政の苦しい中でこの問題に取り組んだことの経験からしまして、われわれもそれなりの努力をいたしておりますが、今後、十分調査をしまして、そういうことのないようにいたしたいと考えております。

それから、幼稚園設置の問題で、黒鳥校区では幼稚園も保育園もないということでございますが、幼児教育という面から、文部省は昭和47年に、10カ年計画で4、5歳児を収容する体制をとるべきだという計画を立てておりまして、私たちも一校区一幼稚園、一校区一保育園という計画の中で、お互いに連絡を密にしながら最も必要度に応じた対策を立てるべく努力しているところでございます。

私立幼稚園の問題につきましては、公私立幼稚園の調整配置を含む長期計画も考えながら、

幼児教育には力を入れていきたいと考えておりますが、現実に扱っておりますのは、幼稚園では伯太幼稚園でして、黒鳥校区の就学一年前の者については、全員伯太幼稚園に収容するという計画で取り組んでおるわけでございます。今後、財政事情あるいは助成措置等にもらみ合わせながら御趣旨にこたえてまいりたい、こういう考え方でございます。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） 交通公害の問題イ、ロ、ハにつきまして簡単にお答え申し上げます。

イの府中信太山線歩道につきましては、私の方で承知しております工期は、12月15日から2月末日ということございまして、現在、予備工事という形で全道をアスファルトカットしておるといふふうに聞いております。本格的な工事は、年明け早々にかかるということでございます。

なお、工事期間中の交通安全対策でございますが、われわれとしても建設部局と協賛しながら、できる限り万全を期したいと考えております。また、そこを通る児童、生徒については、各学校長に対しまして、期間中の歩行についての注意事項等、いろいろと御指導を願いたいというふうに御依頼申し上げます。

ロの黒鳥観音寺線学童歩道についてでございますが、現在、私どもの考えている歩道対策としては、路側帯ライン引きしたいと考えております。なお、本道路は、都市計画道路でございまして他の一般市道のように、府の補助を受けて補助事業として施行するのがむづかしいわけです。歩道さくを設置するとなれば、市単費で行わなければならないという財源的な問題もありますので、ただいま申し上げたとおり路側帯をライン引きしたいと考えております。

それからハのテレビ公害。これは毎回、御指摘を受けておる問題でございますが、前回以後の経過について簡単に申し上げますと、共同受信機の設置が10月未完成ということで、前回、御報告を申し上げます。その後10月27日に、自衛隊側から完成の立ち会いをしてほしいとの連絡がありまして、私どもの担当者が参りました。自衛隊、共同受信装置の利用者、地元の方々ともども、映像の写りかげんを見て回ったわけでございます。

受信装置の設置により対策そのものは一応終わったわけですが、今後の問題として、受信装置の維持管理等につきまして、前回の轍を踏まないようにということで、自衛隊側に、この件について協定を結ぶ際には、市も立ち合わせてほしいという要請をしまして帰ってきたわけです。そして、今日に至っておるわけですが、たまたま昨日、自衛隊の管理課長が私の方の産衛部次長を訪問されまして、これは他用で来られたそうなんです。次長から本件についての質問をしたということで、その内容については、次長から御説明させていただくことにいたしま

す。

それから、建設の今後見通し等については、遺憾ながら、私の方ではわかりかねるかけてございます。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 教育次長（阪東重信君）校区編成の問題についてお答えいたしますが、議員さんには常々、審議会委員として発言をいただき、いろいろとお力添えもいただいておりますが、基本的な考え方につきましては、審議会でも申し上げておりますが、議員さんの御見解とは相違もあろうかと思えます。しかし、少なくとも、御指摘の住民の理解と納得の上で進めていくという御趣旨は、十分謙虚に受けとめてまいりたいと思えます。

それから、御指摘の先生の人数でございますが、信太小学校の生徒数1,282人、それに対する先生の数は54人、幸小学校では、生徒数464名に対して先生が39名、和泉中学では、生徒数1,408名に対して職員数57名、山手中学が生徒数1,099名に対して教職員が33名でございます。同和対策、同和推進校としての場合は、これは御承知のとおりでございます。

それから、今後の教育の改善と申しますか、文部省は文部省としての考え方がありまして、それに対して議員さんとしていろいろ御意見があろうと思えますし、私たちとしまして、文部省の教育課程の内容についていろいろと考え方もあるんでございますが、この問題につきましては後刻、いろいろとお話しさせていただきたいと思えます。小学校の選別であるとか、それらの趣旨はよくわかりますが、私たちとしても謙虚に受けとめながら、問題点は審議会へ率直に御報告申し上げ、議員さんも委員として、その中で御発言をいただければ幸いかと思えます。

○ 議長（貝淵博治君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

ただいま教育委員会の方からお答えをいただきましたが、御案内のとおり、教育委員会でいろいろお願いも申し上げ、また、寺田議員さんも御参加いただいております適正就学審議会の中でいろいろと御審議を賜っている問題でございます。いずれにしましても、非常にむづかしい問題であると存じますけれども、深い御理解をいただきまして、何とか校区の再編成問題が解決できますように、教育委員会並びに適正就学審議会の御審議を待ちながら、積極的にもさしていただきたい、かように存じております。大局的な見地に立っての地元の御理解を何とかいただきたい、かように存じておりますので、よろしく御指導と御協力をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

○ 20番(寺田 茂君) 一とおり答弁をもらったんですが、まだ不十分な点があります。その点について質問いたしますが、あまり何遍も言いたくないんで、できるだけ端的にお答え願いたい。

一番目のPTAの問題ですが、教育次長のいまのお話ですと、補習費とか進路指導の問題で、PTAに依存しているというのを知ったのはいま初めてのようでございますな。教育委員会がこういうことを知らないというのは、非常にいいかげんな答弁であると思う。中学校ができて以来、多かれ少なかれこういう問題はあったと思うんです。さすれば、補習というのは、現在やられているんですね。これだけ言うてください。

○ 教育次長(阪東重信君) はい。

○ 20番(寺田 茂君) 補習がやられているということは、補習費を集めているということなんです。今回に限って補習費を集めてなかったから、三年生の父兄に3千円ずつ負担をしていただきたいということなんです。だから、あなたの答弁は、この問題を避けているように思うんです。

こんなことを知らないという教育委員会だったら大変ですよ。きのう、おとどのことです。和泉中学の問題です。あまり怒りとうもないけれども、こんないいかげんなことでは全く……今後、教育委員会としてどうするんですか。私は今後、こういう問題が発展していった悪い影響を及ぼしはせんかということをお心配しているんです。

卒業生は400人ぐらいおるんです。1人について3千円としたら、400人で120万円の金です。全部の家庭が出すかおさんは別として、全部が出したとして120万円のお金が入る。この金は何に使うのかということを知りたい。次長は補習費はPTAに依存してなかった、それはおかしいというふうに言われるけど、これこそ私はおかしいと思う。もう一遍言うてください。

○ 教育次長(阪東重信君) 補習自体は、進学の面で必要なことは私たちもわかるんですが、これの経費に対して、お金が徴収されておるとかということについては、十分調査したいということを申し上げておるわけなんです。常々、御指摘のある市費負担の問題——43年ごろから非常に苦しい財政の中で一番先に取り組んだのが、実はこの問題だったわけなんです。はっきり記録も持っておりますが、昭和44年から5年というのは、財政の非常に厳しいときでしたけれども、学力テストの公費負担、それから、小学校の冷暖房の燃料費の市費負担、あるいはプールの水代、これらをまず、一番先に切りかえたという経過もあるわけでございます。したがって、中学校における進路指導とかテストについての問題も、別途としていこうという考え方を私たちは持っております。議員さん御指摘の義務教育は無償が原則であると、確か

におっしゃるとおりでございます。細かい点で私たちと意見の相違はあるとしても、基本的には、そういう姿勢で進めているわけでございます。

いま、PTA云々とおっしゃっているのは、三年生の父兄だけを対象にされているんだと思いますが、これは望ましいことではございませんので、十分にその実態を調査の上、その指導。また、財政面でどのように取り組んでいくかということもあわせて検討してまいりたい、かように考えております。

○ 20番(寺田 茂君) これは、あなたがあまり知らない問題なんで、当を得た回答を得るのはむづかしいと思うんですが、しかしね、知らないというのは怠慢であるし、残念なことであると思う。PTAとしてこういうふうにはっきり書いてあるんだから、そうすると、PTAというのは学校教育とは別個なんですか。学校または教育委員会と一語にこういうものは協議しないんですか。

○ 教育次長(阪東重信君) 社会教育面では、PTAに対して指導をいたしております。

○ 20番(寺田 茂君) それだったら、私は怠慢だということを申し上げたい。もうすでに終わったようなことを知らない。また、そういうことはあり得ないだろうと、こういう答弁をするというのは全く意外だ。ぼくは先ほど高校進学を踏まえた生徒さんだけですよということをはっきり言うてます。何人とかそういうことは別にして、今後、こういう問題が起こらないように……。もし起こるとしても、任意であってしかるべきだと思う。これでは強制的ですよ。金額まではっきり書いて、協議するから来てください。来られない人は委任状を出してくれと、非常に官僚的な形なんでね、これは私はよくないと思う。十分調査してください。

それから、幼稚園の問題なんです。特に私の申し上げた黒鳥校区、これは伯太校区の幼稚園と共同で入れるという形でまけれども、そこでお伺いしたいのは、幼稚園と保育所、基本的に教育委員会の方では、どちらを進めていかれるお考えなんですか。いわゆる就学一年前の方です。それだけ言うてください。

○ 教育次長(阪東重信君) 御承知のように、文部省と厚生省の考え方がありますが、基本的に養護一年間ということとはあり得ないという考え方を私たちはとっております。少なくとも、幼稚園は学校教育法に基づく教育であり、保育園は児童福祉法に基づく、いわゆる保育に欠けた幼児に対する措置である。ともに養護一年というのは、むづかしいということとははっきり申し上げます。

したがって、厚生省は保育園の設置に力を入れておりますし、文部省としても、47年を初年度とする十年計画を策定し、優先的に市町村が財政措置を講じられるような方向で進んでおるといのがその実態でございます。われわれとしても、それらの設備充実には、鋭

意努力をしていかねばならんという考え方でございます。

- 20番(寺田 茂君) 先ほど申し上げたように、和泉市には公立幼稚園が7つ、保育所が21、私立幼稚園が9つ、無許可が4つとあるんですが、黒鳥校区には何一つない。表を見てもらったらよくわかると思うんです。じゃ、幸校区にはどれくらいあるんですか、公立、私立全部合わせて。
- 市民部長(内田繁君) 幸校区は同和地域も全部含めて保育園は5つ、それから、幼稚園は1つでございます。
- 20番(寺田 茂君) 私立の幼稚園がありますな。
- 市民部長(内田繁君) 1つでございます。
- 20番(寺田 茂君) だから私が申し上げたいのは、一校区一つというのが基本であると思うのに、全くないところと、たくさんあるところとある、なぜこうなるのか。先ほども申し上げましたように、鶴山台の北とか、この辺も非常に難儀していると思うし、和気校区もそうです。しかし、何一つないのが黒鳥校区です。この問題を今後どうしていくのか、考えだけをひとつ、幼稚園か保育園かそれは別として、納得のいく答弁を……。二回と質問せんでもいいように言うてください。
- 教育次長(阪東重信君) われわれとしましては、基本的に現在の伯太幼稚園の教育条件そのものは決して満足すべきものではないということから、黒鳥校区に幼稚園設置の必要を認めながら、その財政的な裏づけで見込みがあるように検討したいという考え方を持っております。
- 20番(寺田 茂君) その問題については、地元からもたくさん要望があるんです。いま、黒鳥小学校の横に市の土地があるでしょう、あれを私は積極的に考えていったらどうかと思うんです。ああいうところを前向きに考えてもらいたい。お願いしておきます。
それから、交通公害の問題で三つほど答弁をいただきましたが、12月15日から2月末日を期間としてやっていくということなんですが、安全対策はこれから始まっていく、その間、大きな事故でもあったら大変なことなんで、ひとつよろしく願っておきます。
それと、黒鳥観音寺線、これは都市計画道路なんでむつかしいとは思いますが、先ほどライン引きの話も出ておりましたが、できれば、さくなんかをしてほしい。安全対策については、住民の納得のいくような形で前向きに考えてもらいたい。どうです、予算の関係も足りそうですが、ライン引きについてはいまだきそうですか。
- 交通公害課長(梶木岑雄君) 年度内にライン引きをしたいと考えております。
- 20番(寺田 茂君) 自衛隊官舎のテレビ障害の問題で、審議が始まる前に私が入ってき

たら、宇沢部長がもうできているやないか、というふうに言われだんですがね。私はできてませんと。大変なことを言うてくれるなあと思うたんやけど。その点、先に言うてください。あんな、ここへ入ってくるときに、もうできてきさせと言われた。

- 産業衛生部次長（山本俊兼君） 先ほど担当からも経過について御説明申し上げましたが、昨日、自衛隊の担当者が他用で来られまして、私がお会いしたわけでございます。その中で、実はここに協定書の写しをいただいておりますが、1・2月に入って、新しい官舎の建設に伴うテレビ障害の問題については、黒鳥の第五地区の町会長さんと協定が一応、成立したということを知っております。私の方からは、協定そのものはいいとしても、自衛隊といえども、和泉市民に迷惑をかけることのないよう積極策をとっていただきたいということの申し入れもしております。そういうことで、新官舎に伴うテレビ障害の問題については、地元と施設局長との間で協定が交わされ、かつ自衛隊の駐とん部隊の隊長が立会人という形で協定が結ばれておるという現況でございます。

なお、古い官舎の関係から生じているテレビ障害の問題につきましても、これは地元との協定の中で一定の事情があるようでございますが環境公害を排除するという観点から、自衛隊におかれましても、住民の納得できるような策を講じられたいということを昨日申し入れておりますので、御報告申し上げます。

- 20番（寺田 茂君） そんなこと聞いてない。違うことを答弁してもろたら困る。私が一般質問に入る前に宇沢部長が、できているやないか、というふうに言うからね。その根拠は何やということを知っているんです。いま、向こうとの折衝の中で進めますよという段階でしょう。だから、私は一般質問に出してあるんですよ。

- 産業衛生部次長（山本俊兼君） いま申し上げましたように、協定書という名称で、大阪防衛施設局長と地元の代表との間に協定が結ばれておるということでございます。新官舎の問題については解決を見た。こういう意味で部長は申し上げたと感じております。

- 20番（寺田 茂君） それやったら、部長が言うたのは協定書が作成できたということですか。さっきの私とのなんでは違ったですよ。もうできてますがな。あんな、何を言うてんねと。私はこのことを言うているんですわ。それやったら、私の一般質問のときにきちっと言うてくださいよ。私はできてないというふうにみているんだからね。あんなから言うてください。さっきのことはどういうことだったんですか。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 寺田議員さんから、部長があいまいなことを言ったということの御指摘でございますが、自衛隊官舎のテレビ障害については、産衛委員会でもかねがね問題になっておりました。たまたまきのう、自衛隊の管財課長が参りまして、テレビ障害の問題

については協定は終わっております。という次長からの報告を受けたので、一般質問に入る前に私、笑って申し上げたのはそういう意味でございますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

○ 20番(寺田 茂君) 誤解のないようにね、完全にできてますと言われたら、受信機ですか、これができているのかどうかという判断に立つのが普通なんです。協定書ができているというようなことは、一般市民にはわかりません。一般的に通用せん。私の質問が出て、なおかつ、私の質問が不十分だったらそういうふうに答えていただいて結構だと思う。しかし、私は一般質問出してないんですからね。その時点でできてますよというふうなことを言われたらどうなるんです。もうくどくは言いませんが、部長としてはもうちょっと考えてもらいたい。

テレビ障害の問題については、市としてもいろいろ御苦労なさっているんですが、その中で自衛隊の官舎の問題ですね。7月の時点で第三官舎が完了する。これまでもうできます。できます。写りますと住民の方々に何遍も言うてきて、結局、ナイター一時分に間に合うかなという話が出てきて、私が確認したところ、何とかいけるでしょうという話が現在これなんです。決してこれは市だけの責任とは言いませんが、当初、交渉に入ったときは町の方から行ってもらったから、今度は市の方で極力やりますと言われたんで、あえて、そういうふうに筋を踏んでやってきたわけです。それがいき言うように蒸し返したらいかんけれども、何やせせら笑うような言い方でね。住民が十分納得のできようなやり方をされるのは非常に私は不満です。この問題については、市も今後より努力してもらわないかん。この点については、これで結構です。

それから、校区編成について市長からお答え願ったんですが、私も委員会の委員なんで今後、その中で細かく聞いていきたいと思うんですが、ただ、ここで申し上げたいのは、このように大変なことの先ず発端は何かと言うことなんです。小学校区ができ、中学校区ができていけば、住民の方々はそらまあ、納得するかもわかりません。また、今後どういうふうに発展するかもわかりません。しかし、中学校の問題であり、来年4月開校というところで現在いざこざがあり、説得もできないような状態の中で果たしてできるのかどうかです。学校だからといって、門さえ開けばいいというもんじゃない。これで果たして住民の方々の納得するような校区編成ができるかどうか、いまの段階では非常に問題があると思うんです。

小学校区がさっき問題になりましたが、小学校区を編成してからでも、中学校区は十分に成り立つのではないかと私は申し上げておるんです。いまの行政の中で窓口一本化による今回の第二中学校の問題が大きなウェイトを占めている。また、資料を見ますと、山中中学廃止の方

向が進められつつあるし、廃止という論議も出ておる、この点で考え直す余地があるのかどうかということを市長にお聞きしたんです。市長は選挙公約の中で、市民の合意、住民の納得を得ると言っておられる。納得を得られなかったら来年の4月に開校できませんよ。いまの段階では、私は非常にむづかしいと思う。

山手中学は現在、生徒が通っているんです。これを即廃校にするような形がいいのかどうか、むしろ校区編成をきちんと進める中でやるべきではないかというふうに私は思うんですが、廃止の問題をどう考えておられるか、この点だけ市長ひとつ。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

本件については、寺田議員さんも校区再編成適正就学審議会の委員として御努力いただいておりますわけですが、教育委員会としてはいま、最大の努力をいたしております。また、適正就学審議会委員の方々におかれましても、一生懸命御審議を賜っている途中でございまして、それらの結果を聞かしていただいた上で、市長としての判断をいたすのが至当ではないか、このように存じておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

なお、せっかくあましてでき上がっております（仮称）和泉第二中学でございますので、地元とのあとう限りの対話を進めていく中で御理解を賜り、校区の再編成がスムーズにできますよう、今後とも最大の努力を続けるべきである、かように存じておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 20番（寺田 茂君）（仮称）和泉第二中学については、私たちは以前から、同和事業があるときから申し上げてきたんです。窓口一本化行政では、必ず後でいろいろと問題が出ますよと、このように私たちは位置づけているわけです。校区編成で住民の方々の理解と納得を得られない点がそこにある。だから、小学校区、また中学校区に十分理解の得られるような形でない、来年の4月開校はまだまだ難儀をしますよという御注意を申し上げておきたい。

それと、いまちょっと気になったのは、私たちは第二中学を建てるのが悪いとか、大きいのもったいないとかいうことを言うているんじゃないんです。皆さんに喜んで入学してもらえるかどうかということを申し上げているんで、それだけ御注意申し上げまして、終わります。

○

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。20日、21日は休日とし、22日に一般質問を続行いたしますので、定刻に御参集くださるようお願いいたし

ます。まことに長時間ありがとうございました。

(午後4時50分散会)

第 3 日



昭和50年12月22日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 (24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	天堀博君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員 (2名)

5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
----	-------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助
収入役	橋本炳	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	総務部次長兼秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行	企画課長	大塚孝之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
人事課長補佐	河原茂隆	予防衛生課參事 (診療所担当)	農端小一
財政課長	麻生和義	環境整備課長	吉田利秀
管財課長	中尾宏	環境整備課參事	山村昇
資産税課長	中川鉄也	建設部長	中塚白
市民税課長	吉田種義	建設部理事	林徳次
納税課長補佐	信田種行	建設部次長 兼土木課長	森保
同和対策部長	佐原行雄	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
同和対策部次長 兼総合調整課長	生田稔	計画課長	山崎琢磨
連絡指導課長	向井洋	建築課長	中上好美
隣保館長	萩本啓介	区画整理課參事	山本襲
市民部長	内田繁	開発課長	前田守正
市民部次長兼福祉事務所 長兼保育課長	高橋新平	下水道課長	大浦行男
市民課長	明坂貞士	管理課長	堀宏行
住民情報室長 兼社会課長	明坂文嘉	建設部次長 兼地区改良事務所長 (地区改良事務所) 工事課長	逢野一郎
保険年金課長	逢野博之	(地区改良事務所) 改良総務課長	笠木恒忠
福祉課長	西岡正志	選挙管理委員会委員長	吉田日出夫
福祉課參事 (老人福祉センター長)	香味年寛	選挙管理委員会事務局長	味谷日吉
産業衛生部長	宇沢清	監査委員	青木孝之
産業衛生部次長	山本俊兼	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	堀田徳治
商工課長	岩井益一	農業委員会事務局長	山本亮夫
農林課長	角谷泰夫	教育委員長	杉本忠彦
農林課參事	佐藤貞夫	教育長	堀内由延
交通公害課長	梶木岑雄	教育次長兼管理部長	葛城宗一
予防衛生課長	神藤恒治		阪東重信

職 名	氏 名	職 名	氏 名
指 導 部 長	乾 武 俊	病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵
管 理 部 次 長	広 岡 史 郎	病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	藤 原 光 夫
総 務 課 長	松 村 吉 堯	業 務 課 長	大 名 清 臣
学 校 教 育 課 長	本 木 伴 則	経 理 課 長	守 田 勇
同 和 指 導 室 長	未 田 英 一 郎	消 防 長	和 田 増 義
指 導 課 長	高 橋 貞 良	消 防 署 長	南 口 主 雄
社 会 教 育 課 長	坂 口 雄 一	用 地 担 当 理 事 長 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄
水 道 部 長	田 中 稔	用 地 担 当 参 事 長 兼 車 務 局 次 長	橋 本 昭 夫
水 道 部 次 長 兼 工 務 課 長	福 本 喬 久	用 地 担 当 参 事 長 兼 総 務 課 長	藤 原 永 一
総 務 課 長	中 辻 寿 夫	用 地 担 当 参 事 長 兼 用 地 一 課 長	岸 田 秀 仁
営 業 課 長	原 美 助	用 地 二 課 長	西 口 喜 矩 治
浄 水 課 長	岸 本 孝 二	用 地 担 当 参 事 長 兼 車 務 課 長	松 林 保
病 院 長 代 行	岩 見 洋	会 計 課 長	北 野 敦 雄

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 丈 夫
次 長	吉 岡 昭 男
議 事・調 査 係 長	西 垣 宏 高
調 査 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

(午前10時25分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。
年末、公私お忙しい中を多数御出席恐縮に存じます。
それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。
- (市会事務局長報告)
- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは15名でございます。欠席、遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、15名でございます。
- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(貝淵博治君) それではこれより一般質問に入ります。

(26番 天堀 博君)

- 26番(天堀 博君) 日本共産党の天堀 博でございます。議長並びに副議長、議員諸氏に対しましては、今回の議会から参席させていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。なお、市長初め理事者の各位におかれましては、初めての質問でございますので、質問要旨に基づきまして質問させていただきます。何とぞ簡潔明瞭に御答弁のほどをお願いしたいと思います。

さて、最初は農業問題についてであります。大阪の農業は、戦後の都市開発の中で耕地面積が大幅に減少してきております。

また、農家戸数も、府下全戸数のわずか2・4%というぐあいに減少の一途をたどっております。特に自民党の高度成長政策のもとで、その傾向が著しくあらわれているのが現状でございます。そのように耕地面積が少なく、農家戸数も少ない中で、農家の皆さん方は努力と苦勞をされて総生産高、すなわちあらかたの生産高においては、近畿におきましては、奈良県を追い越して、滋賀、和歌山、京都と肩を並べているという現況でございます。

特に都市近効農業としての有利性を生かして、府民の食卓にも重要な役割りを果たしてきております。とりわけ和泉市は、市長自身も今回の市長選並びに各選挙戦で市内を回ってよくご存じのように、他市に比べて緑、田畑、そして、ミカンを初めとする果樹生産が非常に盛んなところでもあります。農業人口、農家戸数の比から見ましても、和泉市の全戸数の約1割を占めるとい

う高い比率を示しております。そこで、市長に和泉市の農業をどのように考えておられるのか、その位置づけと現状をどのようにつかみ、今後、どのようにしていこうとされておられるのか、その点をお尋ねいたします。

また、具体的な問題について2点ほどにしぼってお尋ねいたします。

第1点は、農地の市街化区域における宅地並み課税と、一般農地の固定資産税の評価替えについてであります。現在、市街化区域のうちA、B農地に宅地並み課税がされております。先般の新聞報道によれば、自民党の税制調査会総括小委員会の結論として、来年度予定していたC農地に対する課税を見送ると同時に、逆に一般農地に対する固定資産税を51年度から3年間にわたり毎年20%ずつ引き上げるとされております。それでなくても農業経営の苦しいおり、いくら13年間据え置きになってきたとはいえ、農業を守る立場からいえば、逆行するのではないかと考えます。また、私どもはいまやられておるA、B農地の宅地並み課税も徹廃すべきだと考えておりますが、市長は農地の宅地並み課税に対して、また、今回の自民党の方針である一般農地の固定資産税評価替えに対してのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

関係の部署より、現在の和泉市の市街化区域のA、B、C農地における面積割り、また、調整区域の面積はそれぞれ幾らであるのかお答え願いたい、なお、自民党の方針である一般農地の評価替えが行われると、およそ年間どの程度の税の増収があるのか、3年間でどのような形になるのかも御報告を願いたいと思います。

なお、A、B農地に対して現在、税が還元をされておるはずですが、どのような形で、また、A、B農地の面積の割合からいってどれくらいであるのか、また、現在の制度の期間はいつまでなのか、還元金の中身は市の単費か、それとも、その他の支出金があるのか、お聞かせを願いたいと思います。

第2点目は、果樹振興策についてであります。いま、和泉の南部山間部では、天候の不順もあって大変困っておられますけれども、温州ミカンの最後の取り入れにかかっております。ミカンは和泉の特産物であります。ところが、全国的な豊作の影響もあって大変安い値段で出荷されており、ミカン農家の皆さんは大変な嘆きと不安を持っております。市長は、この特産物としてのミカンをどう位置づけられ、また、この時期に保護育成策あるいは振興策をお持ちなのかどうか、お尋ねいたします。

関係の部署よりは、本年度の予算、これは当初も補正も含めてであります。その中で果樹に対する対策、振興策としてどのようなものがどの程度出ているのか、金額もお示し願いたい。また、ミカンに対する現状、これをどのようにつかんでおられるのか、値段はどれくらいしているのかというふうなことも含めてお聞かせ願いたいと思います。

なお、和泉市のミカンの総生産高、総トン数を御存じであればお教え願いたいと思います。

次は、教育問題であります。まず、教育費における父母負担の軽減についてであります。近年、義務教育であるなしを問わず、教育費の父母負担は大変大きなものとなってきております。その中で、純粋に教育そのものに欠かせない費用、また、父母負担であってよいもの、よくないもの、あるいは教育の場そのものとは直接関係のない費用など、種々さまざまであります。これも何点かにしほりお尋ねをいたします。

まず、市長は父母負担の増大についてどう思われるのか、また、市としては軽減する意思があるのかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。関係の部署からは、現在幼稚園に通わずのにも、もちろん、これは和泉市立、公立の幼稚園ですけれども、月平均5,000円程度のお金が必要。通学のバス代等はこれに含んでいませんが、その内容を明らかにしていただきたいと思っております。

また、学校の統合などによる遠距離あるいは交通災害を避ける意味でのバス通学、通園をされている実態をつかんでおられれば、それも御報告願いたい。それに対して市としての援助、対策はどのようにされているのか、どのようなものをお持ちなのかもお聞かせ願いたいと思います。

次は、通学、通園の安全対策であります。一点だけ市長と関係者にお尋ねいたします。まず市長に、安全対策を市として重視されるのか、すなわち、通学、通園に対する安全策を重視して取り組んでいこうとする姿勢があるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

関係部署からは、横山校区の上川橋の東詰め、ここの黄色いママさんといわれる安全指導員の実情をつかんでおられるのかどうか、今後ともこのまま続けられるのか、この点を地元選出議員としてお聞きをいたします。これはわが党の議員が何度かお聞きをしておりますけれども、今回、私が出ささせていただきましたので、改めてお聞きをしたいと思っております。

質問は以上でございますが、何分不なれな点もございます。謬長にもお願いをいたします。農業問題、教育問題一括ではなくて、分けて御答弁を願ひ、再質問をさしていただきたいと思っておりますので、関係者から簡単に明瞭なる御答弁をお願いしたいと思います。終わります。

- 謬長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 市長からということでございますが、代表的にいまで行ってきました農業施策の位置づけについて、私から御答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、和泉市の農業に対する位置づけでございますが、和泉市の総合基本構想として策定されました「入間回復のまちづくり」に位置づけされているとおり、市街化地域、中間地域、旧山間地域の三地区における農産物の特色を生かした集約的農業の推進を図り、農産物の確保と、都市

近効緑地の保全を図っていかうとするものであります。

これらの具体的施策としましては、48年に市議会代表議員さんを初め、農業委員と関係者25名で和泉市農業振興地域整備事業策定協議会を設けまして、本市の将来の農業振興について検討審議されております。去る48年3月2日に農振地域指定を受け、さらに49年8月10日、農振整備計画書が作成されておまして、以後、本計画に基づき近代農業の振興事業を行っているものでございます。

なお、49年度の決算主要施策成果説明書のとおり、園芸団地整備事業は池田下、阪本、国分町と三地域にわたって蔬菜の早期栽培を行っております。また、市街化区域の農地につきましては、都市農業近代化事業といたしまして、桑原の花きの共同冷蔵庫あるいは花きの温室栽培等の事業を行っております。それから、中間地域における農免道路の事業、畜産振興事業など、主要成果説明書に記載のとおり、以上の事業を現在行っているような状況でございます。

なお、本農業施策につきましては、今後「人間回復のまちづくり」の基本構想におきまして、農業の振興整備事業に対する審議会等を設けまして、さらに農業の充実を図りたい、かように思っている次第でございますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 資産税課長（中川鉄也君） 市街化農地の固定資産税のデータについて、私の方からお答えいたします。

まず面積ですが、市街化農地については、A農地については42,000㎡、B農地については264,000㎡、C農地については492,000㎡となっております。次に、調整農地ですが、調整農地のうち田んぼについては5927,000㎡、畑については5,980,000㎡となっております。

これを最近の新聞で出されております一般農地の来年度からの税額アップによる概算計算を行ってみますと、現行反当り調整農地、C農地の平均金額は税額で416円になっております。これが改正案によりますと428円となります。3年間で889円ということで、結局、3年間で上がる金額が428円となるわけです。これをC農地と調整農地全部の金額で計算しますと、3年間で7191,000円という金額になります。これを1年平均に直しますと約239万、これが調整農地、C農地の税額のアップ額であります。

以上です。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 農林課長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。

宅地並み課税に関連しまして、市街化農地と緑地保全対象としまして、昭和48年度から市街

化区域内登録農地保全に関する補助金交付要綱を設けて、A、B農地に対して補助金の交付をいたしてまいりました。昭和49年度におきまして、A農地では筆数で33筆、面積1.6ヘクタール、補助総額828,418円、B農地に対しては179筆、11.4ヘクタール、補助額1,099,624円を交付いたしております。交付要綱は、本年度までの措置でされております。

一方、農地の宅地並み課税については、三大都市圏の、しかも市制区域と限られた地域での課税である事と。農地としての本質的なあり方を考え、去る10月の市議会並びに農業委員会等でも決議されております内容と本市の実情を十分踏まえて対処していきたい考えであります。

果樹振興対策といたしまして、本市は1,238ヘクタールの樹園地を有しておりますが、そのうち温州ミカンは横山、南池田、南横山、南松尾地区を集産地といたしまして、1170ヘクタールの栽培面積を有し、年間約21,000トン産出されております。

振興対策としては、48年度に制定されました本市の農業振興地域整備計画書に基づきまして、第一番の基盤整備等近代化農業を図るために、51年度から6カ年計画で第2次構造改善事業を骨子とし、その他の補助事業を組み込みまして、これらミカン地帯を中心に、特に横山地域を中心とした事業等を現在、思案いたしております。今後、産業衛生委員会並びに市議会とも十分御協議申し上げて、6カ年計画事業を推進したい考えで、総事業費といたしましては、11億程度になるのではなかろうかと考えております。これは国並びに府の補助等を十二分に取り上げて、財源的な措置についても考えていきたいと思っております。

2つ目としましては、生産性技術の向上といたしまして、健全な樹勢維持による連年摘果の促進、安定した生産量の確保と品質の保持を図るために摘果の推進事業、なおまた、ミカンの品質向上、かおり、甘み、果肉質の充実のために有機肥料の導入等、特に畜産環境整備事業との関係を保った牛ふん等の導入並びにこれらの乾燥処理場、牛ふん集積所等を考えて現在、実施いたしております。

ミカンの直接対策的な費用といたしましては、摘果推進事業として本年度、山間部4農協共同で827ヘクタールを実施し、事業費は7,094,000円で、そのうち2分の1を補助として交付いたしております。それから、品評会の経費として10万円、振興会助成費として6万円、観光農業推進費2,009,000円、特殊病害虫防除費89,000円、高能率集団的生産組織育成対策費としまして165,000円、それから農免道路、これは農林漁業揮発税見返り財源農道整備事業としまして、当該年度2,957万円の予算を計上いたしております。いま申し上げましたものを合計いたしますと3,556万円で、そのうちで国、府等の補助は581万円、市の持ち出しが2,975万円となっております。

以上でございます。

○ 26番(天堀 博君) 農業の問題についてだけお尋ねしたいと思いますが、市長にお尋ねした分を産衛部長から御答弁がございましたが、特に市長は新しくかわられましたので、和泉市の農業全般に対する基本的な姿勢で結構でございますから、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 天堀議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

ただいま関係部課長からいろんな面についての答弁をいたしました。私も就任なお日の浅い身ではございますけれども、基本的には、和泉市の立地条件からいたしまして、農業問題は重要な部門として位置づけをさせていただき、これの振興につきましては鋭意努力を重ねていきたい。その決意でございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

○ 26番(天堀 博君) 就任早々ですので、その程度で結構だと思いますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

そこで、先ほどのA、B農地の宅地並み課税の問題ですが、これの面積についての割合が現在のどの程度還元をされておるのか、ちょっとお聞かせを願いたい。

○ 農林課長(角谷泰夫君) 49年度はA農地が4・9ヘクタールで、それに対して1・6ヘクタールの還元になっております。B農地につきましては、34・5ヘクタールに対し11・4ヘクタールの還元になっております。

以上です。

○ 26番(天堀 博君) わずかの面積割りでしか還元をされていないように思います。いろんな厳しい適用の規制があるので、こういうような現状になっているんだと思いますが、今年度でこの対策は終わるということですね。今後、いろいろ検討していくということですが、A・B農地を持っておられる府中並びに阪和線沿線沿いの農家の皆さんは、税金が高くて困っておられるのが現状です。そこで、市長にお願いをしておきたいんですけども、税金が高くては農業をやっていけない、宅地にかえるとか、売却をしなければしょうがないというのが実情です。こういう農家の御苦勞も十分お考えを願いたいと思います。

そして、来年度からの方向も、このまま切り捨てるということではなしに、いろんな具体策も考えていただきたい。関係部署にもその点は十分お願いしておきたい。また、こういうわずかな面積割合ではなしに、適用範囲をもっと広げていただきたい。A・B農地そのものも課税をしないようにというのがわれわれの主張ですが、現実の問題として、還元をもっと広範囲にやれるようなものをお考えをいただきたいと思うわけです。

なお、果樹振興策についてであります。果樹品評会の助成金が10万円、摘果に対する対策として709万幾らと。そのうち2分の1を補助して、2分の1を奨励。その他現地の農家の方

々で持つ。それから、ほかにもいろいろな事業の内容が出されておりました。しかし、実質的には、ミカン農家の皆さんは、いま、ミカンが安いので大変お困りであろうと思うんで、この点もっと血の通ったというんですか、情けのある政治をやっていかなくちやならないと考えます。

先ほど出されておられませんでしたが、いま、ミカンがどれぐらいで、また、キロ当たり、あるいは段ボール一箱でも結構ですけれども、市場で幾らの値段になれば農家の皆さんは引き合うのか、その点をお聞きしたいと思います。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

農家の経営安定を図るためには、少なくとも、農家から出荷されるキロ当たりの単価は、過去のデータから見まして80円以上なければ採算がとれないだろうと考えております。しかしながら、昨年、1昨年、そしてことしもそうでございますが、価格の安定が非常に厳しい状況にあるということで、われわれも非常に憂慮いたしている現状でございます。

○ 26番（天堀 博君） 80円以上あれば、私どもも調べた結果ですけれども、農家の皆さん方は非常に喜ぶだろうと思いますが、キロ当たり最低60円はなければやっていきにくいというのが現状だそうです。もちろん、それ以上いくにこしたことはありませんが、現実にはなかなかいきにくい。これは全国的な問題でもあるし、農業政策の問題もからんできますので、和泉市だけがよくなるというふうなことはなかなかむづかしいと思います。

しかし、ミカンが和泉の特産物であるということは、先ほど出ておりました「まちづくり」の構想あるいはパンフレットにも出ておりますので、この点についてはもっと力を入れていただきたい。和泉というところはミカン山だらけで、ミカンがなる時期には黄金色に色づくというふうに思われて来られる方もあるらしいんですが、そのような和泉としてはミカンに対してもっともっと力を入れて、ミカン農家の方々がミカンを安心してつくれるように、力を入れているということが目に見えるような対策を講じていただきたいと思うわけです。

また、和泉の農業に対する施策も、われわれ調べますと、不十分な点が多々あります。たとえば、先ほど言いましたように、709万円の摘果に対する推進事業補助金ですけれども、補正予算に出ている分が3,547,000円、これは2分の1だということだと思っておりますけれども、これがすべて府の補助金なんです。調べてみますと、3,556万のうち581万が国、府の支出金で、あとは市の支出です。農家がいろいろな構造改善をしてゆくということも必要ですけれども、摘果をしたり品評会をしたりという現実の問題で農家の方々は困っておられる。これに対して、10万円の果樹品評会の助成金であるとか、854万円の摘果の推進事業補助金、これは府の全額補助ということですが、これではあまりにも情けなさすぎるんじゃないかと思えます。そういう現実にあらわれてきているいろいろな問題に対しても、積極的に51年度予算では、これは

市長が組まれるわけですから、十分に織り込んでいただくようお願いしたいと思うわけです。

農業の問題はその程度で結構でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育問題についてお答えいたしたいと思ひます。

学校における経費増大についての軽減の意思の問題につきましては、本会議のつど御指摘をいただいておりますが、私どもとしては当然、教育予算の増額という形で軽減の方向に努力してまいりたいと思ひます、学校経費について、これを公然とPTAに依存するというふうな考え方は無論持っておりません。

議員さん御指摘の学校における父兄負担があつていいのかという問題につきましては、常々、法解釈をめぐつて意見の相違があるわけでございます。御承知の憲法26条が、必需費を含めた全くの無償化かという問題でございますが、教育というものは国家的な要請だけでなく、人格形成上保護者の負担も避けられない、という大法廷における判決もあるわけであります。が、その以前の25条の生存権等の問題もあつて、いわゆる法解釈の中でのいろいろな説もあるわけであります。

私どもといたしましては、必需費は無償に持つていく、財政的な裏づけも当然考えなければならぬ、こういう方向で努力していくという基本的な考え方を持っております。当面のところは、特に学校等の要請に基づき、需用費の増額という形でこれらの問題に対処してまいりたいと考えております。

それから、バス通学の問題でございますが、最近の交通事情から、従来、歩いてきた者が安全のためバスを利用しているという実態等については、私どもも承知いたしております。特に遠距離通学においては、たとえば南横山から槇尾中学の通学費は、この4月から9月においては、御指摘のように1人4,320円の負担を来たしておりますし、10月からは値上がりで5,400円という負担となっております。これらについては、父兄負担の軽減策といたしまして、遠距離通学児童の通学費補助に関する規則を設けまして、本年度より国と市と2分の1ずつの折半で、5,000円を限度としながらも、その方向で考えるという前向きな姿勢を示してまいりたいと考えております。

それから、通学、通園の安全対策の問題でございますが、その対策といたしまして、学童等の登下校における交通安全の徹底を図るために、学童交通安全指導員を1カ所に2人ずつ配置しまして、安全のための体制をとっております。御質問の南横山等における指導員の状況につきましては、私どもも十分承知いたしております。椿瀬町の上川橋における配置をいたしまして、これらの専従員に対して安全に十分気をつけていただきたい旨連絡もいたしておりますし、所要の

経費については、本人にお支払いいたしておるような現状でございます。

以上簡単ですが、お答え申し上げます。

- 26番(天堀 博君) ただいま御答弁を願ったわけでございますが、何点かに分けて再質問させていただきます。

幼稚園の費用も非常に増大してきているということをお聞きしたわけなんです。その点についてはどうなんでしょうか。私どもの調べでは、保育料というんですか、いわゆる月謝が月平均5,000円ぐらい要するというんですけれども、内容について御承知かどうかお聞きしたい。

- 教育次長(阪東重信君) 資料等をいま、持ち合わせておりませんが、保育料は2,000円でございます。その他教材としての負担は、個々の幼稚園によって違いますが、やはり2,000円ぐらいを徴収しているというふうに把握いたしております。

- 26番(天堀 博君) 私どもの調査によりますと、各校区の幼稚園によって多少の違いはありますが、保育料の2,000円は同じだということですね。たとえば国府の幼稚園を見ますと、給食代が1,400円、絵本代が200円、おやつ代が150円、教材費が250円、PTA会費として年間3,600円、月300円、あと写真代として1,000円ということなんですけれども、園によっては月々800円程度寄せているところもある。平均しますとそのような形になっていて、5,000円ぐらいの金が要る、そういう現状です。

幼稚園へ通わすのに、バス代なんかを別にしてそれぐらいの金が要る。年間にすると大変なものです。PTA会費、その他については、これは任意の団体といいますか、父兄の方々の会でするので除外をすとしても、教材費に250円、おやつ代に150円、絵本代が200円、給食費が1,400円。小学校でも給食費は取っておりますけれども、それ以外にこまごまとしたお金が要る。そういう点を市としては考えていただかんとくあいが悪いんじゃないか。教材費というのは本来、行政の段階でみていかなくちやならないもんだと思うんです。ところが、そういうものを皆徴収している。

私の手元にある資料は、和泉の7園の幼稚園についてのものですけれども、幸幼稚園だけがPTA会費がなく、協力費ということで年間600円ぐらい集めている。教材費がゼロ、おやつ代がゼロ、写真代が年間1,000円、絵本代は100円と200円の2種類、給食代がゼロ。ということで、おやつ代、給食代、教材費が全部ゼロなんです。これはおやつが出てないのか、あるいは出ているとすればどういう形で出しているのか、その点をお聞かせ願いたい。

- 指導部長(乾 武俊君) ただいまの幸幼稚園の御質問についてお答えいたします。

幸幼稚園に関しましては、同和対策といたしまして、地域の乳幼児の発達が全般的に保育環境の上で奮われておることから、就園奨励制度を適用してございます。お尋ねのおやつ代に

つきましては、給食費の中に込めまして支給しておるようなことでございます。

- 26番(天堀 博君) 私はいま、幸幼稚園を例にとったわけですが、今回の質問と余り横へそれるといけませんので、この程度にとどめておきます。同和問題については、私どもの議員団長の直村議員から後でお尋ねもあらうと思っておりますので、この程度にとどめておきますが、いずれにしても月5,000円ぐらいの金がかかる。幼稚園に通わしていても、短い時間で、給食もあつたりなかったりということで、働くお母さん方は困っておられるわけです。せんだつてもどなたかの質問に対する答弁で、幼保一元化の問題が出てましたけれども、困っておられるのが現状だと思うんですよ。

最近、横山の第一保育園の関係でも、5歳児を保育園で預かってほしいというお母さんがたくさんおられるということなんです。なぜかと言いますと、先ほど言いましたように、昼まで帰ってきたり、2時ごろに帰ってきたり、給食がないこともあるということで、そのままほっておくわけにもいかんという問題があるわけです。その点も今後、十分考慮していただきたい。

それと、先ほど言いました教材費、その他を徴収するということ自体、教育委員会として果たしていいものなのかどうか。写真代とかPTAの会費の負担はある程度やむを得んとしても、教材費、おやつ代、絵本代を負担させるということ自体どうなのか、この点について御答弁を願いたいと思います。

- 教育次長(阪東重信君) 非常にお気持ちはわかるんですが、基本的な小学校の義務教育の段階でさえ、そういう問題があるわけです。したがって、いずれにしても減額の方で努力していくという中で、たとえば幼稚園については、現在の保育料をアップして、それで教材費を補うというふうなことも、今後、議会で御相談してまいりたいと思っておりますが、市としては現在、公立幼稚園といえども、年間一人当たり17万円という負担をしておるわけでございます。義務教育も含めて、教材費等の負担は確かに避けるべきだという考え方を私たちが頭から否定するのではなく、何とかその方向で努力してまいりたい。たとえば、小学校における副読本とか学力テストの費用については、教育委員会としては、市費に切りかえていくという過去の経過の中で努力もしてまいっておりますので、御指摘の問題についても今後、そういう方向で努力してまいりたいと考えております。

- 26番(天堀 博君) そこで市長にお尋ねしたいんですが、ただいま教育委員会から御答弁のあった、そういう方向で努力していくという点について御確認をいただきたいのと、もう一つは、所信表明で述べられた自主財源の拡大については、せんだつての成田議員とのやりとりの中で、いわゆる府の補助金、その他を含むのかどうかということで見解の違いが出ておつたように思います。自主財源の拡大というのを聞きますと、どうも公共料金の値上げをするのではないかと

という、まあ、よけいな働きりかもわかりませんが、そういうにおいがするわけなんです。いまの教育費の父母負担という点から見まして、保育園あるいは幼稚園の保育料の値上げということも腹として考えておられるのかどうか、その点も含めて御答弁を願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

現下、市財政の非常に逼迫していることは事実でございますが、私といたしましては、でき得る限り公共料金は抑制をするという方向で市政運営をしてみたい。ただ、このような財政実態でございますので、今後、いろんな問題も出てきようかと存じます。そのつど、私なりに関連セクションと協議をいたしまして対処をしてみたいと存じますが、基本的には抑制の方向で、市民負担を増さないような形での努力をいたしてみたい。このように考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○ 26番（天堀 博君） その点は、それで結構です。

次に、遠距離通学の問題ですけれども、特に統合による遠距離通学の問題にしぼってお尋ねをしたいと思います。といいますのは、いろんな事情でバス通学をされているところもありますが、それは好き好きだということになると話が横へそれますので、南横山校区から榎尾中学への通学ということでお尋ねをしますけれども、現実には6キロに足るとか足りないとかいうことで補助がされておられない。いまその準備をしておるんだということですが、その経過なり、どの程度まで煮詰まってきたのかといった点についてお答え願いたいと思います。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

遠距離からの通学生徒数は全部で36名でして、そのうち幼保及び準幼保者数は7名でございます。あとの補助対象数は29名でございますが、この29名に対して、先ほどもお答えいたしましたように、学校統合による遠距離通学の児童生徒に対する通学費の補助として、国あるいは府と十分連絡いたしまして、本年度から国の補助内示を待って処置をしてみたいと考えております。現実の所要額は5,400円ということでございますが、統合というひとつの行政措置による負担については、国と市でその軽減を図りながら、義務教育の円滑な運営を図ってまいりたい、かように考えております。

○ 26番（天堀 博君） 国のいろんな施策があると思うんですけどね。遠距離通学の児童生徒通学費の補助目的とか、いろいろ出されておりますが、年間の補助金が、中学生では6キロ以上で13,580円という非常に少ない額ですけれども、これは国からもうオーケーということなのか、それとも申請を出されているのかどうか、その点ちょっと。

○ 教育次長（阪東重信君） 現在、国とも協議中でございます。確かに言われますように、小学校では4キロ、中学校では6キロというのが通学経費負担の基本的な考え方でございまして、私

たちもその方向でまず規則を制定して、早い時期に国、府との間で取りつきたいと、こういう考え方を持っておりますので、いましばらく……。府の方へは一応出しておりますが、その回答を待った上で前向きで検討してまいりたい、かように考えております。

○ 26番(天堀 博君) 私どもの調査しましたところでは、すでに国から交付決定ということでおりてきていると聞いているんですが、その点どうなんでしょうか。10月の中旬ぐらいに国の方からオーケーが出ていると聞いているんですけども。

○ 教育次長(阪東重信君) 先般も議員さんがお越しいただいたときに、このことについて御相談申し上げたわけですが、実は、予算措置の中でとりまえず、和泉市としての指定は何かやりたいということで、国、府に要請をいたしておりますので、もう少ししばらく待っていただきたいと思っております。

○ 26番(天堀 博君) 府と国に対していろいろ要請しているということですが、いま私が言っているのは、10月の9日にすでに交付決定というものがなされておいて、その内容が国からの補助金として314,000円。これは先ほど次長から御答弁のありましたように、父鬼の29名の生徒に対して、金額実費負担ということで1566,000円程度のお金が必要。そのうちの314,000円を国から出そうじゃないかということですが、すでに交付決定がされている。あとは、市の方でそのいろいろな条項を決めてもう一度国の方に出せば金がおりてくると、われわれはこのように調査しているんですけども、その点ちょっと御答弁の内容と違うように思うんですが。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

遠距離通学費のかさむ中で父兄負担の軽減を目指しての問題につきましては、かねがね各議員さんから御指摘をいただいておりますが、本年4月に入りまして、南横山からの通学生徒に対しての対策として取り組んでまいりました。国ともいろいろ協議し、国と府のお力添えも得て、お説のとおり内示はいただいております。しかし、この施行をめぐる、繰合のみにしほるか、あるいはまた、その範囲をどのように限定するか、今後の運営等の問題から現在、検討を加えているというのが実情でございます。したがって、その点が固まりました段階において予算措置をお願い申し上げ、御審議をいただきたい。かように考えております。あくまでも、現在は内示でございます。本年4月から内示は受けております。

以上、お答え申し上げます。

○ 26番(天堀 博君) もう少し時間がかかりますので、あらかじめ、質問時間の延長をお願いしたいと思います。

運用等に関していろいろと検討中だということですが、現実に父鬼あるいは大野も含め

て南横山校区の父兄の方々は大変困っておられるわけですね、こういう方々の要望を聞いておられるのかどうか、この点、お聞きしたいと思います。

- 教育次長（阪東重信君） 議員さん御指摘のとおり、実は、すべてのところから御要望があるということは事実でございます。
- 26番（天堀 博君） これは恐らく学校統合がされた時期から要望が出ていると思うんですけども、そうすると、長期にわたってそのままになっているということですね。口頭なりで要望は出ていると思いますが、公に文書等で要望書が出ているのかどうか、その点はどうか。
- 教育次長（阪東重信君） 口頭では、何年もこの問題については出ております。この3月の定例会でも、他の議員さんから積極的に取り組みという御指示もいただきました。ただ、この内容としまして、父鬼のかかりで、実は6キロないわけですし、バス停まで行けば6・2キロあるというようなことで、距離の測定等いろいろな問題があるわけでございます。しかし、議員さんからの強い御指摘もございましたので、ひとつこの問題からでも手をつけていこうということで、前向きに検討をしておるという段階でございますので、いましばらくお待ちを……。いずれ議員さんにも御審議をいただこうと考えておりますので……。
- 26番（天堀 博君） 文書で出ておりますか。
- 教育次長（阪東重信君） 文書では出ておりませんが。
- 26番（天堀 博君） どんな形でも出てないですね。
- 教育次長（阪東重信君） PTAが来られるたびにこの問題は出ております。特に議会では、過去何回か勝手に強制したんじゃないかというような御指摘もありまして、それらの指摘から前向きの検討ということで……。現状につきましてはいま、お答え申し上げているような実態でございます。
- 26番（天堀 博君） どういう形でも文書では出ていないということですけども、私どもは、実はここに資料も用意しておりますが、いま、南横山の父鬼の奥で水道工事をしておりまね。このときには出ていると思うんですけども、その点どうなんでしょうか。
- 教育長（葛城宗一君） 水道工事をめぐりまして、そうした中で要望事項の一環として出ておることは承知いたしております。教育委員会あてに直接、保護者の負担の実態の上に立っての要望陳情的な文書は受け取っておりません。
- 26番（天堀 博君） 水道の方に要望が生まれて、水道の方から回答がされているわけなんですけれども、水道の方にもお聞きしたいのですが、これは教育委員会とよく相談をして回答をされたのか、ここに48年5月24日回答された内容を持っているんですけども、榎尾中学校へのバス代の補助については、準援家庭について、市と国で限度額年間9,520円の補助を行っているが、ほか

には方法がありませんということで、できないという回答をされている。これはよく相談をして回答されたものなのかどうか。よく相談されたものでしたら、教育委員会としてもよく存じておられるはずなんですけれども、どうなんでしょう。

○ 教育次長（阪東重信君） 水道問題につきましては、この問題の当初から学校の施設とかプール等の問題にも関連して、水道部と十分に連絡をとっております。繰り返し申し上げますが、水道の中ではできませんと申し上げておりますが、統合というひとつの行政措置によって、この8月議会でも、他の議員さんからの強い要求の中で、何とか政治的な配慮でできんかというところで今日まで進んでまいっておりますので、いましばらく……。皆さん方に御審議をいただく機会も持ちたいと思っておりますので……。

○ 26番（天堀 博君） それではね、古くからの要望でもありますので、その間ほったらかしておいたということでの行政の責任というものを問われると思うんですよ。市で決めた補助に関する規則でも、本年の4月1日から適用するということになっていると思うんです。その点で早期にやっていただきたい。

予算措置についても、国から内示も出ておりますので、早期に組まれてですね、特に来年度予算は新市長がお組みになるわけでございますので、十分その点を含んでいただきたい。積極的にやられるのかどうか、その意思をお聞きしたいと思います。補正予算なり、あるいはまこと、あかんということであれば、来年の予算で組んでいくのかどうか。

○ 教育次長（阪東重信君） いま申し上げましたように、内示の段階で財政とも連絡中でございますので、早い時期での結論を出したい、積極的に取り組んでいくという姿勢だけは示したい、かように思います。

○ 26番（天堀 博君） それで結構です。私が言いたいのは、そう大した、何億とかかるような金額じゃないんですから、そうしつらずに積極的にやっていただきたいということです。

最後に、先ほど御答弁のありました黄色いママさん、すなわち、学童の交通安全指導員の問題でありますけれども、これは私どもの寺田議員からも以前に質問がございましたが、2人の指導員を任命して、あと2人の補助員をつけているということのようですが、それでよろしゅうございますか。では、現在の指導員の名前をお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育委員会総務課長（松村吉亮君） 上川橋の交通指導員の名前についてお答えいたします。専従員としては、中野正行さんと、辻加奈子さん、補助専従員としまして、出原芳明さんと峰須美子さん、以上でございます。

○ 26番（天堀 博君） 教育長にお願いしておきたいのは、教育長自身同じ、横山の下宮の出身でございますので、この問題の内容について、ここでどうかこうとか言うことは、ほかの間

題もかかってきますので差し控えますけれども、私も地元選出の議員として現状をよく知っているわけなんです。交通安全指導員ということで2名ずつ、補助員も含めて4名の登録をしてやっているとありますが、現状、なかなかそうはっていないということはよく御存じだと思うんです。お母さん方が交代で立たれている。私の子供も小学校に通っておりますのでよくわかるんですけども、交代で立たれているということの問題が出てきております。お母さん方が、子供のためやということで立っておられるのをいいことにしてほっておくということのないよう、今後、もっと抜本的な安全対策を考えていただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次に6番、柏音三郎君

○ 6番（柏音三郎君） 私は降ってわいた一件と、長年、積み残りの2点について御質問をしたと思います。（仮称）第2中学校の問題については、これまで各議員さんから御質問がありましたので、大体のことは把握されていると思います。したがって、私は貴重な時間でもございますので、冗言を取りやめ、簡潔に要点だけをお尋ねいたします。

再編成の問題でございますが、これに対しましては、私の葛の葉町においては、問題の若干進うところがあるということです。新市長はこの点を把握されておるか、されておらないか、把握されておるならば、何がためにこういうぐあいにもつれさしたのか、その原因と、新市長の若さと行動力によって処理をするその方針をお聞かせ願いたい。

第2の第二阪和国道につきましては、いまさら申し上げることでございませぬが、このことでは、委員会の方々に非常な御苦労をおかけして、私も責任を感じずるものでございます。ただ現在、地元におきましては、三つの疑惑を持っております。一つは、何とかならないだろうかという御相談的なこと。もう一つは国道だけでやりたいということ。三つ目は、国道だけで決まりましたと、そして、区画整理すると即、あしたから宅地並み課税になります、ということをや役所の方が話しておる。これについては、地元が相当に動揺しております、どこからこれが出だかについては私の知るところではございませぬが、これについては、新市長は当初、区画整理には反対の立場であったと思うんです。新市長として、この問題についてするのかせないのか、はっきり決めていただきたい。こういう時期でもございますので、市長の決意をお願いしたいと思います。

第3点は、これも積み残しでございまして、王子川の問題について、新市長としていかに考えているかということでございます。なぜ、いまごろこういうことを申し上げるかという、遅々として進まないがために、鶴山台から来るところの鉄砲水一、北信太駅前、阪和線の西側一帯は

大雨が30分も降ると大変に浸水をする、こういう現状でございます。この浸水をなくするためには、13号線と鶴山台の間にある、細く浅く曲がりくねったところの河川の改修が必要ではないか、こういうぐちに考えますので、この問題をいかに処置されるか、市長のお考えをお聞きしたい。

以上、3点でございます。

のどを痛めまして治療中でございます。聞きにくいところがあったかと思いますが、よろしく願いたします。ありがとうございます。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 柏議員さんの御質問にお答え申し上げます。

第1点の（仮称）第二和泉中学校の問題につきましては、いそいそと御心労を煩わしましてまことに恐縮に存じております。本件につきましては、教育行政の中で教育委員会としてもいま、適正就学対策審議会にお諮りを申し上げておりますが、地元住民の方々の意思を尊重する立場に立って、十分御相談申し上げることが大切ではないかと考えております。このことにつきましては、藤原適正就学対策審議会会長を中心に鋭意御努力をいたしております。衷心から感謝を申し上げますとともに、私自身としまして、教育委員会あるいは適正就学対策審議会の方針、これらをお聞かせいただき、地元住民の皆さんとも御懇談も申し上げて何とか御理解をいただけるよう努力をいたしていかなきゃならぬ、このように存じております。

ただ現状は、いま教育委員会が申しておりますように、地元住民の方々の説明あるいは適正就学対策審議会において御審議を煩わしている途上でございますので、これらの答申を待つて何とか努力をさせていただきたいと存じておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

- 6番（柏音三郎君） 各方針を総合して、その結果によってあなたが決められるということのようですが、私は最高責任者としてのあなたにお聞きしているんであってね。これ、あなたは御存じかどうか知りませんがね、あなたにだけ見せましょう（資料提示）。そんなね、簡単な、逃げ打ったような卑怯な答弁はいけませんよ。知らんなら知らんでよろしいけどね。知らなければ、将来どうするか、これは市長の責任ですよ。教育委員会は独立しているんだから、それに委すんだということになしに……。審議会に委すんだ、教育委員会に委したというようなかっこうで答弁されると私は困るんですよ。地元の状況をあなた、お考えになったら、速やかにこれ解決の方法があると思うんです。
- 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

本件につきましては、地元の皆さんの中で反対の御意見もおありのように私も承知をいたしておりますが、私は、この問題については、積極的に対処させていただくつもりでございます。現

在、教育委員会あるいは適正就学対策審議会でご相談をいただいている途上でございますので、それらの御意見あるいは地元の皆さんの御意見を十分配慮いたしながら、この解決のために前向きで私なりの努力を続けさせていただきます。このことだけは申し上げたいと存じます。

ただ、その答申を待つというようなことではいけないという御指摘もあろうかと存じますが、教育行政について御諮問申し上げている機関でございますので、その御意見等は十分に聞かしていただく。また、その中で地元の方々の御意向も当然出てまいりと思っておりますので、この点も十分に配慮しながら進めてまいりたい。おっしゃるとおり、私自身責任者でございますので、委せるということになしに、もっと前に出て問題の解決に乗り出さなきやいかんという御指摘、その点も十分に承知いたしております。本件につきましては、関係部局と協議の中で対処をさせていただき、同時に、住民の皆さんの御意向も十分にくみながら解決の方向に進んでまいりたい。このように考えておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

- 6番（柏音三郎君） 明るい住みよいか、いろいろありますが、そういう面からして市長は地元と話し合いをする意思があるかないかということをお聞きしたい。
- 市長（池田忠雄君） 先ほど来申し上げておりますように、関係機関との話し合いの中で、おっしゃるように、地元の皆さんとの話し合いが必要であるということであるならば、はっきり申し上げましてお会いも、お話をさせていただきます。説明、御懇談を申し上げて、地元住民の皆さんの意思に何とか沿うような形で解決策を見出す努力をさせていただきます。このように考えます。
- 6番（柏音三郎君） くだいようでございますが、市長、一遍出てきて話をしてくれということ、市長みずからが出て行って話をするのでは差異があると思っておりますが、そこは市長の御判断にお任せしまして、この点は結構です。
- 市長（池田忠雄君） 第2点の第2阪和国道の問題につきましてお答え申し上げます。
本件は、柏議員さん御指摘のように長らくの懸案でございますし、地元の方々にもいろいろと御迷惑をおかけしている件であります。現在、第二阪和国道対策特別委員会で審議中でございますので、その御審議を待ちまして対処をさせていただきます。このように存じておりますので、よろしく御願ひいたします。
- 6番（柏音三郎君） 御審議はわかりますがね、それに対して市長としての決意があるでしょうか。じゃ、委員会がやると決めたらあなたやるんですか、どうですか。委員会の何に沿うてやられるんですか。
- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

第2阪和国道の問題、長らくの懸案でございまして、その間の経過等もお聞かせいただいておりますが、議会の対策特別委員会で現在、御審議をいただいておりますのでございまして。地元とも会い、また、建設省とも会って何とか早く結論を出してやろうという、こういう温かいお言葉もちようだいたしておりますので、対策特別委員会の答申を待ちまして、至急にこの問題の解決に当たらせていただきたい、このように存じております。

ただ、この問題は、交通対策、道路対策ともならみ合わせなきやならん問題でもございまして、いましばらく特別委員会の結論の出るまで私なりにも努力をいたさなきやなりませんし、理事者としても対処をしていかなければならない、このように思っておりますので、よろしく御理解を賜れば幸いかと存じます。

○ 6番(柏音三郎君) 質問に対しての答弁が違ふんですけどね。あなたは議員当時においては反対の態度をとられておったそうでしょう。それがいま、市長になられたんであるからしてどうかと聞いておるんです。国道は国道でやるんだ、区画はやらないと、これぐらいのことは言えるんじゃないですか。全部を特別委員会に委して、委員会がこうだと言ったならば、何億円かかろうとあなたは言うんですか。

○ 市長(池田忠雄君) 本件につきましてのいままでの経過、その他は、柏議員さんも御案内のとおりであろうと存じます。和泉市の財政事情の逼迫をしていることは事実でございまして、何億、何十億要ろうがやるのかという御質問につきましては、財政事情、その他等と関連のある問題でございまして。先ほども申し上げましたように、この件につきましては、御審議をいただいている途上でございまして、その御答申を待って対処をさしていただかなきやならん問題だと承知をいたしております。したがって、特別委員会の皆さんと意思の疎通を十二分に図りながら、地元の情勢あるいは上部団体のいろんな動きその他もございまして、これら万般の中で答申を待っての処置をさしていただかなきやならん、このように思っておりますので、その辺御理解をいただければ幸いと存じます。

○ 6番(柏音三郎君) 同じようなことになるんですけど、あなたが委員会に委してあるというんであれば、委員会の意思に従うということになりますのでね。相当ふんどしを締めてかからないかん。私は委員ではございませんので、あなたに言う必要はないかもしれませんが、最初申し上げましたように、動揺しておるところの地元に対して市長としての方針、決意というものがなけりやならんと思うんです。昔はこうであったけれども、現在はこういう気持ちでおるからこういうふうに進めるんだと、一言ははっきりしてもらわんと……。質問に対してのあなたの答弁は、ただ委員会の指示と、これだけですわね。あくまでも、従ってやるんならやるではっきりしてください。一言で。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

本件につきましては、柏議員さんも御案内のとおり、長らくの懸案でございます。この問題の解決にあたっては、理事者も努力をさせていただくと同時に、地元の皆さんにもいろいろと御無理をお願いし、また、議会の方でも特別委員会をおつくりいただいて解決、審議に乗り出しておるといふ経過がございます。したがって私はこの特別委員会の……。

○ 議長（貝淵博治君） 市長、委員会の話では平行線をたどる。市長の忌憚のない意見を言うたらいじやないですか。

○ 市長（池田忠雄君） 議長の御指摘もございまして、御指摘ごもっともだと存じます。市長としてはどうかという御質問、これは十分わかるわけでございますが、御案内のとおり、就任日なお浅い身でございますので、関係部課長との十分なる討議を踏まえながら、改めて私なりの考え方を申し上げさせていただきたい、このように存じますので、いましばらく時間をおかし願えれば幸いですと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 6番（柏音三郎君） 私は委員会がどうこうと言っているんじゃないんです。私は委員でございませぬので、委員会に対して申しわけないと思うんです。委員会がどうこうでなくて、私は地元議員としてあなたに聞いておるんですから、この点をはっきりしてもらわないかん。地元がいま、こういうことになっておる。それでも委員会の指示に従ってやるとかやらんとか、これはあると思うんです。やるのならどうするのかということなんです。私は地元議員として申し上げているんであってね、委員会とは別個なんです。これをお間違えのないように。

○ 市長（池田忠雄君） よくわかっております。本件については、ひとつの大詰めを迎えてきている長らくの懸案でございますが、重大な問題でございますので、関係セクションとの煮詰め、その他を待って、私なりの考え方を率直に申し上げる機会を持たしていただきたい、このように存じておりますので、あとしばらく時間をおかしますようお願い申し上げます。

○ 6番（柏音三郎君） 答弁するごとにだんだん謝りになってくる。私の最初の質問はあなたの腹を聞いてただけなのに、何回もやっているうちに委員会とか、なんとかいうことになって、しまいはうやむやになってどこを信用してええのか……。だんだん補足補足してきて、自分の方の有利に……まあ有利、不利ということではないですけどね、どうも納得がいかない。

あなたは口ぐせのように福祉とかなんとか言いますがね、自分をかばって発言するんでなしに、あなたの決意というものを……。若さと美貌と行動力、大したもんです。あなたの行動力は全市民が知っているわけです。そういう市長がまいるいなね、答弁のたびごとに下がってくるというようなことをしなさんな。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

委員会の結論を待たさしていただくということは、柏議員さん、議会と理事者の関係でございまして、これはひとつ理事者の関係でございまして、これはひとつ御理解をいただきたいと存するわけでございます。

ただ、柏議員さん御指摘のように、また、議長からも御指摘をいただきましたように、本件について市長はどうかという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、重要な案件であり、また、10年来の懸案でもございますので、私なりにこれは十分……。やるのかやらないのか一言だけ言えとおっしゃる気持ちはわかりますけれども、やはり地元の実情、いままでの経過、あるいは今後の方策、あるいは財政実態、これらについてなお把握をさせていただいた上で私なりの考えを述べさせていただきたい。委員会の答申を待つまでに市長としてどうかという御質問、よくわかりますけれども、もうしばらく時間をかしていただいで的確な御答弁をさせていただきたいと存じますので、この席での即答ということについてはお時間をかしていただきたい。これは私の方からお願いをしておることでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 6番（柏音三郎君） 10年の懸案ということを言われましたがね、地元では10年の束縛と言ってます。家は建たない、道路はできない、そういう状態で10年間来た。だから、10年間の補償というものをいいただかないかん。こういういろいろいなことがあるんですよ。だから、新市長ははっきりと、これはこうだということこそ自分の意気だけは示していただかんよ……。委員会の指示だけしか受けないんだということになしにね。

あなた自身がどうかということは言えるはずですよ。あなたは堂々と反対を唱えたんですから。前と同じですと言ったらそれでいいですがな。そうでないなら、やりまずと云えばいい。私は最初に貴重な時間であるからして一言で答弁してくださいと言っているんだ。こんなことはあなたははっきりできると思うんですよ。

- 28番（坂上國治君） 議事進行。
- 議長（貝淵博治君） 坂上議員。
- 28番（坂上國治君） 第二阪和国道の問題で柏議員さんと市長との間でやりとりがあるんですけども、柏議員の市長の決意のほどを知りたいというのはごもっともな御意見だと思います。ここで押し問答をしてもいつまでたっても同じ結果ですので、柏議員は地元議員として地元のこともよく把握されていると思いますんで、地元の空気も聞きながら、市長は市長の腹を決めていただいたら……。委員会にゆだねてあるということだけでなく、はっきりと決意のほどを述べていただいた方がいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 25番（藤原要馬君） 先ほどから特別委員会ということをして市長はたびたび申しておりますので、坂上議員さんからも一言ありましたが、私もこの解決をつけるについての発言をしたいと思

います。

実は、こういうことがあるだろうと思いましたが、13日に役員改選後、われわれはこのな
にて開会したわけでございます。われわれとしましては、この問題を解決しようという意欲を持
ってやっておるわけでございますが、地元の方々の意見も十分聞かしてもらおうと同時に、要望書
等もいただきましたので、その回答もいたしております。その中で、本年の4月ごろだったと思
うんですけども、回答をしていただくようお願いしたのでございますが、いまだに回答がないん
で、その回答待ちをしておるようなわけでございます。

これについては、地元の皆さん方と再度、話し合いをせなけりやいけないと思いましたが、
委員会を開会しまして、新市長の御意見も拝聴してあるわけです。だから、委員会に意見を聞い
た中でですよ、市長は答弁してもらえばいいんじゃないかと思ふんです。前の市長から引き継い
で、一応、地元の条件をのむ形になっておりますので、その範囲内で答弁してもらえばいいんじ
ゃないか。というのは、われわれも議会人として市の財政状態はよくわかっているわけです。だ
から、いかに地元が要望せられましても、市の財政を破壊するような形では受けられません。そ
の点で市長も安心して御答弁を願ったらいんじゃないか、かように存じます。ありがとうございます
でした。

- 議長（貝淵博治君） 一般質問で議事進行の発言が出たのは初めてなんですよ。ここで答弁で
きなかったら、夕方まで待ってくれとか、なんとかの話もできるはずですよ。それを議事進行の発
言を二國の委員長さんや委員さんにさすということは、市長……。二國の委員と話し合っただけに
するという返事をしておいたら、ここまで来なかった。いま、二國の藤原要馬委員長が言うたよ
うに、正直に言えというんやから言いなさい。
- 市長（池田忠雄君） 恐縮でございます。議事運営について御心配をいただきましてありが
うございました。

粕議員さんの御指摘でございますが、いま、第二阪和国道対策特別委員会の方で鋭意努力をし
ていただいておりますし、また、地元の皆さんとも今後十二分に協議を重ねてまいりたい。いろ
んな要望書を出しても、それに対する回答もない。この問題、するのかもしれないのかという御指摘
でございますけれども、先ほども申し上げましたように、地元情勢というものがございませう。こ
の点につきましては、対策特別委員会の皆さんとしても十二分に話をしておあげようということで
ございますので、議長も御指摘のように、委員会の皆さんの地元との話し合い、あるいは関係機
関との話し合い、これらの点について、市長としては十二分に御協議を申し上げ、また、御答申
を尊重していく中でこの問題に対処をまいりたい、このように存じておりますので、できま
したら御理解をいただきたいと存じます。

○ 6番（柏音三郎君） くだいようでいけません、地元の情勢、委員会の決定、これを待ってと言われるんですけどね。地元が反対といえそうか、委員会がやれどいうたらそうかと、それでは市長として……。 なにも阪和国道をやるんだと言えというのと違いますよ。あなたがどういう決意でかかっているかということです。一言ですよ。委員会が苦慮されたり、地元が苦慮されたりしているのはわかりますけど、それではあまりにも……。あなたの若さと実行力でもう少しはっきりしてもらわないかと思うんです。両方言うとして、ええ方を取るといっかこうやったら、計画しても物事はできませんよ。前の第二中学校と同じことですわ。

○ 議長（貝淵博治君） 柏議員さん、これは私にお委せ願って、あとであなたのところへ向けて市長を行かせますから。それで了解していただけますか。

○ 6番（柏音三郎君） 結構です。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 建設部長（中塚白君） 第3点の王子川の改修の問題についてお答え申し上げます。

議員さんも先刻御承知のように、確かに王子川の改修が根本でございます。事業主体は泉北環境でやっておりますが、これにつきましては、市としても泉北環境に対して要請は出ております。全面改修の年次もようやく定まりまして、現在の予定としましては、53年度までには何らかの形のめどをつけたいということでございます。

なお、当面の暫定措置として、言われておりました水路につきましては、多分、大野池水路の改修であろうかと存じますけれども、仮にこれをやったとしましても、最終の落ち口は王子川でございますので、王子川の早期改修の促進を図るのが先決であるし、問題解決になるんじゃないか、このように存じております。

○ 6番（柏音三郎君） 53年度というのはもうやむを得ませんけれども、水路が一方通行ですから、王子町の方に行かずに、駅前の方に水は全部流れていくんですね。ですから、雨が降るとすぐ浸水する。この対策をやらしてもらわないかと思うんです。この間も30分雨が降って、帰ったときにはもうつかってました。踏切のところからつかっている。踏切のところは応急処置をさせていただいたので若干ましになりましたが、依然として、商店街は雨が降るとつかってしまう。

今度、新しい市長にかわれたんで、どういう方法でやってくれるか、それをお聞きしたかったわけなんですけれども、部長が答えられた。まあ、53年度はやむを得ないとしても、しかし、そのままほっておくと水田にも影響してきますのでね、補償を出しておけばいいんやということ、で済む問題と違うんです。雨の降るたびごとに言われるのは私もつらい。私は車による乗らんで駅から通ってくるだけによくわかるんです。何とかひとつ考えていただきたいと思います。

○ 建設部長（中塚白君） 応急対策につきましては、私の方も考えてございます。念のために申

し上げておきますけれども、泉北環境が事業主体だからわが方は関知しないということではございません。王子川の改修については、和泉市としても早急にやらしてもらわなければならないということで、市長にもその旨は十分申し上げております。しかし、何を申しましても、和泉市だけでなしに下流部の問題がかなり残っておりますので、この辺は泉北環境において処理してもらわなければならない。先ほど申し上げましたように、応急処置、いわゆる大野池水路を新設するにしても、末端が王子川に流れる関係上、本川を改修しなければ抜本的な解決にならないということは、議員さんもよく御存じのことと存じます。応急処置につきましては、私の方は、その処理はやっていくつもりは持っております。

以上でございます。

- 6番（柏音三郎君） 終わります。

- 議長（貝淵博治君） 時間が過ぎて恐れ入ります。1時まで休憩いたします。

（午後零時7分休憩）

（午後1時8分再開）

- 議長（貝淵博治君） 午前に引き続きまして一般質問を続行いたします。

- 議長（貝淵博治君） 18番 直村静二君

- 18番（直村静二君） 新市長を初め理事者に一般質問をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

最初に、私どもは市長選挙で乱脈不公正な市政を正して、市民の声を聞き入れる、良識の通る市政をつくろう、さらに、地方財政の危機を打開して住民福祉中心の市政をつくろう、この二つで選挙戦を戦い、48・74%の得票率を得ました。そして、新池田市長は、51・25%の僅少差で市長に就任をされております。

新市長の決意は、今月発行されました広報「いずみ」におきましても、行財政の再建と発展をうたっております。市民の多くは、市政の建て直しを願っていることは明白であります。さらには、12月17日の本議会におきまして、市民合意の明るい同和行政、公正な同和行政を推進すると言っておられますので、所信表明に従っての質問をいたしたいと思っております。

第一にお尋ねしたいのは、市民合意の同和行政、公正な同和行政を言葉どおり実行するかどうか。これは大変勇気の要ることであり、不当な市政介入を断固排除し、行政権の主体性の確立なしにはできないものであると私は考えますが、その熱意があるや否や、この点をお尋ねいたします。

第二に、昭和46年以後予算計上されております同促協の審議会は、いまだに成立していません。行政権の主体性を喪失しているから、これができなかったのであります。委員数の過半数を運動側が要求しているなど聞いておりますが、そういうことで成立していない。新市長は、民主市政を標榜しておりますが、あなたは、公正民主的にやるのかどうか、その点具体的にお答えを願いたい。

次に、項目別の市民会館、解放会館につきましては、新市長は、市民会館を総合図書館に、そして、12万市民は（仮称）解放センターを使うようにとの意図で、文書等でもいろいろ発言されておりますが、議会においてははっきりとその構想をお答えください。

解放会館につきましては、予定地は同和地区外に建てる計画であって、甲地とも28億円含んでおりますが、同和事業とはいうものの、実際は国からの負担が3,321万円、1.4%、市費負担は40%から47%にもなっております。解放センターの内部も、計画どおりいきますと、一階、二階、三階、四階とも運動側が事務所をつくっていくということで、これでは解放同盟の利用の一本化になるのではないかと。市民的合意を得るといふあなたの所信表明からいけば、当然、この計画は再検討をせなかつたかというふうに考えますので、改めてその位置、規模、負担、運営の4点について明快にお答えを願いたい。

次は、窓口一本化による差別行政の問題であります。同和行政及び施策が独占的私物化である。つまり、特定団体の権限によって、同じ地区住民であっても施策が受けられないということは、憲法、地方自治法その他の規則に基づいても差別的扱いになるのではないかと。自主の意識を持っておいても、なかなかそれは受けられない。これはあなたが所信表明で、人間としていかなる差別があってはならないと表明している点からいきましたら相反します。窓口一体化は、独占的管理差別行政ではなかつたかと思しますので、明快にお答えを願いたい。

次は、属人主義による固定資産税の減免、これにつきましては、同和審答中はもともと属地主義を中心としておりますので、地区外、行政区外における固定資産税の減免は、部落解放につながるとはいえない。つまり、いつでもどこでも、自分たちは未解放部落住民であると標榜すれば税金がまけられるということであり、民主主義の徹底、国民的要望である差別をなくするということにはつながらない。地区外、行政区外についての減免措置をやめる気があるかないか、この点を明快にお答えを願いたい。

次の非常勤嘱託につきましては再々申し上げておりますが、新市長は初めて聞くと思いますが、男女合わせて27名の非常勤嘱託、名目は相談員ということですが、このうち解放同盟の執行委員が9名、人件費が年間4,400万円。名目は相談員でありますから法的には根拠がないし、また、任意の運動団体ですから筋違いである。相談員であれば、相談したときに譽用弁償、日当な

どをつけるというのが基本ではなかろうか。その点でこれを廃止するかどうかを明快にお答え願いたい。

次は、同和タクシーの問題でございますが、これは月曜から金曜まで市民会館の横で午前9時から晩の5時まで1日16,800円の固定給的な費用の支出、同時に、市の税金、公金による私企業の営業妨害であるという点からいって、とうてい市民的合意を得る内容ではありません。したがってこれを廃止するかどうかをお答え願いたい。

次は、8月26日の対市交渉なるものによる前藤木市長が確認書を取り交わしておりますが、これを全部引き継ぐのかどうか。私どもは、この内容に問題があると思っておりますが、その点も含めてお答えを願いたい。

次は財政について。まず、超過負担の問題ですが、超過負担の解消は私どももそう思っております。老人解放センターは、国から補助が一円も出ていないと聞いておりますし、身障者会館についても、一円も出ていないと聞いております。したがって、これは超過負担とはいえない。まさしく措置法の7条違反ではないのか。また、市民から逆差別だという声も上がっておりますが、これを今後どのように扱うのか、明快にお答えを願いたい。

次の人件費並びに施設の維持費につきましては、お尋ねもございますので、部課長さんも聞いてほしいと思いますが、公社の人件費は総額幾らになるのか。それから老人解放センターの人件費は幾らになるのか。3番目、予定される仮称解放センターに職員を何人ぐらい入れて、その人件費はどれぐらいになるのか。4番目、現在までに同和行政、同和事業を行う中で、部落解放同盟支部の推薦で職員が何人入り、人件費はどれぐらいになっているか、これらに関係部局からお答え願います。

施設につきましては、一般質問でございますので、詳しい点までは言いませんが、ひまわり保育園の保母数並びに人件費、それとことしの夏の電気代、同時に国府第一保育園の保母数、人件費、夏の電気代など、お答え願いたいと思います。

次に、財政建て直しの方策でございますが、現在、和泉市で3分の2の国の補助を受けているものは、おおまかにいってどれだけの事業、また事業名なのか。なお、あわせて措置法10条の救済規定、自治大臣の認可を受けている分がいかほど来て、和泉市の財政の中でどれぐらいになっているかという点もお答えを願いたい。

次は福祉について。700人の希望者の入れる保育園の建設につきましては、新市長が選挙前に文書化したもので、基本姿勢として700人という数字が出ておりましたので、たまたま私が取り上げた問題でございます。この問題については、あなたが公開質問状に対して答えられたその内容が新聞に載っておりますが、端的に申し上げますと、市税収入を上回る職員の人件費100

ゆであるので、新園については手が回らない。四党の力を借りて国へ行って特別交付税をもらってくる、というようなお答えだったと思います。700人の希望者全員入れる保育園の建設は、国の特別交付税をいただいてやっていくということなのか、その点明快にお答えを願いたいと思います。

和気校区に一園建設することについては、ことし国府第一、国府第二合わせて250名でございますが、申し込みが非常に上回り、120名以上の待機者がございました。したがって少なくとも、和気校区に一園が必要ではないか。来年度、和気校区に一園建てるかどうかのお答えを明快にお願いしたい。

来年度の予算編成につきましては、切実なもの、緊急なものは当然組んでいこうと思いますが、所信表明その他いろんな発言の中で、あなたは冗費を省くということをおっしゃっています。そこで提案いたしますが、部落解放同盟和泉支部に対する助成金3,187万円、隣保館運営費の運動負担金2,000万円、先ほど申しました同タクシー415万円、その他合わせて9,500万円ほどになりますが、この分が法的根拠から、または緊急でないという点からいって削除する決意があるやいなや、明快にお答えを願いたいと思います。

5項目は、公社の運営でございますが、第一点として、王子町1117番地または6番地の取得について、第2点は、青少年グラウンドという教育目的で用地を先行取得しておりますが、途中でこれが変更され、代替えとなった点について、なぜこれが変わったのか、また、その損害は幾らで、だれの責任なのか、この点を明快にお答え願いたいと思います。

それから、公社の運営については、これまで問題がいろいろ提起されお答えも出ておりますが、この際、改めてお尋ねいたします。新市長は公社の運営について、民主市政を標榜する立場から、市民的合意を得るという立場から、議会に提案して特別調査委員会などを設ける決意があるや否や。それができれば明るい行政になると私は確信しておりますので、その点もまわってお答えを願いたい。

以上、簡単に質問要旨を申し述べましたが、和泉市の今日抱えている基本問題ということで重要な内容を含んでおりますので、新市長さんの明快なお答えを期待するものであります。終わるに当たって議長さんをお願いいたしますが、時間につきましては、議運でも私、申し上げましたとおり、延長をお願いしたいと思っておりますし、また、答弁につきましても、5項目でございますので一つずつやっていたきたいと思いますと思っております。

以上、よろしく願います。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの御質問に対し、市長、お答えを申し上げたいと存じます。

第一点の市政運営の基本姿勢についてのお尋ねについてお答えを申し上げたいと存じます。市政運営の基本姿勢につきましては、同和行政についての御質問がほとんどであろうかと存じますが、私が所信表明で述べておりますとおり、市民合意の明るい同和行政を促進いたしまして、本当に差別のない和泉市をつくらせたい、このために一生懸命がんばる決意でございます。これが基本姿勢でございます。

お尋ねの条例があって実施をせられていない同和促進協議会、これにつきましては、一昨日でしたかお答えいたしましたとおり、何とか実現をさしていただき、市民合意の明るい同和行政促進の場として運営をせたい。関係諸団体話し合いの中で実現に向かって今後邁進をいたし、明るい同和行政、市民合意が得られる場として運営をさしていただきたいというのが基本的な考え方でございます。

それから、(イ)の市民会館と解放会館の問題につきましては、どのように伝わっているのか存じませんが、市民会館は市民会館、解放会館につきましては、将来、市民会館的な御利用を市民の皆さんにさせていただけるような解放会館でありたい、このための努力をさしていただきたいと存じておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

(ロ)の窓口一本化による差別行政の点につきましては、行政効果を上げるために従来もこうした方式で来ておりますし、私自身も、同和行政促進のためにはこうした方式によってやっていくのが妥当ではないかと存じておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

(ハ)の属人主義による税の減免、これは確か同促協からの話によるいろんな問題であろうかと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

(ニ)の非常勤嘱託についてでございますけれども、これは地域事情に明るい地域の方々によって、同和行政促進のためにやられているシステムだと承知をいたしております。今後ともこうしたことについては、地域事情に明るい方によって運営していただく、御協力をいただくという意味からも、妥当な措置ではないかと存じておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

(ホ)の同和タクシー廃止につきましては、御指摘の点よくわかります。この件については、私も就任日なお浅うございますので、詳しいことは存じておりませんが、確かこれは3月更改がひとつの時期であると承知をいたしております。相手があることでもございますので、何とか御趣旨に沿うような方向がとれないものかどうか、よく協議をし検討を重ねさせていただいて、3月更改の時期に向けてやらしていただきたいと存じております。

それから、(ヘ)の8月26日の確認書につきましては、事務引き継ぎの際に確かに引き継がさせていただきました。いろんな項目がございます。実情を聞いています最中でございまして、尊

重すべき点は尊重さしていただいて、この引き継ぎをやらしていただきたいと存じております。

なお、個々の問題につきましては、協議を重ねなきやならん問題もあるかと存じますので、協議を重ねさしていただきたい。

以上でございます、私の存念を率直に御答弁さしていただきましたので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 18番（直村静二君） 基本姿勢でございますので、あえて多くは申しませんが、質問に対するお答えが漏れておりますので、その点を指摘したいと思います。

解放会館は同和専業だと言っておりますが、国の補助が非常に少ない。位置、規模、利甲その他についてのお答えが抜けておりますので、ひとつお答えを願います。

- 市長（池田忠雄君） 解放会館につきましては、御議決いただきまして、鋭意検討中だというように理解をいたしております。詳しい点につきましては、担当部局から御答弁させます。

- 18番（直村静二君） 関係のなには答弁要りません。

じや、再質問いたします。実は、あなたは同対審共闘の75年11月1日号で対談をされておるわけですよ。解放センターを市民の活動の場にとか、いまある市民会館を総合図書館に改築するとか、積極的な市民福祉の立場をとりたいとか、こう言っておられるので、いまのお答えと食い違うように思うんです。だから、これはどういうことになるんですかと。これ、お見せしましょうか（資料提出）

- 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

同対審和泉支部共闘という機関紙でございますが、これは率直な話、御支援をいただいている私の選挙のときの一つの団体であったと承知いたしております。したがって、このことについての詳しいことは私、存じ上げておりません。ただ、対談記事につきましては、20分ほど共闘会議の議長と話をしたことはございますが、解放会館については、少なくとも、私は規模、その他からして将来にわたって全市民の利用が願えるような、いわゆる市民会館的な運営ができれば、このように理解をいたしてございまして、そのように申し上げたことは事実でございます。しかし、市民会館を図書館にという構想は私、申し上げた記憶はございません。

- 18番（直村静二君） 市民会館を図書館にというのは、この文書だけではなくに、ほかの文書にも出ているんですね。だから、どうします、あなたのしゃべったことを速記者が書いて文章になっているんですからね。この際、はっきりしていただきましょか。取り消すのか、抗議をするのか。市民会館は市民会館だ、総合図書館と言った覚えはないと。もしくは訂正記事を出さすのか。これは何千枚とまかれて、私の家にも届きましたからね。大変なことやないかということ……。どうします。

- 市長（池田忠雄君） 本件については、関係者と一度話し合ってみましょう。
- 18番（直村静二君） 話し合いも結構です。しかし、これは選挙戦に影響があったわけですね。それなりに。だから、私に答えるんじやなしに、議会に答えると同時に、市民にも答えていくということになりますのでね、この際はっきりしていただかないと……。市民会館がいつ総合図書館になるのか、答えがあってしかるべきです。だから、私は聞いているんです。相談をして適当な機会に、もしくはこの議会中に答えていただけますか。
- 市長（池田忠雄君） 市民会館を総合図書館にということの話でございまして、解放会館につきまして、将来市民会館的な運営に、市民に御利用のいただける場に持っていけたならば、市民合意の同和行政の場でもあると、このように理解をし、話したことはございます。
- 18番（直村静二君） それはいま聞きました。
- 市長（池田忠雄君） 市民会館を総合図書館にという問題については、私の記憶にございませんので、この辺につきましては、関係者と話し合ってみたく存じます。
- 18番（直村静二君） それはわかっていますねん。話し合っていていつ御返事をいただけるかと聞いているわけです。
- 市長（池田忠雄君） 後日また……。
- 18番（直村静二君） この議会中なのか……。これは大事な問題ですからね、年を越すとまたあれですから、早く決着をつけて明確な御答弁を願いたい。あしたでもやっていただきたい。それをお願いします。
- それから解放会館につきまして、あなたの言っている窓口一本化行政については、部落解放同盟と確約もしくは確認書が入れていると聞いておりますが、そういう事実はあるのかないのか、あなたの言っておられる、人間としていかなる差別があってもいけないという立場から、基本的人権侵害になってはいけないということでこれはあなたがおっしゃったことですよ。だからその点を……。同時に、いかなる差別があってもならんという憲法上の規定、地方自治法10条2項に基づく市民に対して、解放同盟に入っている者にはやる、入っていない者にはやらないということは差別になります。
- あなたは単に行政上の効果からするんだとおっしゃっていますが、信条はそうじゃないんでしょう。人間としていかなる差別があってはならん。私もそう思っていますよ。同対審の答申によると、基本的人権が侵害されている。だから差別です。これは憲法の侵害じやないですか。同じ市民なのに解放同盟に入らんと受けられないというのはそうじやないですか。
- 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げます。
- 解放同盟との確約書の問題、いろいろと言われますけれども、そういう事実ばございません。

- 18番（直村静二君） 解放同盟支部ニユースナンバー14号、1975年10月22日、ここにちやんと書いてあるんですね。窓口一本化は言明しており、以上の内容で支部との確約書も交わしてあります、と。だから、これも先ほどの市民会館と同じように、このニュースがうそなのかどうか、関係団体に明快に言われまして、後で御答弁をお願いしたいと思います。これも渡しましよか（資料提出）。

次の雇人主義による税の減免につきましては、もう申し上げておりますので、検討してもらって来年から削除していただきたいと思います。

それから、非常勤嘱託についても、私の主張は、市長以外の部課長さんはよく知っておりますので、あなた御自身が十分検討していただきたい。

はっきり言うておきますが、こういうピラも出ているんですね。あなたは一党一派に偏しないということを書いておられるんです。この部落解放同盟和泉支部という団体は、あなたに申し上げておきますが、選挙になると、日本社会党一党支持を機関決定して、選挙運動、政治活動を行うわけです。ですから、その団体の非常勤の嘱託員ということになる。しかも、その団体に入らなければ施策が受けられないということになると、長年の差別で未解放部落の皆さんがお困りだというときに、そういう一党一派に偏した行政上の扱いをするならば、それこそ、本当の意味の自主的なことはできない。あなたの標榜する民主市政に反するというふうに思いますので、あえて私は質問の中で述べ、またはヒントを言うておいたんです。つまり、月給にするんじやなしに、雇用弁償、日当という形にすべきではないか。いまのような生活給付的な雇用弁償というのは誤りではないか。あなたは地域事情に明るいからと言っておられますが、私は、法的根拠並びにそういう内容を含んでいるからということであえて言っているわけです。一党一派に偏しない立場からのお答えをもらいたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

事務引き継ぎを受けまして、いろいろの問題について駆け足で担当セクションからの話は聞いております。いままで聞く範囲におきましては、地域に明るい方によって同和行政の円滑な促進のためにとられている措置である、このように私は理解をいたしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

- 18番（直村静二君） 御理解じやなしにね、逆に私の言うたことを御理解賜りまして、やってほしいということを申し上げておきます。来年の議会もありますので、注文あるいは問題提起ということになるかもしれません。

8月26日の確認書の引き継ぎについては、前市長が確約したから全部引き継がないかんということでもないし、またあなたの言う市民的冷意の同和行政という立場からいって、この引き継

ぎには問題があるんじゃないかということ指摘したわけですが、これも新市長以外の方は知っていると思います。

この確認書では、2,366戸の住宅建設を確約しているわけですが、現在、同和地区といわれている幸三町、王子町も含めてそれだけの世帯数はないんです。だから、ずさんな計画ではなかろうかと。また、全部つぶさなくてはならんということにもなる。それに、あなたは記者会見で言ってますね、前市長の引き継ぎといえども悪いところは正しますと。11月26日の毎日新聞、その他に出ている。だから、まずいところは直すという決意あるや否や。最初に申しましたように、これは非常に勇気の要る仕事ですけれども、ずさんな中身は引き継がないという点は十分確約してもらいたいと思います。あなたは新聞記者に確約したでしょう、手直しますと。だから、確認書の中身にずさんなものがあればしないというふうに市長答弁をお願いしたい。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

たまたま、2,366戸の建設戸数の問題でございますので……。

○ 18番（直村静二君） いや同対部長、それは要りませんねん。前の議会でぼくは言いましたから。引き継ぎの中身にずさんなものがあれば引き継がないという市長に決意があるかどうかだけで……。

○ 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

私は確かに引き継ぎをいろいろいただいております。26日の確認書の件につきましても、事務引き継ぎの中で確かに見させていただきましたし、また、前理事者のされたことで尊重はさしていただきたいと存じております。ただ、問題によっては、関係団体とも協議をさせていただいてやってまいりたい、このように決意をいたしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○ 18番（直村静二君） 理解はしないんですけれども、一応、承っておくということにしておきます。次の財政の方の御答弁を願います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 総務部 理事（西川喜久君） 人件費関係についてお答えいたします。

まず、開発公社でございますが、現在職員数36名でございます。年間の人件費総額は、ちょっと持ち合わせがございませんので、12月分のみお答え申し上げますと、支払い金額652万7,252円でございます。

2点目の老人センターにつきましては16名おまして、月額給与2497,023円でございます。

3点目の支部推薦の職員数でございますが、これは54名でございます。

4. 点目の解放会館の今後の考え方ということにつきましては、ただいま検討中でございます。現在、確実な人員は申し上げることはできません。

それから、ひまわり保育園と国府第一保育園の対照でございますが、総職員数は、国府第一におきましては26名でして、月額2469,650円でございます。ひまわりにつきましては45名おきまして、月額4,308,288円、以上でございます。これは保育数以外の現業も全部含めております。

- 財政課長（麻生和義君） 電気代についてお答えいたします。50年度の8月分のひまわり保育園の光熱費、電気代は17万円、国府第一保育園の電気代は、23,000円でございます。

続きまして、措置法の10条規定で和泉市にどのぐらいの交付税が入っているかというお尋ねでございますが、50年度普通交付税に算入されました額は1,401,000円でございます。以上です。

- 18番（直村静二君） 超過負担の洗い直しの財政ですから、老人解放センターと身障者会議についてもお答えを……。措置法からも、答申からも外れてますよという質問ですから。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

御指摘のとおり、老人解放センター並びに現在、建設中でございます身体障害者会館につきましては、国の補助金の対象にはなってございません。大阪府の単独事業といたしまして、大阪府の補助要綱等に基づきまして、府の補助金をいただいて建設もしくは現在、建設中でございます。いわゆる超過負担という関係からいって、全面的に超過負担ではないかという考え方を直村議員さんはおっしゃっておられるんだと存じますが、すべての施設全部、国の補助対象になっておらないというのが現実でございます。補助の対象になるものは、同和対策事業特別措置法の第6条に規定されております、いわゆる同和対策事業として認定したのものに対してのみ医療補助の対象になるということでございます。

したがって、国の補助の規定に該当しない事項で、事実上、地域住民の地域実態に応じて必要な施設につきましては、府等の補助をいただき、それぞれの事業を執行いたしております。これらの建設事業費につきましては、府からは80%の補助をいただいて執行しておるというのが現実でございます。

- 18番（直村静二君） 私は、全部が超過負担ではないかというようなことは言ってなかったと思うんですよ。措置法からも答申からも外れておる、しかも、同和事業と銘打ってますから国の補助が当然ではなかろうかと。この場合、何負担とっていいかわからないから、措置法なり答申の線から外れていると。そして、逆差別だという市民の意見もまるんやから、今後、どうするんかという質問なんです。

同和対策の答申の中にも出ているんですね。環境改善、その他の問題については、本来、市町村には財源がないんだから国がやらないけませんよと。「原則とする」という文章がありますね。私は、何も施設が悪いとは言っておりませんよ。こういう計画はどこから出てくるのかと。それは和泉市から出てくるんでしょ、地元の関係団体から出てくるんでしょ。しかも、地元の関係団体というのは地域の総合計画推進委員会、これは委員が11名で、そのうち解放同盟の委員が6名。採決したらいつも解放同盟が勝つ。

私は先ほど市民的合意のところで言いましたが、あれは委員数21名で、そのうち解放同盟が過半数をくれと言うから成立しなかったんです。だから、どこから出てくるかと。そこらをきんどしないとね、逆差別だという市民からの声が出てきて、事業をすればするほど市民的合意は得られなくなる。あなたの言う表題は飛んでしまうということを申し上げたい。

この問題を今後どうするんか。老人解放センター、身障者会館。これ、建ってしまうんですからね。建って営業すれば、逆差別だという声は当然、市民じゆうに広がっていく。これの利用の問題については考えてもらわないかん。これについての答えがなかった。ありますか、あったら教えてください。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

いわゆる国の補助対象にならない事業をやる方がいいのか悪いのかというようなことだと思います。言いかえしましたら、同和対策事業としての補助の対象にならない事業は同和対策事業ではないんじゃないかと……。

○ 18番（直村静二君） いや、そういうものから外れていくと、老人の方々から逆差別だという声が出てくると。計画そのものは市がするわけでしょう。

○ 総務部長（坂口礼之助君） もちろん市がいたします。

○ 18番（直村静二君） そのこのところね、市民的合意を得るようにしなさいよと私は言っておるわけです。金をくれるとかいうのはね、国が原則ですよと書いてあるんですから、それに依拠してね……。現在、もう老人から出てますよ声。しかし、できて見学に行くとすれば、これ何やということになってきますからね。そう簡単にこれは御理解できません。その点で今後、どんなふうにするのかということを知っているんです。

○ 総務部長（坂口礼之助君） この運営の内容につきましてですか。

○ 18番（直村静二君） だから、窓口一本化を外して、しあわせ会に入るとか入らんとかいうことやなしにね。こういうデラックス版であっても、市民全体が利用できるようなれば、利用をどうするかということで少しでも進むと。しかし、最初の点では、補助金がないというようなことになってね、これではいかんぞと私は言っているわけです。だから、あとどう扱うのかとい

うことです。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 最初の点では、補助金がないということではございません。大阪府から補助をいただいております。80%の補助をいただいで建設いたしてございます。

○ 18番（直村静二君） だから、私は言うたでしょう。答申では、金がないから困るんですけど。府から補助金が出るのが悪いとは言っていない。問題は、この計画は市がするわけでしょう、そこどこまできちんとせいと言うんですわ。しかし、それをようせんだから、出してしまたんやからね、そして、これは逆差別だという声が出ているんだから、今後、どうするんだということも含めて聞いているんです。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 御承知のとおり……。

○ 18番（直村静二君） もうよろしいわ。また、内部で協議して市長に聞きます。

市民的合意と民主的市政、明るい同和行政……その点に私はひっかかったんで聞いたんです。市長の答弁を聞いてみると、明るいこともなければ、公正でもないですよ。御理解賜りますばかり。私に理解を賜ったかてしようがない、市民から逆差別だという声が上がっているんですから。これをそうでないようにするのが市長の責任なんです。そうしないと、明るい同和行政はできません。

市長は就任して間がないからあれですが、私の主張は議会で言うてますんでね、あなた以外の方は大体知っているわけですよ。あなたは僅少差で市長になっているんですから。そして、あなたのスローガンはあまりにもみごとで、きれいで、美しいのでね、ほんまかいな、文字どおりやるんかいなと、こう思って聞いたんでございましてね。そこをはっきりしていただかんとも明るいも暗いもない。いや、私はやりますというんやったら、やるで結構です。私はあなたからいい答弁をもらおうなんて思ってません。あなたが市民に公約したことをどうするんか、きっちりつじつまが合うのかどうかということをお願いしているわけですよ。財政についてはそういうことで、次に移ります。

福祉の件ですが、イ、ロ……についてお答え願います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 3点目の福祉につきまして、市長から御答弁を申し上げたいと存じます。

御指摘の保育園の建設につきましては、財政実態とにらみ合わせて積極的な施策を講じてまいります。ただ、700人という数字につきましては、入りたくて入れない保育児童の数字であろうかと存じますが、実態把握をよりの確にいたしまして、どこの地区がどうなのかという把握の上に立って、順次、保育園の建設に邁進してまいりたい、このように決意いたしております。

○ 18番（直村静二君） ここに出てますが、四党そろって特別交付金をもらってくるとあなたは

言ってますね。700人待機している。120人としても5、6園建てないかん。そんなことは財政上不可能だろうと思います。あなたはそのことをよく知って、四党そろって国の補助を取りつけると言っているわけです。私は特別交付金をいただけるかどうかについては確信を持っていません。

その点で意見を申し上げますと、現在、和泉市で行われている同和事業、これによる起債が本年度予算を遂行しますと90億から100億になる。この金利で目をむかないかんというときには、なおそれ以外に、一般保育園に特別交付金制度があるのかどうか知りませんが、頼んでくると。金をくれば700人を入れる新園の建設はできない。あなたにその確信があるや否や、それをお尋ねしたい。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

私はまとう限りの努力をさしていただきたい、こういう決意であります。保育園の建設につきましても、実態把握の上に立って、しんどい財政の中でございますけれども、順次計画を立てる中で建設に一步步踏み切ってまいりたい、このように決意をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 18番（直村静二君） あなたのお答えの中に同和問題の答えが出ているんですわ。後の予算編成も含めて聞きますけれども、あなたはこう言ってるんです。事業に対する費用が100万とするならば、国、府の負担が80万円だ、8割だ。和泉の負担は2割だ。この2割も、和泉市は財政が弱いから、自治大臣の認可で8割を負担するんだから4万円がいいと、こう書いてあるんですね。

そして、あなたは盛り込みをしてでも、全国8,000の市町村長の先頭に立って4万円の肩がわりを腰に働きかけ、市民の負担が少なくて済むようにしたいと決意している。公開質問状に対してこういう答えをしているわけです。だから私は、700人希望者の問題でも、あなたは盛り込みをしてでも取ってきてもらわないかんと思うんですが、私にはその点の確信がないわけです。いまだにあなたは、このとおり思うてはるんですか、同和事業は8割だと。来年度の予算編成も含めて聞いておきましょう。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと御質問をいただいておりますが、率直に申し上げまして、財政の非常にしんどい中でございますので、国、府に対して強力な政治折衝も行ない、また、強力な陳情、要請を繰り返してひとつがんばってまいりたい、この決意でございますので、皆さん方の格段の御理解と御協力のほどをお願い申し上げたいと存じます。

それから、(ロ)の和気校区に一園建設することにつきましては、教育委員会とも協議をさしていただき、実態解明の上に立ちまして前向きで検討させていただきたい、このように思います。

○ 1.8番（直村静二君） それじや、要望だけ改めてしておきます。質問事項から抜けておったんで。

同和保育園については5園ですか、これが完全給食をされています。ところが、一般の保育園では完全保育はしてない。設備はあるが、もうさびびていて使えん。または所信表明で冗費を削ると言っておりますので、この分を回してもらったらじきにできると思います。これを要望しておきます。

さらに新園につきましては、先ほど人件費及び施設のところでお聞きしましたように、電気代が片方は2万円で、片方は17万円、保母さんの数も補助保母を入れて倍以上である。とてもじゃないが……。ここにも逆差別だという声が市民から出ておりますので、思い切って同和予算を削る、適正規模以外は削ると、その決意するや否や。

私は一貫してここまで聞いてきましたけど、市民から逆差別だという声が出ておるといふこと。また、維持費についても膨大な開きがあるし、さらに解放センター、身障会館、老人解放センターの利用についても、解放同盟の承認をもらわんと使えないというような差別がある。これを撤廃してこそ初めて市民合意の明るい同和行政ができるんじゃないか。また、財政を適正化することによって浮いた金を足らん方に回す。このようにして分け隔てのない公正な同和行政をやっていく。そして、国からお金を取るのでも、何も四党にこだわる必要はないと思います。五党あるいは無所属の方もおられるんですからね。公正な同和行政をやるのなら、まず、きちんとけじめをつけていただかないかんということを要望しておきます。

次に、来年度の予算編成について御答弁を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 昭和51年度、いわゆる来年度の予算編成につきましては、過日、関係の部課長さんに対して財政当局側としての考え方を申し述べたのでございますが、基本的には非常に厳しい財政運営をしいられ、50年度より以上の厳しさというものが感じられることは事実でございます。そうした財源の非常に苦しい中で、市民を中心とした、住民本位の予算を編成していくという考え方に立ちまして、徹底的に冗費の節約等を行ってまいりたいと存じておるわけでございます。

具体的には、現在、各関係部局からの要求を待っております段階でございます。新市長の方針として5つの柱を立て、それを指標として行財政運営の改善を図っていくという考え方に立っております。その一つは社会福祉の充実、二つ目には教育の振興、三つ目には産業の振興、4つ目は住みよい環境づくり、5つ目には財政運営の健全化と財政秩序の確立、この5つを柱といたしまして、重点的に財源を配分し、節度ある財政運営を行っていくようにという考え方に基づきまして、現在、予算編成の作業に移りつつあるわけでございます。具体的な問題につきましては、

时期的にまだ中身についての精査検討もいたしてございませんので、以上、簡単でございますが、基本的な考え方を述べさせていただきます。以上、簡単でございますが、基本的な考え方を述べさせていただきます。

○ 18番（直村静二君） 市長さんにお尋ねします。先ほど冗費の削除ということで、約9,500万ぐらい削除できると、51年度予算。本年度については、これは執行してありますから仕方ありませんけれども、再建団体に入るおそれがあるという場合には、それを避けていこうというのが基本である。それで来年度の予算編成については、あなたの所信表明においても冗費の削除ということでございますので、私は法的根拠のないようなものはやめると先ほど言ったんです。お答えを願いたい。

○ 市長（池田忠雄君） 御答弁申し上げたいと存じます。

いま、総務部長から予算編成の基本的な考え方を述べさせていただきましたが、冗費を節約してまいりたい、秩序ある計画的な予算執行でありたい、こうした点について御答弁をさせていただいた次第でございます。なお、直村議員さんおっしゃる冗費という点につきましては、いろんな点で見解の相違があるようにも存じますので、御高見として拝聴をさせていただきたいと存じます。

○ 18番（直村静二君） いまの答弁で見解の相違もあるということになってきますとね……。私はあなたの言う明るい同和行政、市民的合意、そして憲法の規定に基づく基本的人権の侵害になるから、窓口一本はあかんのやと申しているんですよ。また、隣保館の運営に準ずる負担金、支部助成金などについては社会党だと。選挙運動ということで何党にかかわるか知りません。たまたま現在は、日本社会党ですけどもね。しかし、一党一派に偏してはいけないというのがあなたの主張なんだから、私は見解の相違などで言っているんじゃないし、具体的事実、行政上の規則、運営からいって法的根拠のないもの、また、任意団体としてそういうむだなものは運動としてマイナスであろうと思っておるわけです。あとの方は見解の相違になるかもしれませんが、規則、運営の点からいくと見解の相違ではないと思う。まあ、前からのお考えもあろうかと思えますけれども、以上の点について要望しておきます。

次に、公社の運営ですが、責任の所在と特別調査委員会をつくる、この二つ御答弁を願います。

○ 市長（池田忠雄君） 公社の運営につきましては、先般来、いろいろと御指摘がございまして、私どもも実態について把握いたしておる最中でございます。なお、先般もお答え申し上げましたとおり、公社財産、その他の公表につきましては、何とか公表させていただきなさいということでの指示をいたしております。

それから、公社のよりよい機構、運営ということにつきましては、私なりに関係セクションと協議をいたしまして、よりよい開発公社であることを念願して、機構の改善も含め検討させてい

ただきたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

- 用地担当理事（西川武雄君） 青少年グラウンド用地の問題でございますが、当初、市から青少年グラウンド用地ということで取得の依頼があったわけございまして、取得時期、その他につきましては、昨日お答えいたしましたとおりでございます。

ただその後、市におきまして目的の変更がございまして、公社としましては、その土地利用について種々検討いたしました結果、代替用地にして宅地造成をいたしたい、こういうことで、大阪府の関係部と開発行為、その他につきまして種々協議を重ね、その行為の内容等についての一応の内諾がございましたので、宅地造成をすべく現在、その内容を検討しているという状況でございます。

- 18番（直村静二君） そこがわかりませんねん。青少年グラウンド、教育目的やいうて先行取得したものがなぜ変更をされるのか、そこがわからん。土地が使えないということで変更するのか、それとも、制度上変わったということなのか……。そんなずさんなことで用地を買うのかということ。青少年グラウンドということで調査もし、見積もりもし、その名目で買って、後で変わると。天変地異でも起こったのか、どういう理由で変わったのか、それを聞かしてほしい。

- 同和对策部長（佐原行雄君） 先ほど公社の局長から青少年グラウンドという方向づけの中からの話が出ておりますので、私からお答えいたしたいと思えます。

一つは、当時、大阪府のサイドにおいて青少年グラウンド関係を泉州地区に1カ所設けるという話が出ておりました。そして、大阪府と話し合いを持つ中において、先に泉南の方に場所を取られたという経過がございます。もう一つは、青少年グラウンドとして開発をするのに、面積的にもうひとつ狭いという点もございまして。そういう経過の中で、先ほど局長が申し上げましたように、最終的に宅地関係の方に変わってきた、こういうふうな状況でございます。

- 18番（直村静二君） いや、青少年グラウンドということで相当膨大なものを買うんですから、その時点で、これは青少年グラウンドになるという確信——だれかの文書もあって買ったものだと思うんですよ。泉南に取られようとどこに取られようと、それはしようがない。せやけど、青少年グラウンドということで買うんですからね、なる土地を買わなまかんのと違いますか。

それがなぜ変わったのか。そういう土地ではなかったのか、それとも、上からやめておけ、宅地にせいという命令が来たのか。来たんなら命令書を出してください。またその用地が使いものにならないということなら、使いものにならないものを買った責任はどうなるんか。この二つははっきりしてください。1,000円2,000円の買い物と違いまっせ、ごっついでっせ。

- 同和对策部長（佐原行雄君） 先ほどお答え申し上げましたように、当初、青少年グラウンド

等に使用できるという観点からこの買収に踏み切ったわけでございます。それについては、当時の同対部から要請いたしました。その後、先ほど申し上げましたような事情に基づきまして事業計画の内容が変更になったと、これだけでございます。上からどうのこうのという関係は何らございません。

- 18番（直村静二君） そんなら、市として青少年グラウンドでは使いものにならないということで目的が変わったと、こういうことですか。そこのところをはっきりしてください。目的があって用地を買うわけでしよう、目的があって買って、その後で目的外のものにせないかんとという理由は何かというんです。上の命令でもなんでもありませんというんだから、答えは大体わかる。つまりミスなのか、見誤りなのか、これをはっきりしてください。あいまいにしてもうたら、先ほど私が質問したように、いみんな問題があるから特別調査委員会でもお願いして、メスを入れようというふうにしてはどうかと、こう言うておりますんでね。

私はまだ聞きたかったんですよ。青少年グラウンドのほかにはですよ、まだ、公共施設の目的で買って使いものにならない、公共施設にできない土地があるかどうか聞きたい。しかし、具体的に出ているのはこの問題だけですからね。

まんまり答えがないようだから、もう一遍、西川事務局長に言うてもらいまひよ。青少年グラウンド以外に、まだ、公共目的で買って公共施設を張りつけられない余分な土地があるかないか、それをひとつ。

- 用地担当理事（西川武雄君） 公共用地の目的で買って土地利用変更をした物件は、現在の物件以外にはございません。

- 18番（直村静二君） ないということは、かなりきちんとやっているということですね。この件についてだけ変わったんですから、この件についてだけ明快な答えを願いたい。だれの責任で、だれの見誤りですか。

議長、答えられなかったら、私が指摘したように、市長側から議会に対して、そういうことを明らかにするための調査委員会などを設置していただくというふうに決意表明していただいけませんか。これはほかの議員さんからも出ましたのでね。専決で3,000万円目をすったとか、そんなんはまあありますよ。しかし、これごっつい坪数ですよ。全部で17,000万ですからね。

- 同和对策部長（佐原行雄君） たびたび答弁をさしていただいております、繰り返すことになるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、土地利用の関係でよりよく効率的に使うという意味での変更が出た、ただ、それだけでございます。

- 18番（直村静二君） よりよく効率的に使う、つまり1億数千万円の分をですよ、青

少年グラウンドでは効果がないということですか。だから、より効果のある、目的外のもの、それは宅地造成だと。これは勘ぐって言いますとね、青少年グラウンドができんような土地を買ったということになる。その責任はどうするのかというんです。途中でより効果的にするために変更するんやったら、ほかのものも皆していただきましょか。もっとほかにもありませ。だからね、あいまいな答弁でなしに、どこの部局で、どう誤ったのかということをはっきりしてください。

○ 議長（貝淵博治君） また後で個人的に話をさせますから……。

○ 18番（直村静二君） 個人的にということもありますが、公式の場で言っておりますから……。経過はわかっていますねん。しかし、だれの責任なのかということをはっきりさせて、一定の措置をしていただかないかんという気もあるんですよ。さらにこの際、市の側から調査委員会をつくってほしいということで提案していったならば、もっともっとさると思うんです。市長以外の方はみんな知ってはねん。49年の決算報告でも、どんぶり勘定や、中わからん、きっちりしますという答弁ももらってます。しかし、新市長にかわってますからね、それなりの経過を出していただきたいと思うんです。

市長、この際改めて49年度の分については経過報告として、この前のどんぶり勘定以外に、所、浮地をつけた資料を出してくれますか。

○ 市長（池田雄雄君） 御答弁申し上げたいと存じます。

先ほど来御答弁申し上げましたように、開発公社の問題につきましては、公社の資産、その他の公表ということは近くさせていただくようになっておりまして、指示もいたしております。私も市長になると同時に開発公社の理事長を仰せつかっております。したがって、私なりにこの件については関係者と協議を重ねまして、本当に御理解を深めていただけるような運営と機構ができますよう検討をいたしたい、このように存じておりますので、よろしく願いいたします。

○ 18番（直村静二君） 公社の問題でも真剣に考えてもらわな困りますのはね、11月末現在で1億3億の借入金でしょう。そこへ1億数千万円の分が、また目的が変わった。造成せないかん、売らないかん。その間の時間のずれ、金利というようなことで大変な損失を与えている。この点を肝に銘じてもらいたい。これは今後とも具体的に追及していきたいと思いません。

以上、見解の相違やら御理解やらいろいろございましたが、はっきり申し上げまして、あなたは昭和46年まで市会議員をされておりましたから、市の同和行政についても一定のことを知ってはるということで、私はあえて突っ込んだ質問をしたんですけども、誠意ある御答弁がなかった。明るい同和行政、公正な同和行政ということを標榜しておりますが、一向に満足のいく答弁がなかった。また、私が指摘しました解放同盟の支部＝ニュース、同対審共闘のあなたの名前が書かれたものについても、存じませんかというようなことで、私としては納得がいきません。近

うちに御返事をいただくことにはなっておりますが、そういうことでは困る。選挙前にそういう文書が出れば、目を通してチェックするのが市民に対する責任ではないか。あなたは公約したことを実行すると言いながら、私の質問に対して率直でなかった。それでは、明るい同和行政、憲法や地方自治法、あるいは部落解放運動に役立たないと思います。

部落解放同盟という団体をあなたに認識してもらうために資料を渡しておきます（資料提出）公職選挙法に基づいて私どもは選挙をやりました。幸小学校で24日に演説会を開きました。ところが、解放同盟は、そのような辻林さんの演説会は挑発だといって、町を挙げて行くなというビラを出した。公職選挙法に基づいて行う演説会に対して町を挙げて行くなというビラをまくような団体は——私は選挙管理委員会と警察に抗議をしましたけれども、そういう団体と窓口一本化をし、同和行政をやっているんですから、あなたの言う明るい同和行政、公正な同和行政というのは私はてんで信用してません。いかなる暴力、脅迫、恫喝、強要にも屈しない市行政の主体性の確立、これがなければ公正民主な市政はできないということを声を大にしてあなたに警告しておきます。

これで私の一般質問は終わりますが、何もこれで終わったわけじゃない。来年度の予算編成、市財政の危機打開、さらには、同和問題について今後とも追及していきます。あなたは市民の負託にこたえるために、この新聞に出ている公約を実行することを要求して、質問を終わります。

以上です。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、17番、山田清二君。
 - 17番（山田清二君） 公明党から先日、市長に対して8章47項目にわたる新年度の予算措置要望書を出してございます。これから質問することはほとんどその中に含まれておりますので、したがって、簡単に質問を申し上げますと同時に、答弁も至極簡明な答弁をお願いしたいと思います。

まず、幼児及び学童保育についてでございますが、先日来、多数の人からいろいろと質問が出ておりますし、またこの後、わが党の木下議員からも建設の問題等について質問が出ると思っておりますので、保育所の建設あるいは幼稚園の建設等についての質問は省きたいと思っておりますが、申込者が全員入所あるいは入園できるような措置を早急に講じていただきたいという希望条件を申し上げます。

学童保育でございますが、実施している学校と、していない学校とがありますので、市内の小学校については全部これを実施していただきたい。教育委員会としては、この方向性についてどう考えておられるか、答弁をお願いしたい。

それから、いま、入学あるいは就職の時期を迎えて各中学校でも進学指導をやっておりますが、あなたはこの学校へ行きなさいとか、この学校は無理ですとか、この学校は将来性がないからやめなさいとかいうような指導をしているそうですけれども、同じ公立の学校でありながら、将来性が云々されるような学校があるのかどうか。また、本人の希望を無視して、この学校へ行くべきだとか、この学校へ行ってはいかんとかいうような指導を父兄に対してしておる。これも同じような費用で済む学校であれば結構ですが、その家の経済状態ではどうも行かれないにもかかわらず行きなさいという指導をしておるんです。教育委員会としては、そういう指導をしておるのか、あるいは黙認をしておるのか、あるいはこういうことが正しいのかどうか、教育委員会の考え方を披瀝していただきたい。

2番目の交通環境でございますが、これは前回も申し上げましたが、府中駅前で購入をする人をどう扱おうとしておるのか。駅前の商店街、これは市の指導に従ってつくった商店街でございます。また、和泉市の表玄関であり、和泉市の顔と市が標榜している商店街へ市民が買い物に行けない。駅前で買い物をするのに車で行ってはいけないうという条例があるわけでもないと思う。それが最近、バスの進入すらできないようになりつつある。そうして、ニチイとかイズミヤへ買い物客は全部導入されようとしている。こういうことについて市はどう考えておるのか、交通公害の問題とあわせて答弁をお願いしたい。

その点で一つ提起をしたいんですが、現在ある交通公害課、これは交通公害と一般公害——一般公害という言葉が正しいかどうかはわかりませんが、その2つを担当する係がある。これを課に昇格して、それぞれ専任で扱うという方向性が考えられないかどうか。交通公害の問題と交通問題、両方とも中途半端な状態になっておるから、買い物客のことを考えずに交通規制が行われたりする。担当セクションがはっきりしておれば、こういうことも起こらずに済んだのではなかろうかと考えます。この点ひとつよろしく願います。

もう一つは、道路交通の問題でございますが、スクールゾーンを設けるとか、いろいろの面で学童の通学安全は図られてはおります。ぼちぼち進んでおりますが、せっかくつくったガードレールの中、あるいはガードパイプの中を人間が通れないようなところが相当多数ある。歩行者の安全のためにつくられたガードレール、ガードパイプが、かえって歩行者に危険を与えているようなところが随所でございます。こういう面をどう考えておられるのか。

それから、教育の問題に戻りますが、歩行者として最も交通マナーをわきまえておらないのは中学生あるいは高校生だということは、車を運転される方の一様に認めるところだろうと思います。あまり広くもない道路を横に一列に並んで歩いたり、後ろから、あるいは前から車が来るのを認めながらのこうともしない。こういう面の指導を学校としてはできないのかどうか、してお

るとするならば、もっと徹底した指導をしていただきたい。この点の御答弁をお願いしたい。

年末対策及び施策についてでございますが、前回の一般質問でいろいろ申し上げました。その結果、今年度の年末に何のような対策を立て、また、実施されたかをお聞きしたいだけでございますので、改めて項目は申し上げません。

それから、市政一般ということでございますが、先日来から問題になっております解放会館、これはすでに議決をされ、その議決に従って建設をしていかなければならないのではございますが、これには地元の了解という条件がついております。地元の了解についてどのように図られ、どのようになっておるか、発表のできる段階まで発表をしていただきたい。

もう一つは、環境保全でございますが、ここで申し上げたいのは町にはんらんする広告の問題でございます。広告あるいは氏名を売るための立て看板などがはんらんしております。今回、公職選挙法の改正に基づいて幾つかの規制はされておりますが、その規制もほとんど空文に等しいような状態です。警察や選管に言っても、これを撤去することもできなければ、本人の良識に待つより仕方がないという答弁です。撤去命令を出しても従わない場合はいたし方ないというような状態です。聞くとところによると、何々をこうしなければならぬというような条例があれば規制できるということですが、そういう方法をもってしても町をきれいにしていこうという意思があるかどうか、この点をお聞きしたい。

以上、御答弁をお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 教育次長（阪東重信君） 教育問題について、4点お答えを申し上げたいと思います。

まず、幼児対策の一区一幼稚園計画につきましては、従来申し上げておりますので、その方向で進めたいと思います。

それから学童保育の方向性についてでございますが、直ちに全地域にということは、財政上の負担なり、府との折衝の問題もありますので、よく検討させていただきたいと思えます。

3番目の進学指導の問題でございますが、入試を前にして親も先生も真剣な姿勢の中での昨今の問題を指摘されていることはよくわかりますが、進路指導というのは、ぶっちゃけたところ非常にむづかしい問題でございます。基本的には本人と親の希望が生かされ、先生はそのアドバイスをするということであるべきなんです。先生としては、全員を合格させたいというなにもございます。その点、本人と親が納得のゆくような姿勢でやらなきゃならぬと、私たちが常々考えておまして、行き過ぎ等の点については是正し、また、そういうケースの場合は、教育委員会の方に申し出ていただきましたら、そのつど指導してまいりたいと思えます。現行入試制度の中で何とかやってまいりたい。いま、これのまとめにかかっておるような現状でございます。

4番目の交通マナーの指導でございますが、はっきり申し上げまして、教育委員会としては、不可能であるということをお答えさせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 市民部長（内田 繁君） 保育園の希望者全員入園という御指摘でございますが、昨今、保育需要の急激な増大によりまして、それに対する施設の充実等が追いつかないという現状であります。したがって今後、そういった背景を踏まえまして、地域別の待機されておる児童数なり、その実態を勘案する上で、財政事情の許す限り整備充実を図りまして、早期に解決するよう鋭意努力をしてみたい、このようにお答えしたいと思います。

それから、年末対策についてこの際お答えしておきたいと思っております。9月定例議会での一般質問における福祉サイドでの年末施策としましては、お答えいたしましたとおり、生活保護世帯あるいは低所得に対する見舞金制度ということで、現在、生活保護世帯に対して歳末見舞金を支給いたしました。また、長期に入院されている患者の皆さん、施設に入所されている皆さんにも見舞金を支給いたしました。それから、戦没者の御遺族に対しまして、年末見舞金を支給いたしました。それから、寝たきり老人等に対しまして、見舞金を支給いたしました。それから、心身障害者あるいは身体障害者の方々に対しまして、歳末見舞金あるいは12月支給の給付金等も支給いたしました。年末に対する施策等は全部実施いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

以上です。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁

○ 交通公害課長（梶木 幸雄君） 2点目の交通環境につきましてお答え申し上げます。

まず、駅前交通規制の結果、商店街及び買い物客に多分の影響を与えているのではないかとこの御質問でございますが、われわれといたしましては、交通の中で最も弱い立場にあります歩行者、自転車利用者を保護するとともに、排ガス、車騒音から住民を守り、生活環境を保全するためには、生活道路から自動車を締め出すことが現下の交通行政のあり方ではないかと考えておるわけでございます。

8月4日の駅前生活ゾーン規制の実施によりまして駐車禁止地域が拡大され、それに伴いまして、自動車での買い物に来る客が減り、商業上あるいは営業上に及ぼす影響大であるということの御指摘、御懸念はごもっともでございます。しかし、交通環境に対する理念の変化といえますが、人間優先の理念に基づきまして、商業者や買い物客に少なからず影響を与えることになってまことに申しわけないわけでございますが、こういった理念から、まことにやむを得ないという考え方に立っております。

もちろん、市としても商業振興という立場、半面には交通事故防止という立場もあって、板ばさみの立場にあるわけですが、交通事故防止対策を先行といいますか、優先いたしたい、こういう理念に基づきまして、交通規制を実施していく必要があるのではないかという結論に、市並びに警察等と協議の末なった次第でございまして、この点御賢察を賜りまして御理解をいただきたいと存じます。

それから2点目のバスの進入がしにくいという……。

- 17番（山田清二君） 通勤バスです、営業バスでなしに。進入しにくいんじゃないに、あそこへとめられんようにしたやス。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） とめられないということではなくて、これは停車という形で警察の方も認めておるはずでございまして。全く禁止したということではないはずでございまして。
- 17番（山田清二君） 何でニチイの向こうまで持っていかした。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） まことに申しわけございませんが、その点につきましては私、聞いておりませんので……。

それから3点目は、私の側からは申しかねますので、4点目の、スクールゾーンのゾーン内における防護さくを一応、人車分離をいたしておるわけですが、昨今、歩道側といいますか、防護さく内周辺に物品を放置しておるのを見受けておりますので、これが対策といたしまして、地域の方々に対する理解を深めていきたい、そうして、そういうことのないようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 市長（池田忠雄君） 山田議員さんの4点目の御質問につきまして、御答弁を申し上げたいと存じます。

解放会館の設置に伴います地元の方々の理解の問題でございますが、この件につきましては現在、地元の方々をお願いを申し上げ、いろいろと御理解を深めていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。今後とも一生懸命努力をさせていただきます、このように存じておりますのでよろしくお願いをいたします。

（議長退席、副議長着席）

- 副議長（横田憲治郎君） 次の答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、もう二つほど残った問題についてお答えいたしたいと思っております。

第一点は、交通公害課を分離してそれぞれ独立さす意思まじりや否やという御質問でございましたが、この件につきましては、かねてから議員さん方からもいろいろの御意見を賜りまして、昨

年の機構改革の中で、環境衛生に直接関係する衛生課の分離独立をさせていただいたわけでございます。新市長さんも市民福祉を本位とした観点に立ってもう一度機構全体の見直しをやりたいという御意思を表明しておられますので、われわれもその意思を受けまして検討に入りつつございます。したがって、その中での検討課題として取り上げてまいりたいと存じます。いずれ、これらの成案ができました段階では、議会にお諮りいたしまして御意見を賜るようにしたい、このように存じております。

それからもう一つ、4卒目の2点目の関係でございますが、広告物の取り締まりを自主的に市の条例等で考える意思ありやなしやという御質問でございます。私も詳しい予備知識を持ってございませんが、現在、大阪府下におきましては、屋外広告物法という法律に基づきまして、大阪府知事が取り締まりを執行いたしておるわけでございます。市町村が単独で条例を制定して、その条例を有効に働かしているという例は、大阪府下では見当たりません。たまたま、担当部局で調べていただきましたら、名古屋市と札幌市、この二市のみが現在屋外広告物条例を設置して、町の美化に努めておるようでございます。御趣旨につきましては、今日御提案をいただいたということで、改めて本格的に担当部局等を定めまして積極的に中身の検討に入りたい、このように存じます。志わせてこれも検討の結果、いずれまた御報告させていただくようにしたいと存じます。

以上、簡単でございますが、御答弁申し上げます。

- 17番（山田清二君） 保育所については後から言うてもらうこととしまして、学童保育ですが、あんまり検討していると検討倒れになって見当違いになりますので、早急に結論を出して実施をしていただきたい。

それから進学指導ですが、先生の考え方もわからんではないんですが、一つの事例を申しますと、この家は本当に生活保護寸前の世帯でして、今度卒業するというんで、できるだけ安い学校ということで公立を志望したところ、先生からその学校は将来見込みがないからやめときなさいということで、私立の学校を指定された。私立はお金の面でどうも行けないと言うと、じゃ、遠くにほとんど無試験で入れるような学校がある、そこへ行ったらどうかと。

なぜ公立へ行けないんだと聞いたら、私の担当した級はほとんど100%合格してきた。君が無理に行って、もし合格しなかったら、全員合格してきたという私の誇りに傷がつくと。まあ、はっきりは言わなかったけれども、そういうニュアンスの答えをしておったということです。

いかに自分の誇りとはいえ、生徒の希望を曲げてまでやるというのは教育者としてのとるべき道ではないと思う。本人が力以上の学校を志望したならば、そのことをはっきり言って、もっと勉強しようというふうに励ましてこそ本当だと思ふし、仮に合格できなかつたとしてもそれで納

得できる。先生によって志望する学校を変えられて、それでも入学できなかったときに、本人は一体どう思うか、また、その子の人生にどれだけの変化を来たかということです。こんなことは教育者として言うべきではないと思う。

もっとも、これは見解の相違かも知れませんが、私の考え方は古いと言われるかも知れませんが、どうも最近の学校の指導の仕方にはふに落ちるところが多い。どこの学校のだれかと聞かれれば、私は言いますよ。こういうのは本当に逃げ口上です。こんなこと言える道理がおまへん。進学のとくにちょっとチェックされたらもうまきまへんねん。卒業前の生徒を持つてる先生はときどき非合法なことを平気でやる。それを親は黙認しているというか、泣き寝入りをしているという事実が幾つかあります。ここで一々そのことは言いません。時期が来れば申し上げます。市長もかわった直後であるし、また、年末を控えてまわただしいときにこういうことを申し上げるのはあまり好ましいことではないと思いますが、進学については時期をずらすわけにいきませんのでね。ほくが聞いた範囲では2人が3人のことですが、もし、学校にそういう可能性があると思われるとこには、教育委員会の方で指導していただきたい。その点お願いしておきます。だれがどうしたというようなことを言うたら本人の進学にこたえますから、詳しくは言いません。

それから、駅前の問題ですが、交通公害課長としては交通事故が起こらない、あるいは交通が整然と行われたらそれでいいわけです。したがって、課長の答弁について云々は言いませんが、駅前商店街の振興というものを抜きにして和泉市の発展が考えられるかどうかということです。

いま、バスが定期に遅ってますね。あそこを通るバスは、一日に二回か三回ほど泉大津へ行くバスと、自衛隊、繁和住宅へ行くバスが遅っているだけで、そのほかのバスは駅前には遅らんわけです。会社なり社宅等の人たちが買い物に行く、あるいはどっかへ行く、という場合に駅前で乗りおりに遅ったのが、その場所も何回か変えられて、最近ではニチイのところまで引っぱっていかれてしまった。ニチイは非常に喜んでいでしょう。バス待ってる間に買物をしますからね。しかし、バスというのは乗りおりするだけじゃなしに、時間待ちということも必要なわけです。それができんから向こうへ行っただけです。

買い物に行くときの車でもそうです。買い物に車で行くのはぜいたくやから、どこへでも行けやというんかどうかわかんけど、いま和泉市内の車の保有台数は、単車も含めてかも知れませんが、24,000台あるそうです。世帯数に匹敵するほどの車がある。それなのに車で買い物に行くなというのは……。このごろは競輪や競艇でも車で来るなといってますが、あれは買い物ではないし、生活必需でもない。駅前で買物をする、あるいは用事を済ますというのは全然違います。

駅前に商店街をつくるときにいろいろ論議が交わされましたが、お客さんの少ないということ

が一審の問題だった。そのお客さんがふえてきたときにこれなんだから。お客さんを減らすためにやったんかどうかそら知りませんがね。人命を守るために車の規制もしなきゃならないでしょう。しかし、その論法でいくならば、自動車も電車も全部廃止して、ちよんまげ結うて、わらじはいて、かごに乗って行くようにしたらええ。人命尊重のために買い物は不便になってもいい、生活が不便になってもいいというようなことが適用するんなら、交通機関なんて全部廃止したらええ。道路も車が通れんような道路にしたらええ。それなら交通事故なんて起こりませんよ。

この交通戦争といわれる中で人命を守っていくということのために交通対策というものがあるんです。ほっといても野放しが起こらんようにするんやったら交通対策もくそもない。交通問題に限りませんけれども、いままでいそんなことで質問をし、提起をしてもほとんどそのような論法でしか受けとめてくれなかった。新市長はこの点を謙虚に受けとめて、市民が本当に喜ぶ市政をやってもらいたい。駅前の買い物客の便の問題については真剣に考えて、早急に結論を出していただきたい。

そのほか質問したいことはたくさんございますが、質問だけで答弁は休憩後というのを、休憩前に答弁をということで議長さんに無理にお願いしましたので、時間をあまりとるのもなんですから、この辺で一般質問は終わりたいと思いますが、先ほど亘村さんも言われた当選のときに新聞記者に言われた所信は、私は横で聞いておりました。従来の市政の行き方をそのまま継承するんでなしに、私は私なりに新しい方向を見出していきますという表明を新市長はしておりますので、その点もあわせて、駅前の問題についてはよりよい結論を出していただきたい。また地元の人々あるいは議会との協議についても十分の上にも十分を尽くしていただきたい。

一昨日の質問の中にも、議員のほとんど知らない間に物事が運ばれているという意見がございましたが、実際ほとんどのことが決定してから、あるいは問題が提起されてから議員に知らされるというような状態で今日まで来ている。こういうことであってはならないと思います。たとえばぼくが質問した解放会館の地元との問題、あるいは第二中学の地元との問題、こういうのも事実の上に立って了解を求めに行ってほしい。吉田茂さんみたいに事実をつくり上げてから認めさせというようなやり方で今日まで来たところに問題がある。事前協議はすべきでないという方針であるのかもしれませんが、市民本位の市政ということを使う以上は、地元の人、議会、特に担当の委員会とは協議に協議を重ねて結論を出していただきたい。このことを要望いたします。一般質問は終わらしていただきます。

○ 副議長（横田憲治郎君） ここで暫時休憩をいたします。

（午後 8 時 8 分休憩）

(午後4時再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして、一般質問を続行します。

○ 議長(貝淵博治君) 29番 竹内修一君

- 29番(竹内修一君) ただいまより一般質問を行います。先日、新市長から市政最大努力指向の所信を伺ったのでありますが、市財政難の弊りから困難性はあろうが、市政20年のよき伝統継承者として若さと実行力に富んだ市政の新風を期待するものであります。

以上、提出議題に従って、まず第一は、和泉市北玄関の整備について。お隣の津久野団地開発にあたっては、先立って駅及び駅周辺の整備をした好例があるのに、鶴山台団地については、入居以来4年余りを経たる今日、人口約12,500名、ますます増加の傾向にあるにもかかわらず、放置されたままである。一年半前の49年6月12日の本会議において、国鉄北信太駅1日平均乗りおり人員数は19,038名となり、ホーム幅は他駅に比較して特に狭く、毎朝夕ラッシュ時には通勤、通学者は生命の危険にさらされている現状、また、その整理に当たっている駅職員の毎日の心労も大変なものがあり、天王寺鉄道管理局に改善方提訴しているよしである。私が鉄道管理局に要望に行った際、たまたまお隣の岸和田の原市長も住民代表と。ともども駅の改善等について要請に来ておられ、その後、成果があったと聞いていたが、その後どのように努力され、改善の見通しについて伺いたい。

次に、駅前線事業決定について。これも昭和49年6月29日、約一年半前になりますが、和泉市長は日本住宅公団関西支所長と和泉市都市計画街路、北信太駅前線等事業費負担等について、その第1条に、別添事業計画書に基づき昭和52年3月末日を目途に実施し、完成させるものとする、と協定を締結しているので、地域住民は日常の不便さをしのいで待ってきたのであるが、51年度に事業決定をして強力に実施に踏み切らなければ、協定不履行になり、一大社会問題化するおそれがないだろうか、お伺いする。

次に、隣接都市の第二阪和国道整備開通に伴い、近時とみに府道阪南線の停滞頻度が増加しているが、対策をどう考えているか。その際団地内道路をバイパスとしないような施策を強く要望しておきます。

次に、貝吹山文化財保存について。本年から教育委員会に担当職員を置いて対処しているが、調査結果に基づく反映をどのように実施したか伺いたい。最近、該当地域と思考される地域に大型看板が立てられているが、調査結果から見て違反しないだろうか。

次に幼児問題。幼児教育の重要性、必要性については周知のところであるが、幼児密度のきわめて多い地域、公立幼稚園設置要望の高い地域の地元議員として、市の財政難、私立幼稚園の経

営等諸般の情勢を勘案して、今日まで和泉市立幼稚園の早期設置要望を延ばしてまいりましたが、私立鶴山台幼稚園の経営も、当初120名の入園児から現在400名余り、地域住民の協力でグラウンドを拡張され、来年度は500名余りの入園児となろう。園長も住民の協力にこたえて、鶴山台に公立幼稚園を設置することに反対しない。また、鶴山台近くの私立愛集幼稚園においても、入園児の約3分の2余りを鶴山台の園児で占める状態。その結果、他地域の希望就園児を圧迫するがごとき感情問題もこの4月に起こっております。公立幼稚園、私立幼稚園の立場の相違を越えて、愛集園長も鶴山台に公立幼稚園設置に賛意を示しております。

一方、日本住宅公団甲地部としても、新住法に基づく幼稚園用地だけに、たとえば住民要望の児童会館建設等に甲地を転用することはむづかしい。一日も早く幼稚園の設立を決定してもらいたいというのが本音であります。いつまでもほっておくと公団も迷惑をする。そういう観点からも問題があるのではなかろうかと思えます。財政難のやりから、20年割賦で立てかえ施行可能な条件もこれあり。この際公立幼稚園をぜひとも設置されたい。そうすれば、グラウンドのない鶴山台第1保育所問題も解決することと思うがどうか。

保育行政については、各議員指摘のとおり種々の問題があるが、多くの保母さんを抱えた1人で施設関係を鋭意努力している体制に問題があるのではなかろうか。

次に、市民サービスについて。時代の変遷とともに市民サービスの実態は順応せなければならぬと思う。本市の地形、区画の性質上、バス路線設定について困難性はあろうが、市役所に市民が用足しに来る不便さは御存じのとおりである。まして、乗り継ぎバスで来るにしても、往復500円、山間部からでは約1,000円近くかかるであろうし、半日仕事になっておるのが現状であります。用事のある者は来い式でなく、温かい血の通った市民サービスをしようとするならば、近隣多くの団地にあるような出張業務体制を実行されたく思うがどうか。なお公団側としては、暫定期間出張職員の事務所を提供してくれるよう取り決めてあるので申し添えます。

次の公園、道路の維持管理については予算的裏づけを要望して、質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 一括答弁願います。

○ 建設部長（中塚白君） 第1点の北玄閣整備につきまして御答弁申し上げます。

国鉄に対する問題でございますが、これは駅前の整備とからみまして、私の方も国鉄に対する要望は出しております。なお、過日も市長との話し合いの段階では、積極的に進めるべきであるという結論に達しておりますし、市長自身も、国鉄当局に対する要請を極力やりたいという意向を示しております。

2点目の駅前線の事業決定の問題でございますけれども、これにつきましては、御質問の中にもございましたように、公団との協定をやってございます。しかし、前々から申し上げておりま

すように貝吹山古墳の問題もございまして、早急の事業化が困難でございます。そういう関係から今年当初の機会におきまして、駅前線の延伸ということで、泉南線と駅前との交通の利便を図るべく、歩行者道路の計画を御提案申し上げ、議会の御同意を得た次第でございます。

現在の北信太駅前線の都市計画街路としての延長ということになると、古墳とのからみ合い、それから、駅前広場との関連もございまして、単純に道路だけ解決つたということにはならないわけでございます。駅前線を北信太の駅まで乗り入れる場合、道路と駅前広場との関連が生じてまいります。そうなりますと、府中駅前がいまも問題になっているように、駅前再開発という両事業の問題もあわせ考えていかなければならないという実態がございますので、その辺御賢察をいただくようお願い申し上げます。なお、この連絡道路につきましては、早急に用地買収を進めていきたいと存じております。

それから、道路整備と団地内道路のバイパス化防止対策でございますが、団地内はあくまでも生活道路でございまして、通過道路の甲に供すべき性質のものではないということにはわれわれも認識しております。ただ、これほどの団地でも起きる現象ですけれども、新団地と周辺の既成市街地とのアンバランスがどうしても生じてまいります。周辺市街地が団地並みに整備できるならば、おのずからそういう問題も起こらないわけですけれども、新団地と既成市街地との問題がどうしても出てまいりますので、今後の道路計画等において、その辺は十分に配慮してまいります。かように存じております。

以上で私どもの所管の関係については終わらせていただきます。

- 副議長（横田憲治郎君） 次。
- 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

貝吹山の文化財をどのように扱うかという問題でございますが、貝吹山古墳として、文化財の指定を受けるべく計画はいたしております。ただ、駅前道路との関連につきましては、あの掘り幅については試掘をするという必要がありますので、無論、個人所有でございますが、その要請を受けて試掘し、道路も文化財保存も両立するような形で内部的に調整をいたしておるような現状でございます。

それから、幼稚園の問題でございますが、一校区一幼稚園という市の方針は変わりございません。ただ、鶴山台においては二つの私立幼稚園があって、その幼稚園の了解も得られておるということでございましたが、私たちの方へ返ってくる言葉はそういう言葉ではございませんので、その辺の問題もあらうと思います。信太校区としても、幼稚園の計画もないような現状でございまして、私たちとしましては、公私立幼稚園の調整配置をめぐる問題からかからなければならぬ。方針としましては、少なくとも、一校区一幼稚園で計画を進めてまいりたいと思っております。

ただ、御承知いただきたいのは、財政的な面から、新住宅地において私立幼稚園の運営に期待しているような面があった。たとえば鶴山台においても、幼稚園用地としては2カ所取っておりますが、1カ所残っております。これも団地開発の段階で市としましては、私立幼稚園の運営に期待しようような考え方で来たところにも問題があろうかと思いますが、前段で申し上げましたように、一校区一幼稚園の公立への努力は続けてまいりたい、かように考えております。

○ 副議長（横田憲治郎君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 保育所の問題で、21の保育所の補修に施設係一名というのは不十分ではないかという御指摘、まことに痛み入ります。保育所が年々整備充実してまいっているにつれて、補修も年々ふえてまいります。そういう中で、施設の補修については、ほとんど業者にゆだねておられるのが現状でして、手近に修理できるものについては、施設係一名でもって処理をいたしておるわけでございます。年々整備充実される中で、補修等もふえてくると思われまいますので、今後、人事当局に対して人員の要求等もしてまいりたい、かように考えておりますので、御了承を賜りたいと思います。

○ 副議長（横田憲治郎君） 次。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 3点目の市民サービスの中の出張所設置、運営の問題についてお答えをいたしたいと思えます。

御承知のとおり、本市におきましては合併当初、一町六カ村の合併の時点で1年間、各役場単位に出張所を存置いたしました。その中で戸籍関係の事務のみを残して合併いたしましたわけですが、市制施行後は、出張所は廃止していくという基本的な考え方で一年後、全面的に廃止をいたしまして、そのまま今日に至っておるわけでございます。

出張所についての当初の考え方としましては、市の一体性を確保していくという観点が強く打ち出されておったのではないかと推察するわけでございますが、自来、市の人口もふえてまいっておりますが、出張所を改めて復活するとか、和泉市内に支所等を設けるとかというような検討は、現在時点ではいたしてございません。

鶴山台の場合、住宅公団が暫定的に事務所を提供してもいいという御趣旨のあるということは、私、いま承ったんでございますけれども、もし、こうした出張所を開設していくとなりますと、人口の集中的な配置であるとか、役所との距離であるとか、いろいろな角度から検討しなきゃならないと思います。これはひとつの今後の課題として受けとめてまいりたい。従来から、出張所は設置しないのだという考え方を踏襲してまいっておりますので、市の人口増等の状況をも勘案しながら、長期的な視野で今後検討させていただきたい、このように存じます。

○ 29番（竹内修一君） 公団の方は、要望だけにとどめておきます。

建設部長からの確に答えていただいたんですけども、住民というものは動作にあらわさないと納得しませんので、9月に決議された道路は大体、いつまでにできそうか、それだけお聞きしておきたい。

○ 建設部長（中塚白君） これは本年度の事業でございますので、事務的に申し上げれば、3月までに完成しなければならないのでございますが、まだ用地の交渉がなされてございませんので、その見きわめをつけた上で年度内にできるよう努力したい、こういうことで御了承願いたいと思います。

○ 29番（竹内修一君） 一年半前の答弁のときに、林理事から買収に踏み切りますという色よい答弁をいただいて安心しておった関連事項でありますので、できるだけ速やかに願いたいと思います。

次に、幼稚園問題ですが、阪東次長が末尾に言われたことを実行してもらいたいわけですが。住民無視の、建ててやるというような方式は古くさいんで、阪東次長、よろしゅうございますか。最後に言われた言葉を信じたいんです。

○ 教育次長（阪東重信君） 年度的な問題よりも、市としては、一校区一幼稚園の計画で過去、申し上げてまいっております。言うことよりも実行力だということは、議会で何回も指摘を受けておりますが、その方向でもって、財政とのにらみ合わせの中で努力をしまいたい、かように考えております。

○ 29番（竹内修一君） 私の指摘してある場所は、北校区ですから幼稚園がないわけですよ。御了解いただけますな。

○ 教育次長（阪東重信君） 北校区であるということは承知いたしておりますが、私立幼稚園が二園あって、あなたに答えることと、私たちに對する答えとのニュアンスの違いもあります。したがって、先ほども申し上げましたように、公私立幼稚園の調整配置の問題からまず解決をしていかないかんという考え方でございますのでそういう面での検討もさしていただきたいと思えます。

○ 29番（竹内修一君） 市は団地造成にあたって二園を考慮したんでなくて、一園ですよ。しかも毎年、700名近い幼児が誕生しておるといふ現実の姿から見て、しっかりと検討してもらいたいと思います。

それから、これも一年半たっている事案ですが、文化財保護の職員を設けて調査した結果を府等に報告してありますか。

○ 教育次長（阪東重信君） 率直に申し上げまして、個人の要請を受けて試掘して、そして、道路も文化財保護も両立させるという考え方で臨みたいと考えておりますので、まだ、調査はいた

しておりません。

- 29番（竹内修一君） そこいらの調整が、わが和泉市はまずいんじゃないかと思うんですよ。野球グラウンドの問題にしても社会課に回したり、計画課に回したり、こういうことは、住民を本当に無視した欠陥事項だと思えます。職員も驚いて坪割りの調査もしておらない。怠慢もおびただしい。今後、早急にやってもらわなどもならん。

それから、市民部長には、腰のすわった保育行政をやれる体制を重ねて要望しておきます。

それから総務部長、総務部長もくあい悪いな、答弁、なまっちよろいよ。84年に廃止したから、16年たって時勢が変わっておるんだ。だから、ぼくはその意味を述べたはずだ。そういう住民要望があったら意識調査でもして、必要なところ4ブロックでも5ブロックでも結構だ、速やかに着手するという態度を示さんからくあい悪いと思うな。鶴山台は場所があるんだから、試験的に2日に一遍でも結構だ、午前中だけでも結構だ、職員を配置して、乗甲車で引き取ってあくる日に届けるとか、住民要望にこたえる態度を示してもらいたい。賢明な総務部長だから、これぐらいでやめておきます。終わります。

- 議長（貝淵博治君） お語りいたします。

本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

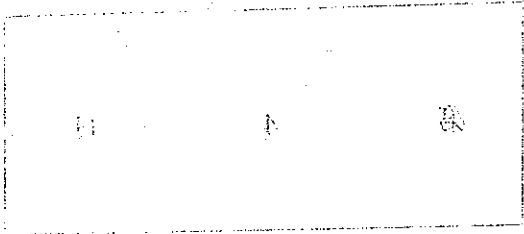
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますが、午前11時に御参集願います。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時28分散会）

第 4 日



昭和50年12月23日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	天堀博君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(1名)

19番	松尾千代一君
-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	建築課長	中上好美
収入役	橋本炳	区画整理課参事	山本襄
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	開発課長	前田守正
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	下水道課長	大浦行男
重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行	管理課長	堀宏行
総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助	建設部次長兼地区改良事務所長(地区改良事務所)	逢野一郎
総務部理事	西川喜久	工事課長(地区改良事務所)	笠木恒忠
総務部次長兼秘書課長	杉本弘文	改良総務課長	吉田日出夫
広報公聴課長	竹田明郎	選挙管理委員会委員長	味谷日吉

企 画 課 長	大 塚 孝 之	選 挙 管 理 委 員 會 事 務 局 長	青 木 孝 之
人 事 課 長 補 佐	河 原 茂 隆	監 査 委 員	堀 田 德 治
財 政 課 長	麻 生 和 義	公 平 委 員 會 事 務 局 長 兼 監 査 事 務 局 長	山 本 亮 夫
管 財 課 長	中 尾 宏	農 業 委 員 會 事 務 局 長	杉 本 忠 彦
資 産 税 課 長	中 川 鉄 也	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
市 民 税 課 長	吉 田 種 義	教 育 長	葛 城 宗 一
納 税 課 長 補 佐	信 田 種 行	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	阪 東 重 信
同 和 對 策 部 長	佐 原 行 雄	指 導 部 長	乾 武 俊
同 和 對 策 部 次 長 兼 總 合 調 整 課 長	生 田 稔	管 理 部 次 長	広 岡 史 郎
運 總 指 導 課 長	向 井 洋	總 務 課 長	松 村 吉 堯
隱 保 館 長	萩 本 啓 介	学 校 教 育 課 長	本 木 伴 則
市 民 部 長	内 田 繁	同 和 指 導 室 長	未 田 英 一 郎
市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長 兼 保 育 課 長	高 橋 新 平	指 導 課 長	高 橋 貞 良
市 民 課 長	明 坂 貞 士	社 会 教 育 課 長	坂 口 雄 一
住 民 情 報 室 長 兼 社 会 課 長	明 坂 文 嘉	水 道 部 長	田 中 稔
保 險 年 金 課 長	逢 野 博 之	水 道 部 次 長 兼 工 務 課 長	福 本 喬 久
福 祉 課 長	西 岡 正 志	總 務 課 長	中 辻 寿 夫
福 祉 課 參 事 (老 人 解 放 セ ン タ ー 所 長)	香 味 年 寛	営 業 課 長	原 美 助
産 業 衛 生 部 長	宇 沢 清	浄 水 課 長	岸 本 孝 二
産 業 衛 生 部 次 長	山 本 俊 兼	病 院 長 代 行	岩 見 洋
商 工 課 長	岩 井 益 一	病 院 事 務 局 長	平 野 誠 藏
農 林 課 長	角 谷 泰 夫	病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	藤 原 光 夫
農 林 課 參 事	佐 藤 貞 夫	業 務 課 長	大 宅 清 臣
交 通 公 害 課 長	梶 木 岑 雄	經 理 課 長	守 田 勇
予 防 衛 生 課 長	神 藤 恒 治	消 防 長	和 田 増 義

予防衛生課参事 (診療所担当)	農端小一	消 防 署 長	南 口 主 雄
環境整備課長	吉 田 利 秀	用地担当理事 兼土地開発公社事務局長	西 川 武 雄
環境整備課参事	山 村 昇	用地担当参事 兼事務局長	橋 本 昭 夫
建 設 部 長	中 塚 白	用地担当参事 兼総務課長	藤 原 永 一
建 設 部 理 事	林 徳 治	用地担当参事 兼用地一課長	岸 田 秀 仁
建 設 部 次 長 兼土木課長	森 保	用地二課長	西 口 喜 矩 治
建 設 部 次 長 兼区画整理課長	中 西 淳 富	用地担当参事 兼事業課長	松 林 保
計 画 課 長	山 崎 琢 磨	会 計 課 長	北 野 敦 雄

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 丈 夫
次 長	吉 岡 昭 男
議事・調査係長	西 垣 宏 高
調 査 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第4回定例会議事追加日程

(12月23日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議会議案第2号	市立病院建設特別委員会設置並びに委員の選任について	
2	報告第20号	財団法人和泉市商工業振興会設立について	

(午前11時5分開議)

- 議長(貝淵博治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中、連日多数御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま出席の議員さんは17名でございます。遅刻及び欠席の届け出はございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君)

昨日に引き続きまして一般質問を行います。10番、池辺秀夫君。

- 10番(池辺秀夫君) 私は、本年最終の定例会でもあり、池田市政最初の定例議会でありますので、一言、お尋ねを申し上げたいと思います。

池田新市長は選挙戦を通じまして、常に若さと誠実、実行力を唱えてまいったのは承知のとおりでございます。今回、第4回定例会の冒頭におきましても数々の所信を表明されまして、私も議会人として、非常に力強くその実行力を大いに御期待申し上げる次第でございます。

まず、最初に特に強調されておられます福祉行政、また、真剣に取り組むという御決意を表明されておられます教育行政の中におきましても、保育行政並びに幼稚園教育の二点につきまして、市長並びに関係者の御見解をお伺い申し上げたいと思います。

まず第一点は、乳幼児の保育対策についてでございますが、市長は、でき得る限り希望者が入所できる保育所の実現に鋭意努力するとの表明に大いに期待を申し上げるものでございます。保育行政並びに幼児教育は申し上げるまでもなく、全市民平等の立場の上に立って機会均等、かりそめにも不平等であってはならないと深く感ずるものでございます。

そこで、私が申し上げたいことは、地元北池田校区の保育所の現状でございます。いまさら申し上げるまでもなく、関係者の皆様がよく御承知のことと思いますが、定数100人のところ、本年度におきましても160人の入所、しかも、老朽化いたしております。園舎並びにプレハブ、本当に狭いところでこの寒空にふるえている園児、このようなことで平等な保育、幼児教育なのか、お考えを願いたいのであります。しかも、零歳から3歳児までの乳幼児が入所できる余地のない現状で、本当に働く親たちの切実なる願いも満たされないうまま、今日の行政のあり方の不平等さを地元議員として痛切に感じておる次第でございます。この点、市長並び

に関係者の御見解をお伺い申し上げたいと思います。

以上、申し述べましたとおり、ほとんどが1、2年保育のみ、全く保育所とは名ばかり、就学、入学前の幼児教育の幼稚園同様でございます。

そこで、第二点の質問に入りたいと思いますが、教育委員会は常に一校区一幼稚園を唱えてまいっておりますが、私としても結構なことで、その計画は当を得た教育行政と共感いたしておるところでございます。私が前段で申し上げました北池田校区の保育行政の上から見まして、再々、地元校区に一園の新設方を要望してまいったのでございますが、いまだその実現を見るに至っておりません。その計画すら立っておらないように思われますが、機会均等、市民平等の立場の上におきまして、財政事情もよくわかりますが、一抹の不満を感じておるものでございます。現在、市内幼稚園の実態を聞き、ほとんど定数に満たない現状とのことでございますが、これは必然的にこうした幼児教育施設の充分の結果、恵まれた地区の幼児の幸せかと存じます。ひとり北池田校区は、保育所一園で今年度も約90人の幼児が入所でき得なかった点、関係者の皆さんはどのように考えておられるか。市長も所信表明をされておるように、幼児教育につきましても、教育委員会及び関係諸団体と連携のもとに真剣に対処するとされておりますが、関係者とともにこの点、御見解をお尋ねいたしたいと思っております。御答弁のいかんによりまして再質問させていただきます。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市民部長（内田 繁君） 保育所問題について、ただいま御指摘いただきまして痛み入るわけでございます。市といたしましては、この保育所の整備促進につきましては、逐年、改善を図ってまいったところでございます。北池田の保育所につきましては、老朽化が非常に高くございます。また、同地域の要保育措置児童数が非常に多く、設備、施設の規模の小さいこともをるわけでございます。現在の21保育所の中でも、同程度の保育所がまだ1.8ほど、合併当時から引き継いだままでやってきた北池田保育所については特に老朽化がひどい、規模も小さい、そういうことで待機組が急増してきたという一つの例もございます。

そういう中で、北池田につきましては、優先して整備充実を図っていきたいという方針でおるわけでございますが、何分、市の財政事情もあり、方針どおり進められないところに現在の市としての苦しさがあるわけでございますが、今後、財政事情を恣まえながら整備を図ってまいりたい、かように考えますので、ひとつ御了解を賜りたいと思っております。

- 10番（池辺秀夫君） いま、部長からる御答弁がありました。が、実際、財政事情が悪いために放っておくという考え方であります。せんだっての藤原要馬議員さんの御質問に対して

も、全力を挙げて前向きでこの保育所の充実に重点的に建設していこうという御答弁をせられております。こうした中で、北池田の保育所について、本当に部長並びに関係の方々が実情をよく把握されておるのかどうか。私も見て驚いておりますことは、便所も満足に行けないようになかっこうでございます。と申しますことは、100人の定数に160人もすし詰めになっておる現状からして、便所も行けません。こうした現状は早急に解決してもらわないかと思っております。

そこでもう一点、これも御存知だろうと思いますが、51年度措置児童、この希望者は、私の把握しているところでは270名ということでございます。そしたら、100人の定数に270名、市長が申されております全児童の入所可能ならしめるという上に立てばどうなるか、こういうことも私、お聞きしたいわけでございます。すでに北池田の保育所はとつてもまかんやろうと、私のところへ御相談に乗られてる現状でございます。まかんかったらどうするんだ、いや、堺でもどこへでもやらないかんとね。和泉市民でありながら、他市の幼稚園までいまから心配しておる、こういうことがあってよかろうかどうか。この本当に保育所は、近くで共稼ぎをしたい、この類の気持を考えれば、何が何でも希望者は全員入所、市長も申されておる所信の実現にいまから取り組んでもらいたい。これだけひとつお願いします。この点について一言。

○ 市長（池田忠雄君） 池辺議員さんの御質問にお答え申し上げます。

ただいま市民部長の方から御答弁をいたしました、さぞかし不満足な答弁で申しわけないと存じております。冒頭申し上げましたとおり、幼児教育の重要性は重々私も承知いたしております。所信表明でも申し上げましたように、特に重点施策として、今後とも前向きで対処させていただきたい一念でございます。ただ現状把握に努め、財政事情等もございまして、その点、御指摘の北池田保育所等につきましては、引き継ぎの中で私も一度足を運ばせていただきましたが、議員さん御指摘のとおりでございます。何を申し上げても、財政がこういう現状でございますので、逐次、計画性をもって重点的に今後とも解消のためにがんばっていきたい、かように存じております。特に保育所につきましても実情を把握し、来年度からの対処の仕方を重点施策として年次別に策定してまいりたい存念でございます。御指摘ごもっともでございます。鋭意努力を重ねていただきたいと存じます。

二点目の幼稚園行政につきましても、担当の教育委員会からお答えがあると思っておりますが、一校区一幼稚園を推進すると同時に、保育行政につきましても、できるだけ実態把握の中で前向きで検討させていただき、何とか解決するよう全力を挙げていきたいと思っております。

○ 10番（池辺秀夫君） いま、市長からもつぶさに答弁がまりましたが、実際、部長に便所

を一遍見てやってください。それと、51年度も予算の編成期にも入ってきておるし、市長もおっしゃってくださるので、予算の上でよく折衝を重ね、来年4月1日からの入所には、本当に希望者全員が入所できるよう、ひとつ強くこれの実現方を要望し、この件については終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 公立幼稚園の数少ない中、北池田地区における御指摘、私たちもごもっともと存じております。基本的な考え方は、一校区一幼稚園計画に向かっての努力はもとより、北池田地区につきましては、小学校への併設を考えておりますが、財源等の関係でおくれておりますが、精力的に検討させていただきたいと存じます。

○ 10番（池辺秀夫君） いま、教育次長からの答弁、ごく簡単におっしゃっていましたが、もともと幸いなことに、北池田小学校の校庭が非常に広く、この一角にという趣旨はよく存じております。いろいろと教育委員会においても、人口の急増とともに学校施設の充実、一校区一園の建設、こうした現状をよく踏まえた上で、これは急にはいかんと思いますが、来年度の予算編成でよく折衝の上、一園の建設方を強く願うものでございます。この点について市長一言。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

ただいま教育委員会の答弁もありましたとおり、一校区一幼稚園を大前提として考えていることにつきましては、私も同じでございます。ただ財政実態の中で、保育行政とらみ合わせまして、これも何とか前向きで検討、取り組ませていただきたいと存じております。よろしくお願いいたします。

○ 10番（池辺秀夫君） 北池田校区に一園をやっていただくことにつきましては、保育行政についても非常に乳幼児の保育行政もできますので、働く親たちも大きな喜びになるかと思えます。この点、早急に一日も早くこの実現方を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。お昼に少し時間がありますが、休憩いたします。

（午前11時42分休憩）

(午後1時32分再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。2番、木下甲子三君。
- 2番(木下甲子三君) 通告の順を追って質問いたします。初めに福祉行政について質問申し上げます。

社会的に弱い立場の人々を守り、不公平をなくして、明るく希望の持てる生活の実現を目指して福祉施策の充実を期すべきときであると考えます。また、生活防衛のため、働く婦人の家庭を守るため、実態に見合った保育所の建設を促進すべきであると考え、特に保育所の建設についてお伺いを申し上げます。

四点ございます。初めに、保育所における措置児の保育は、児童福祉法で言われ、家庭保育に欠ける乳幼児保育は、地方自治体の責務と明記されておりますが、本市においての本年度の入所申し込みをしたが、入所できなかった数及びさらに予想される来年度の申し込み数のオーバーすると予想される数をお聞かせ願いたいと存じます。

二点目に、市長は、計画的に順次、建設するとの過日來の答弁でございますが、当面、緊急度の高い地域から最低年一ないし二カ所の建設をすべきであると考えておりますが、決意のほどをお聞かせ願いたいと存じます。

三番目に、当面の措置として、来春の保育所入所申し込みに収入、勤務場所等、いろんな内容がございますが、特に家庭の事情等を客観的に掌握して、納得のいく入所決定をすべきであると考え、特に決定については、具体的にその基準を明示していただきたいと存じます。

最後に、本年度開墾いたしました鶴山南保育園の建設の費用の内容をお聞かせいただきたいと存じます。ともに今後の建設費の捻出についての具体的努力の方法、財政当局または市長からこの点についてお伺いしたい。と同時に、来年度当初予算時に順次、建設計画を公表すべきであると思いますが、市長から保育行政に対する熱意のほどをお聞かせ願いたいと存じます。

以上で、保育所建設関係は終わります。

次に、医療行政でございます。

人間主義、生命の尊重の立場に立って、市民の生命と健康を守り、住みよい環境をつくるために、私は特に休日診療センターを速やかに建設し、救急患者等の対策を完備する必要があると思っておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

また、市民病院の拡充計画についても、当初の計画を渋滞することなく推進し、救急指定をも一日も早く決定すべきであると思っておりますが、この二点について、いづれも休日センターの建設並びに救急指定を開設しようとしているのか、お伺いしたいと存じます。

三番目の同和行政の市民本意の推進については、過日來、市長は熱意をふれる考え方を示しになっておりますので、省略いたします。

以上、二点についてお伺いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市民部長（内田 繁君） それでは、保育所問題について四点ほど問題提起をしていただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、第一点の本年の待機数といいますが、いわゆるオーバーして待機願っておる児童数につきましては660名。それから、来年度に向けての予想といたしましては、現在のままの施設だとやはりこの数は減らないだろう、なおこれを上回ることも考えられます。したがって、予想としては、600～700の範囲内になるんじゃないかと予想するわけであります。

それから、二番目の最低年に一園ないし二園の建設をする決意はないかというお尋ねでございますが、これにつきましては私、たびたび建設問題につきましては、逐年、整備充実をしていくということで行ってございまして、現在の財政事情もあるわけなのでございますが、やはり最低一園でも建設していきたいという決意で鋭意努力していきたい、かように考えるわけでございます。

それから、三点目の入所措置の基準でございます。これは議員さんも御承知と思いますが、入所措置につきましては、児童の家庭の構成あるいは母親の就労時間等の状況を充分掌握した上で、児童福祉法にうたわれております入所措置基準によって措置をしてきたわけですが、来年度の入所措置の適正を期すため、私の方のいまの考えといたしましては、この家庭の状況調査等に充分時間をかけ、綿密に行いたいと思っておりますし、また、不本意な点多々あったかと思っておりますので、これなども是正していきたい。また、措置の基準というか、現在の大きさばな約6項目に分かれているわけですが、これをもう少し細分化した基準を設け、適切な措置をとっていきたいと考えてるわけでございます。この措置児につきましては、各都市とも多少変わるわけですが、付近の都市がやっております点数制度に乗ってまたやっていきたいと現在、充分研究もし検討も加えているわけでございますので、来年度の入所措置については、適正化した方法でやっていきたいと考えております。

それから、第四点目の鶴山台第二保育園のことだろうと思っておりますが、これはまだ建てかえ施行のために、予算化というか、債務負担行為限度額1億3千617万円の限度額でいたしております。実際の総事業費につきましては、1億6千146万5千円でございます。財源につきましては、国府補助が2千388万円、府補助が2千324万4千円、起債が2千540万円、したがって、差し引き一般財源では、8千894万円が必要でございます。そういう財源の内

訳になっております。

年次計画につきましては、現在、各議員からの御指摘もございまして、年次計画を立てるべく、保育需要の一番高いところ、それから人口急増地域、それから、現在の待機しておられる数等を把握し、それに基づいて年次的に計画を立てつつするのでございます。それらを立てた時点で、また機会を得て御説明申し上げたい、かように考えますので、いましばらく御猶予願いたいと思います。

○ 2番(木下甲子三君) いま、部長から説明願ったのですが、第一点の市長にお伺いいたします。第一点の本年度の入所漏れが約660、来年度はそれを上回るとは間違いない。これは各議員からる申し上げておりますことで、本市におけるオーバーの人数が多過ぎる。ただ、過日來の市長の答弁によりますと財源的にどうこうということでございますが、市長は公約または所信表明にもございますように、特に幼児教育の重要性を叫んでおられます。だから、何としてでもこれらの問題に積極的に取り組んで解決していく姿勢が必要でなからうかと存じます。したがって、ただいまの御質問で四点申し上げましたけれども、どれ一つ満足すべき御回答がなかったと思います。そこで市長さんの決意のほどをお聞かせ願いたい。ただ、反動的なことじゃなく、最低年間に一園または二園と申し上げておりますけれども、本当はすぐさまこれらの児童を収容する施設を建設すべきであると申し上げたかったんですが、財政的な面もございまして、すべては市長の熱意のほどにかかっているのではないかと考えますので、改めて市長からこれらの問題について、本当にやっていくんだという考え方をお示し願いたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 木下議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

御指摘のとおりでございまして、私も所信表明で申し上げましたように、この幼児対策については特に重視させていただき、今後とも対処していきたい。ただ、市民部長も御答弁申し上げましたように財政力とのからみ合わせがございまして、何とか逐次、年次計画をたてて重点的にデータを集め、的確に対処、前向きで一生懸命やらせていただく決意でございます。当面、21園のうち老朽もあり、狭いところもあり、増設計画を優先しなければならない点もございまして、したがって、いろんな点をにらみ合わせまして、増設すべきところは増設し、老朽化したところは増設改良、そして、新園を建設しなければならないところはやっていくという確かな計画をつくって対処していきたい。年次計画の中で、入所しなくてもできない児童を何とか逐次、御要望におこたえできるように、一歩ずつ力強く前進をする決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 2番(木下甲子三君) 市長の決意のほどはよくわかりました。それでは、私の最小限度の

お願いとして、年間一園ないし二園の建設は絶対すべきであると存じますが、この点について年間一園は必ずつくるといってお答えがいただければ結構だと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 老朽、狭い保育園についての見直しの問題、増改築もございまして、それらとのらみ合わせの中で、一年一園を一つの目標といたしまして何とか努力させていただきます。よろしく願いいたします。

○ 2番（木下甲子三君） これ以上聞くのも無理かも知れません。けれども、目標というんでは非常に不満足でございます。ひとつ市長の決意を了といたしまして、その決意は絶対に曲げないで、決意だけでなく、実現を期すんだという考え方で進んでいただきたいと思っております。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 第二点の医療行政のうちで特に二点、御質問をいただいたと存じます。第一点の救急医療患者対策の御指摘ももっともでございます。私も政治姿勢の原点は、市民の皆さんが休日等に急病になったとき、救いを求められるときにどうおこたえするかが、市行政、特に医療行政の原点だと承知しておりまして、何とか今後、51年度に救急医療センターの新設に向けて懸命の努力を重ねていきたい。かように決意しておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、同じく市民病院の増築問題につきましても、すでに第一次は御決議もいただき、計画も一応できております。何とか苦しい台所の中においても、医療行政の充実発展を目的にいたしまして、市民病院の増築には計画に従って意欲的に取り組ませていただき、何とか実現していきたい。このように思います。

以上、二点について御答弁申し上げます。

○ 2番（木下甲子三君） 休日診療センターについては、医師会との話し合いもあることと存じますが、過日の病院特別委員会等、その他の会合でもほぼ明らかになっておることは、来年度に措置して早急にやるということ、これにつきましては、来年4月から一日も早く休日医療センターについては場所と規模等も決定され、開設していただきたいことをお願いしておきます。

それから、救急指定については、病院増設ができ上がってからということではなく、病院建設中にも一日も早く救急指定を受けられ、市民の健康を守っていただきたい。病院ができ上がってからでは約二年後になりますので、この時期について市長はどのように考えておるのか、もっと早くやろうとするのか、または病院増設後に救急指定を受けようとするのか、その点再度、決意のほどをお聞かせいただきたい。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

この救急医療センターとのからみの中で、本件につきましては、市民病院の増築以降という考え方ではなく、それ以前にも何とか医師会との話し合い、各種の協力体制をいただきつつ指定の認可に向かって邁進させていただきたい、このような意欲を持っております。

○ 2番(木下甲子三君) 最後に病院の事務長にお聞きしますが、年末の救急患者対策について、病院として何か考えておられるのか、もし、考えておられるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○ 病院事務局長(平野誠蔵君) 卒直にお答えいたしますが、現在、当直体制を例年どおりとする予定で、すでに医師の割り振り等も確保できております。しかし、特別の体制をとるかという御質問に対しましては、卒直に言って、现阶段ではそれ以上の体制はとりにくいんでございます。いま、市長に対する御質問の中で、救急指定云々というお話もございましたが、救急指定のあるなしにかかわらず、急患を可能な範囲で処理する方針を持っておるんでございますが、当直医の入院患者の関係もございまして、現状で可能な限り、市民の急患の方の診察に応じさせていただいておる現状でございます。

○ 2番(木下甲子三君) 終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 次に15番、上代卯之松君。

○ 15番(上代卯之松君) 一般質問を行います。第一点は、土木行政について。第二点は、保育行政について。第三点は、教育行政について。第四点は、消防行政について。この四点について質問すべく提出いたしました。去る17日の議会に和泉中央線の幹線工事の議案が提出され、その際、成田議員より和泉中央線に関する質問があり、建設部長より今後の経過、早期完成に努力するとの答弁がございましたので、土木問題につきましては取り消しいたします。

第二点の保育行政についてお尋ねいたします。まず、保育の問題でございますが、旧村当時建築された保育園は、各校区とも老朽化していることは御承知のとおりでございます。特に北松尾地区におきましては老朽化もさることながら、鉄工団地、三宝伸銅等の社員住宅により人家が急増し、非常に保育園も狭くなっております。このような実態を把握しているのかどうか。また、増改築計画などにつきまして明確なる御答弁をお願い申し上げる次第でございます。

次に、保育入園についてお尋ねいたします。保育は、福祉行政の一環として働く人のため、また、共稼ぎにより生計を立てている人のために設置されているものと存じますが、本年度入園できなかったものが約700名と聞いております。これで福祉の一環と言えるかどうか。51年度の受け入れ体制についてお尋ね申し上げたいと思います。

次に、第三点の教育行政についてお尋ねいたします。特に幼稚園の問題でございますが、学

校教育法第80条に「幼稚園に入園することのできる者は、満3才から……」とありますが、せめて4、5才児から入園させることにしてはどうか。幼児教育が叫ばれている折、そうすべきであろうと存じますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

次に、第四点の消防行政についてお尋ねを申し上げます。皆さんすでに御承知のとおり、本市の面積は85.45平方kmという広大な中で、東南西と三方を山に囲まれている山林火災及び人家火災等の双方を守っていかなければならない行政の中で、国が奨励する小型積載車を本年度より8台購入に踏み切っていただいたのでございますが、あと6台購入しなければならない。これは消防団の継続事業でございますが、市長がかわっても、年次計画により予算化していただけるものと信じておりますが、財政難の折から市長の御答弁をお願い申し上げたいと存じます。

以上、三点について質問申し上げます。答弁のいかんによっては再質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（内田 繁君） 保育行政につきまして、二点ほど問題提起がございました。まず、第一点の北松尾保育園に対する増改築についてでございますが、合併引き継ぎによる老朽化した園舎でございますが、また、付近の人口増によります狭わいも私の方、充分承知いたしております。御指摘のありましたとおり、北松尾につきましては、保育需要が高くなってまいりましたが、無論、老朽化もしてまいっておりますので、他の園よりも優先して整備していかねばならないという考えは持っておりますが、先ほど来、何回となく市の財政事情を踏まえながらという答弁をしておるわけでございますが、市の財政の許す限り、これらの園の整備をしまいたいというお答えをしたいと思います。

それから、入園問題につきまして、51年度も非常に待機者が多いんじゃないか、その対策ということでございますが、無論、各施設とも狭わいなためにこういう現象が起こってきたわけでございます。それらの背景を充分踏まえまして、地域の事情もございまして、待機数も多い中で、財政の許す範囲でこれらの整備をして、一日も早く早期解消に鋭意努力したいというよりはかはないと思っておりますので、ひとつよろしく御了解賜りたいと思っております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

希望する幼児につきましては満3歳から入園することができるという、お説のとおりの方針でございまして、御承知のように、46年に文部省の諮問機関である幼児教育審議会から答申が出され、10カ年計画、57年をめぐりに希望する4、5歳児を収容するようという施策の方向が打ち立てられました。それに基づいて今回、いろいろ住民の方々の強い要請を受け、議

員さん各位から幼稚園建設をめぐるいろいろ御教示いただきました。私どももそれらの国の方向を見定め、10カ年計画で希望する4、5歳児を受け入れられる対策としての計画を立案し、前期5カ年で5歳児、一校区一幼稚園、もちろん私立幼稚園との競合を避けなければならないと考える中で立案し、後期5カ年では、57年を目指して4歳児も受け入れようという体制をとろうという計画をいたしてまいりました。

その中で計画未遂でいろいろ御叱責を賜っておりますが、現在、人口増に対する義務教育施設充実を一日もゆるがせにできない中で、幼児教育振興についても深い関心をいただき、保護者の声も高うございます。御要請に応じて対処していきたいと考えます。

しかし現実には、御承知のように、施設設備につきましては低い基準単価で2分の1の国府補助、なお、私どもが常々園 に対し要望する幼稚園の教職員、教諭については、その半分を国府負担に切りかえよ、他の義務教育並みに府と国で持ってほしいということをや々要請するのでございます。それらも現在、国の方では財政的な具体的措置が講ぜられない中で、いかようにして皆様方、住民の方々の意思に沿うように対処するかが現下の課題と確信いたします。今後、世論を受けて世論にこたえる行政が、すなわち市長のテーマと言われる中で、上司とも充分協議いたしまして、希望する4、5歳児を受け入れられるよう、また、未設置校区については、私立との競合を避けながら設置できるように努力ながら対処してまいりたい、かよう考えます。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 市長（池田忠雄君） 第四点の消防行政につきましての御質問にお答え申し上げたいと存じます。

市民の生命財産を守る非常に重要な消防行政でございます。消防団の皆さんには、特に日夜を分かたぬ御協力をいただいております。この席上をお借りいたしまして、衷心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

なお、御指摘の小型積載車の購入につきましては、本年度の購入に引き続きまして、何とか苦しい中でございますが、引き続いて購入に踏み切らせていただき、何とか消防行政の充実の一環として努力させていただくつもりでございますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

- 15番（上代卯之松君） 保育の問題についてでございますが、各議員さんよりいろいろと質問が出され、その中で同じような答弁が続けられておるわけなんでございますが、特に増改築といっても、やはり地元の人口増というか、それらを部長が実態を把握され、早期に踏み切っていただくことをお願い申し上げ、保育の問題については終わりたいと存じます。

教育長の御答弁をいただいたのでございますけれども、教育問題にしても、この4、5歳児にしてあげることによって保育園の園児が大分緩和されるんじゃないか。来年度は700名近くが入園できないという中で、これを助けてやるんだという気持で、教育長が申されましたように、よく上司と御相談の上で何とか踏み切っていただきたい。かように存じますので、市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 答へ申し上げます。

特にいま、御指摘の幼稚園問題について教育長から御答弁をさせていただきましたが、意欲をもってこの問題に対処させていただき、御指摘のように保育園との関連性がございますので、この辺を十分にらみ合わせながら前向きに対処させていただきたいと存じます。

○ 15番（上代卯之松君） それでは、くどくど申し上げませんが、四点目に申し上げました消防の件でございますが、これは団の継続事業として行っていくという観点に立って、何とか50年度と同じ形で51年度も予算化していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして一般質問が全部終了いたしました。

この際、お詫りいたします。去る17日のお昼の休憩時間に各会派代表者会議を開催し、御協議をお願いいたしており、皆さんのすでに御了解をいただいておりますものと存じますが、「市立病院建設特別委員会設置並びに委員の選任について」を日程に追加し、御審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、さようさせていただきます。

それでは、「市立病院建設特別委員会設置並びに委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第2号

市立病院建設特別委員会設置並びに委員の選任について

和泉市議会は市立病院建設特別委員会を設置し、その委員を選任するものとする。

昭和50年12月23日提出

和泉市議会議長 貝淵博治

- 議長（貝淵博治君） 本件については、会派代表者会議において十分御協議を願っており、特別委員会を設置し、委員の選任については議長に一任されておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より選任させていただきたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、私より選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（北野丈夫君） 朗読いたします。

藤原要馬議員さん、坂上國治議員さん、直村静二議員さん、竹下義章議員さん、柳瀬美樹議員さん、山田清二議員さん、関戸正一議員さん、池辺秀夫議員さん、

以上8名です。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、ただいまの朗読どおり選任することに決めます。特別委員の皆さんにはまことにご苦勞ですが、よろしく願い申し上げます。

○

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。日程第2「財団法人和泉市商工業振興会設立について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程に追加し議題とすることに決めます。

日程第2「財団法人和泉市商工業振興会設立について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

財団法人和泉市商工業振興会の設立について

今般、和泉市商工業振興対策審議会答申事項の趣旨を体现するため、財団法人和泉市商工業振興会を次により設立することとなったので、これを報告する。

昭和50年12月23日提出

和泉市長 池田忠雄

(別添書類)

- 1 設立趣意書
- 2 財団法人和泉市商工業振興会寄付行為
- 3 当回事業計画
- 4 当初収支予算書

設 立 趣 意 書

近時わが国は稀有の経済成長により、諸産業は飛躍的進展をみせ誠に面目躍如たるものがまありますが、反面本市の代表的地場産業である繊維業界や人造真珠業界は、最近の通貨調整措置や発展途上国の追いあげ等激しい国際経済環境下において構造的な難問題を抱えており、これら産業の長期的見とおしは混迷状態といっても過言ではありません。また、商業面においても、泉北ニュータウン等背後地開発に伴う人口増に対処して、市独自の商業施策が要請されているところであります。

これら対策として、折しも本年3月和泉市商工業振興対策審議会答申がなされ、市産業ビジョンの形成をはじめ、拠点としての商工会館の完成、労働福祉施策たる勤労青少年ホームの建設、中小企業従業員互助会制度基金積立て等着々その施策化がつとに実現しつつあるところであります。

今後とも更に、同答申趣旨の具体化には、今般創設された小規模企業共同利用工場(工場アパート)の建設事業をはじめ、特産品振興、観光事業、総合会館施設の管理運営等市商工業全般にわたる振興発展のため市はもとより商工会、業界、関係機関等官民一体あげての総合的かつ強力

な推進機構が必要であります。よって、ここに財団法人和泉市商工業振興会を設立し、衆智を結集して商工業発展への推進を図ることこそ最善の策と思科し、爾後に対し、将来を望む次第であります。

昭和50年12月23日

財団法人和泉市商工業振興会設立代表者

池 田 忠 雄

財団法人和泉市商工業振興会寄付行為 (案)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人和泉市商工業振興会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人の事務所は、大阪府和泉市府中町2丁目7番5号和泉市役所内に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、和泉市の地場産業振興に寄与することにより、市内中小企業の健全育成に資するとともに、併せて観光の開発に努め、もって地域の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地場産業振興に関する調査研究、資料の収集及び刊行物の発行に関すること。
- (2) 小規模企業共同利用工場建設譲渡事業に関すること。
- (3) 観光に関すること。
- (4) 特産品の普及、宣伝、まっせんに関すること。
- (5) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 構 成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) この法人設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 法人の設立に際し、基本財産とされた財産
- (2) 法人設立後に基本財産として、指定して寄付された財産
- (3) 法人設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署又は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国公債等確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(基本財産処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の 4 分の 3 以上の同意を経、大阪府知事の承認を得てその一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て決定する。

2 収支決算は、毎会計年度終了後 2 箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て理事会の承認を経なければならない。

(特別会計)

第 11 条 この法人は、特定の事業に係る経理を明確にするため、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

理事 9名以上12名以内

監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

(選任)

第14条 理事長は、和泉市長の職にある者をもって充てる。

2 理事のうち6名は、和泉市議会議長、和泉市議会産業衛生病院常任委員長、和泉市助役、和泉市総務部長、産業衛生部長及び産業衛生部次長の職にある者をもって充てる。

3 前2項に定めるほか、理事は、理事会において選任する。

4 専務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

5 監事は、和泉市収入役及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この法人の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

3 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 監事は、民法第59条の職務を行うものとする。

(任期)

第16条 理事のうち第14条第1項及び第2項に定めるものの任期は、同項に定める職の任期により、その他の理事の任期は、2年とする。ただし、再任されることを防げない。

2 補欠又は定数の増加により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により解任することができる。

(役員報酬)

第18条 この法人の役員は、名誉職とする。ただし、常勤の役員については、理事会の議決により報酬又は手当を支払うことができる。

第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄付行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 収支予算及び事業計画に関すること
- (2) 収支決算及び事業報告に関すること
- (3) 資金の借入れ及び償還方法に関すること。
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第21条 理事会は、必要とき理事長が招集する。

- 2 理事の4分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の開催の請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、文書をもって会議の五日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理由は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第27条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第28条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局の職員は理事長が任命する。
- 3 事務局長は、事務局を統轄する。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事会において全理事の3分の2以上の同意を得、かつ主務管庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意により解散する。

- 2 この法人が、解散した場合において、残余財産があるときは、和泉市に帰属するものとする。

附 則

- 1 この法人設立当初における理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条の規定にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条並びに第20条第1項の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算書のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初における会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。

別 表

理事長	和泉市長
理 事	和泉市議会議長
	和泉市議会産業衛生病院常任委員長
	和泉市商工会長
	繊維関係業界代表
	真珠関係業界代表
	婦人子供服関係業界代表
	和泉市助役
	和泉市総務部長
	和泉市産業衛生部長
	和泉市産業衛生部次長
監 事	和泉市収入役
	和泉市監査委員事務局長

事 業 計 画

この振興会は、寄附行為第4条に掲げた事業を逐次実施するものであるが、当初は、地場産業振興に関する調査研究、資料の収集（特に工場アパート）及び共同利用工場建設譲渡事業を主とするとともに、地場産業製品の宣伝、あっせん、観光地宣伝及び市内中小企業者に対する情報提供事業について、初年度計画を次のとおり定める。

初 年 度 事 業 計 画

種 別	計 画 の 概 要	事 業 費
地場産業振興に関する調査研究資料収集事業	1 小規模共同利用工場基本調査研究事業 2 小規模共同利用工場移転希望企業実情調査研究事業	円
特産品の宣伝あっせん事業	1 特産品パンフレット作成 2 特産品あっせん販売	6,208,000
観 光 事 業	1 観光地 絵ハガキ作成 2 観光地 パンフレット作成 3 観光地 案内作成	

初年度収支予算書

自昭和 年 月 日

至昭和51年 3月31日

1 歳入総額 6,208,000円

2 歳出総額 6,208,000円

歳入		予算額	摘要(算定基準等)
款項	目		
1. 財産収入		15,000円	
(1)基本財産収入		11,250	
	1 定期預金 利子収入	11,250	年利率4.5% 3ヶ月定期
(2)運用財産収入		3,750	
	1 普通預金 利子収入	3,750	
2. 寄付収入		5,300,000	
(1)指定寄付収入		5,300,000	
	1 事業指 定寄付収入	5,300,000	工場アパート建設調査事業補助金 1,300,000円 同 市寄付金 2,500,000 和泉市観光協会よりの寄付金1,500,000
3. 事業収入		880,000	
(1)売払収入		880,000	
	1 売払収入	880,000	特産品・プリント売払収入 550,000 観光絵ハガキ売払収入 330,000
4. 雑収入		13,000	
(1)手数料収入		10,000	
	1 物品まつ せん 手数料収入	10,000	物産品まつせん収益
	2 物品取 扱 手数料収入	3,000	
合 計		6,208,000	

歳		出	
款 項	目	予 算 額	摘 要
1. 事務費		4,100,000 円	
(1)事務費		4,100,000	
	1.報 酬	192,000	委員 8人×8回×3,000円=192,000円
	2.報 償 費	608,000	専門調査員 2人×25日×10,000円= 謝礼 108,000 500,000
	3.賃 金	3,000,000	3,000円×10人×10日=3,000,000
	4.交 通 費	150,000	
	5.食 糧 費	110,000	理事会賄 50,000 工場アパート調査賄 60,000
	6.消 耗 品 費	300,000	登記料 事務用品
	7.印刷製本費	350,000	
	8.通信運搬費	20,000	
	9.借 上 損 料	20,000	
	10.備 品 費	50,000	公印ロッカー 50,000
	11.委 託 料	2,000,000	工場アパート設計調査委託料
3. 事業費		1,800,000	
(1)事業費		1,800,000	
	1.観光特産品 しょうかい 事業	1,500,000	特産品パンフレット 500,000 絵ハガキ 300,000 観光パンフレット 400,000 観光案内 300,000
	2.運 営 費	300,000	特産品買上 300,000
4. 予備費		308,000	
(1)予備費		308,000	
	1.予 備 費	308,000	
合 計		6,208,000 円	

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君）

ただいま上程されました報告第20号「財団法人和泉市商工業振興会設立について」を御説明申し上げます。

まず本年3月、本市の商工業振興に関する対策について審議会より答申をいただき、これに基づき市議会初め関係諸団体のお力添えによりまして、商工活動の拠点たる商工会館の建設、労働福祉施策としての勤労青少年ホームの建設あるいは中小企業従業員互助会制度基金積み立て等、つとに推し進めているところでありますが、今後ともさらに答申の趣旨を一そう具体化するため、強力な推進母体設置の必要性が生じ、ここに財団法人和泉市商工業振興会が設立と相なつた次第であります。

また、本法人設立の直接的契機として格別設立を急ぐ理由は、先般、通産省において小規模企業共同利用工場、いわゆる工場アパートの建設譲渡制度が創設せられ、特に本市の緊急課題である住工混在過密地域の解消策として、環境改善整備事業地域の工場移転受け皿対策の一手法として適用するには事前の調査が必要要件とされ、これが調査補助金受け入れ並びに事業実施機関として早急に整備する必要によるものであります。

次に、この財団法人の設立趣意書、寄付行為、初年度の事業計画、初年度の収支予算案等、お手元に御配布しておりますが、その概要を御説明申し上げますと、民法の規定による法人として、和泉市の出資によって設立するものであります。

次に、別添資料、財団法人和泉市商工業振興会寄付行為の案について、第1条、名称については、財団法人和泉市商工業振興会と称し、第2条は、事務所の所在地として当分の間、市役所内といたすものであります。

第3条は、目的規定であり、第4条関係は、行おうとする事業内容でありまして、地場産業振興のため調査研究を初め、工場アパート建設譲渡事業に関すること、観光、特産品振興が主たる事業であります。

第5条から第12条までは、法人の資産及び会計に関する規定でありまして、第5条関係では、法人の資産として資産収入、事業収入、その他の収入をもって構成いたすものであります。

第6条では、資産の種別として基本財産と運用財産に区分し、第7条は、資産の管理。第8条は、基本財産処分の制限。第9条は、経費の支弁関係では、運用財産をもって支弁する旨規定いたしております。

第10条は、予算及び決算。第11条は、特別会計。第12条は、会計年度の定めであります。

第3章、第13条から第18条までは、役員に関する規定であり、役員の種類別定数としては、理事9名から12名以内、監事2名とし、その選任については、第14条で、一定の職にまる者をもって構成いたしております。

第15条は、職務、第16条は、任期、第17条は、解任、第18条、役員報酬に関しては、常勤役員を除いては、名誉職といたしております。

第19条から第26条までは、理事会の権能と運営に関する基本規定であります。

第27条、第28条関係は、事務局設置に関する規定であり、第29条では、寄付行為の変更手続、第30条では、解散手続と、残余財産の市帰属に関する規定であります。

附則第1項では、設立当初における役員と、その任期を定めるものであり、同第2項では、設立初年度の事業計画並びに収支予算書の取り扱いであり、附則第3項では、設立初年度における会計年度の特例であります。

なお、別表では、本文第14条第2項との関連で、理事のうち6名は市議会行政関係としておりますことは、設立発起人という意味で示しているものでありますが、やはり実名とともに和泉市の商工振興対策の観点から、設立当初より業界代表の方々にも御参画願いたいということで、商工会長、縦横関係、真珠関係、婦人子供関係の方々も含んで発足したいと考えまして、総数は当面12名の範囲内で理事会を構成しようとするものであります。また今後、この振興会の事業進展に相まって、必要に応じ理事会の議を得て定数を15名程度に増員を図ってまいりたく考えております。

次に設立初年度の事業計画であります。先ほど設立に至った必要性の中で申しました、特に通産省の制度として、中小企業の高度化資金貸付制度の中に新しく創設されました。小規模企業共同利用工場建設譲渡事業の基本調査研究事業及び小規模共同利用工場移転希望の企業実情調査研究事業であります。ここで、この制度の中身を少し申し上げますと、この事業の行える団体は、政令都市または市が2分の1以上出資して設立した法人でありまして、建設譲渡事業を行う前には、当然、一定の基本調査が要件とされ、この経費についても、市が設立した法人に本年度、中小企業庁と大阪府が合わせて130万円余の調査補助が交付されるものであります。

さらに、この調査の結果によりまして、原則として同一業種で従業員20人以下の企業が、5人以上まとまって共同利用工場の譲渡を受けようとする場合、建設事業主体のこの法人に対し、土地、建物、構築物、共同施設等、必要事業費の90%が国及び府から貸し付けをなされるもので、償還期限は据え置き3年を含んで16年間、利率は一般の場合年2.7%、同和関係は無利子で貸し付けをされるものであります。

譲渡を受けようとする企業者は、2年以内に組合を組織して、結果的にはその組合が譲渡を受けて共同利用をするもので、これらに参加しようとする対象企業は、当初にこの法人に入居保証金と並んで10%を納入していただき、建設完了したときから組合結成するまでの間は、この法人から賃貸リースまた、参加する企業は、既存のすべての施設を共同利用工場に移転することの条件があります。

以上が、この小規模企業共同利用工場の建設譲渡事業制度の概要でありまして、これに関する調査事業と特産品の宣伝まっせん事業、観光に関するパンフレット及び案内等の作成事業を計画しております。

続いて、最後の資料の初年度の収支予算の関係であります。ただいま御説明申しました事業計画を執行するに際して、歳入面ではまず、この法人設立に当たって市より100万円の出資を予定しております。これの3カ月分の定期預金の金利1万1千250円と、この法人の運用資金の普通預金利子3千750円、合計財産収入として1万5千円を計上したもので、次に、寄付収入では、国、府より小規模企業共同利用工場建設譲渡事業を行うための補助金130万円と、市より商工振興費の経費としての一部250万円、また、市観光協会よりの150万円、事業収入88万円、また、雑収入で、物品まっせん取り扱い手数料として1万3千円、総計620万8千円を予定したもので、歳出面では、事務費として、法人設立の経常事務費及び共同利用工場に関する調査経費が主で、報酬19万2千円は、全額調査委員会の委員報酬であり、調査関係の委託経費200万円等であります。

次に、事業費として、観光特産紹介事業でパンフ、絵はがき等の印刷費で150万円、特産品の買い上げ30万円を見込み、予備費30万8千円を計上して、総計歳出620万8千円を初年度収支予算と定めようとするものであります。

以上が、今回、設立することになった財団法人和泉市商工業振興会に関する寄付行為並びに事業計画、収支予算等の概要であります。何とぞよろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。 直村君。
- 18番（直村静二君） いま、いきなり報告議案として出ましたので十分目が通っていないのですがいずれ、これは産衛委員会などでも煮詰めて出てきたと考えておるんですが、四、五点お伺いしたい。

第1点は、振興会という名称、何か他にも振興会という名前があったと思いますので、もう少し市が参加して寄付金なり、市の出資でやるということですから、若干、名称については一考を要するんじゃないかと思いますが、それが一点。

それから、この財団法人に参加する資格、先ほどの説明もございましたが、業者である工場、団地などをつくる場合、何がしかの10%とか言っていました、その点について明快にお答え願いたい。

さらに、一般の業者は、この振興会との関係でどんな利点があるのか、この点をお尋ねしたい。

それから、この会の理事長は市長職をもって当たる。そして、助役、市会議長、その他産衛委員長等ということですが、議会との関係でどのように扱うのか、執行機関として仕上がった決算その他は、議会に報告されて一定の審議を受けるようにするのか、報告案件ですから、一年ごとに報告されるのか。

こういう諸点についてひとつ御答弁を願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君）

ただいまの直村議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

まず第一点、名称の問題ですが、いろいろ考え方はあろうと思いますが、先ほど部長からの説明の中にもありましたように、本市商工業の振興策の一環であるという考え方から、財団法人和泉市商工業振興会という名称を付けたものでございます。特に申し添えますが、これらの上級官庁の所管は、大阪府商工部または通産省にあります。中小企業庁という関係に相なっておりますので、御了解いただきたいと存じます。

それから、これらの事業に参加できる資格問題でございますが、この点についても部長の説明にもありましたように、これは一応、この法人は、国、府の同和対策の場合は90%、一般は80%ですが、それらの資金を借り受けまして、しかも、それに参加される企業者は、一般は20%、同和対策関係は10%の入居保証金という形で先にこの法人に納入される。それに基づきまして、この法人が用地を取得、建設、設備の関係もございまして、そういう一定の事業を行い、参加企業者は二年以内に組合を設立して、実際的には共同利用という形で組合がこの譲渡を受けていくという関係でございます。

資格問題につきましては、従業員20人以下の企業者の方が同一業種、これは原則論ですが、これが五つの事業所といえますか、5人の方が集まっていたら、当然、これの資格として考えられるという意味でございます。

それから、一般対策の場合の利点はどうかという御質問でございますが、これは一般対策であっても、同和対策関係であっても、和泉市地域の商工業の振興を図るという観点から、特に工業関係ではこの法人が事業を行い、そういう関係の方々が一応二年以内に組合をつくって

ただ、組合ができるまでの間はリース方式ですが、組合が結果的には譲渡を受けられよりよい企業発展を図るといふ利点でございまして、同和対策、一般関係についても、余り変わった点はないように考えております。

第四点目の議会との関係はどうかという御質問かと思ひます。御承知のように、全額和泉市の出資によって法人を設立していこうという関係でございまして、地方自治法の定めるところによりまして、毎年度、この商工業振興会で設立された事業計画、予算案、また事業実績、決算といった問題についても理事長から市長に報告申し上げ、市長の方から議会の皆さん方に自治法の規定によって報告するという段取りに相なるかと思ひますので、一応、御説明申し上げます。

- 18番(直村静二君) いきなりですので、皆さんの御意見を聞いたりできないので面食らっておりますが、観光関係は、特産物、その他と出てますが、観光業者などは、三業者、五業者となると全部平等にいくのですか。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君)
観光問題につきましては、一般的な観光業者という意味じゃなく、やはり商工業振興策の中には勤労青少年、また働く方々の定着対策の一環という問題もあります。片や、本市の特産品のPRというか、普及宣伝等も、振興会において観光問題、特産品問題等を取り扱ってきたい。これもすなわち商工業振興策の一つに値するのではないかという観点で一応、この事業計画の中に考えたわけでございます。
- 18番(直村静二君) 最後に、いろんな事業をやる場合、最初100%和泉市が出資するが、具体的には損益計算、利益、損失という場合の損失もあるかと思ひますので、そのときはどうするか、あるいはもうかった場合の関係について。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君)
先ほど申し上げましたように一応、われわれの理想論になるかと思ひますが、これに参加される企業は10%、これは工場リースの問題ですが、法人に納入される。まとの80%なり、90%の関係につきましては、国、府の一つの助成を受けてやっていくわけでございまして、利益はもちろんのこと、われわれとしては損失のないことを肝に銘じてこれらの事業執行に当たっていかねばならないと考えております。
- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第20号の報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） この際、私より理事者の議場出席について申し上げます。

現在まで、議長からの要請により、議案説明のため課長以上の出席をいただいておりますが、御存知のように議場も狭わいとなり、また、会期を通じまして一度も発言のない方も多々見受けられますので、むだを省き、次期議会よりの出席は次長以上とし、課長については、行政委員会担当課長及び財政課長、議案提出の部の担当課長のみの委任、委嘱にとどめていただき、出席しない課長においては、審議の状況に応じていつでも出席でき得る体制で自席で待機していただくよう改めたいと思いますので、御了解を賜りたいと存じます。

○
以上をもちまして、本定例会は付議されました議案審議は全部終了いたしました。よって、昭和50年第4回定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、第4回定例会を閉会いたします。

この際、市長のまいさつを許します。

○
（市長まいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 第4回定例会の閉会に当たりまして一言、御礼のごまいさつを申し上げます。

去る17日にお願い申し上げました第4回定例会も、年末何かとお忙しい折にもかかわらず、せう長期間にわたり慎重御審議を賜り、御提案申し上げました議案につきまして御可決、御承認いただきましたことにつきまして、衷心より厚く御礼申し上げる次第であります。

なお、昭和49年度決算認定につきましては特別委員会に付託され、御審議を願うことになりました。委員の皆さんには御苦労さんでございますが、よろしく願いを申し上げる次第であります。

一般質問並びに議案審議の過程において御指摘、御要望いただきました諸点につきましては十分尊重いたしまして、職員と一致協力し全力を傾けてまいり所存でございます。議員皆様方の御指導、御鞭撻もあわせてよろしく願い申し上げます。

いよいよ本年も余日少なくなり、加えて寒さも一段と厳しさを増してまいりました。皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、昭和51年のいいお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、閉会に当たっての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(貝淵博治君) 一言御礼申し上げます。

7日間にわたる本年最後の定例市会も本日をもって閉会の運びに至りましたことを、議長といたしましてここに厚く御礼申し上げます。ことに本定例会を通じて一般質問並びに提出議案については、終始御熱心に、しかも慎重御審議を煩わしまして、また、議事運営には格別の御協力をいただきまして、おかげをもちましてすべての議案が可決され、長期議會を円滑に終了できましたことは、ここに改めて議員各位の御支援に対し衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新市長を迎えまして初めての議會であったわけではありますが、本議會を通じて種々御指摘のあった事項について、理事者におかれましては十分意を尊重され、鋭意研究検討の上即実行に移され、前進する和泉市政の実現に全力を傾注せられんことを特に希望いたします。

最後に皆様方の健康でいいお年をお迎えくださらんことをお祈り申し上げまして閉会の言葉といたします。まことに長期間、大変御苦勞でございました。ありがとうございます。

(午後8時閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会 議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員